

横浜市のIR推進を考えるシンポジウム
～IR推進のエビデンスの観点から～

2021年6月26日(土) 12:20～17:00

Zoomでの開催

- ◇司会 柴田 直子 (神奈川県大学法学部教授)
- ◇開会挨拶 12:20～12:25
大庭 三枝 (神奈川県大学法学部研究所長)
- ◇報告 12:25～13:10
横浜IR市長説明動画
林 文子氏 (横浜市長)
- ◇基調講演1 13:10～13:40
横浜市のIR推進の有効性
佐々木 一彰氏 (東洋大学国際観光学部教授)
- ◇基調講演2 13:40～14:10
横浜市のIR推進の問題点
鳥畑 与一氏 (静岡大学人文社会科学部経済学科教授)
- ◇報告1 14:10～14:30
市民から見た横浜市のIRカジノ推進の問題点
菅野 隆雄氏 (カジノ誘致反対横浜連絡会事務局長)
- ◇報告2 14:30～14:55
ギャンブル依存症対策から考える横浜市IR
田中 紀子氏 (ギャンブル依存症問題を考える会代表理事)

----- 休憩 10分 -----

- ◇パネルディスカッション 15:05～17:00
「横浜市のIR推進について」
- パネリスト
金井 利之氏 (東京大学法学部教授)
星野 泉氏 (明治大学政治経済学部教授)
大川 千寿氏 (神奈川県大学法学部教授)
真城 愛弓 (東洋経済新報社編集局統括編集部)
- コーディネーター
幸田 雅治 (神奈川県大学法学部教授)

主催：神奈川県大学法学部研究所

資料目次

		頁	資料作成者/出典
1	PPT「横浜市のI R推進の有効性」	1~41	佐々木一彰
2	PPT「横浜市のI R推進の問題点」	42~109	鳥畑与一
3	PPT「市民から見た横浜市のI Rカジノ推進の問題点」	110~130	菅野隆雄
4	PPT「ギャンブル依存症対策から考える横浜市I R」	131~154	田中紀子
5	PPT「財政の観点から見た横浜市のI R推進について」	155~172	星野泉
6	PPT「横浜IRに関する政策形成における「エビデンス」をめぐる一考察」	173~211	大川千寿
7	PPT「横浜市のI R推進における政策透明性について」	212~233	真城愛弓
8	本シンポジウムの構成について（経緯）	234	法学研究所共同研究グループ
9	EBPMについて	235~239	法学研究所共同研究グループ
10	横浜市IR推進に関するパブリックコメントについて	240~244	法学研究所共同研究グループ
11	横浜市IR推進に関する有識者ヒアリング結果	245~248	法学研究所共同研究グループ
12	Canadian Gambling Digest 2013-2014（抜粋）	249~253	出典 /Canadian Gambling Digest 2013-2014
13	IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）報告書概要版	254~258	出典/横浜市資料
14	IR設置運営事業に係るコンセプト募集の提案概要	259~267	出典/横浜市資料
15	IR設置運営事業に係る追加コンセプト募集の提案概要	268~270	出典/横浜市資料
16	市民説明会アンケート結果	271~279	出典/横浜市資料
17	第100号議案 直接請求に基づく「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（I R）誘致についての住民投票に関する条例」の制定について（令和3年市会臨時会）	280~282	出典/横浜市資料
18	質問に対する横浜市からの回答	283~294	横浜市、法学研究所共同研究グループ
19	横浜市IRの代替案	295~300	法学研究所共同研究グループ

20	カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法 施行規則案について（概要）	301~303	カジノ管理委員会事務局（令 和3年4月2日）
21	IR推進に関する横浜市会における市長発言（抜粋）	304~326	出典/横浜市会 議事録
22	住民投票条例に関する横浜市会における市長発言（抜 粋）	327~340	出典/横浜市会 議事録
23	IR推進に関する定例記者会見での市長発言（抜粋）	341~348	出典/横浜市HP
24	情報公開請求関連資料	349~378	横浜市
25	講師・報告者・パネリスト等略歴	379~381	

横浜IR推進の有効性

2021年6月26日

横浜市のIR推進を考えるシンポジウム

東洋大学

佐々木一彰

目次

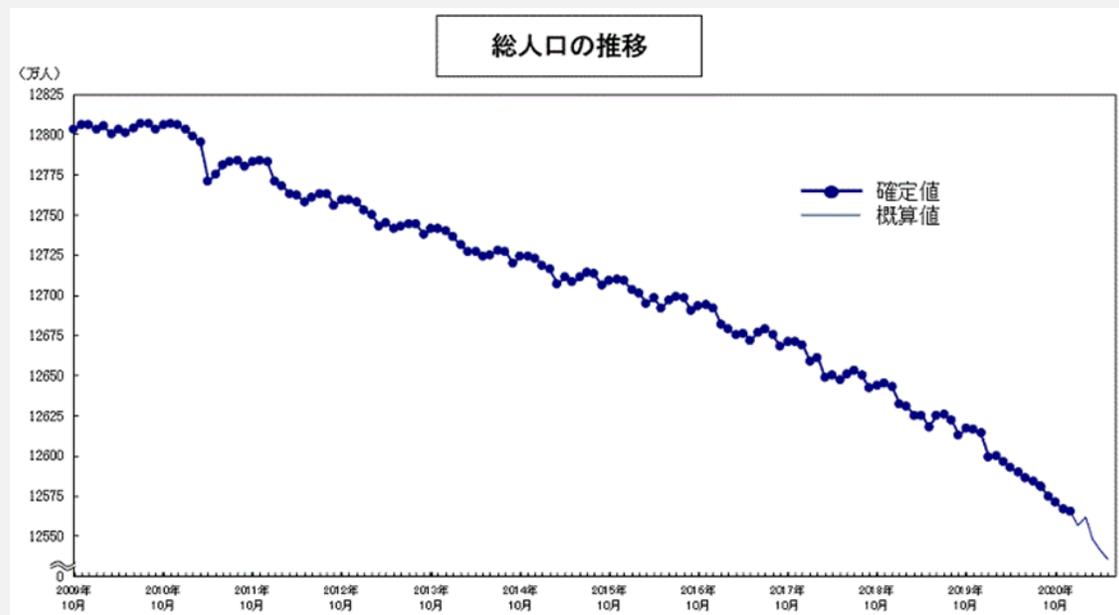
- 1.はじめに
- 2.日本における観光政策
- 3.横浜市
- 4.観光政策の課題
- 5.特定複合観光施設区域整備法
- 6.社会的な懸念事項
- 7.二人のノーベル経済学者
- 8.むすび

1. はじめに

- 2018年にカジノを収益のエンジンとするIR（統合型リゾート）が合法化された。
- 日本において非合法であったカジノというギャンブルを合法化した。
- 投資効率からみてみたら通常の民間企業では不可能な、しかしながら交流人口の増加に寄与する、つまり観光振興に寄与する観光施設を建設させようとする目的のためになされたものであった。
- IRについてはその目的等についてなかなか理解が進んでいない。

2.日本における観光政策

図1.日本の総人口の推移



(出所)総務省統計局(2020)『人口推計(令和2年(2020年)12月平成27年国勢調査を基準とする推計値,令和3年(2021年)5月概算値)(2021年5月20日公表)』
(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>:2021年6月19日アクセス)

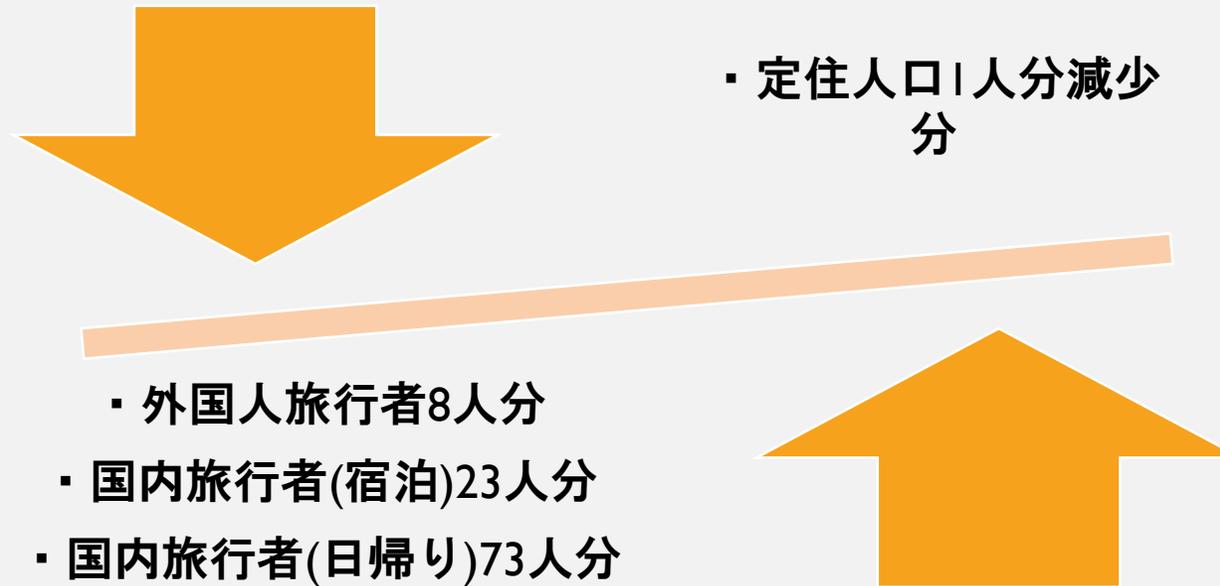
観光立国推進基本法

(目的)

- **第一条** この法律は、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

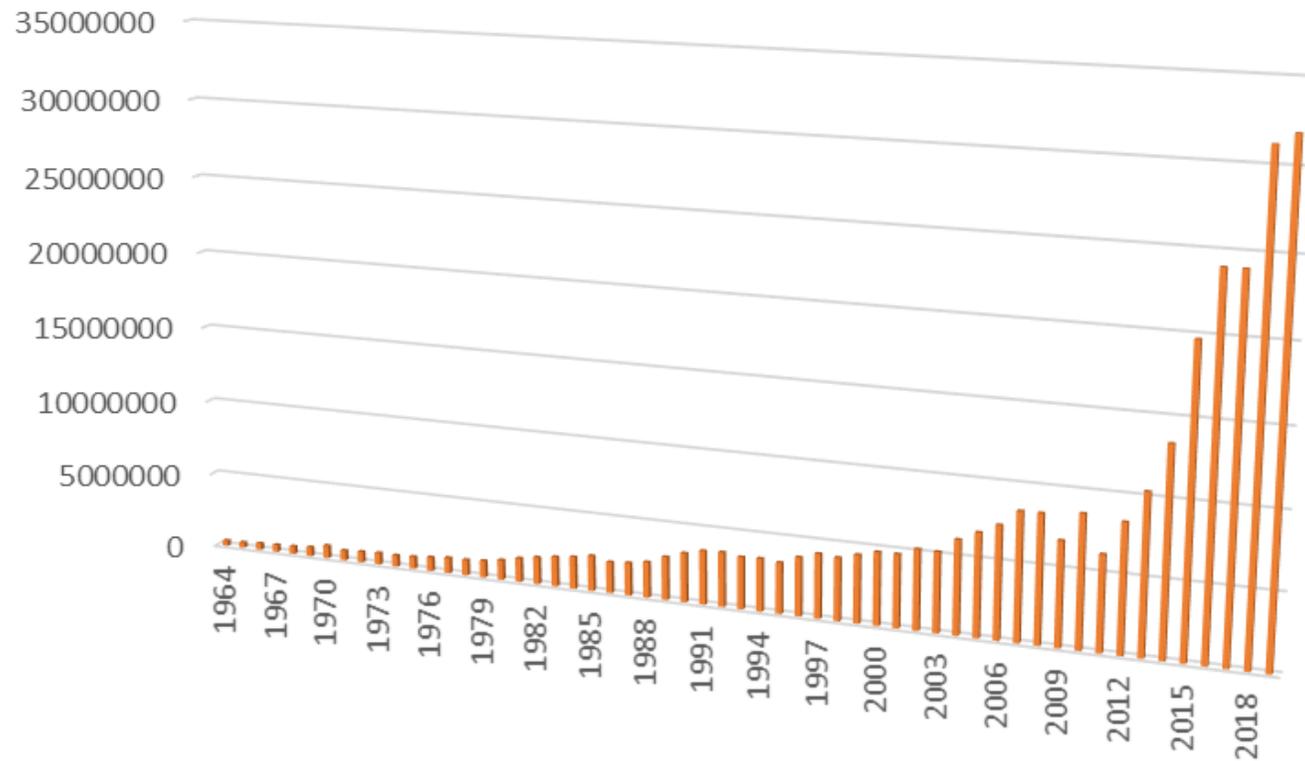
(出所) e-Gov(2007)『観光立国推進基本法』(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC1000000117>:2021年6月20日アクセス)

図2. 定住人口と交流人口



(出所)北陸信越運輸局 観光部(2019)『地域の活性化にかかる観光庁の諸施策について』,p3(<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/content/000117748.pdf>,2021年6月19日アクセス)より作成

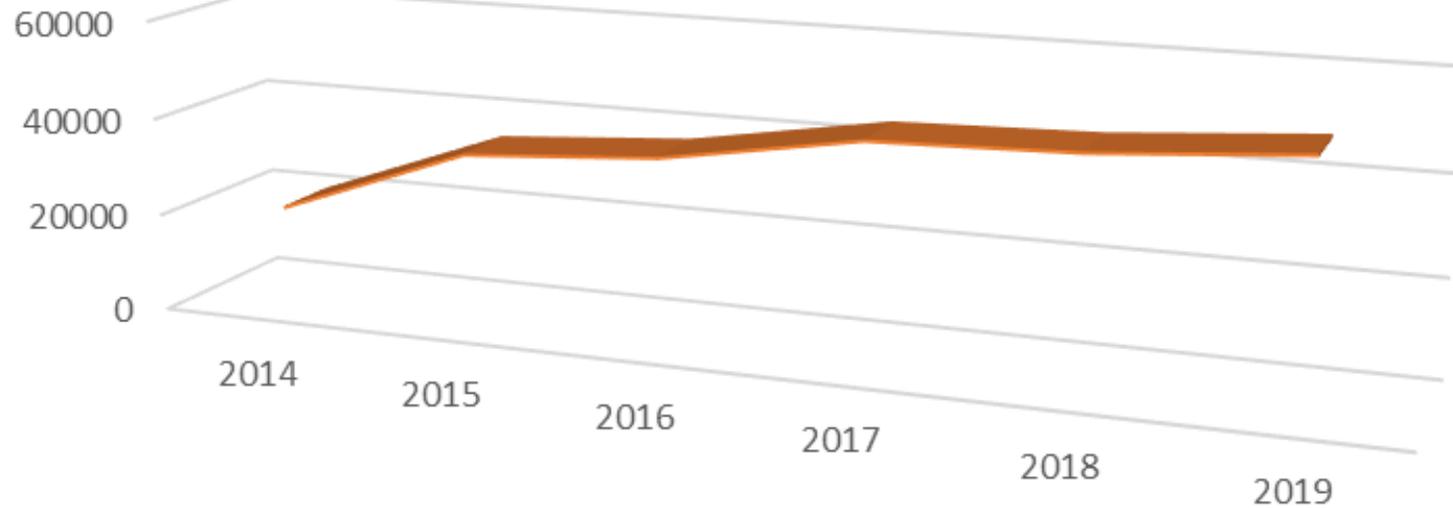
図3.インバウンド観光客の推移（人）



(出所)JNTO(2020)「年別 訪日外客数, 出国日本人数の推移」

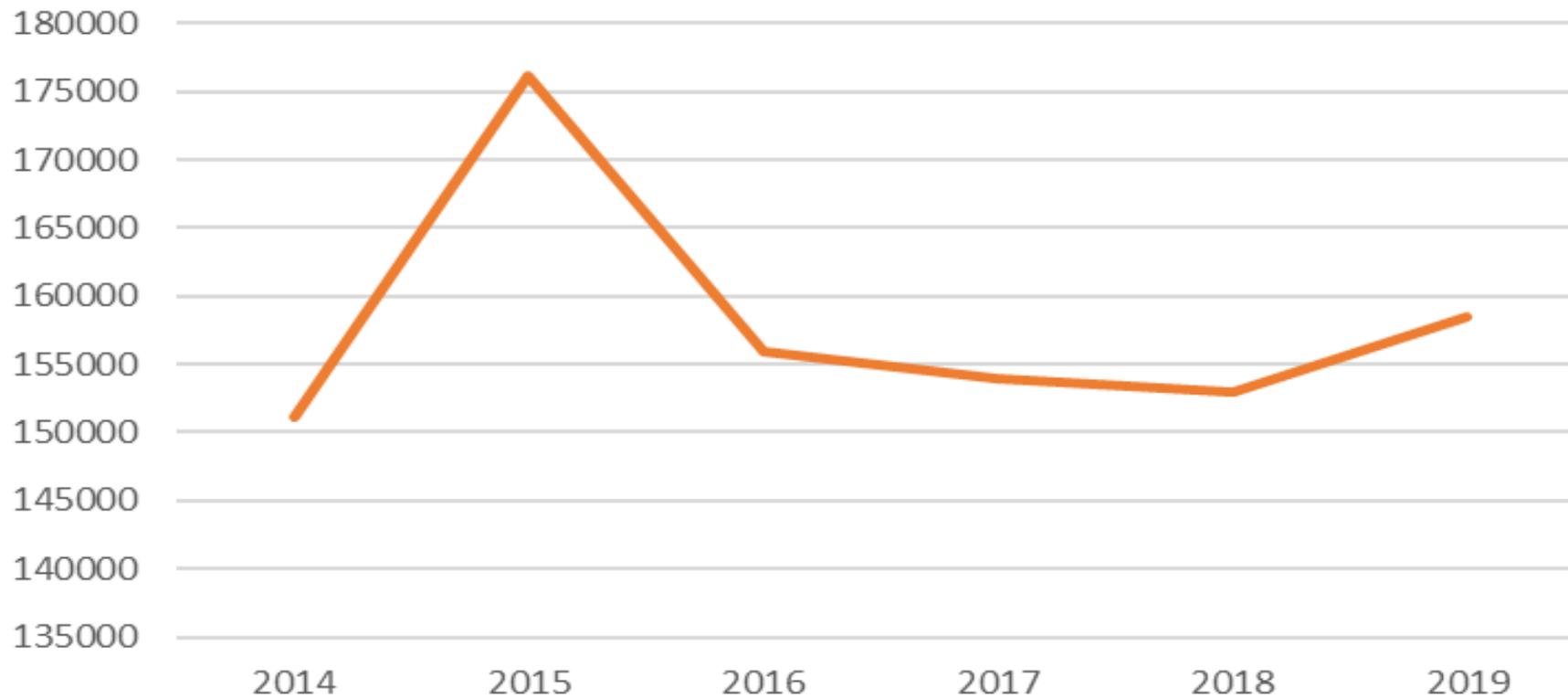
(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf:2021年5月14日アクセス)より作成

図4.訪日外国人消費金額総額（単位：億円）



（出所）観光庁(2015)(2016)(2017)(2018)(2019)(2020)「訪日外国人の消費動向 年次報告書」（<http://www.mlit.go.jp/common/001084273.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001173130.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001179486.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001230775.pdf>, <https://www.mlit.go.jp/common/001285944.pdf>, <https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/content/001345781.pdf>:2021年5月13日アクセス）より作成。

図5.訪日外国人一人当たり消費金額（円）

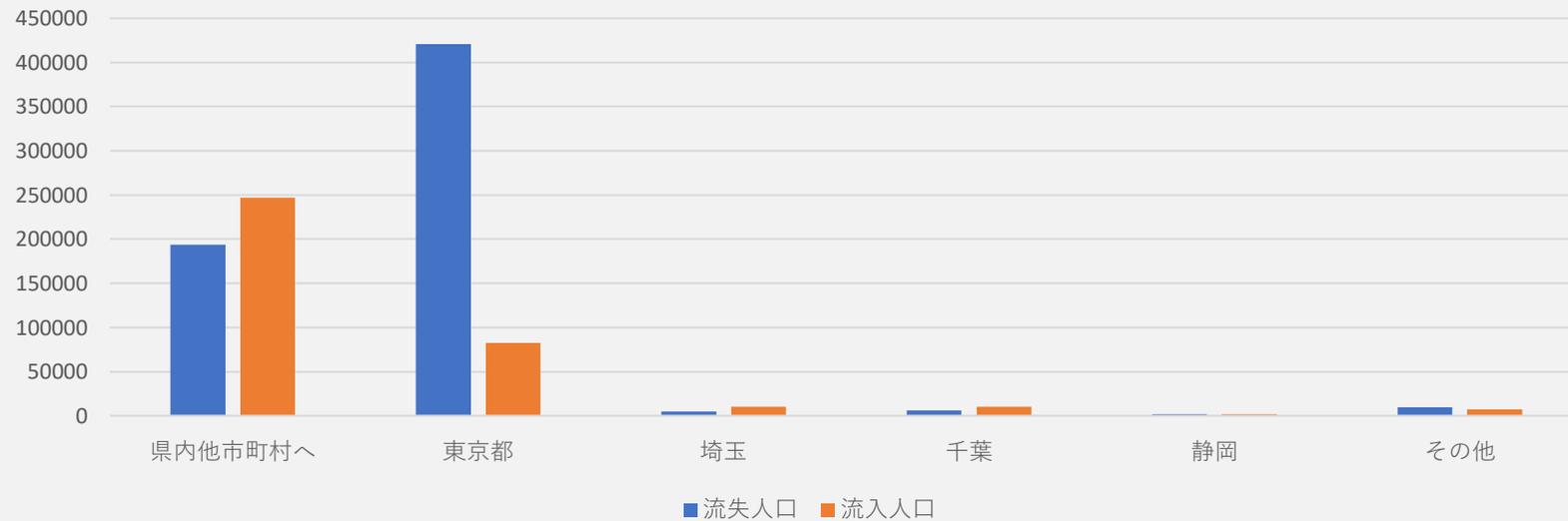


（出所）観光庁(2015)(2016)(2017)(2018)(2019)(2020)「訪日外国人の消費動向 年次報告書」（<http://www.mlit.go.jp/common/001084273.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001173130.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001179486.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001230775.pdf>, <https://www.mlit.go.jp/common/001285944.pdf>, <https://www.mlit.go.jp/kankochou/siryou/toukei/content/001345781.pdf>:2021年5月13日アクセス）より作成。

資料

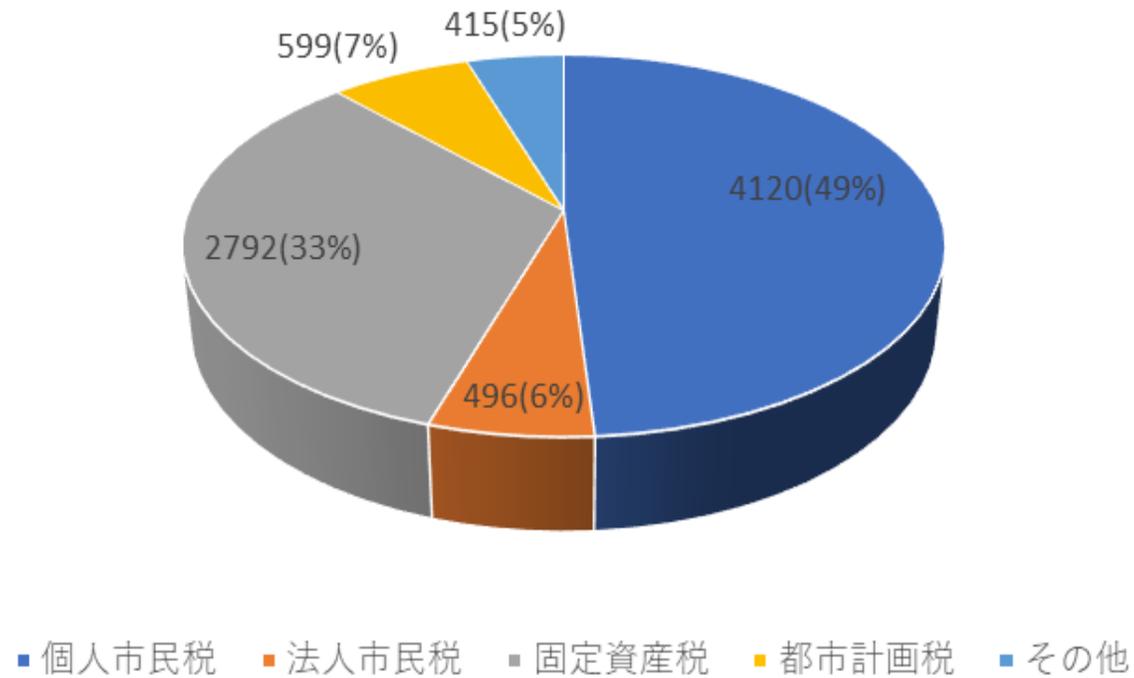
3.横浜市

図6. 横浜市の流入人口、流出人口（通勤）



（出所）横浜市(2021)「長期時系列データ(人口・世帯)」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/jinko/choki.html#F5D88>：2021年6月22日アクセス)より作成。

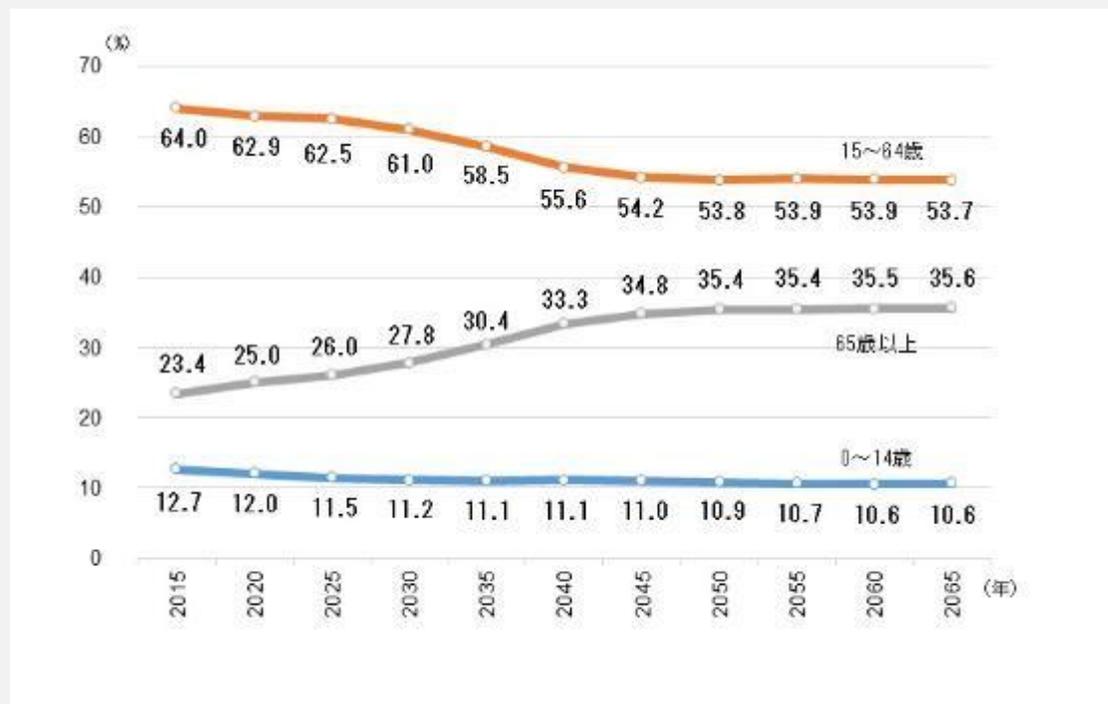
図7.令和2年度 市税決算見込み額（億円）



(出所)横浜市(2021)『令和3年度市税収入』(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/hsunyu/shuunyu.files/03shuunyu.pdf>:2021年6月19日アクセス)より作成



図8. 横浜市の将来人口推計値・・・年齢3区分の割合



(出所) 横浜市 (2019) 『横浜市将来人口推計』 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/jinkosuikei.html>:2021年6月20日アクセス)

☆「通常」の税込以外の歳入源が必要

横浜市では、宝くじ収益金を公共事業に役立てています。

【代表的な使いみち】

- ・ 子育て支援事業・保育所の整備、プレイパーク支援に活用。
- ・ 教育施設整備・小中学校などの教育施設の整備、及び、学校施設の老朽箇所改修に充当。
- ・ 文化施設整備・横浜美術館、みなとみらいホール、関内ホールなどの芸術・文化施設の運営。
- ・ 老人福祉事業・高齢者等住環境整備、外出支援サービス事業等に充当。

(出所) 横浜市(2021)『宝くじ売上金の内訳と横浜市における使いみち』
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/takarakuji/takarakujiuchiwake.html>:2021年6月20日アクセス)

- 日本では偶然の事象に金品を賭けることは刑法185条（賭博）、186条(常習賭博及び賭博場開帳図利)、187条（富くじ販売等）により原則として禁止されている。しかしながら「特別法」の存在により違法性が阻却され（刑法35条）日本に合法的な「ギャンブル」の存在を許している。
- 前述の「宝くじ」も「当せん金付証票法」の存在により合法的に存在しており地方の財政に寄与している。
- ギャンブルを合法化するための「特別法」は「ギャンブルが社会的に意義のあることを行うため」制定される（されてきた）。

参照 e-Gov(2020)『刑法』（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=140AC0000000045>：2020年6月20日アクセス）およびe-Gov『当せん金付証票法』（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000144>：2020年6月20日アクセス）参照。

当せん金付証券法

(この法律の目的)

- **第一条** この法律は、経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証券の発売により、**浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調達に資することを目的とする。**

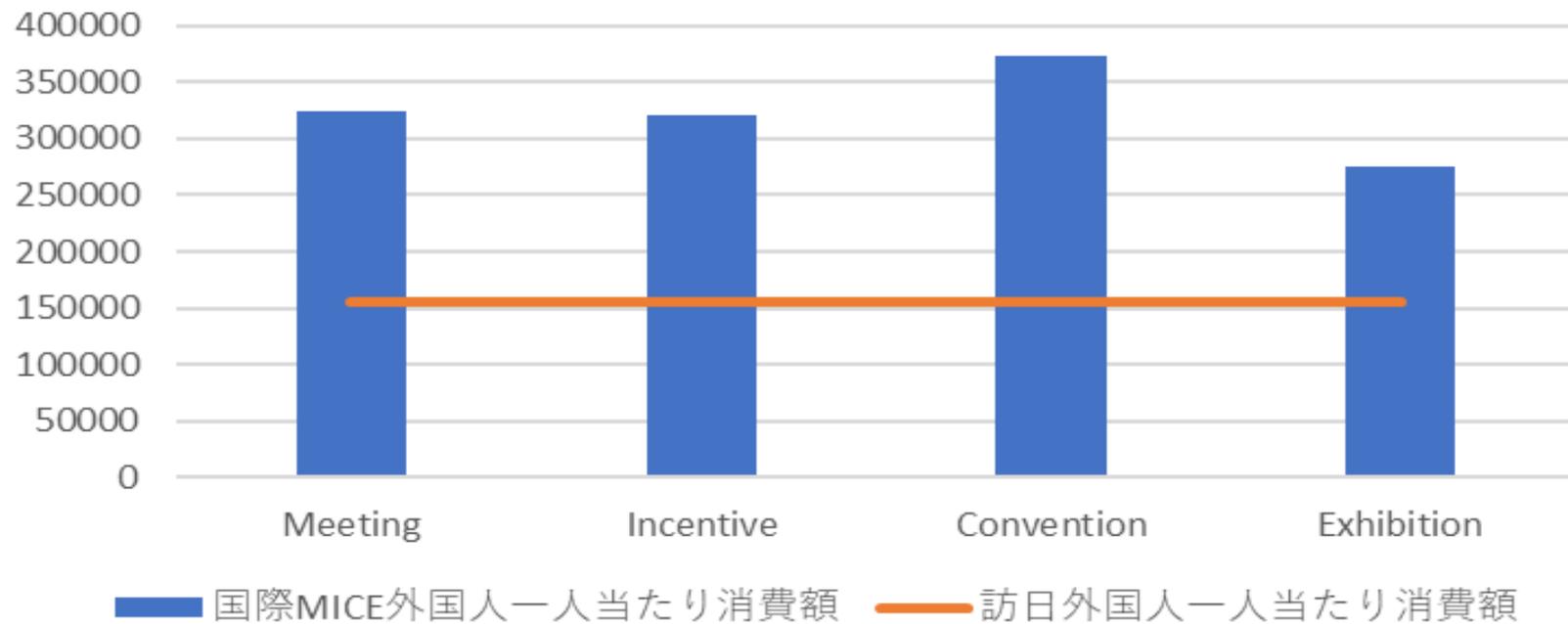
(出所) e-Gov 『当せん金付証券法』 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000144> : 2020年6月20日アクセス)

4. 観光政策の課題

- 交流人口（観光人口）の流入による地域に対する経済効果
- 経済効果（売上）＝観光客一人当たりの消費額×観光客の人数
- 経済効果（収益）＝売上－（固定費＋変動費）
- ☆数の部分ではコロナ前にはほぼ達成したが一人当たりの消費額（客単価）は伸び悩んでいた。

- 「IT技術の革新により(Evans and Wurster,1999)¹の主張するところのリーチとリッチネスの理論に従えばリーチがIT技術、特にインターネット技術の普及により圧倒的に広がり、ついでリッチネスが近年、そのリーチの広がりに追いつきつつあり日本でなければ購入できないという比較優位性が薄れつつあることと、より高額な「モノ消費」を向上させるためには「モノ」にプラスしてその場でしか提供できない「コト」の提供が比較優位を保つために必須だからである。」
- 「しかし、「コト消費」の「器」を建設するのに莫大な建設費が必要である。その代表的なものはMICE施設である。」
- 注1 . Evans,Philip and Wurster,T.S.1999.Blown to Bits,Harvard Business School Press.(ボストン・コンサルティンググループ 訳.1999.『ネット資本主義の企業戦略』ダイヤモンド社).
- (出所)佐々木一彰(2018)「ゲーミング産業の社会的コストの検討」『余暇ツーリズム学会誌 No5.』余暇ツーリズム学会,p.2-3.

図9.国際MICEの外国人一人当たり総消費額の比較
(2016年) 円



(出所)観光庁(2018)「平成29年度 MICEの経済波及効果算出等事業報告書,p.92図表82」
(<https://www.mlit.go.jp/common/001233265.pdf>:2021年6月20日および観光庁(2017)「訪日外国人の消費動向
年次報告書」(<http://www.mlit.go.jp/common/001179486.pdf>:2021年5月13日アクセス)より作成。

世界最大のMICE（公的支援）

- ハノーバーメッセ（ドイツメッセ社）
- ドイツメッセ社への出資比率は、**市**が 49.9355%、**州**が 49.9355%で、その他が 0.129%である。
- 資本金は 2 億 2,900 万ユーロ（2009 年）である。
- 展示場面積は 46 万㎡で世界最大であり、1 号館は 7 万 3,000 ㎡で世界最大の展示ホールとなっている。

（出所）日本交通公社（2015）『平成26年度 展示会産業活性化にむけた国内外大規模展示会場運営実態に係る調査報告書』（https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/26_report_expo.pdf:2021年6月20日アクセス）

☆市および州（地方自治体）が出資する形態は現在のほとんどの日本の地方自治体の財政を考えると困難。

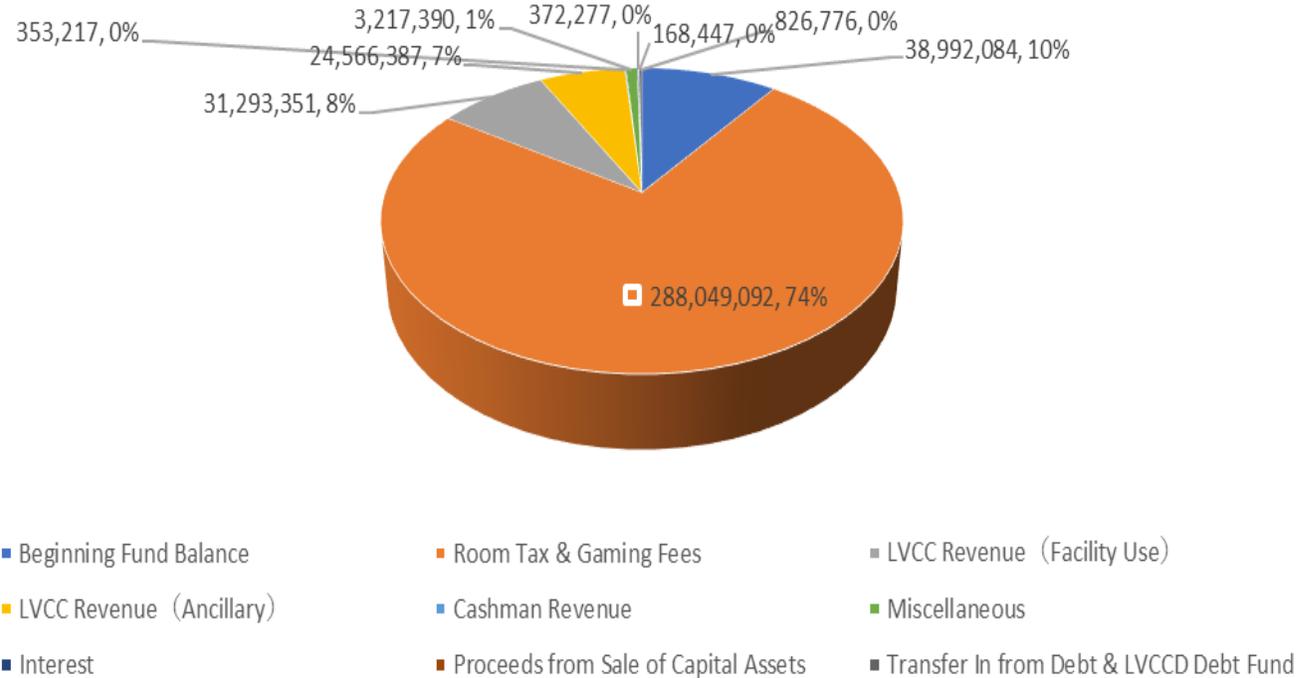
税金による世界最大級のMICE施設

ラスベガス・コンベンションセンター

- 屋内スペース297,600㎡
- 13の展示ホール(180,479㎡)は、可動壁で分離可能。
- 101,835㎡以上のロビーとコンコースエリア。
- 144の会議室（20から7,500までの座席容量：柔軟に対応）
- スクエアフィート（sqf）×0.093＝㎡ で換算。

（出所） Vegas means business(2021)general information (<https://www.vegasmeansbusiness.com/listing/las-vegas-convention-center/31137/>:2021年6月20日アクセス)

図10.ラスベガス・コンベンションセンターの収益構造 (2019)米\$



(出所) Las Vegas Convention Center(2021) Public Hearing on the Budget,p.1 (https://assets.simpleviewcms.com/simpleview/image/upload/v1/clients/lasvegas/Posted_Agenda_Book_May_26_2021_PHOB_807894f6-c00a-4f69-84f1-f848371af12d.pdf:2021年6月21日アクセス)

☆ラスベガスはカジノ・IRの街であり、カジノホテルが数多くあるので実質的にはゲーミングに対する課税ではないか（税の名目はRoom Tax & **Gaming Fees**）

PFI等を活用したMICE施設

- PFI等の元祖であるイギリスでは2018年予算案（に関わる講演）において政府が新たにPFI/PF2案件を実施しないと発表し、民間投資を活用する方針を打ち出した¹。

☆PFI等は活用方法によっては有効に機能するが決して万能ではない。

1.日本政策投資銀行(2020)『地域創生と未来志向型官民連携』ダイヤモンド社,p.179.

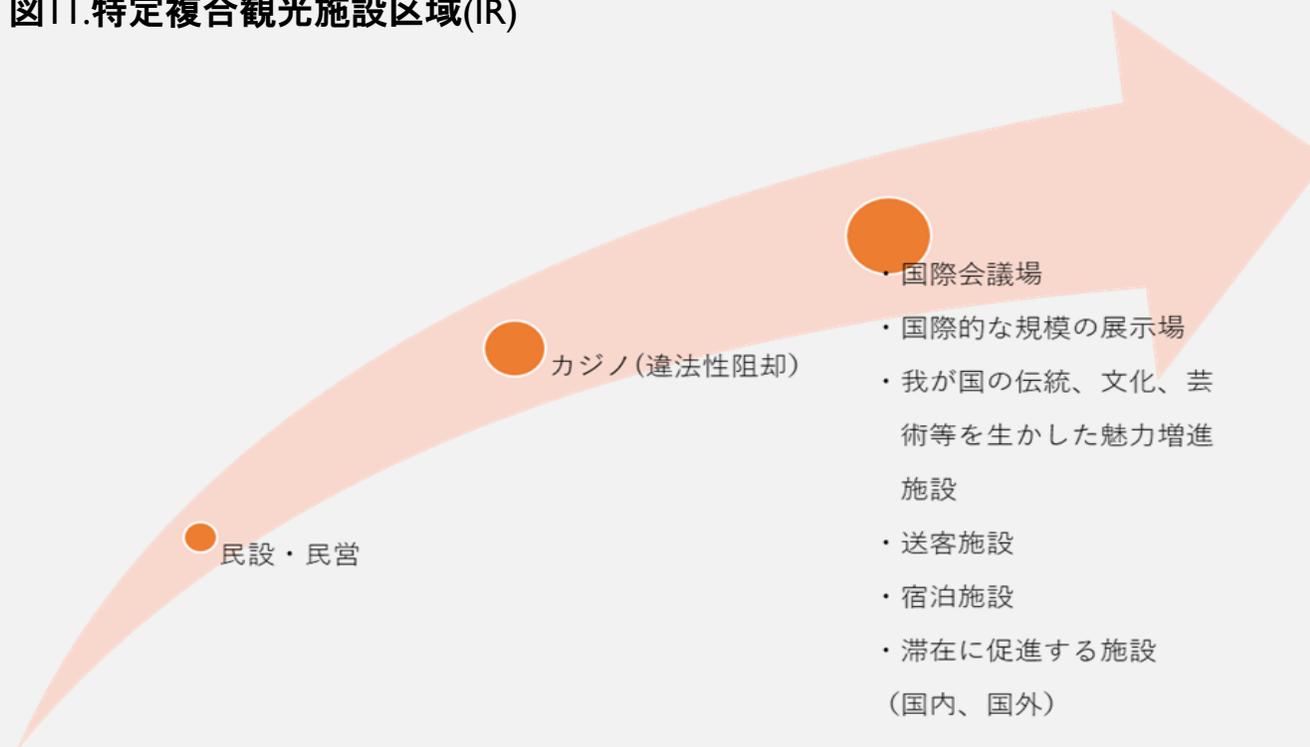
MICEに関する留意点

- 1施設で同じ日に1催事だけをやるわけではない（開催時期が重なることがあるので）。
- 「大規模なMICE」を開催するためだけに、「大規模な施設」が必要なわけではない。
- 大きな施設では同時に催し事を複数行うことが出来る（会場を区切る等の方法で）。
- 近年は複数の催し事を同時に行えるように弾力的な設計・運営がされている。

*佐々木は日本国内はもちろんのこと海外において様々な学会等の催し事に参加し複数の関係者にインタビューを行っている。

5. 特定複合観光施設区域整備法

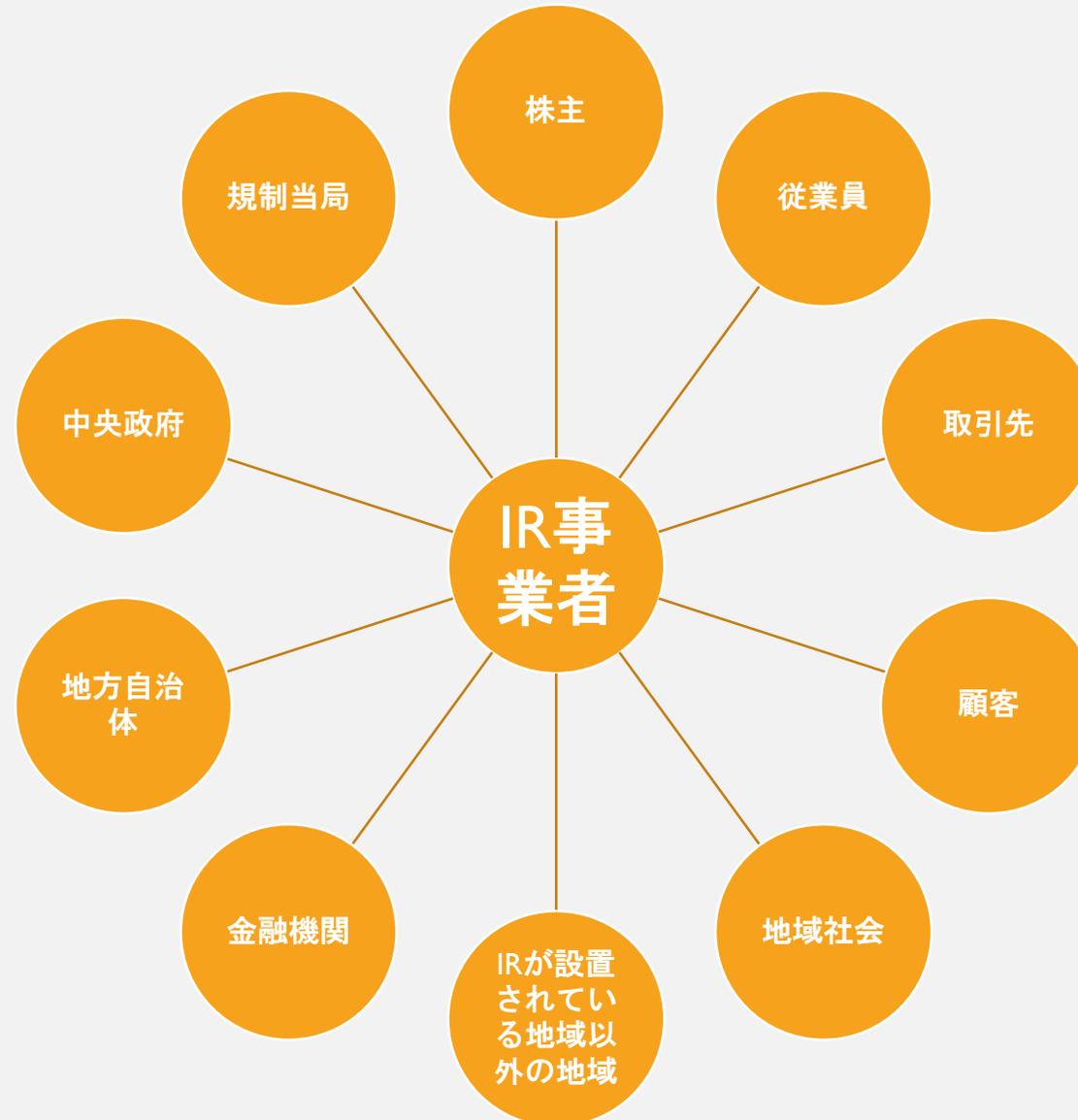
図11. 特定複合観光施設区域(IR)



(出所) e-Gov(2018)『特定複合観光施設区域整備法』(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC0000000080>:2021年5月16日アクセス)第二条より作成。

資料

図12.民設・民営であるIR事業者の主な利害関係者



- IR事業者は各利害関係者に対する「責任」を果たしていかなければならず、その責任を果たせない場合にはその存続は不可能。
- 各利害関係者に対する「責任」は相反する場合もある。
- 各利害関係者との関係をうまくマネジメントする必要がある。
- 地域社会に対する「責任」のうちの一つは地域の活性化。
- 前述の横浜市の税収の個所で触れた通り地方自治体に対する責任の一つは「税収増」。

地域の経済の活性化

- 減少しつつある人口に伴う消費金額の減少を補うために「交流人口・観光人口」の増加が必要。
- 「モノ消費」に加えて「コト消費」を喚起し「観光人口」の客単価を上げ、総売り上げを増加し、固定費（初期投資に伴うコスト等）を出来るだけかけない場合、地域に純粋に還元される「収益」は増加し、地域の経済の活性化が図られる。
- IRにより「顧客単価の上昇（コト消費の喚起）」「固定費の削減（IR事業者によるコト消費を喚起する器の建設）」が図られる。
- 「顧客単価の上昇」により数に頼った総収益の向上ではない方法が可能となる（オーバーツーリズムを避けることが出来る）

- 地方自治体への税収増への責任

- 横浜市では宝くじの収益金を活用している。
- 前述の通り宝くじを合法化する際の「当せん金付証票法」の目的は「浮動購買力の吸収」「地方財政資金の調達」である。
- 既にIRにおいて行おうとしている類似事項は横浜市で行われている。
- GGR（カジノが上げる収益）の15%、日本人入場者の一人あたり入場料の3,000円が地方自治体に入る¹。
- IRが設置された場合には、それに伴い設置される法人が納める法人税、そこで働く従業員が納める市民税、それに伴う消費税が地方自治体に増収をもたらす。

- I.e-Gov(2018)『特定複合観光施設区域整備法』(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC0000000080>:2021年6月23日アクセス)

- 通常、IRの設置に伴う地方自治体への増収予測はGGRに課せられる税金のみで計算されるわけではない。

(例)

横浜市がIRを設置した場合の増収効果

- 約600億円～約1,400億円（カジノ入場料、カジノ納付金、消費税、市民税、固定資産税等）

(出所) 横浜市(2019)『IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書』p.152
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/ir.files/irhoukoku4.pdf>:2021年6月21日)

☆カジノの税収についての佐々木（2017,4/16）とWalker,D.M（2017,4/17）との電子メールの以下やりとり（佐々木訳）。

- 佐々木（2017,4/16）「あなたのお書きになったCasinonomicsの第七章にはカジノの合法化は税収にマイナスの影響を及ぼすと結論付けていますがこれは日本のケースにも当てはまりますか？」
- Walker,D.M(2017,4/17)「その税収の分析はある期間のアメリカの州レベルの分析です。ツーリズムへの影響をも検討した場合、カジノは州の税収に「正」の影響を及ぼすことになることを確信しています。その分析は変わった州税の形式と連邦政府からの移転の制度により複雑になっています。日本においては他の支出にかかる税率よりもカジノにかかる税率が高い場合、税収の効果はプラスになるでしょう。」

注.日本におけるカジノの収益（GGR）にかかる税率は30%(15%国、15%地方自治体) それに加えて入場料6,000円(国3,000円、地方自治体3,000円) 消費税は10%(うち都道府県へは一旦、2.2%入り市町村に人口に応じて案分される) ²

1. Walker,D.M(2013)*Casinonomics The Socioeconomic Impact of the Casino Industry*,Springer.

2. e-Gov(2018)『特定複合観光施設区域整備法』(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC0000000080>:2021年6月23日アクセス)

• 株主、金融機関に対する責任

- 株主および金融機関はそれぞれIR事業者に投資ることによるリターンを求めておりそれに答えることはIR事業者の責任。
- Covid-19の影響によりIR事業は一時的なダメージを受けたがワクチン接種により急速にそのダメージから回復しつつある。
- ラスベガスのあるネバダ州は2021年2月期にはゲーミング収益が過去最大となりカジノフロアにおいても80%の稼働率に向かうだろうと予想している¹。
- ラスベガスコンベンションセンターは2021年6月9日、10億ドル(1,000億円：1ドル100円換算)かけた拡張工事が終了し、Covid-19以後の影響後、開業した²。

1. AP (2021) (<https://apnews.com/article/casinos-health-lifestyle-business-coronavirus-1602f586a9561f0ef7ce9cd784ddfd6> : 2021年5月13日アクセス)

2. LVCVA(2021) "\$1 Billion Las Vegas Convention Center Expansion Debuts with First Major Convention Post-Pandemic" (<https://press.lvcva.com/news-releases/-1-billion-las-vegas-convention-center-expansion-debuts-with-first-major-convention-post-pandemic/s/c7272aa0-ce40-4dc2-bfd6-f1fd5c276f6a>:2021年6月21日アクセス)

- 2019年4月シンガポールの二つのIRはシンガポール政府と合意し、総額90億S\$（1S\$、82円換算で7,380億円）を追加投資することを決定した。ライセンスの独占は2030年まで延長され、ゲーミングフロアの拡張も許可された¹。
- iag Japan(2021)はモルガンスタンレーのアナリストの分析「マカオのGGRは2021年には2019年の55%、2022年には97%まで回復する」ことを紹介しており、2022年にはマカオのホテル客室数は2019年度比で13%増加することも触れている²。
- シンガポールにせよマカオにせよインターネットカジノは許可されていない³。
- ☆各IR事業者はCovid-19後の世界、インターネットカジノの状況を鑑みて上記の投資を行っている（各IRは株主、金融機関への責任（リターン）を果たさなければならない）

1. Jetro(2019)「統合型リゾート（IR）の2社、90億Sドルの追加投資で独占保証期間が延長に」
 (https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/04/878d8c2283ae30b8.html : 2021年6月21日アクセス)

2. Iag Japan(2021)「マカオ回復への道」(https://www.asgam.jp/index.php/2021/05/11/road-to-recovery-jp/:2021年6月21日)

3. Casino Regulatory Authority(2021)(https://www.cra.gov.sg/:2021年6月23日アクセス) および Gaming Inspection and Coordination Bureau Macao SAR(2021)(http://www.dicj.gov.mo/web/en/frontpage/index.html:2021年6月23日アクセス)を確認。

- DBJ(日本政策投資銀行) および日本交通公社による調査(2021)によると「観光旅行したい国・地域として、日本の人気は一層上昇しており、アジアではトップを維持しつつ割合は上昇、欧米豪では前回2位からトップとなった。」¹とのことである。
- 野村総合研究所(2020)によると純金融資産1億円以上5億円未満の「富裕層」、および5億円以上の「超富裕層」を合わせると132.7万世帯であり、それらの数は2017より増加しておりそれは株式などの資産価値の向上、金融資産の運用によるとのことである²。
- 日本においてもインターネットカジノでプレイすることは許可されていない³。

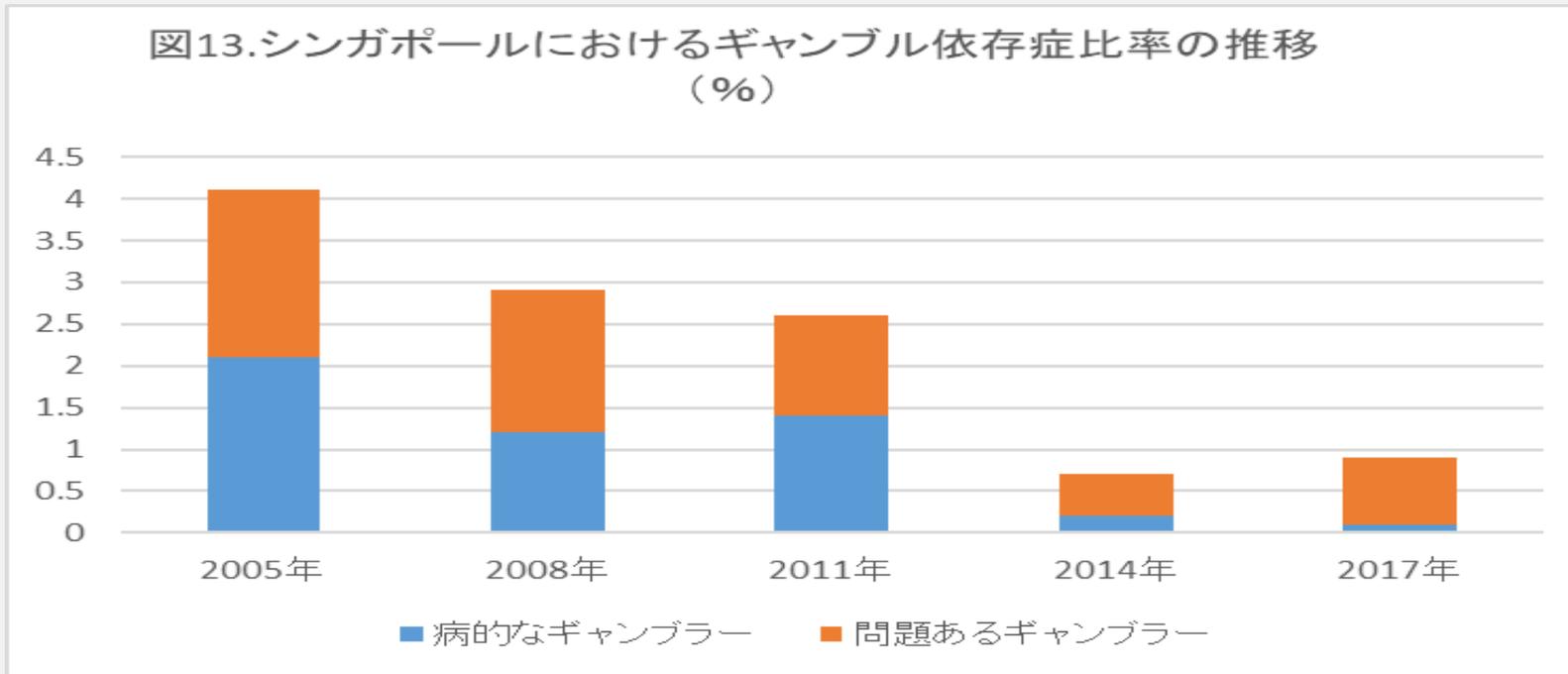
- ☆日本へ参入意欲のあるIR事業者はCovid-19後の世界、インターネットカジノの状況を鑑みて上記の投資を行う(各IRは株主、金融機関への責任(リターン)を果たさなければならない、もし果たせないと予測しなければ参入しない)
- ☆Covid-19の後遺症により株式を始めとする資産価値の向上により富める人々は富み、そうでない人々は経済的に苦境に追い込まれつつあるように思われる。カジノで上記「富裕層」がプレイするということは自発的な富裕層による「納税」という側面もあり、所得の移転という側面もあると考えられよう。

- 1. DBJ・JTBF(2021)「アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査(第2回新型コロナ影響度 特別調査)」p.1(<https://www.dbj.jp/upload/investigate/docs/a2daa5fcdcbcb44a02f880ec717295b1f.pdf>;2021年6月21日アクセス)
- 2. 野村総合研究所(2020)「野村総合研究所、日本の富裕層は133万世帯、純金融資産総額は333兆円と推定」(https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/1st/2020/cc/1221_1 ; 2021年6月21日アクセス)
- 3. 衆議院(2013)「衆議院議員階猛君提出賭博罪及び富くじ罪に関する質問に対する答弁書」(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b185017.htm ; 2021年6月23日アクセス) 衆議院(2020)「第204回国会 内閣委員会 第5号(令和3年2月24日(水曜日))」(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000220420210224005.htm; 2021年6月23日アクセス)参照。

資料

6.社会的な懸念事項

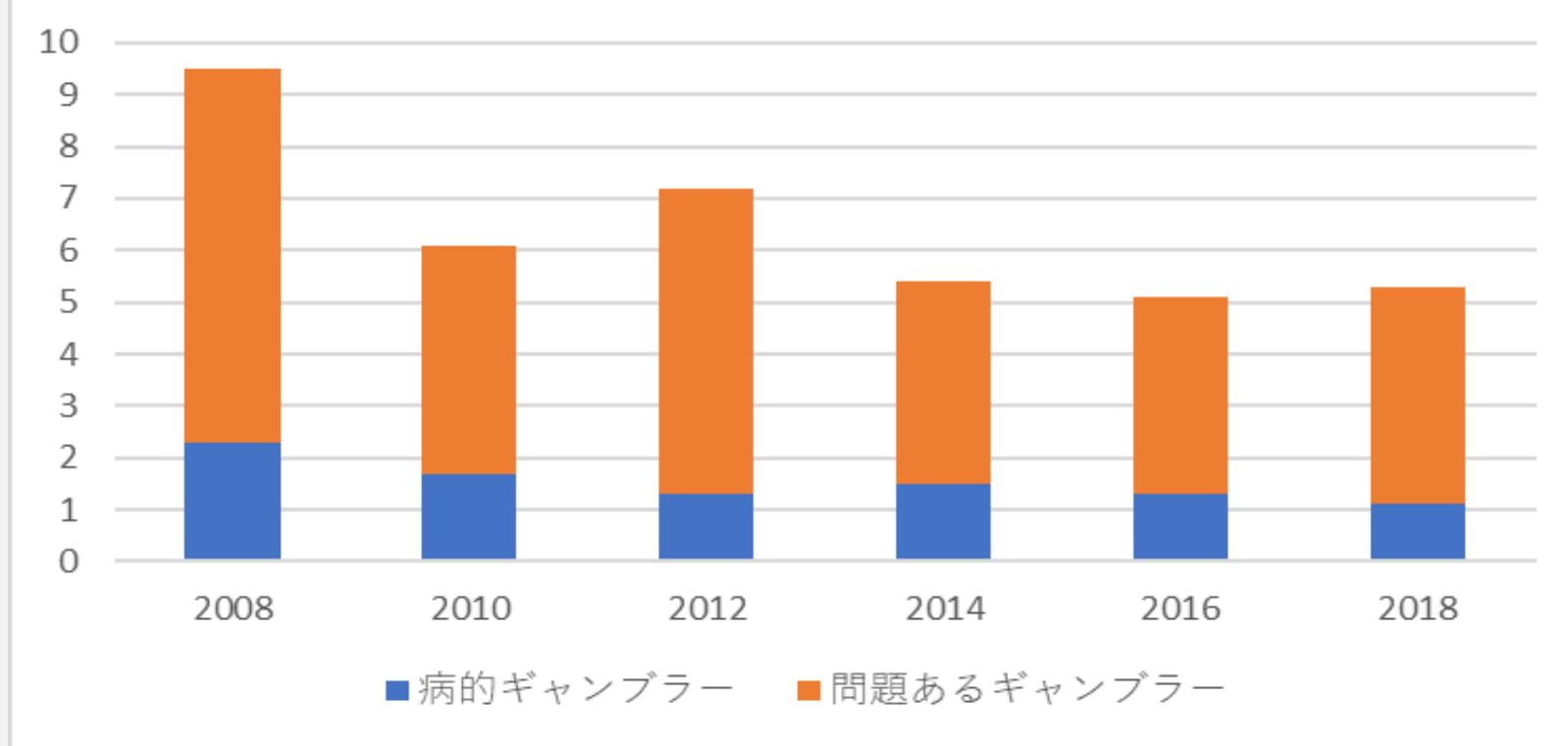
図13.シンガポールにおけるギャンブル依存症比率の推移
(%)



シンガポールがIR導入を決定(2005年4月)→国家ギャンブル問題対策協議会(NCPG)の設立(2005年8月)→国家依存症管理機構(NAMS)設立(2008年8月)→IR開業(2010年)

(出所)NCPG(2005)(2008)(2012)(2015)(2018)Report of Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents(<https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/publications-survey-gambling05.pdf>, <https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/publications-survey-gambling08.pdf>, https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2011_NCPG_Gambling_Participation_Survey_23_Feb_2012.pdf, https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2014%20NCPG%20Gambling%20Participation%20Survey_FINAL.pdf, https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/Report_on_NCPG_Gambling_Participation_Survey_2017_final.pdf:2021年5月16日アクセス)より作成。

図14.韓国における依存症の推移



内国人が入れるカジノを1か所開業(カンウォンランド：2000年)→射幸産業統合監督委員会設立（国による依存症対策が本格的に開始：2007年）→韓国賭博問題管理センターの設立（以前の中毒予防・治療センターの人員の6倍以上、予算規模は3倍：2013年）

（出所）Korean Center on Gambling Problems(2021) “Statistics on problem gambling” (<https://www.kcgp.or.kr/eng/statistics.do>：2021年6月21日アクセス) および藤原夏人（2016）「韓国のギャンブル依存症対策」『外国の立法269』国立国会図書館調査及び立法考査局,より作成。

図15.日本における依存症対策

2018年7月13日 ギャンブル等依存症対策基本法公布

20ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせつものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせているギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することが目的1。

2018年7月27日 特定複合観光施設区域整備法公布

国、地方自治体にカジノを利用するに伴う悪影響を防止、排除する旨を定め、事業者にも依存症対策をするように定める。

2018年10月5日ギャンブル等依存症対策推進本部設置

ギャンブル等依存症対策を総合的、計画的に推進するために内閣官房長官を本部長とし、関係僚僚を本部員とする（日本におけるギャンブルの監督官庁は異なるため）。

2019年4月19日 ギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定（取り組むべき具体的施策）

①関係事業者の取り組み、②相談・治療・回復支援、③予防教育・普及啓発、④依存症対策の基盤整備、⑤調査研究、⑥実態調査、⑦多重債務問題等への取り組み

2020年12月18日 特定複合観光施設区域整備法基本方針制定

IR事業者における評価基準にカジノ施設のギャンブル依存症対策を確実、効果的に実施されることを盛り込む。

2021年 カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則制定

カジノに関するギャンブル依存症対策制定

2020年代後半

日本に最大3か所特定複合観光施設区域（IR）が開業。

注 1. ギャンブル等依存症対策推進本部(2018)「ギャンブル等依存症対策基本法概要」 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/dai1/sankou2.pdf : 2021年6月22日アクセス)

(出所) 政策会議(2021)「ギャンブル等依存症対策推進本部」 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/ : 2021年6月22日アクセス)、e-Gov(2018)『特定複合観光施設区域整備法』(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430A0000000080> : 2021年6月22日アクセス)、観光庁(2020)「IR整備法に基づく基本方針の決定等について」 (https://www.mlit.go.jp/kankochu/news03_000208.html : 2021年6月22日アクセス)、e-Gov(2021)「パブリック・コメント」 (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=245202102&Mode=0> : 2021年6月22日アクセス) より作成。

- 米国ではカジノと犯罪との関係については数多くのデータに基づいた論文が発行されている。
- Walker(2013:邦訳 p246-260)¹はカジノと犯罪との関連についての論文をレビューしかなりの数の論文はカジノができてそこに訪れる「旅行者」の人数を犯罪率を計算する際に考慮していないことを指摘していた。
- 当然 $(C_v + C_r) \div P_r > (C_v + C_r) \div (P_r + P_v)$ ² となる。
- Walker(2013:邦訳 p246-260)はまとめとしてReece(2010)³の論文を検証し「カジノが犯罪に影響を及ぼすという証拠はほとんど得られなかった点」を紹介している。
- また、Walker(2013:邦訳 p261-278)はカジノが周辺地域の商業不動産に及ぼす影響についても計量経済学的手法で分析している。
- Walker(2013:邦訳 p261-278)はデトロイトカジノと周辺商業不動産の価格とを分析しデトロイトの場合にはカジノ内だけで全てそろうので周辺地域では購買行為を**しなくなることはない**（カジノの設置によって商業不動産の価格が上がったため：すべてカジノに消費が吸い取られた場合には商業不動産の価値は下がる）としている。

1. Walker, D.M., (2013) *Casinonomics The Socioeconomic Impacts of the Casino Industry*, Springer. (邦訳『カジノ産業の本質』(2015)仁木一彦, 佐々木一彰監訳, 日経BP社)

2. C_v =観光客の犯罪被害者 C_r =住民の犯罪被害者 P_r =住民の人口 P_v =観光客数

3. Reece, W.S. (2010) "Casinos, hotels, and crime" *Contemporary Economic Policy*, Vol.28, No2, p.145-161.

7.二人のノーベル経済学者

- 1970年ノーベル経済学賞受賞 Paul A.Samuelson (ポール・サミュエルソン)
- 「経済学の立場においても、賭け行為にたいしては相当に有力な否定的議論がありうる。」(Samuelson, 1980:邦訳上巻p.448)と彼の著書*Economics*¹ (単著) で述べている。

しかしながらその後の脚注7において(「なぜ投機家による理想的安定化は最適なものと言えるか」の項目)で限界効用の理論を持って賭け行為を検討する際に

- 「したがって、賭け行為を禁止するための議論は、経済外の倫理的または宗教的な根拠に立つよりほかない・・・(中略)・・・政治経済学者のなかには、適度の賭け行為は、社会的に有用な方向に引き入れて転換できると考えている人たちもある。」(Samuelson, 1980:邦訳上巻p.449)と指摘している。

また、米国の各州がギャンブルを合法化する動きに対して

「また、現実的な考慮からしても・・・(中略)・・・賭博を合法化することにより組織化された犯罪を防止することにもなりえよう。」(Samuelson, 1980:邦訳上巻p.452)とも指摘している。

¹ Samuelson P.A. (1980) *Economics 11 edition*, McGraw-Hill (都留重人訳(1983)『新版 サムエルソン 経済学 上 第三版』岩波書店)

- 1992年ノーベル経済学賞受賞 Gary S.Becker(ゲイリー・ベッカー)
- Business WeekのEconomic Viewpointのコーナーでギャンブルについて言及している。
- タイトルは「ギャンブルの弁護者は正しいが理由は間違っている」 (Gambling's advocates are right-but for the wrong reasons)¹である。
- その中でギャンブルを合法化する理由として酒やタバコの税率や民間によって運営されているカジノの効率の高さにも触れているが、ギャンブルを合法化する理由として歳入の増加よりも、犯罪組織によって運営されている（影響下にある）違法な施設でギャンブルをしたい人たちが賭けをしなくともすむことをあげている。

1.Becker,G.(1993) “Gambling's advocates are right-but for the wrong reasons ” *Business Week/September 6*,p.8

6.むすび

- IRは減りつつある定住人口に伴う消費を補う観光政策である。
- 今後はオーバーツーリズム対策も念頭に「観光客（顧客）一人当たりの単価」を向上させることが今まで以上に重要となる。
- IR誘致は企業誘致である。
- 何かを行う際には良いにしろ悪いにしろ付随する事柄が起こる。
- 悪いことについては事前に対策をとることによって悪影響がでることを防ぐことが可能（依存症等の対策）。
- IR事業者も、IRが設置される地域の自治体も「観光人口」が増加することを念頭に防犯、治安対策をとり犯罪件数の増加を可能な限り抑える必要がある。
- IR施設はかなり大きなものとなるので災害対策（避難場所等、現在であれば導線をしっかり確保したワクチン接種会場等）に転用できることが望ましい（地域社会への貢献という意味で）。

ご清聴ありがとうございました。

横浜市のIR推進を考えるシンポジウム

横浜市のIR推進の問題点

何が問題なのか？

1. 政策の推進根拠(エビデンス)が正しく市民に示されているのか？
2. IR(カジノ)の制度設計(ビジネスモデル)の問題点は正確に示されているのか？
3. カジノ依存のIRが持続可能な横浜市の経済と社会の担い手たりうるのか？カジノ在りきでないIR探求はなされているのか？

神奈川大学法学研究所主催

2021年6月26日(土)

静岡大学 鳥畑与一

はじめに 突き進む横浜市

横浜IRを考える シンポジウム

IRの意義と、ギャンブル等依存症や治安等の対策について、有識者の方々からご意見をいただきます

2020年

12月20日 日 13:00-16:30

ウェブ開催 YouTubeで配信します

特別講演

「IRが及ぼす経済効果等について
(仮題)」 ※日本語字幕・音声有

ダグラス・ウォーカー氏

(米国チャールストン大学教授・元ハーバード大学医学
大学院客員教授)



第一部

基礎

横浜市は人口が多く空港に近く魅力的／
観光産業としてカジノは魅力、カジノが
無い地域よりも選ばれる／税収増／ギャンブル
ができる恩恵は消費者の利益／カジノ
は依存症率を高めるが日本人は耐性
が強いので一時的に増加しても横ばいに
・ ・バラ色の話の前提は

**ワクチン接種でコロナ感染は収束し、
コロナ以前のカジノ市場に回復**

◆12月に横浜IR「実施方針」提案

コロナ以前の世界を想定したまま
「横浜IR景観デザインノート～横浜
市の考える創造的な景観形成～」
巨大なカジノ収益前提の計画

◆横浜市議会・住民投票請求20万筆

1月8日に臨時市議会で議論も否決
市長「**意義は見いだせない**」



問われるLand Casino(地上型カジノ)
の収益性と持続可能性

* AGB Nippon 2021.1.7

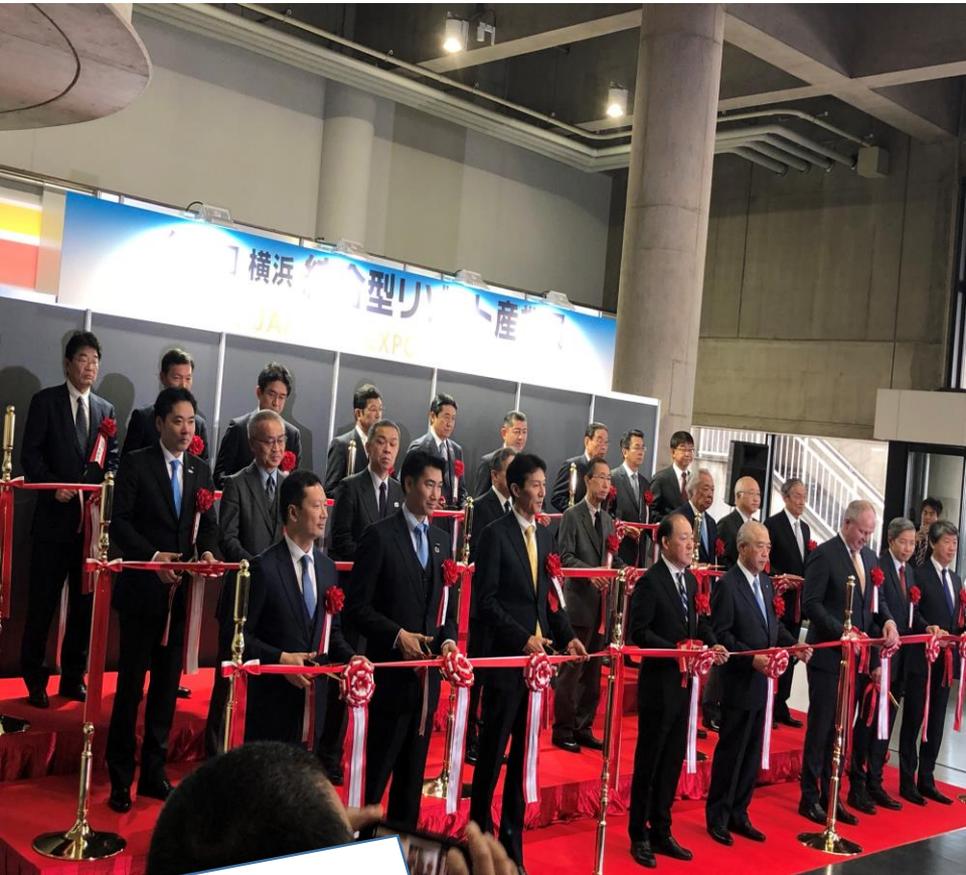
MGMのiGamingへの巨大投資の動き

「この世界的パンデミックによって加速した
ビジネスのデジタル化がゲーミング産業
にも該当することに気付く必要がある」

* A G A State of State 2021(5.20)

43 商業カジノのLandscapeが変貌！²

日本型 I R を巡る風景の変貌 相次ぐ撤退



第1回横浜統合型リゾート産業展 (20年1月29-30日)

LVサンズ、ウィン、メルコ、ゲンティ
ング、ギャラクシー、セガサミー・・・

⇒ゲンティンク&セガサミー

メルコ・リゾートの2グループに収斂

「思考停止」状態でこのまま突き進んでいいのか？

A Good Way to Wreck a Local Economy: Build Casinos

No one should look to the gambling industry to revive cities, "because that's not what casinos do."

DAVID FRUM | AUG 7 2014, 7:45 AM ET



Steve Marcus/Reuters

With Harrah's folding, increased competition, 'Tunica Miracle' goes bust



ROGELIO V. SOLIS / A

Lines are empty at Harrah's Tunica casino in Robinsonville, Miss. On June 2, Caesars Entertainment Corp. closed the doors on Harrah's Tunica. The closure affects a work force of about 1,300 employees who work at several hotels, a golf course, a convention center and the casino.

短期的には衰退地域を復興させたか
に見えたカジノ依存の経済が中長期
的には次々と行き詰まっていく・・・

◆カジノ「先進国」米国の経験は？

地域経済を難破させる良い方法？

それはカジノを建設することさ！

(『アトランティック誌』2014年8月7日)

「誰も街をギャンブル産業が再生してくれる
なんて期待してはいけない！だってそれは
カジノができる仕事ではないから！」

トユニカの奇跡、アトランティックシティ
やラスベガスの繁栄・・・しかし現実には？

「市当局がそのことを理解するまでに驚く
ほど時間がかかった！」



今こそ、カジノ在りきのIR構想を考え直
す絶好の機会ではないのか？

寺島実郎『新観光立国論』

「カジノというコンテンツに飛びつく前に、
地域特性を熟考して本当の意味での統合型
リゾートを描き出す知恵がこれから重要に
なる」45頁

空き店舗ばかりのスプリングス・フィールド 2020年米国調査時



バスケットボール殿堂がある街も、MGMの周りは廃墟同然

1. 横浜 I R の推進根拠は、正確に示されているのか？

IRは市民生活に彩りを与えます

訪れたい! 活躍したい! 暮らしたい! とみんなが思える横浜に。



立地場所 山下ふ頭

高度経済成長期から横浜港を支える主力ふ頭の機能を担ってきましたが、完成から約50年を経過し、施設の老朽化やコンテナ化などの物流環境の変化に伴い、その果たすべき役割を見直す時期にきていました。
 広大でシンボル性の高い敷地、利便性の高い交通アクセス、みなとみらい21地区から続く美しいウォーターフロントの景観を持つことから、山下ふ頭を計画地としています。
 みなとみらい、横浜レジャータウンのような、家族や友達と楽しむことのできる憩いの場になります。

MICE施設
 (展示施設・国際会議場)
 これまでになようなスケールとクオリティを有し、国際的な会議や世界規模の産業見本市などが展開され、新たなビジネスの起爆剤に

多彩なホテル群
 通方にいる観光客、知人が横浜に来たときに滞在し、一緒に楽しむ場に

エンターテインメント施設

市民の皆さまが身近に世界レベルのエンターテインメント(コンサートやショー)を鑑賞できる場に

誘致する理由 横浜が抱える課題、将来への危機感

- 2019年をピークに人口減少(図1)
 生産年齢人口の減少・超高齢社会の進展
- 企業誘致を積極的に進めているものの、東京と大きな格差
 他都市と比べ上場企業数、法人市民税が少ない(図2・図3)

【図1】横浜市人口構成の推移



【図2】上場企業数比較



【図3】法人市民税比較



- 将来の横浜市の課題
- 福祉や医療にかかる社会保障費の増加
 - 経済活力の低下
 - 約半分は個人市民税からなる市税収入の減少

IRによる効果

- 観光の振興**
 IRへの訪問者数 2,000万~4,000万人(人/年)
 IR区域内での消費額 4,500億~7,400億(円/年)
- 地域経済の振興**
 経済波及効果(製造業含む)※ 雇用創出効果(製造業・サービス)※
 建設費 7,500億~1兆2,000億(円) 運営費 77,000~127,000(人/年)
 運賃料 6,300億~1兆(円/年)
- 財政の改善への貢献**
 横浜市の増収効果※ 820億~1,200億(円/年)

横浜のさらなる魅力や楽しさを生み出し、経済活力を高めることが期待されます。

また、財政面では、増収部分を

福祉

子育て

医療

教育

など、豊かで安全・安心な市民生活をより確かなものにするための財源に置きを置いて活用します。

市民の皆さまにご安心いただくために

本市は、国の定めた「世界最高水準の規制」と言われるIR整備法や政令に基づいたさまざまな懸念事項への取組を着実に進めています。

特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)

- IRに占めるカジノを行う区域の面積は 3%以下
- 入場回数の制限 日本人等は連続する 7日間で3回、28日間で10回
- 入場料の徴収 日本人等は 1日24時間当たり 6,000円

治安対策

- 健全な事業者がIRを運営 IR事業者には、株主、取引先役員親族を含め 厳しい背景調査
- 反社会的勢力の入場は禁止 IR事業者には、株主、取引先役員親族を含め 厳しい背景調査により 勢力排除は行われます

青少年の健全育成

- 未成年者のカジノ施設への入場禁止 マイナースポーツカード等による確認
- カジノ施設の広告等の掲示場所の限定(例: 空港の国際線の到着ロビーなど)外国人の入場手続を完了するまでの部分 青少年が日常生活の中で広告を目にするこのないよう措置

さらに、国では、IRをきっかけに、**ギャンブル等依存症対策の強化**

2018年7月 ギャンブル等依存症対策基本法
 2019年4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画

国は 既存のギャンブルを含めた総合的な依存症対策を実施

横浜市は 次の4つの取組を推進

- 1 依存症への総合的な取組
- 2 予防教育の実施
- 3 事業者や研究・専門機関との研究
- 4 調査による実証把握



19年8月のIR・カジノ誘致表明以来、観光振興や税収増加への期待を強調している横浜市。カジノではなくIRであると、その経済効果の大きさをアピールしているが...

(1) 林市長の決断は横浜市の発展のためとアピールするがその根拠は？

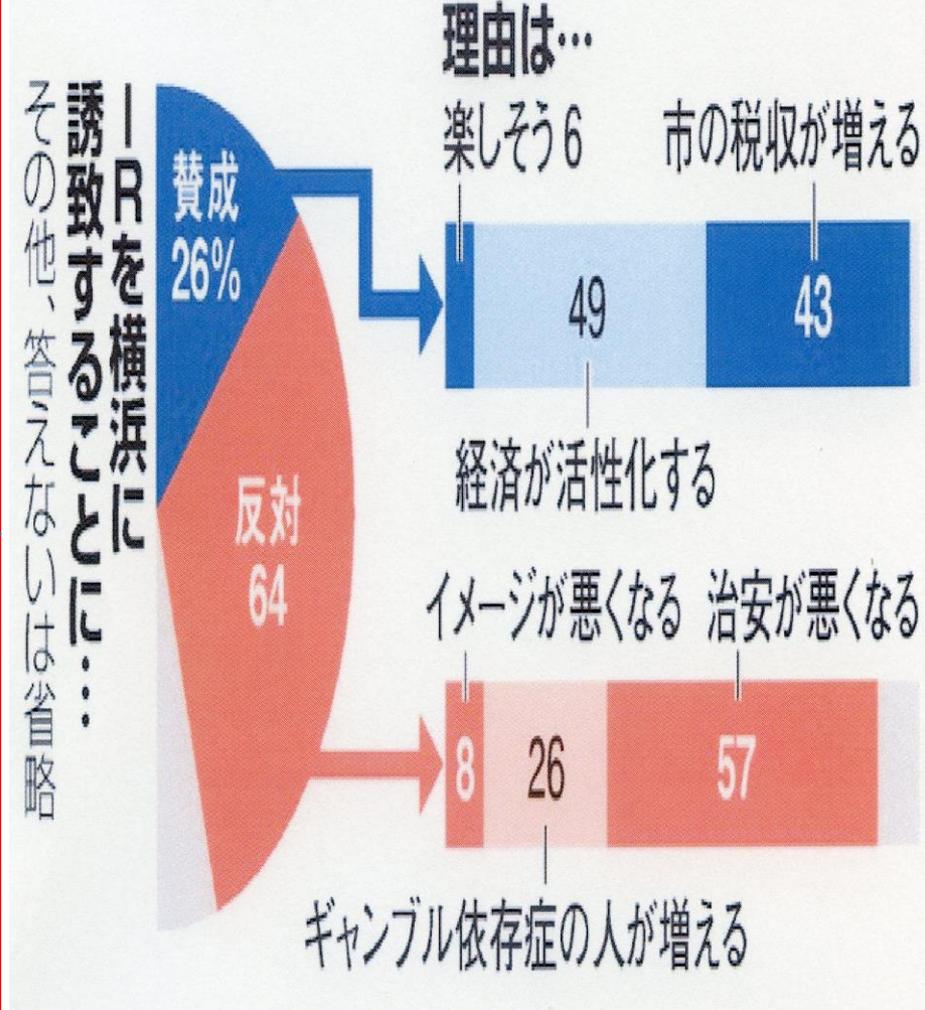
◆8月22日の林市長の定例記者会見

「白紙」撤回の根拠

- ① 少子**高齢化**・生産年齢人口減少による財政悪化を防ぐ
- ② 国際観光振興の経済効果が大きく地元経済の発展に貢献する
- ③ カジノ抜きのMICE(国際会議・展示施設)の建設・運営は不可能
- ④ 世界最高水準の対策で依存症への市民の不安は払拭できる

世論調査：賛否の根拠の対称性鮮やか
反対が多いのは市民の「理解不足」？

本当にそうなのか？ 正確なエビデンスが示されているのか？



市民向け説明会等では、どのようなエビデンスが示されたのか？

IRをめぐる意見対立の構図

◆推進派と反対がの議論のすれ違いの構図は、横浜市民の世論にも反映

(1) 賛成派の理由: **経済的利益**

- ① 地域経済の活性化
- ② 国際観光業の振興
- ③ 地方財政の改善
- ④ 雇用拡大
- ⑤ カジノの儲けで依存症対策
- ⑥ 合法化で闇賭博根絶



(2) 反対側の理由: **依存症深刻化**

- ① ギャンブル依存症の拡がり
- ② 青少年に対する悪影響
- ③ 歓楽街の拡大や犯罪誘発
- ④ 健全な娯楽ではない
- ⑤ 競輪・競艇等やパチンコで
日本はすでにギャンブル大国！

ギャンブル依存症も問題だが、しっかり対策取って、大きな経済的効果を得るチャンスを見逃すべきではない・・・（推進派）



議論の大前提 ①大きな経済的効果が発生する！

②ギャンブル依存症対策は効果がある！

（マカオを見ろ！シンガポールを見ろ！）

➡ **膨張する経済効果の推計と、過小評価されるギャンブル依存症被害**

◆林横浜市長の「白紙」からIR(カジノ) 推進への決断の根拠

→カジノ事業者の「事業の見込み」を集計しただけ

投資規模 6200～13000億円、IR内消費額 4500～7400億円

EBITDA(償却費・返済額込みの利益) 800～2100億円

施設面積 67～150ha (3%の面積で2～4.5万㎡)

税金 820～1200億円 (内訳未公表)



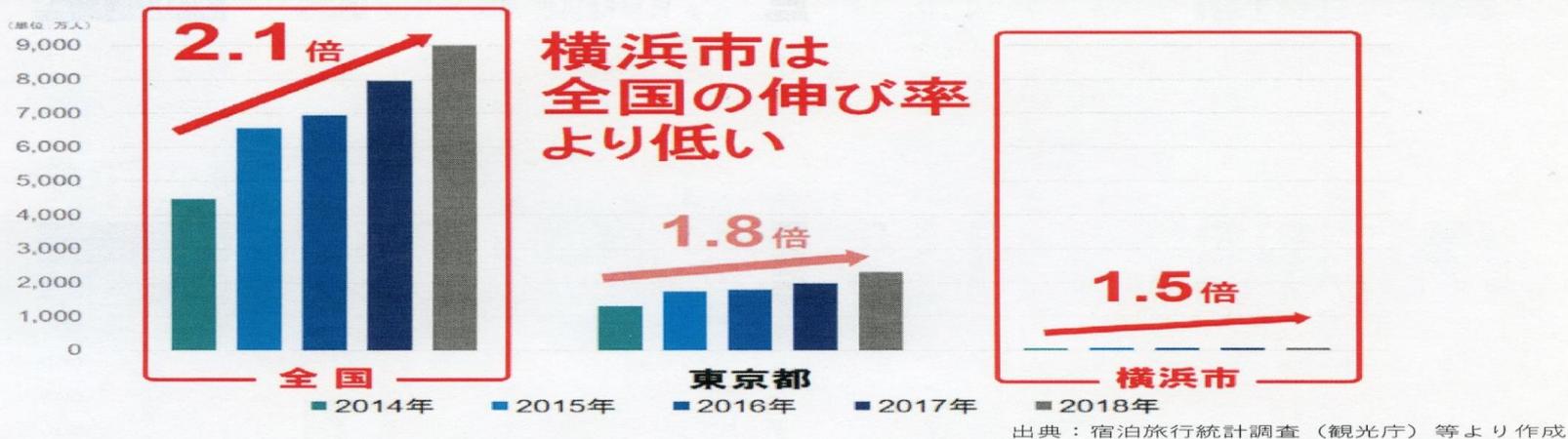
* **市のカジノ税金1000億円ならカジノ収益6667億円**となる。これはシンガポールのマリナ・ベイ・サンズの3個分(4.5万㎡、65.3億ドル)に相当し、IR延床面積は150ha、スロット7500台、テーブル1830台が必要な規模(事業者見込みと一致。山下ふ頭47haで建ぺい率80%、容積率400%で150ha)

* **100億ドル(約1兆円)の投資を、投資利益率20%で10年で回収するためにはEBITDA3000億円が必要になる。EBITDA40%でもIR収益7500億円が必要になる。その8割前後を稼ぐことが期待されているのがカジノ！**

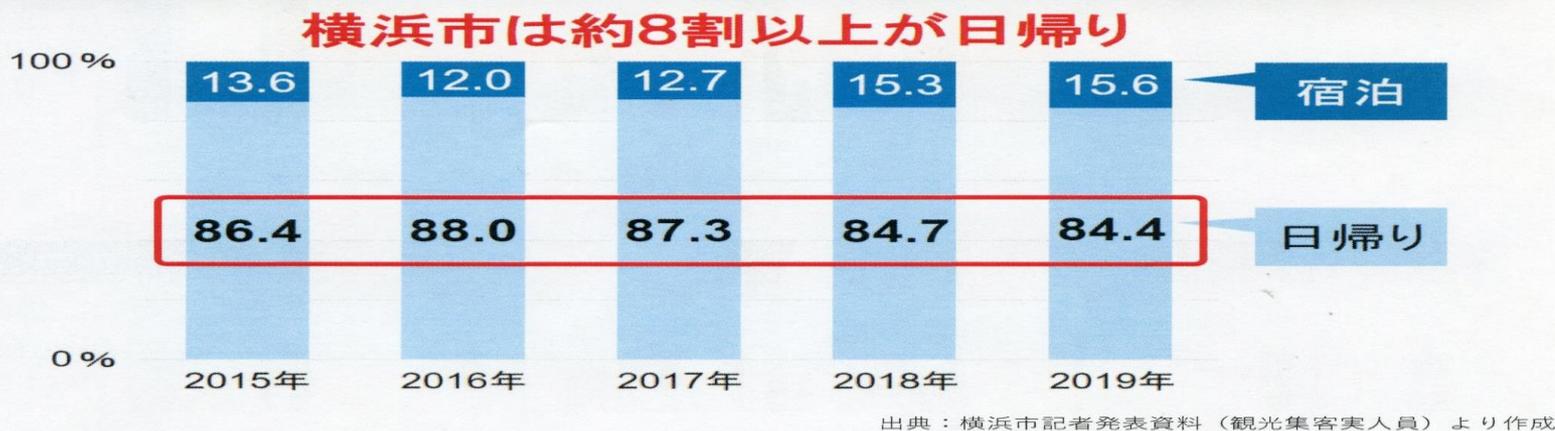
巨大なカジノ収益の見込みがIR投資計画と経済効果の大前提！

(2) 横浜市の I R 推進のエビデンスの検証

過去の5年間の延べ外国人宿泊者数の伸率の推移



横浜市内の日帰り、宿泊者の割合



「横浜は日帰り客が多く、客単価が低い。横浜のブランド力は以前に比べてかなり落ちている」（佐々木（東洋大）、日経新聞19.11.15）という指摘もありますが、本当に横浜市だけ日帰り観光客が多いのか？

横浜市「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性」（20年8月）
滞在型観光地としての魅力が乏しいと訴えるが・・・

林市長は、市民向け説明会で何を語ったのか？

◆観光面についてお話しいたします。このグラフでございますけども2013年から2017年までの5年間の訪日外国人の宿泊者数をお示ししております。日本全国が2.4倍の伸びを示している一方で、横浜市は残念ながら1.7倍にとどまっています。・ ・ ・次に日本人の観光客を含む、日帰り・宿泊の割合について観光庁の行っている調査をみると、全国と東京都の観光客の約5割が日帰りです。ですからその半分は泊まってらっしゃるってことですね。さて、横浜をこちらは表現しておりますけども、先ほども官公庁の消費動向調査では、市町村別の調査結果がないため、横浜市では以前から独自に調査を行っています。調査方法や設問には一部違いがありますが、この調査ではここ数年8割以上が日帰り観光客であることがわかります。赤い枠のところがりませんが、いずれも85%を超えるような状態でございます。・ ・ ・残念ながら泊まっていただけないと。日帰りで帰られる方が圧倒的に多いということでございます

◆じゃあ、次、こちらでございますが、2018年は3633億円。この数字が過去最高額でございますが、これは観光消費額です。横浜においでいただいたお客様が、横浜でどれだけお金を使っていたかという数字なんですけどね。おかげさまで、横浜市このように増加傾向になっております。そして、2018年、3633億円という風に、これ、過去最高です。しかし、これ、びっくりなさるんじゃないでしょうか。大阪ですね。大阪というのは、市でいうと横浜市より100万人人口少ないんです。これ大阪府全体ですけども、訪日外国人の方だけで約1兆3000億円になっているんです。ですから国内だったり、府内だったりする方はもっとどんどんいらっしゃると思うんです。・ ・ ・今、ここではお知らせできないんですが、これだけ観光消費額が違うということでございます。

 **横浜の観光ブランドが劣る、だから滞在型観光施設としてのIRが必要**
本当にそうなのか？

横浜市の外国人宿泊者数の伸び率は低いと言うが・・・

表 外国観光客延べ宿泊数の推移

	2014	2018	増加	2020	増加
全国	4,482	9,428	2.1	11,566	2.6
1 東京都	1,320	2,319	1.8	2,935	2.2
2 大阪府	620	1,512	2.4	1,793	2.9
3 北海道	389	834	2.1	881	2.3
4 京都府	329	627	1.9	1,203	3.7
5 千葉県	267	412	1.5	480	1.8
6 沖縄県	239	620	2.6	775	3.2
7 愛知県	149	285	1.9	363	2.4
8 神奈川県	143	275	1.9	325	2.3
9 福岡県	136	337	2.5	426	3.1
10 静岡県	79	179	2.3	249	3.2

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」より

◆それは正確なエビデンスなのか？

①観光庁「宿泊旅行統計調査」は、都道府県別のデータであり、市レベルのデータは示されていない。

②全国 & 東京都と横浜市の比較で横浜市の観光ブランドの低下を結論できるのか？神奈川県は東京都を上回っている。

③出典として示された「宿泊旅行統計調査等」の「等」が何なのか？

データの出所も曖昧に、どのように作成されたのかを明示しないままに性格が異なる比較対象の比較のみで政策推進のエビデンスになるのか？

「全国、東京都約5割」に対し横浜市の日帰りが多いと言うが・・・

◆ 「5割」の出典を見ると 「旅行・観光消費動向調査」(観光庁)

	全体	宿泊	日帰り
2017年	64751	32333	32418万人
			50.07%!
東京都	60882	28607	32275千人
			53.01%!

観光庁調査は、住人に対する旅行形態の選択の調査。

* 神奈川のデータを見ると

	全体	宿泊	日帰り
神奈川	30503	13920	16583千人

神奈川の日帰り客も54%!

ではなぜ横浜市は異なるのか?

政府統計
一般統計調査

提出先 返信用封筒に記載

国土交通省
観光庁

提出期限
平成〇〇年〇月〇〇日

この調査は、あなた様の1年間のご旅行についてお伺いいたします。調査票は3か月毎(7月、10月、1月、4月)にお送りいたします。

今回は平成 年 月 から 月 までのご旅行に関する調査です。この期間に旅行されなかった方も対象です。

なお、ご回答いただいた皆様には、御礼として、もれなくQUOカード(300円券)をお送りいたします。

何卒ご協力の程お願い申し上げます。

〒100-0001
東京都〇〇〇〇-〇-〇〇
〇〇 〇〇 様
〇-123456

旅行・観光消費動向調査

<ご協力のおお願い>

第21表 宿泊の有無(2区分)、旅行目的(3区分)、主目的地(47区分)別 延べ旅行者数 一国内旅行

主目的地	宿泊旅行				日帰り旅行
	観光・レクリエーション	帰省・知人訪問等	出張・業務	観光	
北海道	17,206	9,356	5,315	2,536	12,662
東北	28,632	13,920	10,555	4,156	21,937
青森県	3,522	1,443	1,477	602	1,818
岩手県	4,537	1,926	1,587	1,024	3,263
宮城県	7,190	3,834	2,384	972	6,102
秋田県	2,270	1,097	1,029	144	1,617
山形県	3,695	1,818	1,686	191	4,027
福島県	7,417	3,803	2,391	1,223	5,112
関東	84,880	47,084	20,530	17,266	110,287
茨城県	4,517	1,658	1,620	1,239	11,377
栃木県	7,492	5,356	1,040	1,096	9,307
群馬県	7,720	5,308	1,707	705	6,834
埼玉県	3,646	1,031	1,933	682	9,479
千葉県	13,880	9,887	2,631	1,362	18,570
東京都	28,607	11,764	7,202	9,641	32,275
神奈川県	13,920	8,291	3,644	1,985	16,583
山梨県	5,099	3,790	752	557	5,862

横浜市の独自調査：観光集客実人員とは何か？

横浜市観光局「集客実人員調査及び観光動態消費動向調査報告書」

観光集客実人員3420万人
 宿泊524万人、日帰り2896万人
 (15.3%) (85.7%)
 観光消費額3633億円

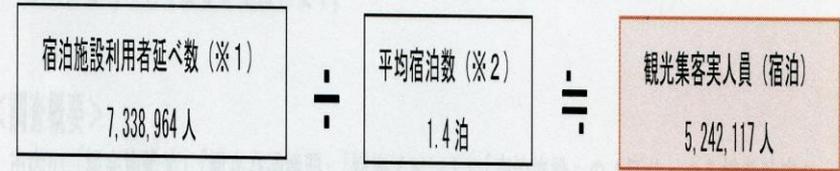


- ・ 日帰りの算出：市内観光地点92か所の利用延べ数 + 主要公園年間来訪者数 = 7417万人
- ・ 宿泊数の算出：市内宿泊105施設の利用延べ数 ÷ 1.4泊 = 524万人
- ・ 市内10カ所の観光施設で聞き取り調査による平均宿泊数や立ち寄り箇所(宿泊者3.1箇所、日帰り2か所)で調整

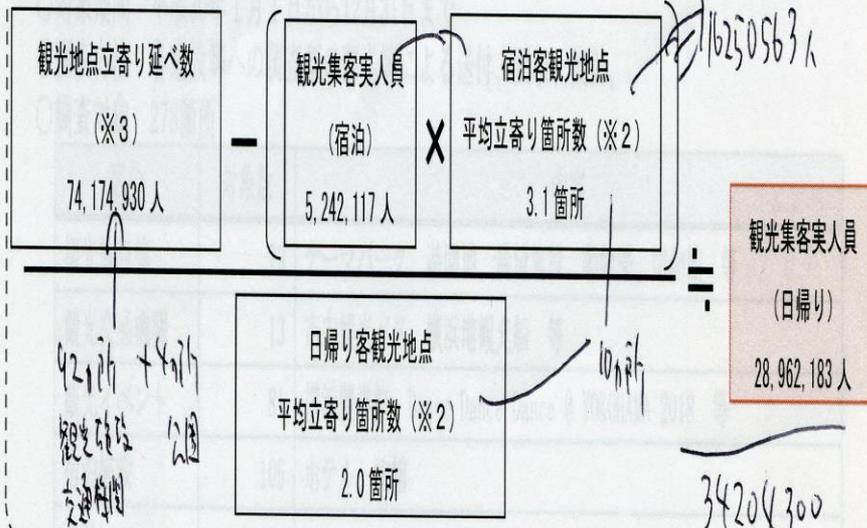
来客者対象の調査である！

◆「観光集客実人員」の算出方法

○観光集客実人員(宿泊)の算出方法



○観光集客実人員(日帰り)の算出方法



この推計の仮定は正しいのか？
 観光地点立ち寄り延べ数が過大評価ではないのか？

ちなみに来客者対象の調査を行うと・・・

◆「神奈川県入込観光客調査報告書」

①入込観光客数：日帰り + 宿泊

② 1日に観光地58か所で調査実施

観光客推計延人数は約2億人中、日帰り観光客推計延人数は約1億8235万人で91%も占める！



日帰り客数：延べ人数で過大推計

宿泊客数：延べ人数ではない

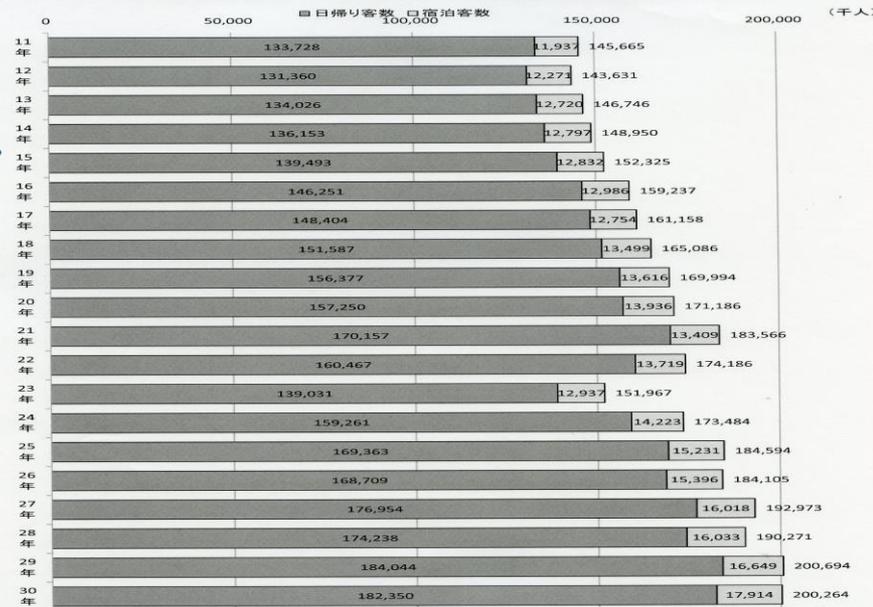


* 「東京都観光客数等実態調査」

上記と同じ調査手法だと宿泊4616万人、日帰り5億458万人で宿泊率8.4%と神奈川8.9%より宿泊率が少ない！

どちらが正確かはともかく、調査手法が異なる、性格が全く違うデータを並べて結論を誘導していないか？

①第1図 平成11年～平成30年の日帰り客・宿泊客数別グラフ



3 観光入込客数（実人数）の推計

区分	合計		日本在住者	
	人数	(割合)	人数	(割合)
観光入込客数 (千人回)	550,738	(2.5%)	536,496	(2.5%)
宿泊客	46,162	(4.2%)	35,520	(4.5%)
日帰り客	504,576	(2.4%)	500,975	(2.4%)

※()内の割合は、対前年増減率

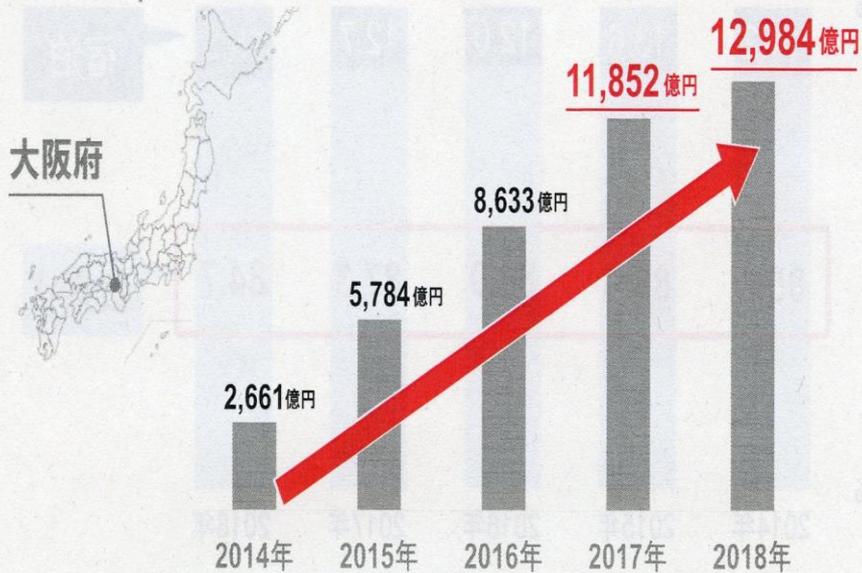
※数字の単位未満は、端数処理してあるので合計の数値と内訳

同様なエビデンスの創作になっていないか？

横浜の現状 5

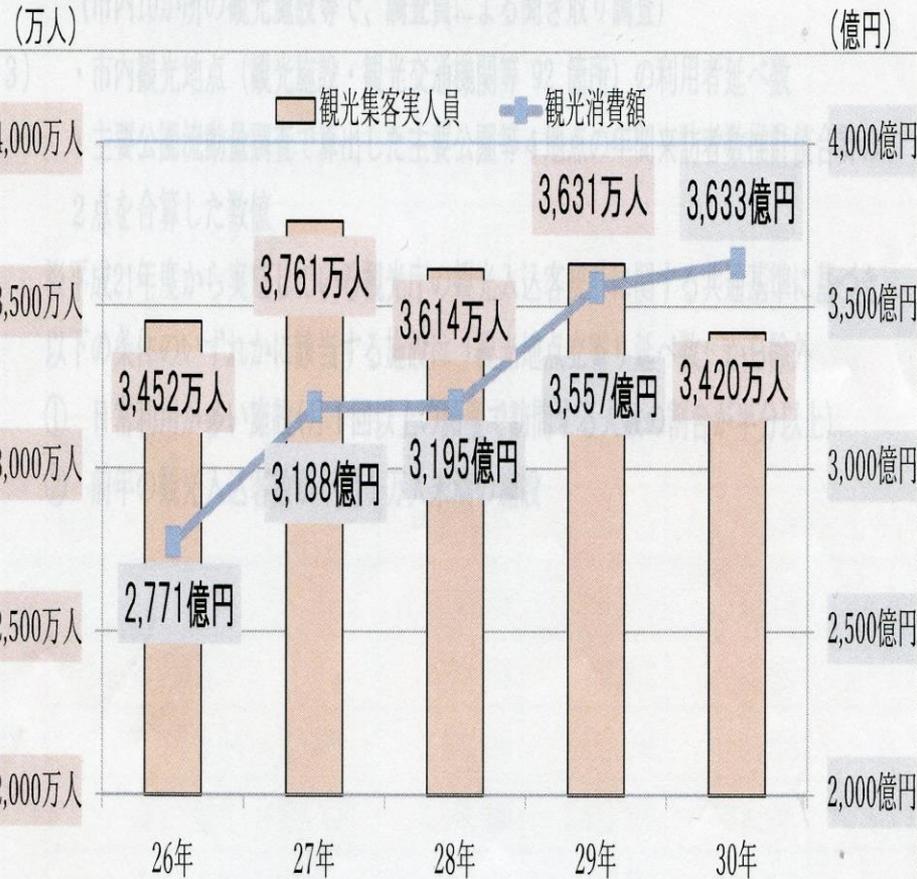
観光消費額【大阪府】

訪日外国人の観光消費額のみで1兆円超え



出典：公益財団法人「大阪観光局」会議資料（抜粋）

「観光集客実人員」及び「観光消費額」の推移（26年～30年）



19年12月4日説明会資料ですが、大阪に圧倒的に負けている！？「大阪観光局会議資料」というよく分からない出典表示。ちなみに観光庁の「訪日外国人消費動向調査」では全体で4兆5189億円なので大阪だけで28.5%を占めることに！？

なぜ大阪の外国観光客消費額が多いのか？

訪日外客数及び来阪外客数の推移

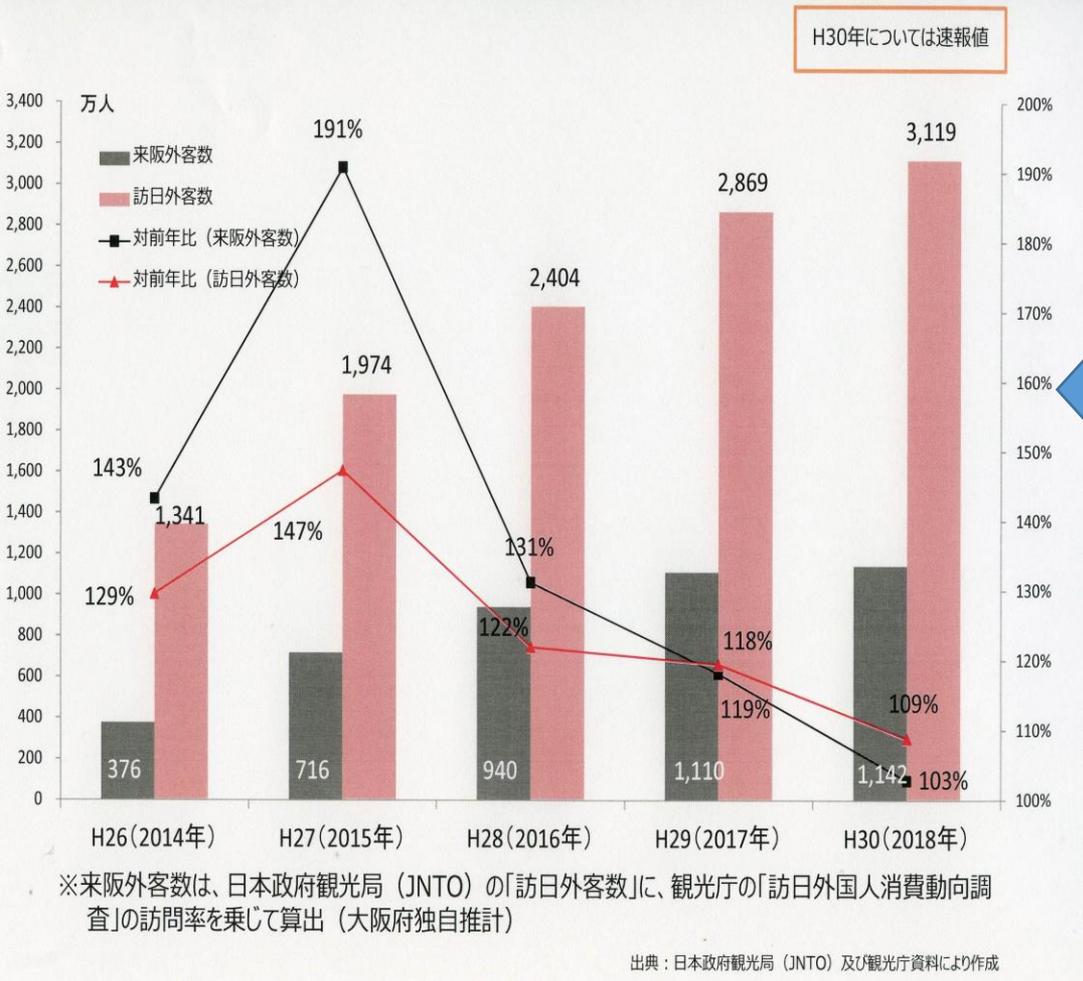


表6-1 国籍・地域 (21区分) 別 都道府県別訪問率

表6-1 国籍・地域 (21区分) 別 都道府県別訪問率

2018年 (平成30年) 暦年 【確報】

調査項目	全国籍・地域	
	回答数	訪問率
全体【B1】	108,202	100.0
都道府県名 (複数回答)【B1】	7,031	7.9
北海道	684	0.6
青森県	378	0.3
岩手県	1,095	0.9
宮城県	354	0.3
秋田県	382	0.3
山形県	364	0.3
福島県	775	0.8
茨城県	1,471	1.3
栃木県	629	0.5
群馬県	1,073	1.0
埼玉県	34,719	35.6
千葉県	55,049	45.6
東京都	8,921	7.5
神奈川県	609	0.5
新潟県	1,546	1.1
富山県	2,540	1.9
石川県	223	0.2
福井県	5,233	4.6
山梨県	3,587	2.7
長野県	3,685	2.6
岐阜県	4,589	4.2
静岡県	10,493	7.8
愛知県	819	0.6
三重県	749	0.7
滋賀県	27,921	25.8
京都府	39,313	36.6
大阪府	6,529	6.0
兵庫県	9,505	8.9
奈良県	1,248	1.1
和歌山県	444	0.4
鳥取県	275	0.2
島根県	1,077	1.0
岡山県	3,503	2.9
広島県	745	0.9
山口県	421	0.3
徳島県	1,600	0.9
香川県	690	0.4
愛媛県	331	0.2
高知県	12,620	10.4
福岡県	1,082	1.1
佐賀県	1,879	1.7
長崎県	2,404	1.9
熊本県	5,342	4.2
大分県	617	0.6
宮崎県	1,073	1.2
鹿児島県	1,617	6.8
沖縄県	-	243.4
延べ合計	-	243.4

注目は大阪府独自推計(訪日外国観光客×大阪訪問率)。訪問率の延べ数なので合計は243%となる。この来阪外客数に外国観光客個人消費額全体を乗じると約1兆3000億円の観光消費額となるが、大阪ひとり占めなのか??

これもエビデンスの創造になっていないか？

◆観光庁「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究2017年版」

- ・旅行中に支払った費用
- ・旅行会社への事前の支払い
- ・旅行後に掛かった費用
- ・調査期間：ハイシーズン含む
- ・旅行後のアンケート調査

◆横浜市「H29年度集客実人員調査及び観光動態消費動向調査報告書」

- ・旅行中に支払った費用
- ・調査期間：ハイシーズン含まない
- ・市内10カ所での聞き取り調査

* 外国観光客に聞いている？

交通費では市内交通費のみの横浜と横浜までの交通費含む観光庁の調査では金額が違うのは当然！

旅行消費額

旅行中に、または旅行のために消費した支出額の合計をいい、他者が支払ったもの及び土産代を含む。

なお、ここでいう旅行消費額を、旅行・観光サテライト勘定(TSA)では、観光客最終消費支出と呼んでいる。

問7 今回の横浜市での消費金額について教えてください。(夫婦、家族の場合は総額を概算でご記入ください。)

※問6での旅行会社への事前支払い分は、回答から除いて下さい。(100円単位で記入)

※これまでの出費、およびこれからのお出費について、横浜市内に滞在に使う総額予算の概算をお答えください。

1. 宿泊費	2. 市内交通費(日帰り: 自宅⇄横浜)(市内宿泊者: 飛行機、新幹線、高速バスは除く)				
	電車	タクシー	路線バス	レンタカー	港内遊覧船
¥	¥	¥	¥	¥	¥
3. 飲食代	4. おみやげ代	5. お買い物代 (おみやげ以外)	6. 施設・イベント 入場料等	7. その他 (具体的に:)	
¥	¥	¥	¥	¥ 18	

IRは、横浜市財政の特効薬なのか

◆集積効果で上場企業の一極集中が進行：都市機能が違うのでは？

東京都1959社(51.2%) ← 神奈川県176社(4.6%)

大阪府426社(11.1%) ← 兵庫県122社(3.2%)



法人市民税 大阪市1294億円 > 横浜市620億円

ところが大阪市の「悩み」が「横浜市や名古屋市と比較すると、市税収入の総額に占める法人市民税の割合が高く、個人市民税の割合が低い」
(大阪市「予算の概要と財政の現状」11頁)



市税総額では 大阪市7488億円 < 横浜市8237億円 と逆転

理由は個人市民税 大阪市2067億円(28%) < 横浜市3888億円(48%)

なぜか？ 横浜市民が豊かだからではないか？

平均所得 大阪市337万円 < 横浜市407万円

横浜市は、東京のベットタウンで中間層が厚い豊かな街！

少子高齢化(生産年齢人口減)で個人市民税が減少するという訳だがカジノはこの市民をターゲットにしているのでは？ **カジノの負の財政効果無視！**

◆**税金のカニバリゼーション**:推進派ダグラスの驚き：

D・M・ウォーカー『カジノ産業の本質』

「住民がギャンブルにより多く支出するようになれば、他の財やサービスへの支出が減る可能性もある。・・・カジノは、州政府収入にマイナスの効果をもたらすようなのだ。・・・**カジノ産業が及ぼす影響も意外だった。**・・・**政治家や有権者は効果的な課税対象だと思い込んでいる。**・・・だが今回の分析結果を見る限り、カジノの税収上の利点は、様々な論議や論文で主張されているほど確実なものとは言えない」
(第7章)

◆**税金の機会損失の発生**：長期的には税金は減少。他の税金の伸びを下回る Rockefeller Institute “State Revenue From Gambling –Short-Term Relief, Long-Term Disappointment” April 2016 **長期的には失望が**



- ①税金の共食いの可能性：他のギャンブル産業の不振、**消費税の減少**etc
- ②地域経済衰退による税金の減少と税負担の増大
- ③ギャンブル依存症増大による社会的コストの増大

自治体財政自身がギャンブル依存症になってしまおうとどうなるか？ 20

停滞するギャンブル税収：機会損失の発生

表 シンガポールのギャンブル税収

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	伸び率
歳入全体	51,077.2	55,814.5	57,020.3	60,838.2	64,823.2	68,964.4	75,815.7	148.43%
法人所得税	12,096.3	12,821.3	12,679.6	13,371.5	13,815.1	13,602.2	14,944.3	123.54%
個人所得税	6,871.4	7,713.7	7,688.1	8,926.7	9,234.9	10,526.2	10,724.0	156.07%
消費税	8,687.0	9,038.0	9,512.7	10,215.0	10,345.1	11,078.3	10,959.5	126.16%
賭け税	2,373.4	2,304.8	2,378.8	2,591.0	2,719.0	2,682.0	2,688.2	113.26%
賭け税比率	4.65%	4.13%	4.17%	4.26%	4.19%	3.89%	3.55%	76.31%

資料：Yearbook of Statistics Singapore

「焼き畑農業」的ギャンブルの収益は長期的に減少する傾向。新たなカジノを設置するか規模を拡大するか、または規制緩和をするかで市民のギャンブル漬けを拡大することで税収維持を追求するようになる！

I Rカジノで観光振興というシンガポールの幻想

表 外国観光客の増加 日本とシンガポールの比較

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	増加率	増減
日本：万人	861	622	836	1,037	1,341	1,974	2,403	2,869	3,119	3,188	370.3%	2,327
消費額（億円）	11,490	8,135	10,846	14,166	20,278	34,771	37,477	44,161	45,189	48,113	418.7%	36,623
シンガポール：万人	1,164	1,317	1,450	1,557	1,510	1,523	1,640	1,742	1,850	1,918	164.7%	754
消費額（100万Sドル）	18,931	22,277	23,081	23,469	23,560	21,777	25,748	26,807	26,900	26,942	142.3%	8,011

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」（2010年4-6月期より開始）より

シンガポール「Annual Report on Tourism Statistics」と「Tourism Sector Performance」等より

注①増減率は、2010年～19年の期間対象である。

②シンガポールの消費額はシンガポールドル表記

I Rで国際観光客急増のシンガポールを見習え！と言うが、カジノが無い日本の方が外国観光客とその消費額の増加が大きい！観光資源の乏しいシンガポールは人工的な観光資源を「創る」しかなかった！



では、神奈川県（横浜市）は、日本の観光業活性化に乗り遅れてるのか？

観光立国にカジノは欠かせない？

「『**観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015**』に基づき、2020年（平成32年）に向けて、政府一丸、官民一体となって、訪日需要の創出と「**2000万人時代**」への万全の備えを速やかに進め」 骨太方針2015



「『**明日の日本を支える観光ビジョン**』に位置付けられた、2020年（平成32年）に訪日外国人旅行者数を4000万人、消費額を8兆円・・・達成等により観光先進国を目指すこととし」 骨太方針2016



◆ **明日の日本を支える観光ビジョン構想会議**(2015.11～2016.3)

何が議論されたのか？ 観光先進国への「**3つの視点**」と「**10の改革**」
示唆的報告：「フランス人観光客の訪日促進について」 & 「海外富裕層の現状とその誘客・満足度向上に向け、取り組むべき方策」



確認されたこと：観光資源とは、日本でしか存在しないもの

「我が国は、**自然・文化・気候・食**という**観光振興に必要な4つの条件を兼ね備えた、世界でも数少ない国の一つ**」（上記「観光ビジョン」）

* D・アトキンソン『新・観光立国論』でも「稀有な国、日本」と賞賛

実は後退しているシンガポールの国際競争力！？

表 国際競争力比較

	日本	シンガポール	日本		シンガポール		
			順位	得点	順位	得点	
社会環境	10位	7位	事業環境	15	5.4	2	6.0
			安全性	13	6.2	6	6.4
			健康衛生	16	6.4	60	5.6
			人的資源と労働市場	23	5.3	5	5.6
			情報通信技術	10	6.2	15	6.1
旅行観光政策と社会条件	25位	2位	政策的優先性	23	5.3	6	6.1
			開放性	6	4.6	3	4.8
			価格競争力	113	4.8	102	5.0
			自然環境の持続性	56	4.4	61	4.3
インフラ	8位	3位	航空交通	19	4.8	7	5.5
			道路港湾	5	6.0	2	6.4
			観光サービスインフラ	19	5.7	36	5.1
自然文化資源	7位	66位	自然資源	25	4.1	120	2.2
			文化資源とビジネス旅行	5	6.5	38	2.5

資料：WEF The Travel & Tourism Competitiveness Report 2019

表 日本とシンガポールの国際観光競争力

	2009	2011	2013	2015	2017	2019
日本 世界	25	22	14	9	4	4
アジア	5	5	4	2	1	1
シンガポール 世界	10	10	10	11	13	17
アジア	2	1	1	3	4	6

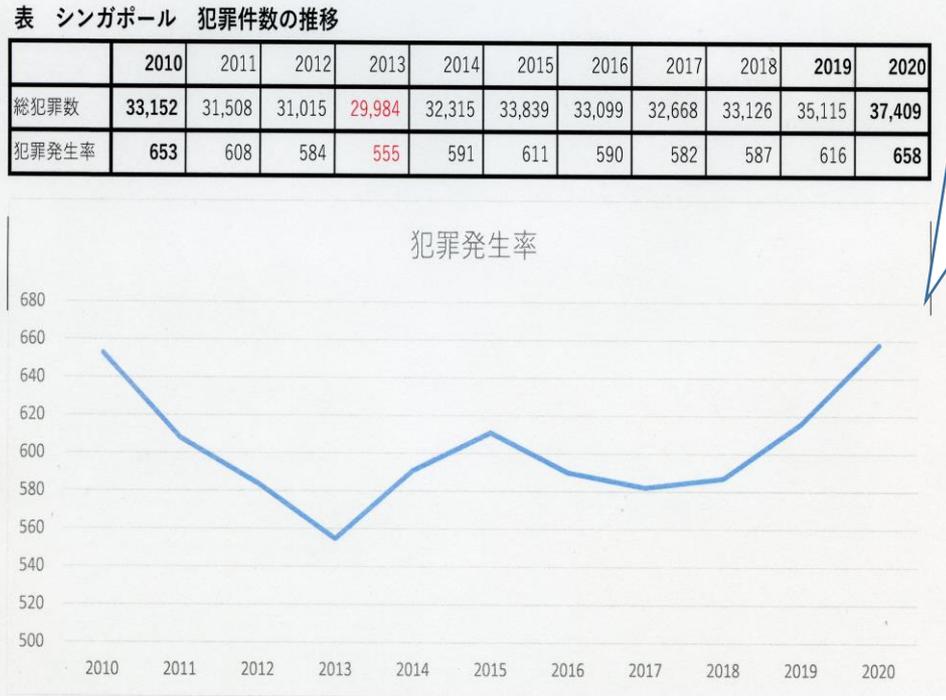
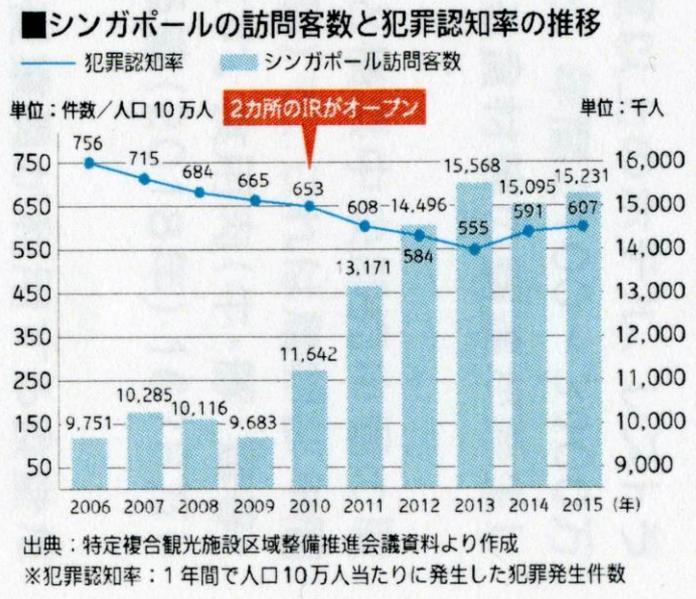
資料：World Economic Forum "The Travel & Tourism Competitiveness Report"

国際観光業の競争力強化を大義名分としたシンガポールのIR導入であったが、競争力は逆に低下している。IRのない日本の躍進は、ビザ等の規制緩和と自然資源、文化などの観光資源の豊富さであり、その評価がシンガポールは低い。観光サービスインフラでも日本の方が高評価！

結局、IR推進の政策根拠は、正確に示されていないのでは？

その姿を正しく理解している人はまだ限られている！

最大の誤解がIR = カジノという考えだ！



観光客数比や人口数比ではなく、地域のエリアあたりの犯罪数や発生率が地域の治安悪化の指標では？

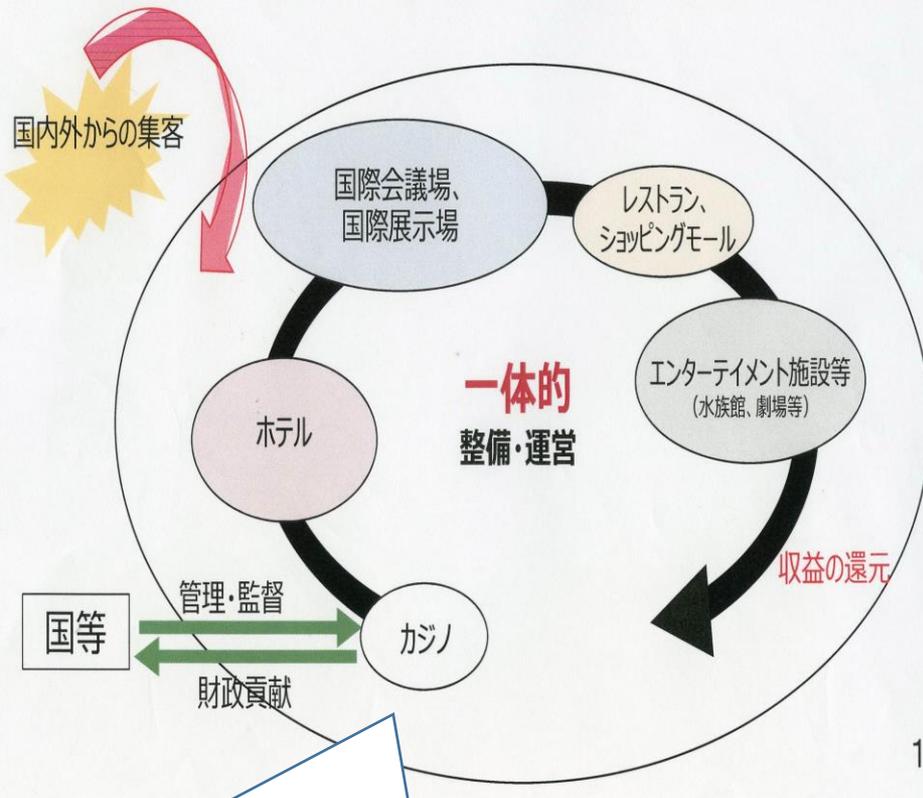
地域を元気にするという使命を課せられている！

シンガポールでは、観光客は増えても「治安悪化の影響は認められません！」

2. IRのビジネスモデルとその経済効果は、正確に伝えられているか？

IR (統合型リゾート: Integrated Resort) とは何か

- ▶ 「カジノ施設」と「観光振興に寄与する諸施設」が一体となっている施設群
- ▶ カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- ▶ 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



97%の魅惑的な非カジノ施設！カジノは3%以下！じゃなぜカジノは必要？

(1) 刑法で禁止された賭博（ギャンブル）隠しのための経済効果の強調

①あくまで国際観光振興のIR！

主役は、MICEや娯楽施設！

②カジノ収益でIRが実現！

税金負担なしに建設運営できる！

③IRの経済効果・公益性は抜群！

雇用や税収が地域活性化！

↓
カジノではない！家族みんなで楽しめる観光娯楽施設！！！！

↓
公共政策としてのIRで新しい公益の創造！刑法の賭博罪が適用されない！

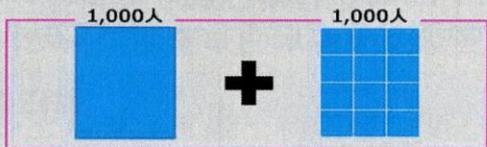
世界最高水準のIRで100億ドル規模の投資が実現！

「世界最高水準」の日本型 I R の条件

国際会議場

カテゴリー①

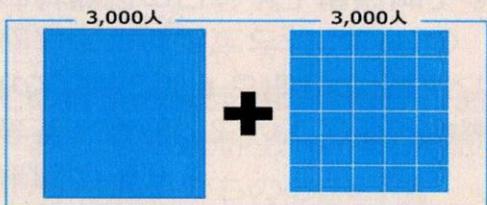
「一般的
な規模」
(数多く開催)



○国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること。

カテゴリー②

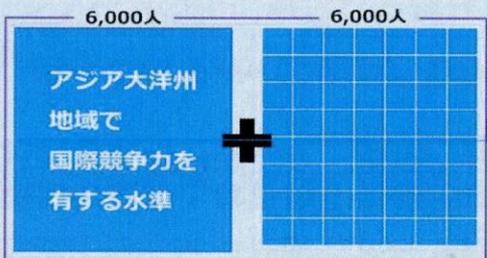
「大規模」
(一定数開催)



同上

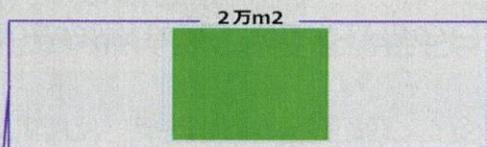
カテゴリー③

「極めて
大規模」
(開催数が限定的)



同上

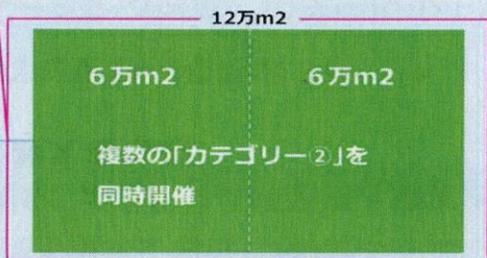
展示場



③「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員が概ね6千人以上）である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を超えるもの（床面積の合計が概ね2万m²以上）であること



②「大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人以上6千人未満）である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね6万m²以上）であること



①「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員が概ね千人以上3千人未満）である場合には、「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設（床面積の合計がおおむね12万m²以上）であること

宿泊施設

(1) 全ての客室の床面積の合計が、概ね**10万m²以上**

(2) 以下の①～③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること

- ① 客室のうち最小のもの床面積
- ② スイートルームのうち最小のもの床面積
- ③ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

※宿泊施設全体の最低客室面積
500室 × 70m²

$$+ 2,000室 \times 40m^2 = 11.5万m^2$$

(≒概ね10万m²以上・2,500室)

スイートルーム：総客室数2,500室の20%

その他客室：総客室数2,500室の80%

①～③のいずれかの組み合わせに加え約**2,500室以上**の宿泊施設が必須となる見込み

※なお、①～③の組み合わせは基本となるものであり、例えばカテゴリー②、カテゴリー③を選択するなど大きな施設を整備することは可能

世界最高水準の巨大ハコモノ施設が生み出す経済効果の大きさが、刑法の違法性を免罪する最大の理由とされて来た！ **カジノではなく I R という論理！**
カジノ以外の I R で集客できるならそもそもカジノは必要ない？

(1) 巨大投資の条件：投下資本収益率20%達成

Disciplined Execution of Our Global Growth Strategy



Uniquely positioned to bring our unmatched track record and powerful convention-based business model to the world's most promising Integrated Resort development opportunities

Development opportunity parameters:

- Targeting minimum of 20% return on total invested capital
- 25% - 35% of total project costs to be funded with equity (project financing to fund 65% - 75% of total project costs)

Principal Areas of Future Development Interest:



Macao



Singapore



Japan



South Korea

① カジノ企業の自己資本は約3割、残り7割はファンド等の投資資金で賄う（投下資本の巨大化とリスク分散）。
② 投資収益率20%以上の条件での投資募集。
③ 投資回収期間次第では、EBITDA（返済資金等含まれた利益率）の高水準達成が、IRR・カジノ経営の目標となる
そのためカジノの高収益が不可欠となる！

3%のカジノで97%の「低収益」？の非カジノ施設を含めた全体の投資に対して投下資本収益率20%を達成するにはカジノで8~9割の稼ぎを達成することが必要になる！

カジノで稼ぐ！がIRの本質

表 メルコの収益構造

	2010	2013	2016	2019
純収益	2,642	5,087	4,519	5,737
カジノ	2,551	4,941	4,177	4,977
宿泊	84	128	265	350
飲食	57	79	178	235
娯楽、小売り他	33	103	197	175
比率 カジノ	96.6%	97.1%	92.4%	86.8%
宿泊	3.2%	2.5%	5.9%	6.1%
飲食	2.1%	1.6%	3.9%	4.1%
娯楽、小売り他	1.2%	2.0%	4.4%	3.1%
一般管理経費	200	256	447	559
償却返還費	236	261	472	572
営業利益	93	840	363	748
金利費用	93	153	224	345
純益	-11	578	67	394
EBITDA	49	1,379	1,088	1,689

資料 Form 20-F

表 Gentingの対日投資シナリオ

10億USドル	想定 1	想定 2
	シンガポール2IR初年度規模	マカオでの中国人並みの消費
総収入	6.1	8.1
カジノ収益	4.3	5.7
非カジノ収益	1.2	1.5
純収益	5.5	7.2
カジノ税	-1.8	-2.4
営業経費	-2.0	-2.7
EBITDA	1.6	2.1
EBITDA率	29.6%	29.6%
投資額	10.0	10
ROIC	16.3%	21.4%

資料：Genting Singapore

注：大阪関西での立地を想定したものである。

IRを強調するメルコ・リゾーツの収益の9割はカジノ。昨年2月の臨時株主総会でのゲンティングの投資承認はシンガポールとマカオ並みに儲かることでROIC20%前後達成が大前提！

100億ドル投資の根拠は？ マカオの成功体験



It's Raining Yen!
Japan could be another Macau

1999年の中国復帰（マカオの一国二制度）を利用したカジノ市場開放（SJMのカジノ独占打破）で生まれたマカオでの巨額利権！

アデルソンのラスベガスサンズのカジノ収益は、03年2.7億ドルから18年98.2億ドルに増大した結果、世界最大のカジノ企業に飛躍！

12カ所のカジノでマカオ並みの稼ぎならば約250億ドルの儲けが生まれる！手始めに3カ所から・・・
それって天から雨のように降ってくるのか？

マカオで生まれた利権の山 独占的営業権

表 マカオのカジノ企業数等の推移

		2003	2004	2006	2007	2013	2016	2018	2019
免許取得企業名	下段								
カジノ数	右列	11	15	24	28	35	38	41	41
S.J.M	A 02.3	11	13	17	18	20	20	22	22
GALAXY Casino	B 02.6	0	1	5	5	6	6	6	6
Wynn Resort	C 02.6	0	0	1	1	1	2	2	2
Venetian Macau	b 02.12	0	1	1	2	4	5	5	5
MGM Grand Paradise	a 05.4	0	0	0	1	1	1	2	2
Mleco Crown	c 06.9	0	0	0	1	3	4	4	4
テーブル数		424	1,092	2,762	4,375	5,750	6,287	6,588	6,756
スロット数		814	2,254	6,546	13,267	13,106	13,826	16,059	17,348
収益:パチス		28,672	41,378	56,623	83,022	360,748	223,210	302,846	292,456
ドル換算		3,589	5,180	7,089	10,393	45,161	27,943	37,913	36,612

資料: Gaming Inspection and Coordination Bureau Macao SAR "Gaming Statistics"

注: ①マカオ市場の開放により、申請21社から2002年に3社が選定され、その後それぞれが1社のサブ免許付与で6社がカジノ免許を付与されている。

②A-aの表記は、正免許と副免許の組み合わせを示し、横の数字は免許付与の年月日を示す。

香港の建設資材会社「ギャラクシー」の収益は、04年1.7億ドルから19年67億ドルに増大も84%はカジノ収益。進出できなかった米大手シーザーズは15年に経営破たん。再建もうまくいかず別カジノに買収され、日本進出撤退。アジア進出の成否がカジノ企業の運命の分かれ目に。

市場開放後のカジノ収益累計は4096億ドル(45兆円)！6社勢揃い後で3775億ドル(42兆円)を稼ぎ出し、課税後でも約26兆円がカジノ企業側に！

巨額カジノ収益の根拠は何か？ マカオ並みに客は負けてくれる

表 CLSAのカジノ収益推計 (ボトムアップ)

		テーブル	うちVIP	一日VIP 益(\$)	年間 VIP(m\$)	うち mass	一日収益 (\$)	年間収益 (m\$)	スロット	一日収益 (\$)	年間(m\$)	合計(m\$)	総計(b\$)	Ebitda(b \$)	純益(b\$)
17年版	大都市圏×2	900	300	23,000	2,500	600	8千~9千	2,000	3,000	5百~6百	650	5,150	25	8	2.8
	地方都市圏×10	300	85	23,000	700	215	8千~9千	600	1,000	5百~6百	150	1,450			
14年版	大都市圏×2	900	300	45,000	4,900	600	1~1.2万	2,600	3,000	5百~6百	700	8,200	40	12	6
	地方都市圏×10	300	85	45,000	1,400	215	1~1.2万	800	1,000	5百~6百	200	2,400			
合計		4,800	1,450			3,350			16,000						

注：VIP収益はマカオの実績値を適用

	台数(m)	賭け額 (b\$)	カジノ収 益への置 き換え
パチンコ	4.6	250	19-28

注：賭け額19兆円(2012)

win率10-15%での推計。18%なら330億ドルに

収益推計 (トップダウン)

	Singapor e	Macau(中国)	Macau(広東)	日本の推 計	GGR規模 (b\$)
GDP比GGR	2.1%	0.5%	1.5%	0.82%	370
1人当りGGR	オーストラリア、米国、シン ガポールの平均			\$413	430
	\$ 320~500				
消費基準	奢侈品、旅行代、可処分所 得、年間貯蓄に対するGGR比 の各国平均から推計				350
上記3基準					380

資料：CLSA Samurai Showdown, Feb 2017

It's Raining Yen!, Feb 2014

注：トップダウン推計は、共通。

利益推計

	大都市圏	地方圏	合計(b\$)	率
Ebitda	3.3	3.7	7	31%
純益	GT20%	CT8%	2.6	

大都市圏IRだけで350億ドルの資本価値創造

マカオ並みに負けてくれるが前提

“Japan’s wealthy and large population could provide sufficient gaming demand to fill the 12 IRs to be built in the country”

CLSA 「Samurai Showdown」

◆ I R型カジノ：カジノの集客装置としての非カジノ施設の役割

- ①カジノの儲け還元（コンプ）で集客力を高める
- ②カジノ目的でない客も誘客し、カジノに誘導する
- ③客を負けるまで止めさせない、勝ち逃げを許さないことで収益最大化
- ④ギャンブル依存症状態に誘導するほど儲かる & リピーター化の推進



◆ I R型カジノのビジネスモデルの特質と限界

- ①人工物：日本にしかない観光資源ではない：どこでも作れる
- ②投資規模とコンプに依存した国際競争力：投資力勝負の消耗戦
- ③巨大化する投資や維持費がカジノ収益に依存：際限ないギャンブル漬け
- ④顧客を貧しくすることでしか繁栄できない：持続性乏しい焼き畑農業
- ⑤地域経済の消費力の吸収と地域循環型経済の破壊：近隣者ほど常習化
- ⑥依存症者拡大に依拠した収益構造：観光のブランド力を破壊



巨大な地上施設に金をかけて集客し、施設内に閉じ込め、延々とギャンブル漬けにする、典型的なハコモノの三密のビジネスモデル

I R型カジノのビジネス手法① 入口の広さ

図表 IRのビジネス手法：ラスベガスの場合

	2013	2017	2018	2019
初めての訪問	15.0%	21.0%	18.0%	24.0%
ギャンブル目的	15.0%	5.0%	7.0%	14.0%
リピーター ギャンブル目的	17.0%	6.0%	9.0%	18.0%
初めて客 ギャンブル目的	4.0%	1.0%	1.0%	4.0%
平均訪問数(回)	1.7	1.6	1.5	1.7
年1回訪問	69.0%	74.0%	75.0%	62.0%
年5回以上訪問	3.0%	1.0%	1.0%	1.0%
未成年の同行	10.0%	8.0%	6.0%	5.0%
米国西部からの訪問	52.0%	52.0%	47.0%	47.0%
カリフォルニアからの訪問	33.0%	31.0%	23.0%	21.0%
外国からの訪問	20.0%	16.0%	20.0%	14.0%



	2013	2017	2018	2019
平均宿泊数	3.3	3.5	3.4	3.4
正規料金で宿泊	32.0%	50.0%	39.0%	58.0%
滞在中にギャンブル	71.0%	74.0%	74.0%	81.0%
一日平均時間	2.9	1.6	2.2	2.7
ギャンブル消費額(ドル)	529.6	541.2	527.1	591.1
飲食費	279.0	377.0	315.0	410.7
ショッピング	140.9	143.1	154.6	187.5
ショー・娯楽	38.5	60.2	49.8	51.7
観光	9.3	31.4	29.8	39.5

ラスベガスの非カジノ目的客の賭博行動と消費行動を見ると、カジノ目的以外に誘導して、その消費力を「横取り」する可能性が高いのではないかと、IRの外国客比率の「落とし穴」？

資料：Las Vegas Convention and Visitors Authority "Las Vegas Visitor Profile Study 2019"

グランドキャニオン等の周辺観光比率は、19%(18年)←21%(16年)

IR型カジノのビジネス手法② コンプの提供

図表 IR型カジノのビジネス手法:コンプ

Borgata

	2013	2015	2017	2018	2019
総収益	913,516	1,036,759	1,109,281	1,143,939	1,145,922
カジノ	615,734	728,117	790,097	451,300	464,946
部屋	113,195	120,132	118,659	153,812	141,170
飲食	140,292	144,992	147,490	160,630	152,502
販促控除	217,816	232,593	258,515	316,323	328,897
純収益	695,700	804,166	850,766	827,616	817,025
営業経費	-574,087	-588,185	-558,277	-621,160	-607,449
営業収益	121,613	215,981	292,489	148,933	191,507
償却費	-60,908	-58,047	-71,878	-57,523	-18,069
その他経費	-121,785	-89,668	-79,013	0	0
金利	-81,335	-59,681	0	0	0
純益	-56,577	71,997	130,844	62,782	108,750
控除/カジノ	35.4%	31.9%	32.7%	70.1%	70.7%
控除/総収益	23.8%	22.4%	23.3%	27.7%	28.7%



	2013	2015	2017	2018	2019
コンプ	人数				
部屋	606,359	625,889	640,969	619,678	587,213
食事	1,393,175	1,498,948	1,549,638	2,148,360	2,039,876
飲み物	5,939,853	5,899,534	6,066,946	5,809,371	5,485,673
ゲーム	2,814,840	3,003,192	3,548,858	3,112,197	329,040
現金贈与	532,952	543,288	718,968	1,174,420	2,132,454
娯楽	127,082	128,537	133,391	177,941	148,238
小売	44,768	42,014	38,666	35,920	32,969
その他	87,593	89,002	79,516	1,642,752	1,556,793
合計	11,546,622	11,830,404	12,776,952	14,720,639	15,276,256
コンプ	金額(千ドル)				
部屋	70,792	72,981	74,065	113,047	104,951
食事	32,486	35,599	37,480	57,490	54,587
飲み物	19,305	19,173	19,718	18,880	17,828
ゲーム	70,371	75,080	88,721	77,805	82,326
現金贈与	13,324	13,582	17,974	29,361	53,311
娯楽	5,083	5,141	5,336	7,118	5,930
小売	2,238	2,101	1,933	1,796	1,648
その他	4,217	8,936	13,288	10,826	8,216
合計	217,816	232,593	258,515	316,323	328,897

資料 The State of New Jersey, Division of Financial Evaluation Reporting Man
における四半期報告より作成

注:2018年より損益計算書からの販促控除(コンプ)の表示が無くなったため、右
コンプ額を純収益に加えた金額を総収益として記入している。コンプ額を引い
がカジノ収益として計上されていると推測されるが、損益計算書の金額はその
上している。

ラスベガスでもカジノ収益の3割前後をコンプに充てて集客を行う。

IR・カジノは、お客をIR内に閉じ込めて収益を最大化する仕組みであり
米アトランティックシティでは年間3000万の来訪者があったが地元経済は
衰退した。

パンデミック下の海外カジノ市場の現状：マカオ

カジノ営業は行っているマカオは、依然として中国、香港、台湾以外の外国観光客の入国禁止。中国等も入国緩和後も事前のPCR検査が必要。個人向け観光ビザ解禁で回復傾向も前年比8割減の訪問数でカジノ収益も第4四半期で7割減

表 コロナ感染の影響：マカオ

100万パタカ と人

2020年	カジノ収益			外国観光客数			内訳					
	19年	20年	前年比	19年	20年	前年比	中国	内個人	香港	台湾	三国計	三国比率
1月	24,942	22,126	-11.3%	3,425,126	2,850,465	-16.8%	2,132,032	1,113,461	476,032	70,382	2,678,446	93.97%
2月	25,370	3,104	-87.8%	3,545,701	156,394	-95.6%	72,307	5,822	62,489	5,967	140,763	90.01%
3月	25,840	5,257	-79.7%	3,888,931	212,311	-94.5%	88,890	6,813	111,347	4,591	204,828	96.48%
第1四半期	76,152	30,487	-60.0%	10,859,758	3,219,170	-70.4%	2,293,229	1,126,096	649,868	80,940	3,024,037	93.94%
4月	23,588	754	-96.8%	3,432,187	11,041	-99.7%	10,500	87	328	210	11,038	99.97%
5月	25,952	1,764	-93.2%	3,396,835	16,133	-99.5%	14,793	76	1,184	152	16,129	99.98%
6月	23,812	716	-97.0%	3,095,853	22,556	-99.3%	21,067	71	1,142	326	22,535	99.91%
第2四半期	73,352	3,234	-95.6%	9,924,875	49,730	-99.5%	46,360	234	2,654	688	49,702	99.94%
7月	24,453	1,344	-94.5%	3,530,233	74,006	-97.9%	66,489	3,069	6,240	1,271	74,000	99.99%
8月	24,262	1,330	-94.5%	3,623,116	227,113	-93.7%	200,833	13,043	23,415	2,862	227,110	100.00%
9月	22,079	2,211	-90.0%	2,764,924	449,085	-83.8%	412,451	90,100	33,115	3,515	449,081	100.00%
第3四半期	70,794	4,885	-93.1%	9,918,273	750,204	-92.4%	679,773	106,212	62,770	7,648	750,191	100.00%
10月	26,443	7,270	-72.5%	3,209,751	581,986	-81.9%	539,482	174,002	37,909	4,574	581,965	100.00%
11月	22,877	6,748	-70.5%	2,910,118	636,351	-78.1%	588,511	197,311	43,178	4,589	636,278	99.99%
12月	22,838	7,818	-65.8%	3,083,406	659,407	-78.6%	606,884	261,297	46,786	5,685	659,355	99.99%
第4四半期	72,158	21,836	-69.7%	9,203,275	1,877,744	-79.6%	1,734,877	632,610	127,873	14,848	1,877,598	99.99%
合計	292,456	60,442	-79.3%	39,906,181	5,896,848	-85.2%	4,754,239	1,865,152	843,165	104,124	5,701,528	96.69%
2021年	20年	21年	前年比	20年	21年	前年比	中国	内個人	香港	台湾	三国計	三国比率
1月	22,126	8,024	-63.7%	2,850,465	556,765	-80.5%	496,157	174,554	50,379	10,212	556,748	100.00%
2月	3,104	7,312	135.6%	156,394	427,122	173.1%	380,649	163,157	40,037	6,410	427,096	99.99%
3月	5,257	8,306	58.0%	212,311	754,541	255.4%	688,353	268,302	58,953	7,183	754,489	99.99%
第1四半期	30,487	23,642	-22.5%	3,219,170	1,738,428	-46.0%	1,565,159	606,013	149,369	23,805	1,738,333	99.99%
4月	754	8,401	1014.2%	11,041	794,819	7098.8%	730,934	300,467	56,760	7,091	794,785	100.00%
5月	1,764	10,445	492.1%									
通年ドル換算	19年	20年	前年比									
100万ドル	36,612	7,567	-79.3%									
通年ドル換算	20年	21年	前年比									
100万ドル	3,911	4,011	2.6%									

資料：Gaming Inspection and Coordination Bureau Macao SARとDSECのデータ
注：1MOP=0.12519USD(1ドル=7.988MOP)で計算。ドル換算は100万ドル単位

収益エンジンとしてのカジノ＝マカオ並みに儲かる！の前提崩壊

VIPが来なくなった！そもそもVIPよりMassのほうが儲かる！ 富裕層が日本に来て負けてくれるという幻想の崩壊！？

ワクチン接種の拡大とコロナ感染急減でカジノ市場が回復だが・・・

表 コロナとラスベガス

100万ドル

	3月	前年月	比率	4月	前年月	比率	5月	前年月	比率	6月	前年月	比率	7月	前年月	比率	8月	前年月	比率
州全体	618	1,023	-39.6%	4	936	-99.6%	6	982	-99.4%	567	1,041	-45.6%	757	1,025	-26.2%	743	954	-22.1%
ストリップ	300	552	-45.7%	3	482	-99.3%	4	517	-99.3%	238	617	-61.4%	330	543	-39.2%	317	522	-39.2%
旧中心地	43	59	-25.9%	0	62	-99.3%	2	55	-96.4%	23	52	-55.6%	42	53	-20.6%	36	45	-21.4%
ボルダーS	72	70	1.7%	-51	78	-165.6%	11	70	-84.0%	45	67	-32.4%	66	82	-19.8%	71	55	29.6%
	9月	前年月	比率	10月	前年月	比率	11月	前年月	比率	12月	前年月	比率	1月	前年月	比率	2月	前年月	比率
州全体	821	1,058	-22.4%	823	1,022	-19.5%	771	938	-17.8%	684	1,058	-35.3%	762	1,038	-26.6%	772	1,043	-25.9%
ストリップ	355	583	-39.1%	376	539	-30.2%	350	518	-32.5%	292	592	-50.7%	322	572	-43.8%	348	596	-41.6%
旧中心地	52	66	-21.5%	53	68	-22.7%	53	52	1.7%	46	63	-28.0%	49	59	-17.4%	52	56	-7.2%
ボルダーS	76	75	1.8%	59	79	-24.7%	69	58	18.3%	62	82	-24.7%	66	72	-7.9%	64	65	-2.0%

	3月	19年比	比率	4月	19年比	比率
州全体	1,067	1,023	4.3%	1,039	936	11.0%
ストリップ	501	552	-9.2%	483	482	0.3%
旧中心地	97	59	64.5%	81	62	30.8%
ボルダーS	97	70	37.1%	59	78	-24.4%

資料：NGCB Nevada Gaming Revenue and Collections



感染 世界1億7735万 米3351万
 死者 同3840万 同 60万

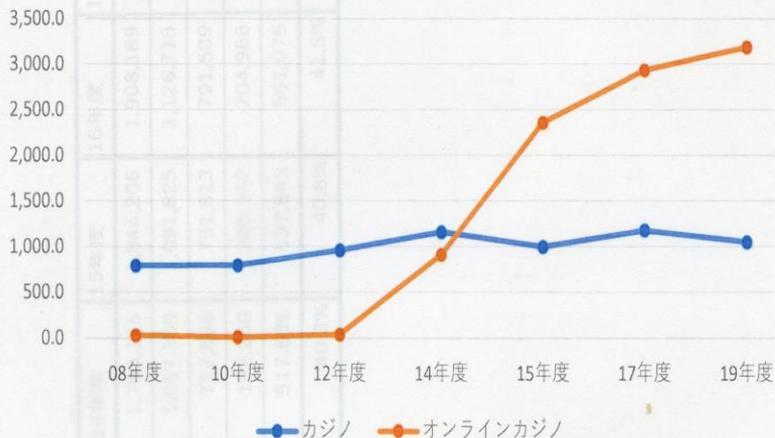
(2) DXーオンライン化と地上型カジノの持続可能性

表 英国 オンラインカジノの増大

	08年度	10年度	12年度	14年度	15年度	17年度	19年度
カジノ	796.2	797.4	961.4	1,159.8	999.4	1,180.7	1,052.7
オンラインカジノ	33.1	12.7	42.5	915.4	2,364.4	2,937.0	3,190.1
全ギャンブル	8,364.9	8,435.7	9,704.7	11,313.8	13,456.1	14,424.4	14,261.4
比率 カジノ	9.5%	9.5%	9.9%	10.3%	7.4%	8.2%	7.4%
オンライン	0.4%	0.2%	0.4%	8.1%	17.6%	20.4%	22.4%

資料：英国Gambling Commission

英国カジノ収益 オンラインvs地上型



スマホ端末を通じたギャンブルが世界で急増！
英国では地上型カジノの三倍の規模にオンライン
カジノが成長。米国ではオンラインでのスポ
ーツ賭博とカジノが急成長中

コロナ禍でその動きが加速中！

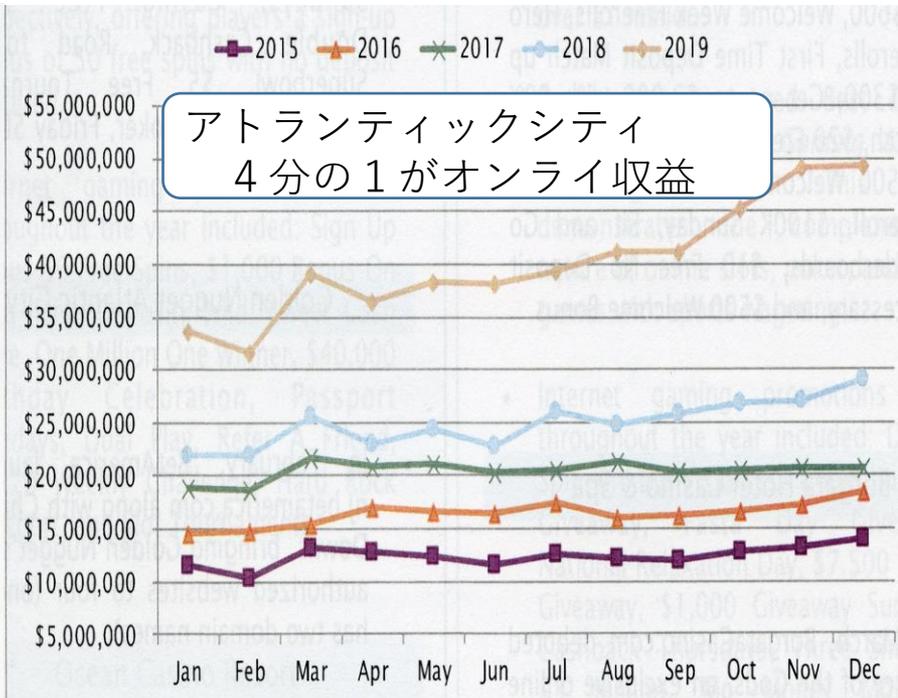


表 コロナと米国カジノ市場 100万ドル

	2020年	前年比
収益(GGR)	29,980	-31.3%
スロット	18,870	-33.8%
テーブル	5,090	-39.4%
スポーツ賭博	1,530	68.9%
iGaming	1,550	198.9%

資料：American Gaming Association

" Commercial Gaming Revenue Tracker"

注：GGRはGross Gaming Revenueの略

BetMGMの発見 // オンラインの方が利益率が高い！

米国カジノ市場の構造変化

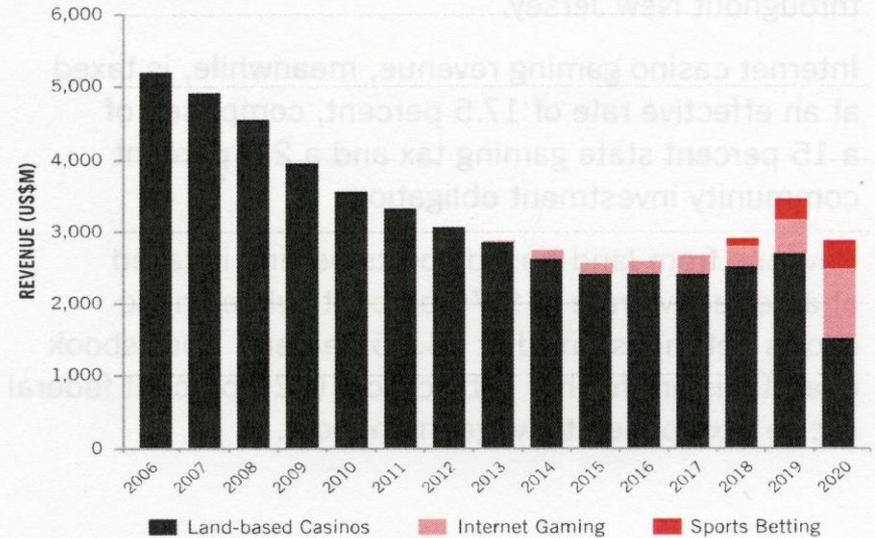
STATE	2019	2020	YoY Change
Arkansas	\$426,491,562	\$355,521,053	-16.6%
Colorado	\$833,668,376	\$636,075,328	-23.7%
Delaware	\$450,806,046	\$340,347,836	-24.5%
D.C.		\$13,548,201	
Florida	\$574,651,569	\$341,331,478	-40.6%
Illinois	\$1,354,404,565	\$743,407,000	-45.1%
Indiana	\$2,247,227,740	\$1,709,481,630	-23.9%
Iowa	\$1,486,793,913	\$1,167,696,185	-21.5%
Kansas	\$416,172,056	\$299,532,543	-28.0%
Louisiana	\$2,459,825,342	\$1,658,507,869	-32.6%
Maine	\$145,189,299	\$71,365,416	-50.8%
Maryland	\$1,757,055,710	\$1,225,915,668	-30.2%
Massachusetts	\$718,534,899	\$551,935,743	-23.2%
Michigan	\$1,454,274,694	\$638,661,887	-56.1%
Mississippi	\$2,201,333,096	\$1,795,204,161	-18.4%
Missouri	\$1,729,489,837	\$1,263,750,341	-26.9%
Montana		\$2,363,000	
Nevada	\$12,031,501,000	\$7,873,313,000	-34.6%
New Hampshire		\$23,638,791	
New Jersey	\$3,468,633,795	\$2,881,382,588	-16.9%
New Mexico	\$244,083,749	\$51,837,673	-78.8%
New York	\$2,730,972,154	\$1,184,729,013	-56.6%
Ohio	\$1,941,485,831	\$1,440,278,773	-25.8%
Oklahoma	\$140,855,958	\$101,738,407	-27.8%
Oregon		\$20,072,367	
Pennsylvania	\$3,411,967,566	\$2,695,914,904	-21.0%
Rhode Island	\$668,428,118	\$326,218,116	-51.2%
South Dakota	\$110,276,037	\$105,271,640	-4.5%
Tennessee		\$27,124,908	
West Virginia	\$630,042,458	\$435,516,129	-30.9%
TOTAL	\$43,634,165,369	\$29,981,681,647	-31.3%

SOURCE: State Gaming Regulatory Agencies

STATE	2019 Tax	2020 Tax	YoY Change
Arkansas	\$65,474,302	\$50,546,548	-22.8%
Colorado	\$123,326,340	\$74,690,684	-39.4%
Delaware	\$208,356,827	\$156,883,863	-24.7%
D.C.		\$3,008,014	
Florida	\$201,128,050	\$119,466,018	-40.6%
Illinois	\$455,202,183	\$162,015,154	-64.4%
Indiana	\$592,989,475	\$391,730,607	-33.9%
Iowa	\$323,988,513	\$248,248,195	-23.4%
Kansas	\$112,366,455	\$80,888,437	-28.0%
Louisiana	\$584,685,568	\$421,258,137	-28.0%
Maine	\$58,430,451	\$30,032,815	-48.6%
Maryland	\$727,038,283	\$507,843,226	-30.1%
Massachusetts	\$216,101,474	\$157,724,930	-27.0%
Michigan	\$355,699,329	\$174,352,138	-51.0%
Mississippi	\$261,571,646	\$213,775,261	-18.3%
Missouri	\$436,603,732	\$309,304,648	-29.2%
Montana		N/A	
Nevada	\$969,277,054	\$609,481,270	-37.1%
New Hampshire		\$11,010,088	
New Jersey	\$349,825,100	\$350,897,338	0.3%
New Mexico	\$112,888,733	\$23,974,923	-78.8%
New York	\$1,144,533,062	\$495,199,431	-56.7%
Ohio	\$649,910,271	\$487,945,733	-24.9%
Oklahoma	\$63,752,349	\$44,747,923	-29.8%
Oregon		\$0	
Pennsylvania	\$1,510,787,361	\$1,187,141,029	-21.4%
Rhode Island	\$329,573,741	\$163,619,122	-50.4%
South Dakota	\$14,900,924	\$14,141,509	-5.1%
Tennessee		\$5,443,918	
West Virginia	\$287,845,568	\$189,891,979	-34.0%
TOTAL	\$10,156,256,791	\$6,685,262,939	-34.2%

SOURCE: State Gaming Regulatory Agencies

gaming revenue.



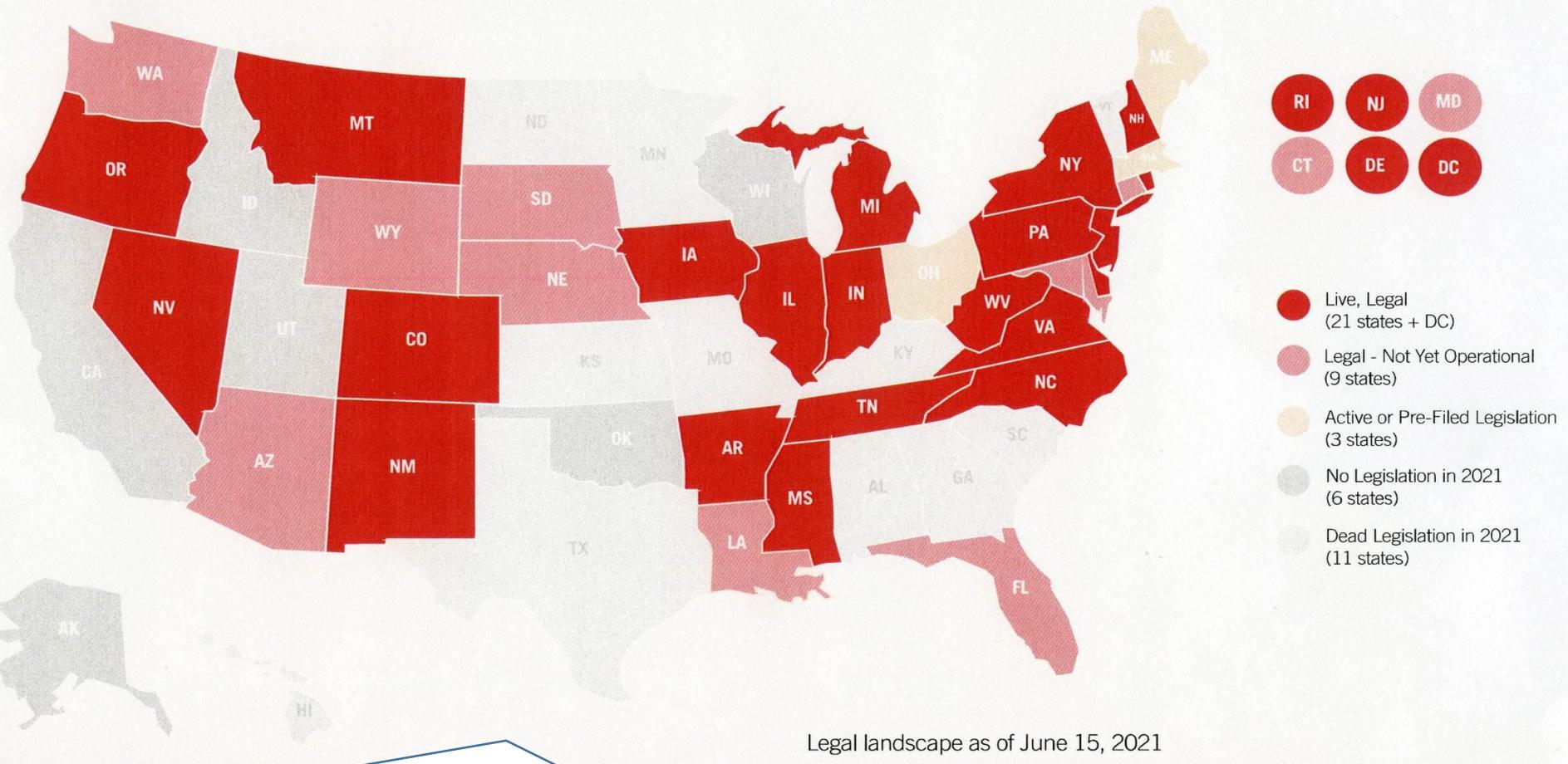
For New Jersey's chief gaming regulator, the events of 2020 altered some perceptions that sports wagering is a higher risk and less lucrative segment of the gaming industry, offering limited value to operators of land-based casino-resorts.

Even before the U.S. Supreme Court ruled in its favor, New Jersey had considered sports betting to be a "game-changer" for the state's gaming market, said David Rebeck, director of the New Jersey Division of Gaming Enforcement (DGE).

In 2020, New Jersey surpassed Nevada—which relies more upon tourist visitation to Las Vegas—to become the largest U.S. sports betting market, reporting \$6.02 billion in annual handle and generating almost \$400 million in annual revenue.

"It's no longer seen (by casinos) as a small amenity; just a little subsidy towards your current operations," Rebeck said. "This is a business that is exploding across the United States."

Legal Sports Betting in the U.S.



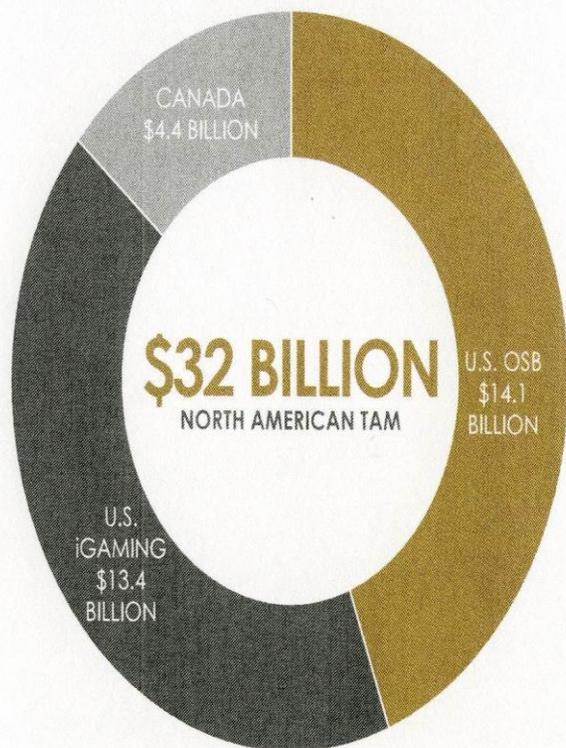
2018年に米最高裁がスポーツ賭博の合法化判決。米四大プロスポーツとAGAの提携でオンラインでのスポーツ賭博が急成長で重要な収益源に

MGMの戦略転換：BetMGMを通じたオンラインギャンブルに集中

SIGNIFICANT LONG-TERM MARKET OPPORTUNITY

\$32 BILLION SPORTS BETTING AND IGAMING TAM IN NORTH AMERICA

TOTAL LONG TERM
ADDRESSABLE MARKET ("TAM")



U.S.
ONLINE
SPORTS
BETTING
("OSB")

- ~65% of the adult population
- Average GGR per adult of ~\$90

U.S.
iGAMING

- ~35% of the adult population
- Average GGR per adult ~\$160

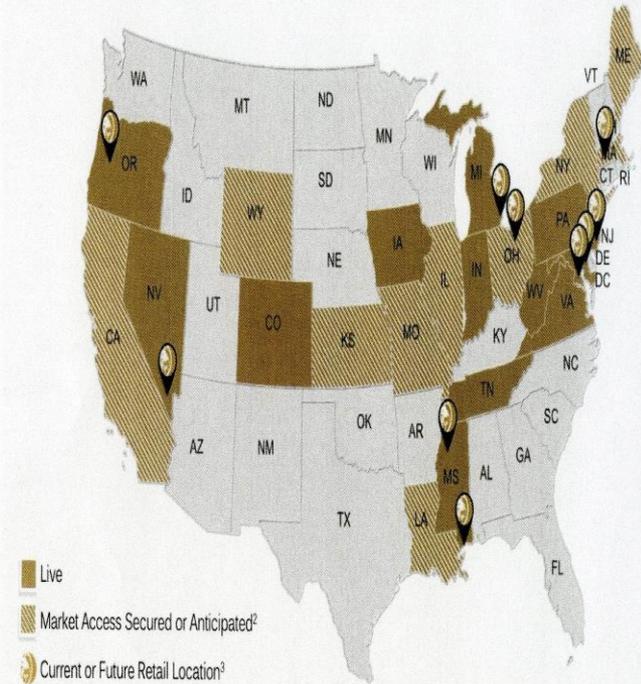
CANADA

- ~65% of the adult population¹
- Average GGR per adult of ~\$65 for OSB and ~\$115 for iGaming

投資家向けプレゼンテーションでは、戦略の柱として対日投資は消え、BetMGMを通じたオンライン戦略のみが強調されるようになってきている。

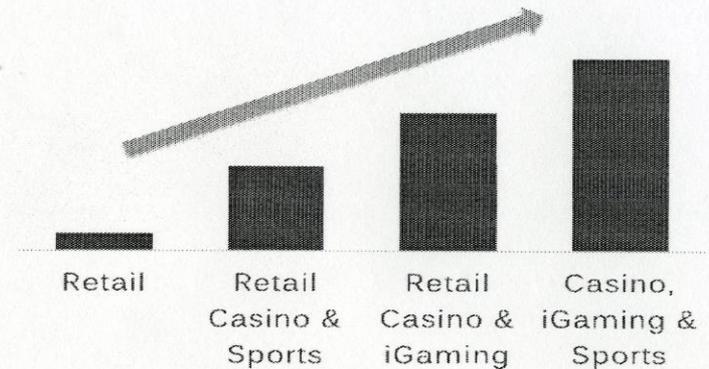
MGMの発見：既存の顧客とオンラインの結合で収益力が高まる！

GROWING PRESENCE & BROAD-BASED MARKET ACCESS



OMNI-CHANNEL DRIVES CUSTOMER VALUE

Omni-channel customers are significantly **more valuable** compared to retail only customers



日本のIRの未来：FTの記事(4.28) "Japan begins discussions on creation of \$65bn sports betting market" 政府が電通委託で検討開始
IRを橋頭保にした対面型&遠隔型のマルチのギャンブル漬けの道

世界の流れは？

Online Gambling Market (EU-28)

In 2018, the total EU-28 online gambling market generated €22.2bn in Gross Gaming Revenue, accounting for 49.2% of the total global online gambling market. The channelled market accounted for €15.9bn, reflecting a channelling rate of 71.7%.

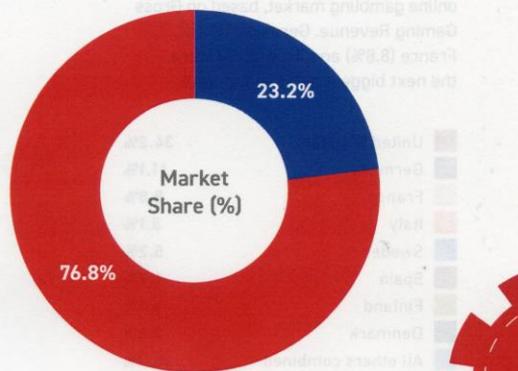


● Total Gross Gaming Revenue
● Channelled/White Market Gross Gaming Revenue*

* Online gambling activity which is "regulated in the same jurisdiction as the player," according to H2 Gambling Capital. Source: H2 Gambling Capital (2019).

Gambling Market Shares (EU-28)

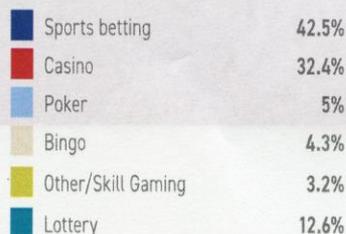
In 2018, online gambling had a total Gross Gaming Revenue of €22.2bn, accounting for 23.2% of the total EU-28 gambling market. Meanwhile, offline gambling (lotteries, casinos, bookmakers shops, etc) had a total Gross Gaming Revenue of €73.5bn, accounting for 76.8% of the overall EU-28 gambling market.



■ Online
■ Offline

Source: H2 Gambling Capital (2019).

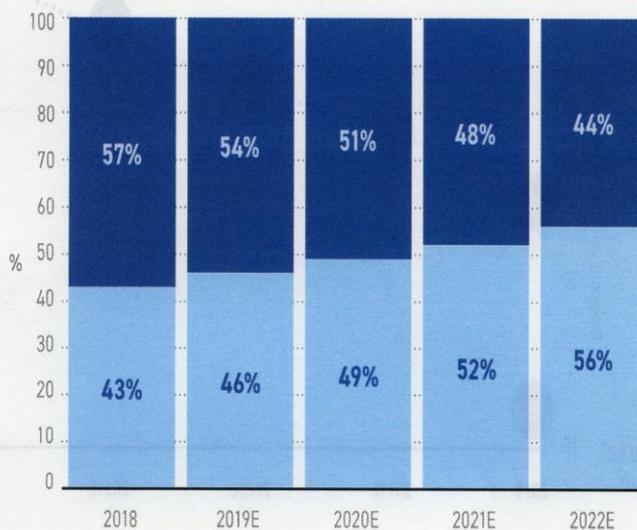
Most Popular Online Gambling Activities (EU-28)



Source: H2 Gambling Capital (2019).



Betting Devices Use (EU-28)



In 2018, 57% of online bets were placed from a desktop computer, while 43% of online bets were placed from mobile devices.*

* Based on Gross Gaming Revenue.

■ Desktop
■ Mobile Devices (phones and tablets only)

Source: H2 Gambling Capital (2019).

経済のデジタル化：現金主義であったカジノでも **デジタル決済** に転換。モバイルを通じた多彩なギャンブルがオンラインで提供される時代に入

(3) カジノ（ギャンブル）の経済的効果とは何か？

(1) ギャンブル（賭博）とは何か？

「偶然性に金品を賭けて、金品を得ようとする行為」

(2) カジノ（ギャンブル）の経済的特質：「ゼロサム」の営み

ポール・サムエルソン『経済学』（第21章 農業における需要と供給）

①新たな価値を産み出さない無益な貨幣の移転

②所得の不平等と不安定性を助長

→顧客の負け＝「胴元」の儲けであり、新たな富を生まない行為

(3) カジノが経済的効果を生み出すための条件

①目的地効果、②奪還効果、③代替効果（カニバリゼーション）、

④漏出効果 * ① + ② > ③ + ④ならば経済効果が上回るが・・・

(4) ギャンブルによる依存症の発生（有害な副作用が大きい）

生産性の低下、犯罪増大、病気などの社会的コストの発生

依存症増大による社会的コスト & カジノ設置のための公共投資の費用、機会費用の発生などを勘案する必要（*社会的コストは短期での評価困難）

社会的コストと犠牲が集中する地域社会

表 社会的コストの分類と病的ギャンブラーのコスト推計

NHGSCの分類	E.Grinols	NHGSC	
1 犯罪	3,591	逮捕 矯正	389 529
2 事業と雇用上の怠業等の損失	2,358	失業	398
3 自己破産	251	自己破産	1,027
4 鬱などの精神疾患	773	精神疾患	411
5 自殺	-	-	-
6 失業手当・社会給付・治療などの費用	415	失業手当 社会給付 不健康	106 75 871
7 規制費用	-	別計算	別計算
8 離婚・虐待等の家族的費用	62	離婚	1,338
9 家族・友人等からの不正資金	2,880	除外	除外
10 社会資本の減少	-	-	-
11 政治的な影響力集中	-	-	-
合計	10,330		5,144

注: 社会的コストの定義は、NORC、E.Grinols、D.Walkerの分類をまとめたものである。
NHGSCのコスト推計は、NORCの推計を基に2007年価格に算定・修正したものである。

表 ビクトリア州のギャンブルの経済的影響の推計 100万 A \$

	低リスク	中リスク	問題G	合計
財政的コスト	316	338	479	1,348
心理的コスト	815	477	301	1,593
家族関係コスト	590	586	1,013	2,189
犯罪関係コスト	27	31	42	100
生産性低下コスト	65	195	338	598
政府負担コスト	634	275	184	1,145
合計	2,446	1,902	2,357	6,973

注① 低リスクはPGSIが1-2点、中リスクは同3-7点、問題Gは同8点以上

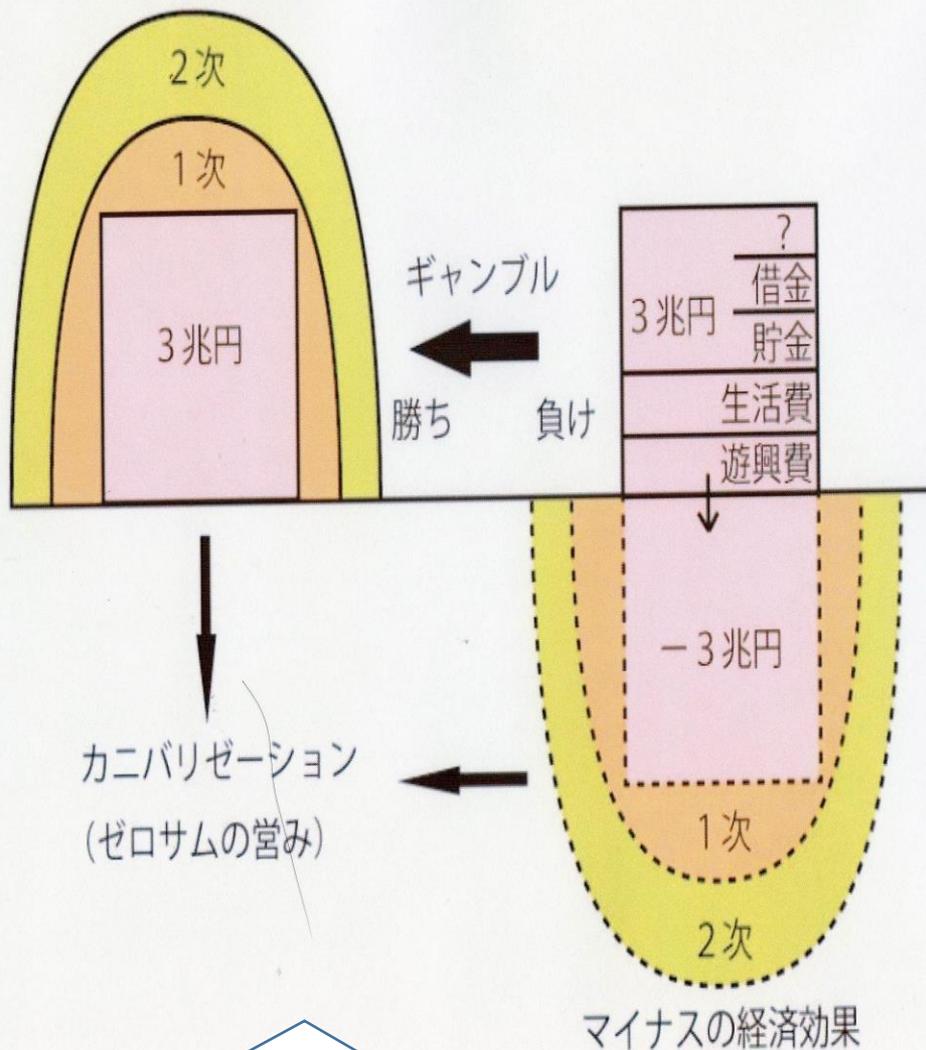
- ② 各コスト合計にはリスクなしギャンブラーのコストも含まれるので100%にはならない。
- ③ ギャンブラー本人だけではなく、家族や地域社会が被るコストも含まれる。
- ④ 財政的コスト13億ドル中、使い過ぎによるコストが10億ドルを占める。
- ⑤ VC州のギャンブル支出58億ドルを上回る社会的コストが発生している。
- ⑥ 2014-15年会計年度の数字に基づく推計である。

資料 Victorian Responsible Gambling Foundation "The social cost of gambling to Victoria" 2017/1/1

ギャンブルの社会的コストは経済的利益を上回る？
オーストラリア政府の調査は、消費者余剰を含めなければ社会的コストが大。また依存症者外の社会的コストを含めればさらにその差は大きくなる。

経済効果強調の一面性：カニバリゼーションの発生

プラスの経済効果



米国ゲーミング協会推計

客の負け額も直接的経済効果に！

◆ I Rカジノのカニバリゼーション

①カジノ収益を基にしたコンプによる不平等な競争でお客を奪われる地域企業（奪われた消費力によるマイナスの経済効果による地域経済の衰退）

②コンプで誘引されたギャンブル客はまさに「滞在型」であり I Rの外で消費する誘因が少ない！

③カジノ目的でない観光客はカジノに誘導されて消費力が奪われてしまう。地域で消費される観光消費の横取り！



I Rがない周辺の県は、一方的に食われる立場に立たされる！

**大都市部への一極集中の加速
貧困格差の拡大・・・**

経済波及効果モデルの一面性

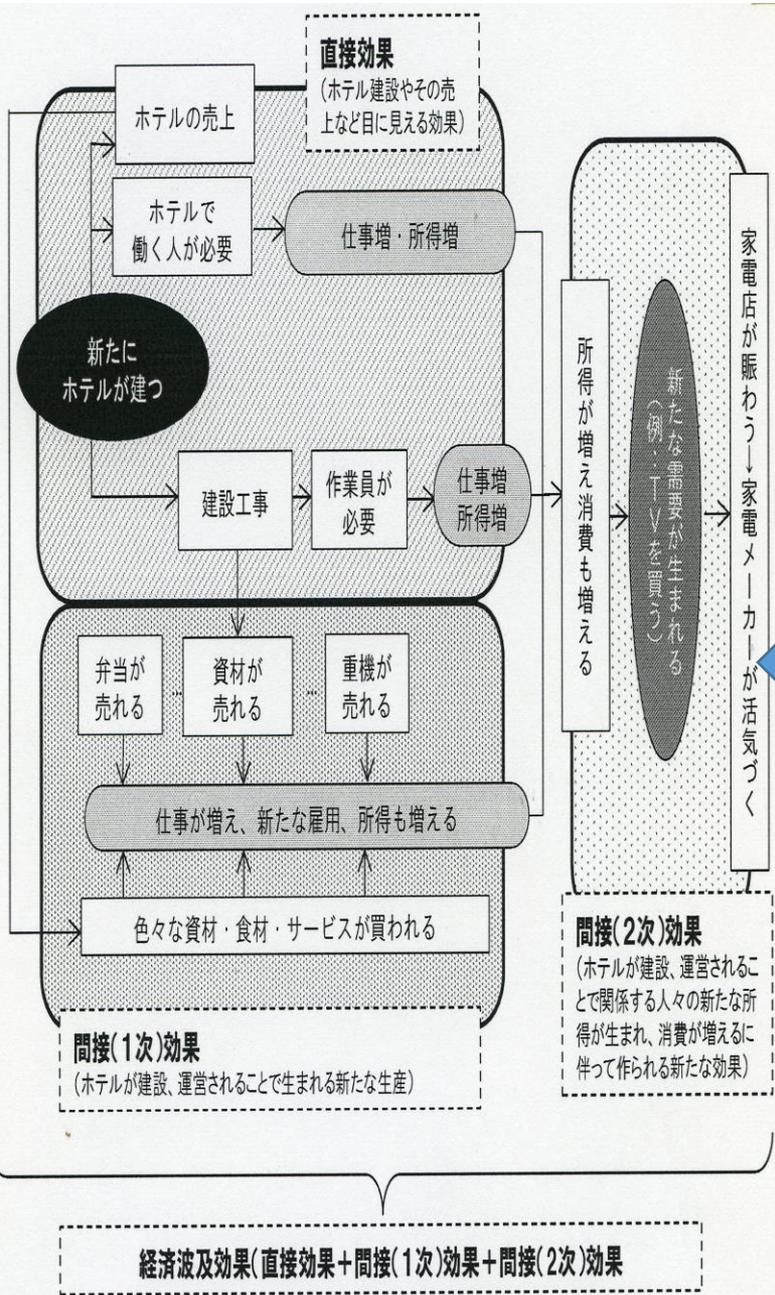


表 米国ゲーミング協会のカジノの経済効果推計1

億ドル 2010年時点

	カジノ	飲食・宿泊その他	合計	雇用	給与等	税	税率
直接効果	346	116	497	346,272	145	159	32%
間接効果	198	90	310	178,608	105	34	
波及効果	308	110	449	294,127	142	56	
合計	851	318	1,257	819,007	391	250	

資料: AGA, "Beyond the Casino Floor: Economic Impacts of the Commercial Casino Industry" 2012

注: 商業カジノのみの経済的効果の推計

ゲーミング税は、76億ドル

表 米国ゲーミング協会の経済的効果推計2

億ドル、人 2013年時点

直接効果	カジノ	飲食・宿泊	ゲーム機器小計	雇用	給与等	税
	812	144	60	1,016	733,930	330
間接・波及	納入支払い	従業員消費小計	合計	雇用	給与等	税
	600	780	1,380	2,396	1,711,790	735

資料: AGA "When Gaming Grows, America Gains" 2014

注: Oxford Economicsによる商業カジノ、ネイティブアメリカンカジノ、ゲーム機器企業の経済
商業カジノは23州474か所、部族カジノは28州474か所、合計39州984か所

カジノに投じられるマネーはどこから来たのかを問わないモデルであり、ギャンブル収益(お客の負け額)も直接効果に含めて産業連関表にインプットする問題点

カジノの経済的効果は多面的かつ長期的な評価が必要

表 NH州:カジノの地域的影響資産

	南部	南西部	レイク地方	スキー地方	北部
カジノ来客数	1,410,852	303,683	333,855	531,943	55,877
カジノ収益	597,818,711	104,256,292	119,193,764	178,892,012	18,290,099
税収(39%)	233,149,297	40,659,954	46,485,568	69,767,885	7,133,139
宝くじへの影響	(21,655,088)	(3,294,553)	(8,609,944)	(4,384,998)	(902,813)
飲食・宿泊への影響	7,167,079	1,389,758	183,438	2,752,638	149,550
マサチューセッツ州の影響	(70,055,424)	(7,892,227)	(3,990,405)	0	0
州の純税収	148,605,864	30,862,932	34,068,657	68,135,525	6,379,876
カジノ雇用(間接含む)	3,232	3,164	3,164	3,164	3,164
既存雇用の喪失	(970)	(949)	(1,582)	(2,215)	(2,215)
90分圏内ギャンブラー推計	220,075	41,838	95,708	61,584	11,996
病的・問題ギャンブラーの発生	14,252	2,348	7,025	2,100	1,719
上記1人当たり費用	4,214	7,013	4,780	7,418	5,564
規制費用	6,477,558	6,477,558	6,477,558	6,477,558	6,477,558
健康保険局治療費用	3,735,504	1,771,718	2,541,872	1,733,621	1,460,147
非治療政府負担費	12,137,652	2,000,881	5,982,260	1,792,357	395,794
非治療社会費用	37,705,912	6,218,295	18,582,252	5,577,152	1,230,676
総社会費用	60,056,626	16,468,452	33,583,942	15,580,688	9,564,175
うち政府負担	22,350,714	10,250,157	15,001,690	10,003,536	8,333,499
純税収－総社会費用	88,549,238	14,394,480	484,715	52,554,837	(3,184,299)

資料: NH Gaming Study Commission Final Report, May 18, 2010より

注: 5億ドル投資規模の大規模カジノ(テーブルとVLTs両方提供)の場合の推計

表 ウィスコンシン州のカジノの経済的効果

	100 \$
プラスの経済的効果	1,410.6
マイナスの経済的効果	-1,083.8
経済的効果(ネット)	326.7
社会的コスト: 低	160.5
中	320.9
高	456.7
最終的経済的効果 低	166.3
中	5.8
高	-130.0

資料: Thompson, Gazel, Rickman The Economic Impact of Native American Gaming in Wisconsin, 1995

注: カジノ客の80%は州民という想定である。

カジノ事業者側の経済効果だけを強調するのは一面的であり、負の経済効果や社会的コストの発生などを総合的にかつ長期的に評価する必要がある。

I R カジノの危険性：社会的コストの増大

カジノ営業の仕組み及び代表的なゲーミングの種類

【カジノ営業の収益の仕組み】

カジノ側に確実な収益を保障する仕組み（ハウスエッジ（下記2通り））により、営業として儲けることが可能となる。

①ゲームのルールやゲーミングマシンにあらかじめ「胴元の有利さ」を組み込んでおき、ゲームが大量回数行われることにより、「大数の法則」を通じ、確率的に計算された期待収益額に近似した収益額をカジノ側が上げる方法

②顧客の賭け金の総体からカジノ側が最初に一定割合（控除率）を天引きし、残額を勝利者に払い戻す方法

名称	ルール概要	
ルーレット	数字及び色が付された38あるルーレットの目の中から、ボールが落ちる目の数字又は色を予想するゲーム。	
ブラックジャック	ディーラーとプレイヤーの勝負で、配られたカードの数字の合計数が21に近い方が勝利者となるゲーム。	
バカラ	直接勝負に参加するものではなく、バンカーとプレイヤーのうちどちらが勝つかを予想するゲーム。両者に配られたカードの合計数の下一桁の数字が9に近い方が勝ちとなる。	
大小	ディーラーによって振られる3つのサイコロの数字の合計数や組み合わせを予想するゲーム。	

儲けの仕組み ①**大数の法則**：ルーレットの場合は0と00の目が胴元の勝ちで5.4のハウスエッジ、②**コミッション料の徴収**、③**胴元(単独) vs 顧客(多数)**で胴元が総負けする確率は低く、敗者の負け分も胴元の取り分になる

◆ギャンブルの定義

偶然性に対して金品を賭け、報酬を獲得しようとする行為

◆競輪・競馬との違い

胴元が一定金額を徴収後に賭け客に分配 vs **客と胴元が勝負**



儲けの源泉：**低率のハウスエッジ他**



* 某カジノ王の恐怖

「客が途中で賭けを止めること」

→ **「デザインされた依存症」**

頻度（常習性）、継続時間（一年365日）、密度（短時間で繰り返す）賭け金額（射幸性の大きさ）

とにかく賭けを継続させる！

◆カジノ収益の最大化のテクニック

- ①低いハウスエッジ：勝つ体験が多い
- ②ニアミス効果、ビジュアルな刺激
勝っているように錯覚させる技法etc
- ③24時間、窓と時計の無い空間、アルコール等の無料提供
- ④賭け資金の貸付による提供



偶然性への賭けであり、勝つ快感が平等に繰り返され脳を刺激することで脳が変化していく病気の発症。ギャンブル依存症者に収益を依存したビジネスモデルと言われるカジノ

→ **責任あるギャンブルの限界：個人責任ではない依存症！**

→ **エンターテイメント一般と同列視できないギャンブルの特質**

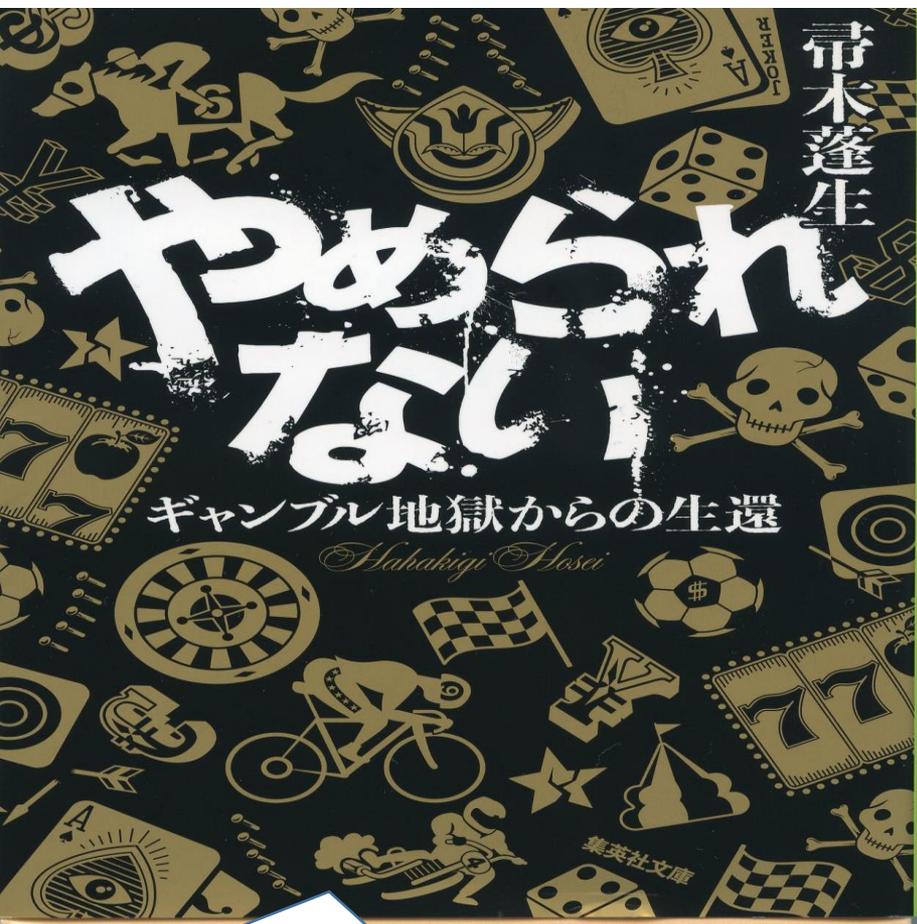
表 ギャンブルの自己管理の困難性

	計画以上に…賭けてしまう		
	長時間	金額	頻繁に
TOTO	4.6	4.7	3.8
4D	4.9	4.8	3.8
スポーツ	11.8	10.5	10.5
競馬	21.3	14.9	0.0
IR スロット	19.1	14.4	10.1
IR テーブル	26.5	23.5	21.3
オンライン	30.4	33.3	29.2
平均	5.0	5.1	4.0

資料：NCPG "Report of Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents" (2011)より作成

依存症状態になると「陶酔空間」(ゾーン)の体験そのものが目的化し、勝ち負けが目的でなくなる

カジノのギャンブルは、健全な娯楽なのか？



「やめられない病気は数多くありますが、止められない度合いの強さと本人の人生上の破滅は言うに及ばず、周囲の人々をとことん苦しめる点において、やめられない病気の最悪のものは・・・ギャンブル障害でしょう。」12頁

◆ギャンブルは、サービス商品？

ディズニー等の娯楽の入場券

価格に対する効用の評価が可能

VS

ギャンブル 負け額はギャンブルというサービスの正当な購入代金か？

↑

- ・価格＝負け額であり、事前に価格と効用の比較ができない。
- ・勝つ目的と逆の結果の負けるほど満足増大で価格増加という矛盾。
- ・依存症で誘導合理的な判断が麻痺

「借金と嘘、これがギャンブル地獄であがいている人間の見まごうことない二大症状です。」115頁

シンガポール型依存症対策が効果発揮というが、何が効果的だったか？

表 シンガポールの依存症調査について

	2008	2011	2014	2017
問題ギャンブラー	1.7%	1.2%	0.5%	0.8%
病的ギャンブラー	1.2%	1.4%	0.2%	0.1%
ギャンブル参加率	54.0%	47.0%	44.0%	52.0%
カジノ(IR)	0.0%	7.0%	2.0%	2.0%
船上カジノ等	17.0%	9.0%	5.0%	3.0%
初めての常習ギャンブル(IR)	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%
平均賭け額(月)	176	212	70	30
月千ドル以上の賭け	17.8%	21.0%	2.0%	0.0%
月500-千ドルの賭け	37.0%	21.0%	8.0%	6.0%
病的ギャンブラーの平均賭け額(月)	619	1,713	313	250
病的ギャンブラーの常習率	100.0%	68.0%	83.0%	100.0%
サンプル数	2300	3315	3000	3000
回答率	89.0%	81.0%	73.0%	77.0%

資料：NCPG“Report of Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents” 2009, 2012, 2015, 2018年版

注：調査は、面談方式でDSM-IVに基づいて行われている。

表面的には依存症率は低下しているが、それはどのような対策の効果なのか？
市民のカジノ参加率、賭け金額、回答率の低下は、市民にカジノに参加させない取組みの成果ではないのか？外国客中心のシンガポールだから可能！

シンガポールの依存症対策：カジノに行かせない政策が効果を発揮！？

ギャンブル等依存症者の増加を懸念する声がいまだに根強い！

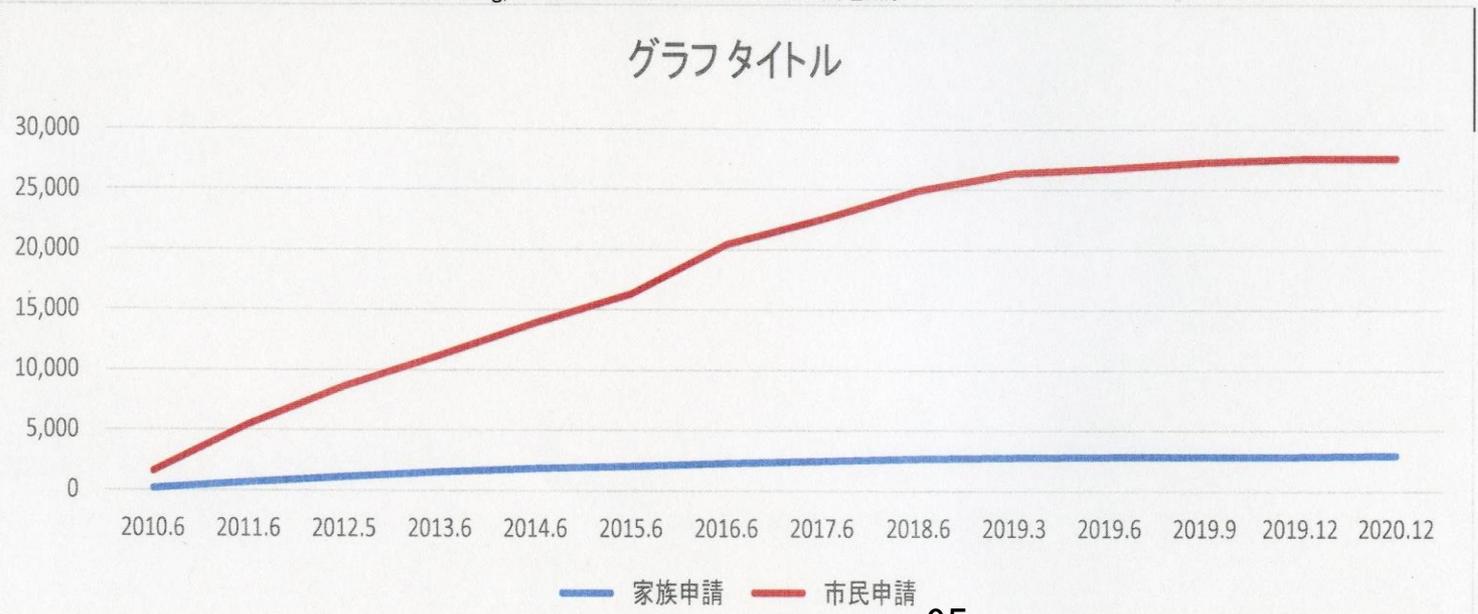
シンガポールでは依存症対策に力を入れた結果、有病率は減少傾向に！

家族と本人が「カジノに入場させてくれるな！」と申請する件数が増加の一途。カジノ市民参加率2%（17年）から推計のカジノ人口約6万人の半分が自分ではどうにもならない状態？効果発揮は市民にカジノさせない政策！

表 シンガポールのカジノ立入り禁止措置について

	2010.6	2011.6	2012.5	2013.6	2014.6	2015.6	2016.6	2017.6	2018.6	2019.3	2019.6	2019.9	2019.12	2020.12
排除総数	1,669	47,178	93,029	155,136	215,331	262,546	307,243	341,808	377,352	398,488	406,143	415,452	342,268	224,925
家族申請	123	613	1,083	1,475	1,782	1,989	2,231	2,420	2,616	2,731	2,769	2,801	2,828	2,929
自己申請	1,546	18,049	64,064	115,460	165,627	212,022	256,212	294,323	329,470	356,636	365,022	375,181	302,487	177,990
市民等	1,546	5,389	8,549	11,124	13,834	16,255	20,374	22,477	24,865	26,290	26,683	27,205	27,506	27,548
外国人	na	12,660	55,515	104,336	151,793	195,767	235,838	271,846	304,605	330,346	338,339	347,976	274,981	150,442
自動排除	na	28,516	27,882	38,201	47,922	48,535	48,800	45,065	45,266	39,121	38,352	37,470	36,953	44,006

資料：NCPG(National Council on Problem Gambling) "Active Casino Exclusion & Visit Limit"



米国の依存症対策は効果を発揮？ 現実には減少していない！

表 カジノの数と依存症率

カジノ数	参加度	常連	問題
0	72.7%	7.2%	2.7%
1	78.6%	8.9%	3.9%
2~3	77.6%	12.2%	4.6%
4~5	79.9%	12.4%	5.1%
6~	76.8%	10.0%	6.2%

資料：The Relationship Between Distance from Gambling Venues and Gambling Participation and Problem Gambling Among US Adults

◆ Exposure理論 vs Adaptation理論
 カジノ拡大でも依存症率は増大せず？

↑

参加率は低下している一方で
 → カジノ周辺ほど常習率増加
 → 常習者ほど依存症率増加

* 隠す病気、巻き込む病気、自己認識できない特性：正確な調査の困難

「問題ギャンブラー」という把握の問題

表 米国のギャンブル依存症率の推移

	1999	2013
参加率	82.2%	76.9%
DSM-IV 4以上	2.0%	2.4%
DSM-IV 5以上	1.4%	1.0%
SOGS 3以上	5.5%	5.0%
SOGS 5以上	2.0%	2.4%

表 カジノからの距離と依存症率

距離	参加度	常習者	問題G
0~10	77.7%	11.2%	5.5%
10~20	77.8%	10.0%	5.3%
20~30	78.9%	10.4%	3.5%
30~40	74.4%	4.5%	2.0%
40~50	74.3%	8.4%	2.1%
50~	72.2%	7.5%	2.9%

資料：J.H.Welte他” Gambling and Problem Gambling in the United States : Changes Between 1999 and 2013”他

注：①DSM-IVは5つ以上で病的ギャンブラー。SOGSでは3点以上が問題ギャンブラー、5点以上が病的ギャンブラー。

②常習者は、週二回以上のギャンブラー

I R実施法の依存症対策の限界

◆ 「世界最高水準のカジノ規制によって、依存症などのI Rに対する様々な懸念に万全の対策」 (第3回 I R整備推進本部での首相挨拶)



- ① 本人・家族申告による利用制限等の依存防止規程の作成を義務付け
→ **カジノ事業者任せでは実効性なし**
- ② 7日間で3回、連続する28日間で10回の入場制限
→ **1回が24時間のため12時間で週6日が可能**
- ③ 20歳未満の者等の入場禁止 → **I R内でカジノへの好奇心刺激**
- ④ 日本人入場者に対して6000円の入場料賦課
→ **取り戻す金額を増やし逆効果**
- ⑤ I R数上限を3として、7年後に見直し → **将来10か所?**
- ⑥ I R内のカジノ施設の面積をI R延床面積の3%以下に制限
→ **I R施設を巨大化すれば「無限」にカジノの拡張が可能に**
- ⑦ カジノ収益で依存症対策推進 → **典型的なマッチポンプ**



**営業時間、射幸性の大きさ、コンプ、CM、信用供与等、依存症促進策と
いふべきでは?**

3. カジノ抜きのIR (MICE) は不可能なのか？

◆ 採算が取れないMICEは、カジノ収益なしでは実現できない！？

この「都市伝説」の真偽は？



内閣官房MICE施設機能向上WG

MICE施設への公的関与のあり方

論点整理「MICEの効果には外部性(都市競争力向上、イノベーション創出等)があり公的な関与に一定の合理性が認められる」

観光庁MICE国際競争力強化委員会

「我が国のMICE国際競争力の強化に向けて 最終とりまとめ」(2013.8)

「同上 提言」(2018年7月)



コンセッション方式での建設提言
20街区MICE施設事業もこの方式

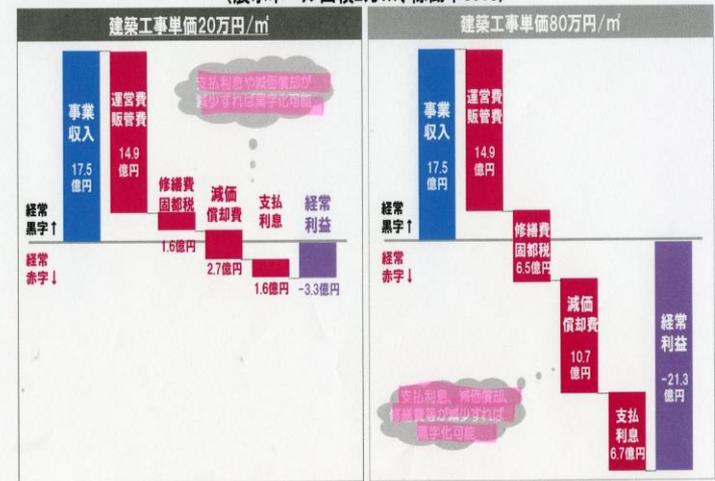
MICE施設に対する公的関与のあり方 新たな展示場整備・運営における事業収支シミュレーション

MICE施設の整備までを対象とした場合に、民間事業としての採算性の確保は困難である。

新たに展示ホール面積2万m²を整備する場合の事業収支シミュレーション(但し、土地取得費は含めない)

- 大規模展示場は、用地の確保も含めて民間事業者が単独で建設から運営に至るまでの事業を実施することは困難である。
- 特に、建設工事単価が高い場合は、整備、維持修繕費等を民間事業者が負担することは困難であり、施設の整備、所有と運営を分離し、公共所有のもとで、運営を施設運営会社に安価又は無償貸付することが考えられる。

建築工事単価別の5年目損益計算書の状況
(展示ホール面積2万m²、稼働率60%)



(出所)国土交通省総合政策局「官民連携による展示場の整備・運営検討業務」平成24年3月より作成

民間ベースだけでは困難だから公的関与の重要性を強調し、官民連携：PPP / PFIモデルを提案したのがこの報告書の結論！

MICE施設に対する公的関与のあり方

民間開発による施設整備・運営も含め、アジア、北米、豪州において見られるMICE施設における官民連携の取り組み事例を整理すると、以下のとおりとなる。

	民間開発モデル	PPP/PFIモデル	目的税充当モデル
調査対象事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ マリーナ・ベイ・サンズ ・ サンテック・シンガポール ・ コエックス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メルボルン国際会議場・展示場 ・ シドニー国際会議・展示場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サンフランシスコTBID地区 ・ サンディエゴTMD地区 ・ ウィニペグ市TIF地区
背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間による国際競争力のあるMICE施設及び周辺機能も含めたエリア整備 ・ 観光客増加・輸出促進を実現する産業インフラとしてのMICE施設・エリアの位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活性化、競争力強化に向けた魅力的なMICEエリアの整備 ・ 民間事業者への周辺地区の長期賃貸等によるエリア全体での公的負担削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MICE施設整備のために税の一部を目的税化し、税収を整備運営費用に充当 ・ 施設整備の結果、MICE産業が活性化することで経済活動が増加し、被課税者にも裨益
スキーム概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集客施設であるMICE施設の整備運営に必要な資金を、付随する収益施設によって賄う事で、民間によるMICEエリア開発を可能にするスキーム ・ 調査対象事例の収益施設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ マリーナ・ベイ・サンズ <ul style="list-style-type: none"> ⇒ カジノ、ホテル、商業施設等 ➢ サンテック・シンガポール <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 商業施設等 ➢ コエックス ⇒ 商業施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MICE施設の設計、建設、維持管理は、PPP事業として民間事業者へ委託(公的資金充当) ・ 周辺商業地区の長期賃貸収入により公的費用を縮減 ・ 調査対象事例の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ➢ メルボルン: MICE施設の運営は公的機関(トラスト)が実施 ➢ シドニー: PPP事業としてMICE施設の運営も民間事業者へ委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集客施設であるMICE施設の整備運営の財源確保を目的とし、施設により恩恵を受ける主体(整備地区周辺のホテルや事業者等)に課税し得られた税収を施設に充当することで、被課税者に還元するスキーム ・ 調査対象事例の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ➢ サンフランシスコ、サンディエゴ: ホテル課税充当モデル ➢ カナダ ウィニペグ市: 固定資産税増収分充当モデル
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれのMICEエリアも都心中心部に立地 ・ 商業地区として極めて高いポテンシャルを有していることが前提条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都心商業地区として高いポテンシャルを有していることが民間事業者参入の前提条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備費用は自治体が税増収分を償還財源とした債券発行等により捻出 ・ 目的税は自治体の直接的な負担を軽減する役割
スキーム図			

「大規模展示場は、用地の確保も含めて民間事業者が単独で建設から運営に至るまで事業を実施することは困難である。特に、建設工事単価が高い場合は、整備、維持修繕費等を民間事業者が負担することは困難であり、施設の整備、所有と運営を分離し、公共所有のもとで、運営を施設運営会社に安価又は無償貸付することが考えられる。」(MICE施設機能向上WG第3回参考データ集)

ラスベガスのMICE戦略は？

A. ラスベガス・コンベンションセンター 19万m²

- 同市の総展示面積は43万m²で全米最大の「見本市都市」
- 「市の最大の収入源は見本市」と、市が2006年に公式発表



ラスベガスのMICE戦略の中核を担うLVC建設と運営にはカジノ資金は使われていない。運営主体のLVCVAの収益の8割はホテル・モーテルからの部屋税であり、施設利用料も17%程度でしかないが、その誘客の消費額と経済効果が極めて大きい。

表 LVCVAの収支 General Fund 千ドル

	13年度	構成	17年度	構成	18年度	構成
収入 全体	253,051	100.0%	351,387	100.0%	351,404	100.0%
部屋税	203,196	80.3%	281,389	80.1%	283,540	80.7%
ゲーミング手数料	1,832	0.7%	1,594	0.5%	1,581	0.4%
施設利用料	45,043	17.8%	59,985	17.1%	58,810	16.7%
その他手数料	2,803	1.1%	8,022	2.3%	7,019	2.0%
支出 全体	199,569	100.0%	237,019	100.0%	248,762	100.0%
一般管理	13,246	6.6%	19,533	8.2%	22,907	9.2%
マーケティング	30,302	15.2%	45,095	19.0%	40,835	16.4%
宣伝	90,587	45.4%	95,905	40.5%	101,500	40.8%
運営	36,691	18.4%	39,290	16.6%	41,291	16.6%
特別企画補助	8,234	4.1%	12,196	5.1%	17,130	6.9%
地域サポート	20,509	10.3%	25,000	10.5%	25,000	10.0%
収支	53,482	21.1%	114,368	32.5%	102,642	29.2%

資料：LVCVA Popular Annual Financial Report

注① GFには資本投資や債務返済は含まれない。

② 他のファンドには、Debt Service Fund、Capital Fund OPEB Fund等がある。

③ 2018年度のLVCVAの債務残高は10億96万ドル、返済額は8259万7189ドルである。

表 LVCVAの債務 千ドル

	2016	返済	新規	2017	返済	新規	2018
一般債	552,365	46,090	21,175	527,450	26060	326,855	828,245
収入債	192,915	183,585	170,905	180,235	78530	71,005	172,710
合計	745,280	229,675	192,080	707,685	104590	397,860	1,000,955

資料：LVCVA Popular Annual Financ

100 債券発行はクラーク郡が行っているが、その格付けはダブルA

LVCVAの役割：MICEと観光宣伝での誘客促進

表 ラスベガス訪問客と会議参加者の比率

	1970	1983	1990	2000	2007	2010	2017	2018
全体(千人)	6,788	12,348	20,954	35,850	39,197	37,335	42,214	42,116
会議(千人)	269	944	1,742	3,853	6,209	4,473	6,646	6,501
比率	4.0%	7.6%	8.3%	10.7%	15.8%	12.0%	15.7%	15.4%
部屋数	25430	52,529	73,730	124,270	132,947	148,935	148,896	149,158
稼働率 平日	na	67.1%	80.9%	86.6%	88.7%	76.8%	86.0%	85.5%
週末	na	86.9%	93.6%	94.5%	94.3%	88.4%	94.3%	94.5%
全体	68.0%	72.6%	84.7%	89.1%	90.4%	80.4%	88.7%	88.2%
部屋税(千ドル)	3,751	21,731	49,494	130,551	219,714	163,810	282,497	282,596
ギャンブル収益(千ドル)	369,287	1,887,451	4,104,001	7,671,252	10,868,464	8,908,574	9,978,957	10,249,964

資料：LVCVA Historical LV Visitor Statistics(1970-2017)

注：2007年にピークに達したギャンブル収益はリーマンショックで落ち込むが、2010年をボトムに回復中

②部屋稼働率の平日と週末のデータは1983年より公表開始

LVCVAによる誘客宿泊数は758万人(14.9%)で、うちLVCC341万人(6.7%)で、その消費額42億ドル、経済効果71億ドルで、LVCVAの経費(投資額)に対する成果は、それぞれ14倍、23倍という(Return on Investment Analysis,2018.1)

横浜ハーバーリゾート構想の豊かな可能性：YHR協会資料より

	東京ビッグサイト H30年6月 (3日間の実績)	山下ふ頭の 潜在力 (年間)
展示場面積	8.0 ha	25.0 ha
来場者数	88,679 人	2,000万 人
海外参加者	3,930 人	100万 人
セミナー受講者数	13,925 人	350万 人
会場での商談額	877 億円	22兆 億円
経済効果	84 億円	2兆 億円
宿泊者数	15,611 人	400万 人
雇用創出数	10,149 人	3万 人



47haの山下ふ頭の再開発において、カジノ収益依存の再開発計画はその可能性と発展性を逆に狭めることになる。カジノ無しでディズニー・クルーズなどが実現し、かつ自立したMICE戦略を進めることができる。弊害が無く経済効果が大きいカジノ無しの再開発計画の可能性を示す案！

YHRが推進するハーバーリゾート

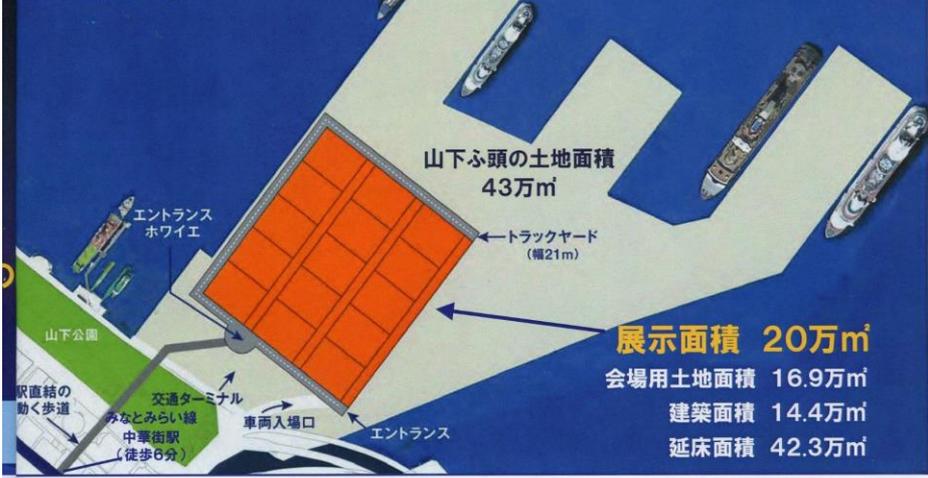
※ 施設投資を伴う

ハーバーリゾートの内訳

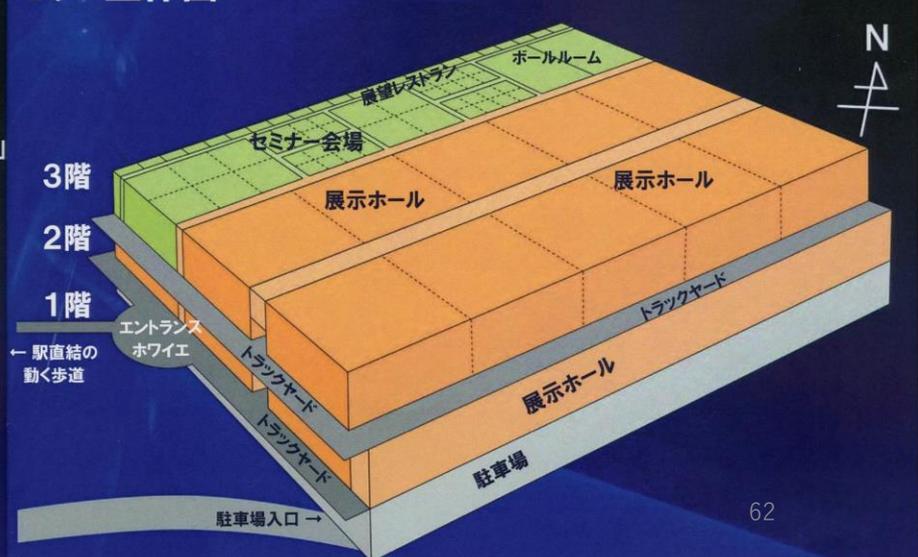
- ① 国際展示場・見本市
 - ※ 展示面積25ha:世界のトップ10入り
- ② 国際クルーズ拠点
 - ※ 大型クルーズ船 (Disneyクルーズ等)、メガヨットの寄港地化
- ③ 中長期滞在型ホテル
 - ※ 2000~5000室規模 5~7つ星ホテル
- ④ コンサート・劇場ホール
 - ※ 世界・日本のトップレベルのアーティストを招聘
- ⑤ 世界一流のイベント
 - ※ 自動車・ヨットレース等 ベネチア・リオ カーニバル誘致など

① 日本最大の見本市会場を、「山下ふ頭」に建設

A. 建設場所



B. 立体図



目指せ！横浜メッセ！

表 パシフィコ横浜の収支と経済効果

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総売上 100万円	7,999	8,060	8,122	8,274	8,535	8,289
会場使用料	na	3,623	3,607	3,853	3,903	3,769
営業利益 100万円	1,452	1,248	982	1,291	1,026	857
純利益	391	470	460	380	296	167
利用件数	1,030	980	959	945	976	955
来場者数 万人	423	483	425	432	428	413
直接効果 億円	na	na	na	na	1,060	na
横浜市	na	na	na	na	600	na
経済波及効果 億円	na	na	na	na	2,310	na
横浜市	na	na	na	na	860	na
誘発税収額 億円	na	na	na	na	270	na
横浜市	na	na	na	na	13	na
雇用効果 人	na	na	na	na	20,000	na
横浜市	na	na	na	na	7,300	na
直接効果／総売上	na	na	na	na	12.4倍	na
直接効果／会場使用料	na	na	na	na	27.2倍	na
波及効果／総売上	na	na	na	na	27.1倍	na
波及効果／会場使用料	na	na	na	na	59.2倍	na

資料：パシフィコ横浜 Annual Report

表 横浜パシフィコの収支

100万円

	8年度	16年度	17年度	18年度
売上高	7685.926	8,274.4	8,535.6	8,289.7
売上原価	6367.71	6,161.6	6,667.5	6,559.3
売上総利益	1318.216	2,112.8	1,868.1	1,730.5
販売費及び一般管理費	737.565	820.9	841.2	873.4
支払利息	551.286	309.5	311.9	857.1
国庫補助金	22.673	0.0	410.7	0.0
特別損失(固定資産圧縮損・除却損)	57.33	396.0	545.6	314.8
税引前当期純利益	656.381	545.6	537.8	147.4
資産	42,355.5	42,510.7	41,148.6	39,910.0
負債	33,643.8	31,242.4	29,621.4	28,245.2
長期借入金	26,361.5	22,586.1	22,837.2	25,090.5

横浜パシフィコはPFI方式で建設し民間に運営権を委託。展示場2万㎡のパシフィコで2310億円の経済効果で20万㎡なら2兆円を超える！
横浜市はなぜパシフィコ横浜で蓄積した経験やノウハウを発展させないのか

◆三菱総研「臨海副都心における公共空間の一体的利用等調査」(2015)

「IRにおいてカジノが果たす役割は、大規模な展示場や会議場といったMICE施設の整備・運営において、その収益を早期の償却費に当てるとともに、利用促進のための安価な賃貸料で提供するための、いわば収益エンジンである。我が国においてIRの運営を期す事業者にとっては、国内市場の取り込みによる高い収益性を期待している。カジノ施設への入場を外国人専用に限定することは、事業採算性を悪くする要因として忌避される」60頁

「民間開発事業としては、法規制等によるリスク分担の状況にもよるが民間参画を得るには最低でも12~15%、望ましくは20%を超える水準が求められる。・・・(シンガポールの2つのIR合計の収益)であれば、プロジェクト全体のIRR(内部収益率)は最も整備費用の大きい土地利用の案の場合でも14.9%、出資者のIRRは27.7%となり民間の投資可能性がある」113頁

↑

C案のエンタメ24時間型の面積は4haを想定

この段階では、IR延床面積の3%以下規制が明確でなかった！

→3%以下一本化とIR要件の明確化で大きな敷地面積が必要に？

カジノ依存で持続可能な社会は構築できるのか？

◆SDGsとギャンブル

「誰一人取り残さない」

目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標3.5 麻薬・薬物乱用や有害なアルコール摂取の防止

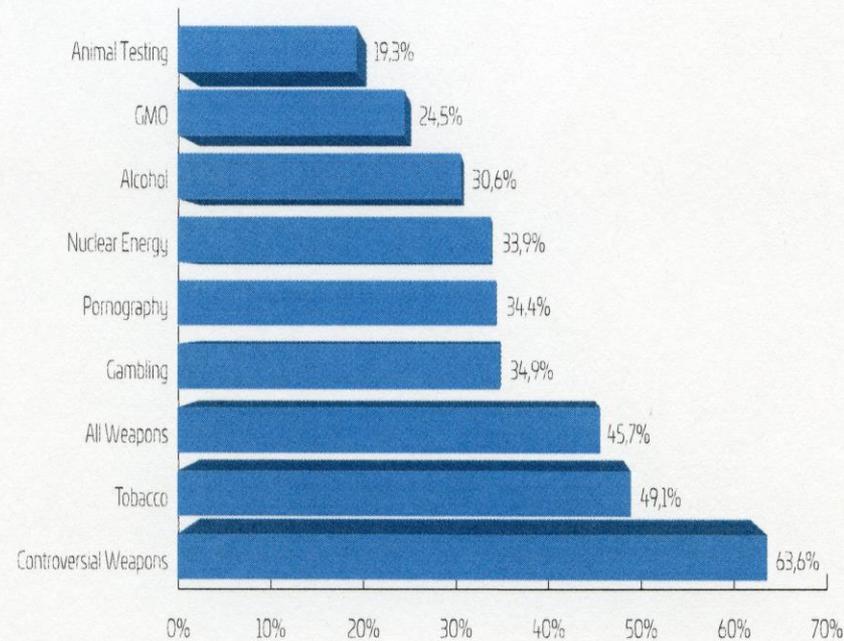
◆2020年ダボス会議「世界で最も持続可能な企業100社」

ランキング評価方法：スクリーニング

・製品カテゴリー たばこ売上5%以上
／クラスター爆弾・核兵器関連企業・
ギャンブル売上が5%以上が除外対象

◆ESG投資(ネガティブスクリーニング)ではギャンブルを対象外にする運用も存在(三菱UFJ信託「ESGインテグレーションの現在」2019.8)

Op Exclusions Criteria



欧州の機関投資家の約35%が、ギャンブル企業を投資対象から除外している！ESG投資のS重視の広がりの中でギャンブル依存で持続可能な社会構築はブラックジョークでは

◆日本型 I Rの制度設計の前提が崩壊したのではないか？

カジノの高収益で巨大な I R施設を建設し運営するというスキーム

- ①来日外国観光客の激減：国際観光の回復の見通しは？
- ②日本の家計や中小企業経営者の疲弊
- ③中国経済低迷で富裕層がカジノに戻ってくるのか？ ミドル層狙いに変化
- ④感染防止対策での稼働率の低下、気候変動リスク（新たな感染症のリスク）
- ⑤オンラインのカジノとスポーツ賭博への転換：地上型カジノの持続性は？
- ⑥投機的格付けのカジノ企業の経営体力の消耗



巨大な地上型カジノに客を押し込んで24時間365日密集状態でギャンブル漬けにするビジネスモデルが衰退期に突入したのでは？100億ドル規模の投資で投下収益率20%達成しつつ回収するのは不可能では？

- 投資規模を縮小し、カジノ税を引下げ、規制を緩和するか？
- 投機的格付けばかりのカジノ企業に、SDGsではネガティブスクリーニングの対象であるギャンブル産業に未来を委ねるのか？**
- 市場の変化を無視した過大投資の付けが自治体に転嫁される危険性

カジノ依存のM I C E戦略や観光戦略からの脱却を！

投機的格付けのカジノ企業に未来を託す？

表 S&Pのカジノ企業の格付け分布

	2020.3	2020.5	2021.2	企業名
AAA	0	0	0	
AA	0	0	0	
A	0	0	0	
BBB	2	2	2	LV Sands(-), Seminole
BB	6	5	5	Wynn(-), MGM(-), Melco
B	20	18	18	Caesars
CCC	4	6	5	
CC	0	1	1	
C	0	0	0	Enterpriseが除外

資料：S&P Global Ratings(2020.3.20)他

注：それぞれのランクはさらに+、なし、-の三段階に分類される。

ダブルB以下が投機的格付けで、いわゆるジャンク債（ガラクタ債）！
年金基金は運用が禁止される水準

◆格付けの意味(S&Pの実績)

15年以内でBBで13.5%がデフォルトした！BB-で20.2%、Bで26.9%



投機的なカジノ企業（SDGsじゃない！）に、SDGsな成長を掲げる横浜市が地域社会の未来を委ねるという選択肢の提示！？



コロナ禍の影響で、カジノ企業は、ますます持続可能性を失っている！

MGMインターナショナルが
本年3月にBB-からB+に格下げ



制度設計の欠陥

**投資規模巨大化によると回収期間
長期保証の矛盾顕在化**

政府基本方針の問題点（危険性）

◆基本的な問題点

①カジノ企業の高収益前提の大規模施設要件の維持

コロナ禍のカジノ市場の構造変化を無視した過大投資の枠組み維持

② I R 事業のリスクに関する自治体負担の可能性

③ 区域整備計画（I R 区域と周辺区域）の費用負担

④ 事業期間の長さ（35年+30年）と I R 事業者の財務基盤の評価の齟齬

⑤ I R カジノの経済的社会的効果を科学的に評価する仕組みの欠落

⑥ 実施方針～実施協定の2階構造の不透明性（実施協定は概要のみ公表）



「実施協定においては、I R 事業が実施協定に従って適切に運営されているにも関わらず、**都道府県等**又はI R 事業者のいずれかが必要な手続を行わないことにより認定の更新がなされない場合（**都道府県等の行政府の判断**による場合、I R 事業者の判断による場合のほか、**都道府県等の議会の同意が行われなかったことによる場合を含む。**）における**補償について規定することも可能である**」38頁

「**都道府県等とI R 事業者との間の実施協定においては、都道府県等の申請により認定の取消しが行われた場合における補償について規定しておくことも可能**」42頁

投資規模が膨張し、かつ投資回収期間が長期化するほどリスク転嫁が増大



横浜港山下ふ頭

これまでの活動と市民から見た林市政、 カジノ誘致の問題点について

2021年6月8日版

カジノ誘致反対横浜連絡会



これまでの横浜連絡会の活動

- 国会でカジノ（I R）推進法案提案
 カジノ誘致反対横浜連絡会結成、集会・
 学習会・署名活動などを展開

2014年-2016年

2014年

- 6/10 カジノ誘致反対学習会
 カジノ誘致に反対する準備会
- 9/10 カジノ誘致反対学習会
 カジノ誘致反対横浜連絡会結成
- 11/25 誘致反対署名を3000筆提出



2015年

- 6月 陳情署名「横浜にカジノ（賭博場）誘致は反対・山下ふ頭は市民が憩い文化が薫る地域に再開発を求めます」に取りくむ
- 9/27 「ヨコハマにカジノはいらない」国際集会
- 10/21 5266筆の署名を市に提出



2016年

- 12月 「横浜にカジノはいらない」緊急市民集会に200人が参加

市民集会を開催 =山下公園

- 「カジノ隠し」で林市長が三選
国会でカジノ実施法案が可決
カジノ誘致反対シンポ・署名・集会

2017年-2018年

2017年

- 3/22 市役所包囲宣伝行動
- 7/30 「カジノ隠し」で林氏市長選三選
- 12月 5日・19日に街頭署名。カジノ反対署名12791筆を市に提出

2018年

- 6/9 横浜カジノ反対・山下ふ頭を市民の憩いの場にシンポジウム
- 7/20 カジノ(I R)実施法案可決。横浜駅高島屋前広場で行った、与党に抗議・怒りの署名行動で374筆
- 11/18 「横浜カジノ反対・山下ふ頭は市民の憩いの場に」市民集会に250人が参加
- 12/19 横浜カジノ反対署名・6107筆を市に提出



市役所包囲行動



市民集会 (山下公園)

- 市長がカジノ誘致表明
「住民投票でカジノの是非を」と
幅広い市民の共同で運動を大きく

2019年1月-8月

- 3/5 港湾労協と共同し、山下ふ頭
入り口にカジノ反対の横断幕
- 5/27 市、1R事業者からの提案を受け
たことを報告。カジノ誘致の姿勢
顕わに
- 6/25-26 市がIR説明会。「カジノ反対」の
意見が多数。
- 7/3 市長記者会見で「カジノなしのIR
はない」「住民投票考えない」と
誘致を強調
- 7/8 カジノ断念など5項目を横浜市
に申し入れ
- 8/22 市長がカジノ誘致を表明、カジノ
誘致反対横浜連絡会が誘致に
反対する署名宣伝行動



- 住民投票条例制定へ受任者登録を呼びかける活動、全市で取り組む「カジノの是非を問う横浜市民の会」が発足

2019年9月-12月

- 10/3 横浜にカジノはいらない！市民集会に1000人以上が参加、住民投票の受任者登録を開始。
- 10月～ 各区で受任者登録を呼びかける街頭宣伝がはじまる
- 11/3 受任者登録が全市で進み、5000人を超える
- 11/6 カジノ誘致反対横浜連絡会も参加する「カジノの是非を問う横浜市民の会」が発足
- 12/4～ 市が各区でIRの住民説明会を開催
- 12/11 受任者12000人を突破（カジノの是非を問う横浜市民の会）
- 12/22 カジノの是非を問う横浜市民の会が市民集会。2000人が参加。住民投票開始までに受任者5万人を目指す決意



12月22日 2000人が市民集会



- コロナ禍のもと「カジノよりコロナ対策を」と活動。43500人の受任者で住民投票条例制定求める署名へ

2020年1月-9月

- 1/14 国会カジノ疑惑追及チームが横浜入り
- 1/29-30 パシフィコ横浜で横浜IRリゾート展開催。会が横浜カジノ誘致反対宣伝
- 2/23 カジノ反対全国シンポジウムを開催。全国カジノ賭博場反対連絡協議会とともに
- 5/12-15 横浜市臨時議会。カジノ誘致よりコロナ対策をと宣伝
- 6/2 新市庁舎前に100人集まり宣伝行動
- 6/15 カジノ中止を求める市民署名11934筆を市に提出
- 7/17 世界のカジノ・最新情勢学習会を開催。
- 9/4 カジノの是非を問う住民投票実施を求める直接請求署名が、50万筆を目標に開始。受任者は43500人に。



IR展 パシフィコ前宣伝



住民投票のための署名活動が行われます

期間 9/4 (FRI) ▶ 11/4 (WED)

上記の2ヶ月間、カジノに関する住民投票条例制定のための署名活動が予定されています。各地域の「署名スポット」や「駅前・駅南側施設」などで署名いただけます。

横浜市民の会



全国シンポ横浜集會

- 「カジノの是非は住民投票で」
住民投票条例の制定を願う
193193人の思いを市議会に届ける

2020年10月-12月

- 10/1 大門実紀史参院議員を講師に学習決起集会を開催。
- 10月 市がRに関するパブリックコメントを募集
- 11/2 受任者の協力と市民・有権者の賛同を得て、6万の法定有効数を大きく超え、約13万筆に到達
- 11/13 住民投票条例制定を求める直接請求署名208,073筆（集計総数）を各区の選挙管理委員会へ
- 11/14 署名提出報告集会を開催
- 12/17 横浜市庁舎前で住民投票の実施を求める市民宣伝・市議会包囲行動
- 12/23 選管の審査で有効と認められた署名193193筆を横浜市に提出。



署名提出行動



中区選管に提出



- 「カジノ反対の市長を、市民の手で」
カジノ反対の市長を誕生させる横浜
市民の会が結成。8月市長選挙へ

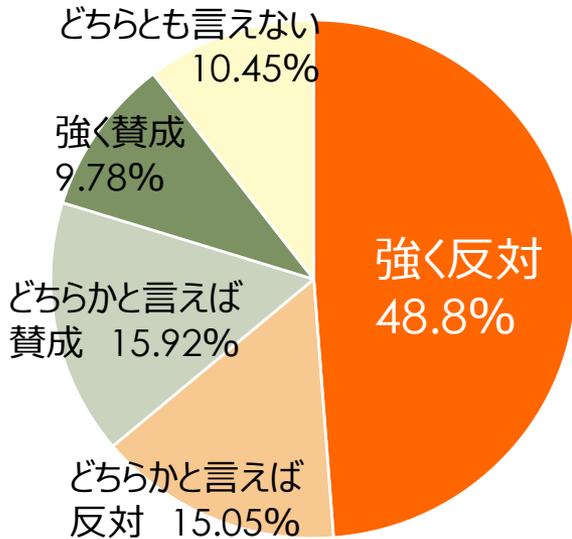
2021年1月-

- 1/6-8 カジノ誘致の是非を決める住民投票条例制定の臨時議会が開会。立憲・無所属フォーラム、日本共産党市議団、神奈川ネットと無所属4人の34人が条例案に賛成したものの自民・公明の51人が反対し、住民投票条例案は否決に。
- 1/21 横浜市が「カジノ実施方針と事業者公募」を突然公表
- 2/6 横浜市のカジノ実施方針のどこが問題化を学ぶ緊急学習会を開催
- 3/15 「カジノの是非を決める横浜市民の会」の成果を継続させる「カジノ反対の市長を誕生させる横浜市民の会」が結成
- 3/23 市議会でカジノ推進予算可決。市庁舎前で抗議の宣伝行動
- 3/30 「カジノ反対の市長を誕生させる横浜市民の会」がつどいを開催



6割超が誘致反対、 「カジノ問題は自分たち市民の意見を反映させたい」

- ▶ 2019年9月17日付神奈川新聞の調査より
- ▶ 市民の63.85%が誘致反対
- ▶ 「カジノ賛否を問うため住民投票を」72.48%
- ▶ 地元への愛着を感じる反対理由



反対の理由

カジノが横浜のイメージにそぐわない	30.33
治安の悪化が不安	24.32
他の政策を優先させるべき	23.57
ギャンブル依存症になる人が増えそう	18.77

誘致 6割超が反対
「カジノ、そぐわない」

【調査の方法】横浜市内の有権者を対象に14、15の両日に15分程度の電話調査を実施。有効回答数は1,033人から回答された。

【賛成理由】
・32%、他の政策を優先させるべきだ(2)・25%、ギャンブル依存症になる人が増えそうだから(2)・18%、71%が期待できるから(2)・17%、賭博は「市の収入の増加が期待できるから」(32%・84%)、観光振興につながるから(22%)

【反対理由】
・39%、市民がカジノを賛しめると(3)・36%、アブストラクトで判断できないと(3)・36%、その理由を尋ねたから(2)・10%、45%

【賛成理由】
・32%、他の政策を優先させるべきだ(2)・25%、ギャンブル依存症になる人が増えそうだから(2)・18%、71%が期待できるから(2)・17%、賭博は「市の収入の増加が期待できるから」(32%・84%)、観光振興につながるから(22%)

【反対理由】
・39%、市民がカジノを賛しめると(3)・36%、アブストラクトで判断できないと(3)・36%、その理由を尋ねたから(2)・10%、45%

(神奈川新聞2019年9月17日付)

自公の賛成で誘致関連費を可決 (17日、市会政策・総務・財政委員会)

各政党支持層のカジノ誘致賛否は

自民党	反対	45.21%
	賛成	44.22%
公明党	反対	62.00%
	賛成	24.00%
日本共産党	反対	85.00%
	賛成	7.50%
立憲民主党	反対	78.98%
	賛成	14.65%
社会民主党	反対	80.00%
	賛成	10.00%
国民民主党	反対	69.23%
	賛成	30.77%
日本維新の会	反対	22.23%
	賛成	50.00%

自民、公明支持者にも打って出ることができると条件が広がっている



(神奈川新聞2019年9月18日付)

私たちのまちに
カジノはいりません

19万3193人の 市民の声に背を向ける



カジノの是非は 住民投票で

臨時市会で 住民投票条例を否決 市長・ 自民・公明党

議会にかかるには
6万人以上の署名が
必要です

5人から署名を集める

受任者

サポーター10000人以上募集中!!

まずは
ココから
登録!!



住民投票条例案投票結果 (1/8横浜市会)

51:34
否決

条例案に		賛成○	反対×
尾崎太	×	淵之間康浩	×
井上さくら	×	田野井一雄	×
古谷謙彦	×	谷田部孝一	×
栗みずほ	×	高橋のりみ	×
山田一誠	×	竹野内猛	×
渡邊忠則	×	小幡正雄	×
有村俊彦	×	齊藤伸一	×
藤代哲夫	×	青木亮祐	×
小松健昭	×	森ひろたか	×
中山大輔	×	北谷まり	×
竹内康洋	×	藤野圭太	×
宇佐美さやか	×	吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
		大岩真善和	×
		木内秀一	×
		清水富雄	×
		松本研一	×
		福副子	×
		伊波俊之助	×
		遊佐大輔	×
		仁田昌寿	×
		渋谷健	×
		荒木由美子	×
		栗田隆浩	×
		田野井一雄	×
		谷田部孝一	×
		高橋のりみ	×
		竹野内猛	×
		小幡正雄	×
		齊藤伸一	×
		青木亮祐	×
		森ひろたか	×
		北谷まり	×
		藤野圭太	×
		吉川直孝	×
</			

YOKOHAMA INNOVATION

横浜イノベーションIR

SPRING 2021

日本にIRがやってくる

IRについて知っておきたい8のこと

横浜イノベーションIR特別対談

経済評論家 岸博幸氏

世界最高水準のIR

横浜イノベーションIRとは

カジノ隠しの

横浜市発行

IRイノベーションパンフ

本冊子は2020年3月27日発行、日経マガジンスタイル
「統合型リゾート(IR)特集号」を一部転載し、横浜市が発行したものです

林市長のIRカジノ誘致は 市民の気持ちとかけ離れています！

- 1 2017年選挙公約からの逸脱
- 2 住民投票条例制定市民署名への態度について
- 3 地方自治と市民への態度について
- 4 市民が望む市政とは逆立ちの市政運営をしている
- 5 まとめ



1 2017年選挙公約からの逸脱

- 1) 2017年7月の市長選挙において、林市長は「IRカジノ誘致」の表明はなく、市民の審判を受けていない。
 - ①選挙広報に記載していない
 - ②届け出ビラ1号にも記載していない
- 2) 立候補した時は「白紙」と言いました。
- 3) 神奈川新聞アンケートで「市民の皆様のご意見を伺って適切に判断していくべきで、今は白紙」と回答しています。
- 4) それ以降の再三の記者会見でも「ニュートラル」などと説明する、
しかし調査委託や事業者提案などは進める。

2 住民投票条例制定市民署名への態度について

1) 2020年9月4日から11月4日まで行われたカジノの是非を決める

「住民投票条例制定を求める市民署名」は**19万3193人**を**市**へ提出。

2) 署名数が法定投票数の**約6万を超える**と林市長は「市議会で可決されれば**住民署名を実施します**」と言いました。そして、さらに投票数が増加すると「住民投票で反対が多ければ尊重します」と言いました。

3) 2021年1月6日から8日の臨時市議会に提出した林市長の意見書は「住民投票の意義が見出せない」「代表性が機能している」と述べ、**住民投票に否定的な**態度でした。

3 地方自治と市民への態度について

- 1) 地方自治体は二元代表性として「市長」「議会」がそれぞれ責任と役割を担っています。今回の場合2017年市長選挙で林市長は「白紙」とし、2019年市議会選挙でIRカジノ誘致賛成として当選した議員はいません、こうしたことから代表制が機能しているとは言い難い状況です。
- 2) 住民投票の必要性は、将来市民の福祉、街の将来の重大な影響を及ぼす恐れのある重要な施策や、市民と市長・市議会の間で重大な意見の相違がある場合に住民投票は行われるとされています。
- 3) IRカジノ誘致は、住民投票を行うに十分な理由があります。
 - ① 市民の多数はカジノに反対です。
 - ② 民意を一度も得ないで進めることは非民主主義です。

4 市民が望む市政とは逆立ちの

市政運営をしている

1) 市民が望む市政とは？令和2年度市民意識調査の報告から

①令和2年度市民意識調査の質問で「ご自分やご家族の生活の心配事」に53.7%

「家族の病気や健康」38.2% 「景気や生活費」21.8%となり、新型コロナウイルス感染症などあり、**生活や病気が一番の関心事**です。

②市政への満足度の質問で「あなたが、満足している公共サービスは」の問いに、

1番は「バス・地下鉄など」55.2% 2番は「ごみの収集」34.7% 3番は「水の安定供給」25.2% 4番は「駅周辺の整備」22.7%となり、市民は身近な生活施策に答えています。

一方では「病院などの救急医療」17.9% 「緑の保全」17.3% 「高齢者福祉」7.4%などとなり**健康・医療・福祉分野では低い回答**になっています。

③市政への要望の質問で「地震などの災害対策」35.8% 「病院など地域医療」30.6%

「高齢者福祉」29.9%となり、**地方自治体の仕事である福祉・医療に求めています**。

④一方で市政への要望には「高速道路整備」8.0% 「都心部の整備」6.3%

「港湾機能の整備」6.0% 「観光やコンベンション」4.1%となり、林市長がいま進めている主な施策などは**市民から望まれていないことが分かります**。

4 市民が望む市政とは逆立ちの

市政運営をしている

2) 2021年度市予算の主な内容から見た林市長の問題について

①林市長の予算編成の特徴は前安倍・現菅政権の国の方針を横浜市に取入れることをしています。

今年度予算の特徴は「不十分な新型コロナウイルス感染症対策・I Rカジノ事業推進と大型公共事業継続やデジタル化推進」などを特徴としています。

②横浜市の予算の特徴は公共事業などの「施設整備費」です。一般会計に占める割合は約11.3% 2269億円（対前年比253億円増）です、林市政の始めは1670億円でした。内容は大型公共事業です、国庫補助事業（659億円。昨年728億円）とし単独事業費（1610億円、昨年1288億円）の金額で国庫補助費は減額され市事業費は増額です。横浜環状道路南線整備などに243億円、国際コンテナ戦略港湾に328億円、山下ふ頭再整備57億円、カジノ誘致事業に3億6千万円、港湾整備に100億円などとなり大型公庫事業が中心になっています。

（表は2014年度からの予算の変遷です）

③こうした予算の使い方は、市民意識調査からすれば「逆立ち市政」と言えます。

＜林市政の特徴的な項目の予算推移＞

単位・億円（2014年度は2期目、2018年度は3期目予算）

予算項目	2014年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
待機児童	1 5 7	1 2 8	1 8 1	1 3 3	1 1 5
放課後	4 9	8 4	8 8	8 7	9 3
小児医療	7 8	1 0 0	1 0 5	9 5	9 3
特養ホー	1 7	1 6	2 9	3 6	4 6
企業誘致	1 7	2 7	2 2	2 5	2 9
高速道路	1 9 1	3 9 8	3 3 1	2 5 6	2 4 3
港湾建設	1 6 5	7 7	1 8 6	2 9 1	3 4 0
新庁舎		3 2 5	4 1 7	6 9	
山下ふ頭		6 1	8 1	6 7	5 7
カジノ		0.1	0.1	4	3.6

5 まとめ

- ☑ **林市長は、2017年7月市長選挙以降にI Rカジノについて市民の意見を聞くこともなく、2019年8月に突然記者会見で誘致表明しました。そして説明では「市財政が厳しいからIRカジノ誘致をする」と言いました。**
- ☑ **しかし、市の財政は大きくその使い方が問題です。総予算3兆9千億円ある予算を市民のために有効に使うならカジノの無い横浜市を続けることはできます。**

ギャンブル依存症 対策から考える 横浜IR

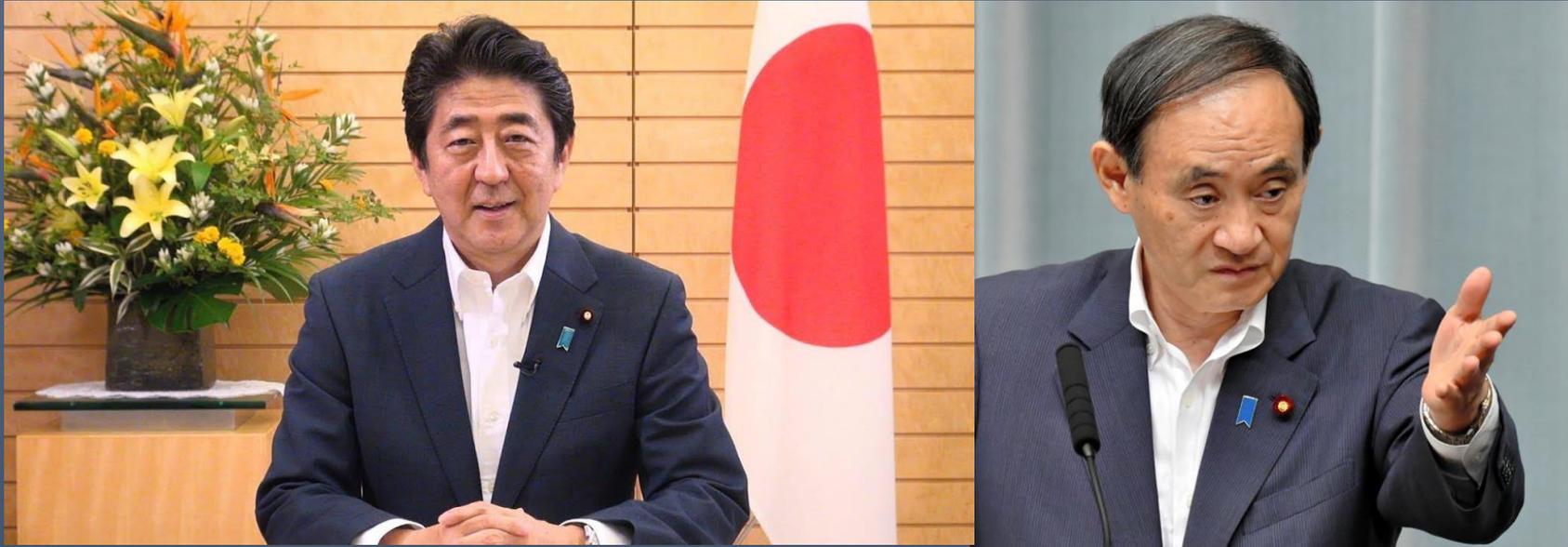
公益社団法人

ギャンブル依存症問題を考える会

代表 田中紀子



カジノを作ったら



ギャンブル依存症対策しっかりやります！

.....で、結果は？どうなっている？

残念ながら国はギャンブル依存症対策
を本気でやる気はない
としかいいようがありません

さらに残念なことには
国がやらなければ
横浜市独自のいくら「しっかりやる」
と言っても実際にたいしたことはできないのです

やる気のなさ その1

アルコール健康障害対策基本法の場合

ギャンブル等依存症対策基本法の場合

2013	全会一致の議員立法で策定
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者・家族・有識者・酒造酒販団体を含む「アルコール健康障害対策関係者会議」が招集。 ・ 3つのワーキンググループを各4回、本会議14回、計26回の討議を経て基本計画をまとめる。 ・ 2016年5月に閣議決定
2017	基本法附帯事項に従い、所管は内閣府から厚生労働省に移管 厚労省依存症対策費1.1億→5.1億

2018	ギャンブル等依存症対策費基本法が成立 賛成 229 反対 183
2019	ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 当事者家族の全国組織民間団体はメンバーから除外。 当事者、家族は1個人を会議メンバーに。 回復施設代表者はパチンコから支援を受けている団体が入る たった4回でわずか2ヶ月で終了。 閣議決定 所管は内閣官房のまま

内閣官房にギャンブル依存症対策推進本部事務局がありますが、実働部隊がいるわけではありません。具体的な依存症対策を行うわけではなく、関係省庁の調整役です。ゆえにギャンブル産業側の所管省庁との調整が主で、ギャンブル依存症対策を実際に行うわけではありません。啓発週間も厚労省に権限がなく、予算もつきません。宙ぶらりんのまま放置されています。

内閣官房

```
graph TD; A[内閣官房] --> B[特定複合観光施設  
区域整備推進室  
予算 40億円]; A --> C[ギャンブル等依存症対策  
推進本部事務局  
予算 ほぼ0円];
```

特定複合観光施設

区域整備推進室

予算 40億円

ギャンブル等依存症対策

推進本部事務局

予算 ほぼ0円

厚労省の取り組み

【2021年度の予算要求】

○依存症対策の推進 9.8億円（予算要求）

*実際は9.4億となりました。

（1）全国拠点機関における依存症治療・支援体制の整備 1.1億円

（2）**地域における依存症の支援体制の整備 8.3億円**

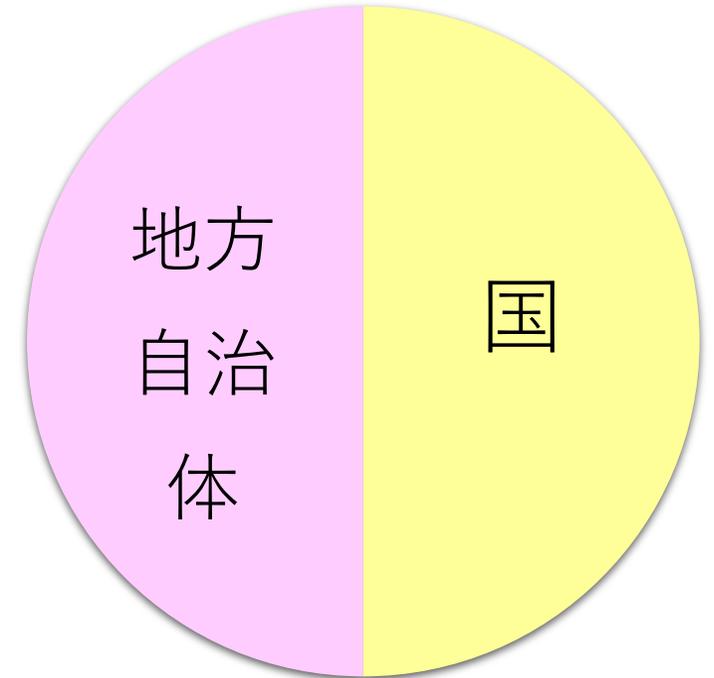
（3）依存症問題に取り組む民間団体の支援

① 民間団体支援事業（全国規模で取り組む団体） 40百万円

② 民間団体支援事業（地域で取り組む団体）

○アルコール健康障害対策の推進 30百万円

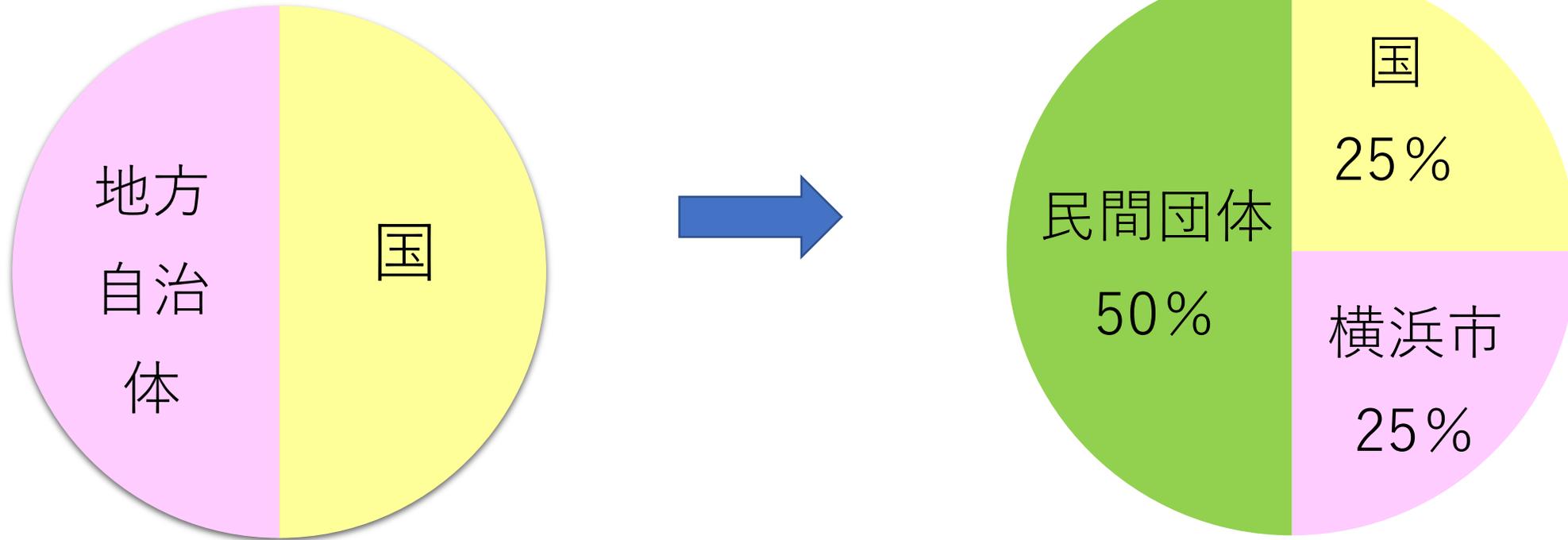
2021年度 横浜市依存症対策費予算
6252万円（およそ3000万円が国の補助金）



国と地方自治体が予算を折半で
持たねばならぬため、
予算をつけない地方自治体もあります。

横浜市の民間団体への対応

横浜市の依存症民間団体支援は本来国と地方自治体が折半でおこなうべきものであるにも関わらず、事業費の半分しか支援しません。このような姿勢で本当にギャンブル依存症対策に真摯に取り組む気持ちがあるのか？当事者、家族のエンパワメントを支える気があるのか？
当会では毎年疑問と要望を伝えています。



また、どのような団体に予算をつけるのか？ **利益相反問題**には目を光らせねばなりません。

横浜市の皆様にお伝えしたい懸念

横浜市は、今後の財政確保のためにカジノの収益が必要との主張ですが、この程度の依存症対策では、

税込以上にギャンブル問題の社会負担費が増えてしまいます。

「シンガポールでは、カジノを作る前に5年かけて依存症対策を作り、ギャンブル依存症者を減らした」

というのが、カジノ推進派の皆様の常套句ですが、

シンガポールとは国の成り立ちと、人口も全く違うのです。

(独裁国家、徹底した管理社会、人口570万人うち自国民350万人)

・公営の賃貸住宅か、駐在員が借りるような、高級コンドミニアムしかない
破産すると公営住宅に住めなくなる
破産したら人生終わり。簡単に借金ができるシステムになっていない。

・警察権力が強い。
オンラインカジノのような違法なものは、見つけ次第次から次へとブロック。
日本は「法的な解釈が、どうたらこうたら・・・」何の対策もせず放置。

・広告が制限されていて、少しでもギャンブルが「楽しいもの」という印象を抱かせるようなCMやTV番組は一切禁止。

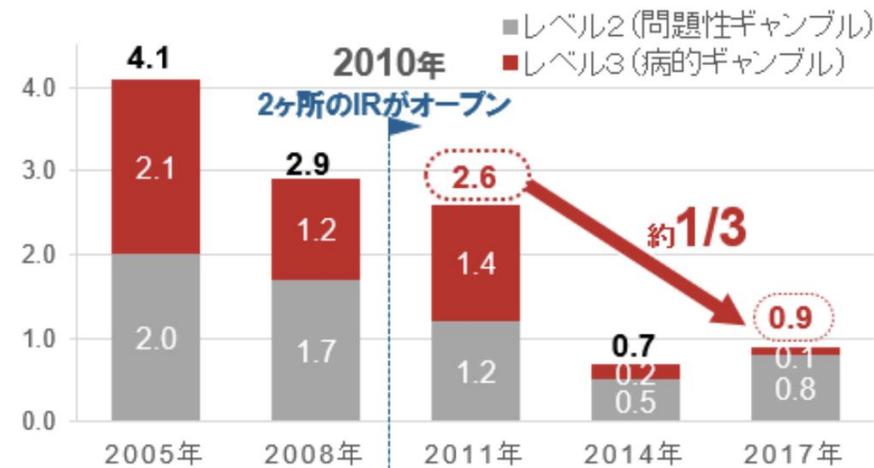
子供たちがギャンブルについて目に触れることが、極力ないように配慮されている
日本はギャンブルの広告や、TV番組、Youtube番組が氾濫している。

・中学生14歳になったら、ギャンブルに対する教育を開始

推進派はこの説明が大好き

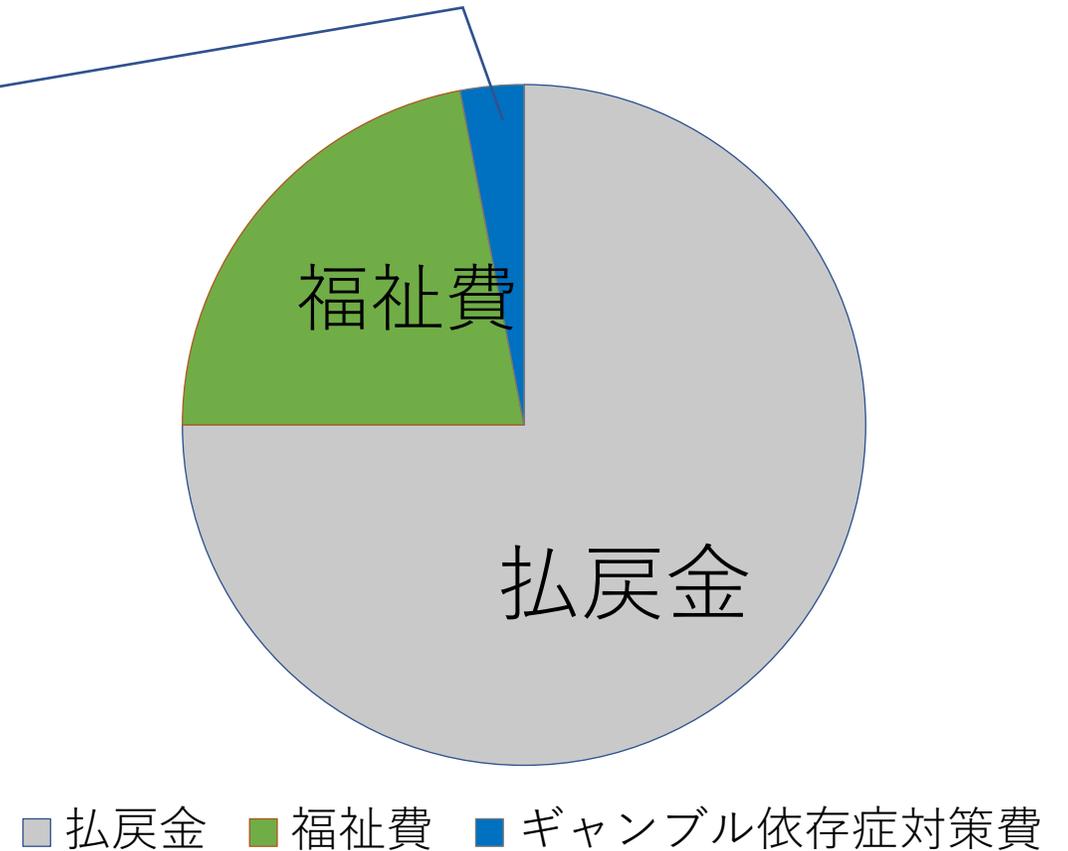
➡ 2010年に2つの大規模なIR施設が設置されたシンガポールでは、設置前からギャンブル依存症対策を実施した結果、ギャンブル依存症の有病率が減少する傾向にあります。

シンガポールのギャンブル依存症有病率

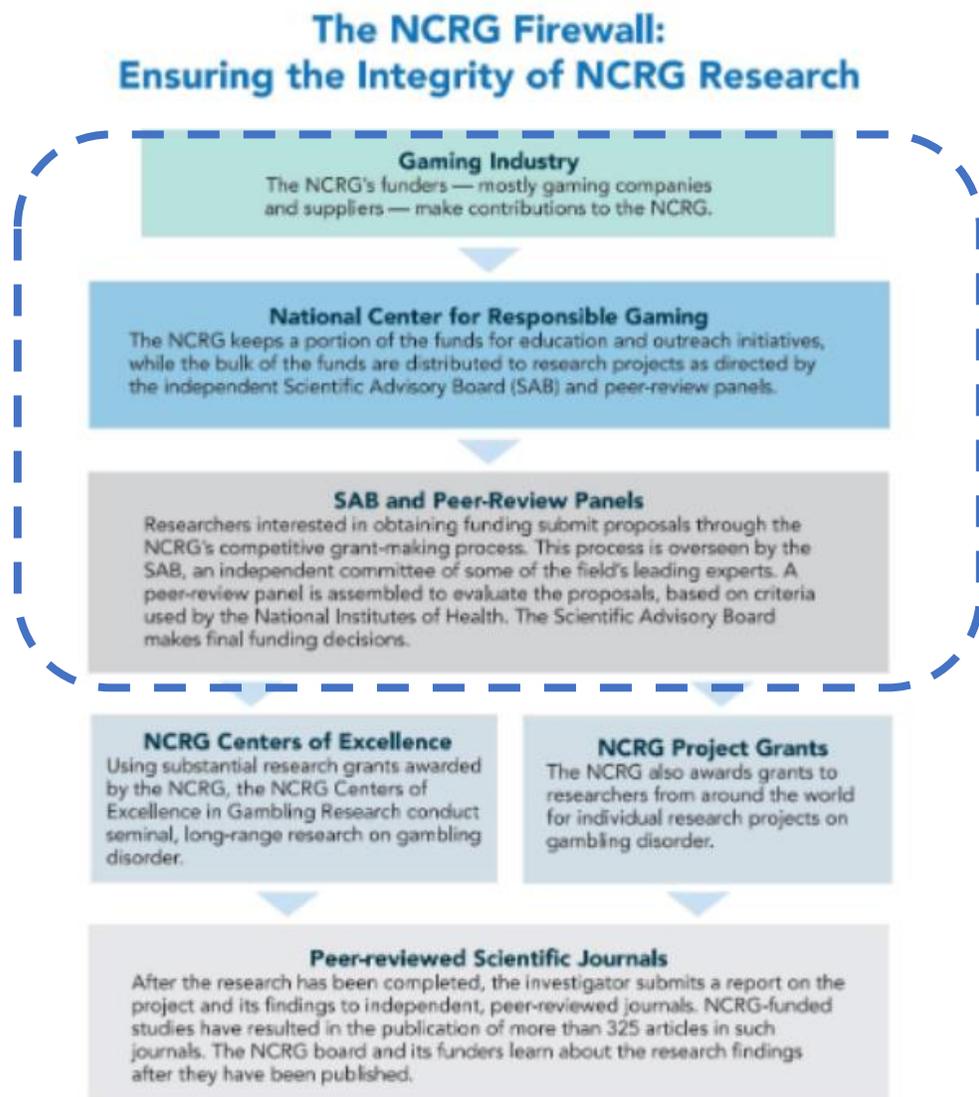


世界のギャンブル依存症対策の仕組み

他国はギャンブル産業からの税金の一部をギャンブル依存症対策費にまわすと明確な基準がありますが日本にはそれがありません。
カジノでも目的税が明文化されなかったのです。
ですからこのままでいけば、
カジノができてもし依存症対策費は0もしくは現状のように微々たるものになる可能性があるのです。



NCRG (National Center For Responsible Gaming) の仕組み (民間団体助成)



①ギャンブル産業からの資金拠出

②業界団体としてのNCRGに資金を集められ、NCRGは教育や支援に用いられる。ただほとんどの資金は研究/調査に用いられる。

③NCRGの資金が欲しい研究者はNCRGに提案を提出するが、研究資金の配分方針は**独立した**Scientific Advisory Board(SAB)で査読・評価され決められる (公平性・透明性)

<https://www.ncrg.org/>

世界のギャンブル依存症対策費

国名	金額
カナダ	およそ70億
ネバダ州	およそ52億
韓国	およそ22億

横浜市の皆様にお伝えしたい懸念

アルコールにはこんな調査があります。

H20 酒税総額

およそ 1兆4613億円



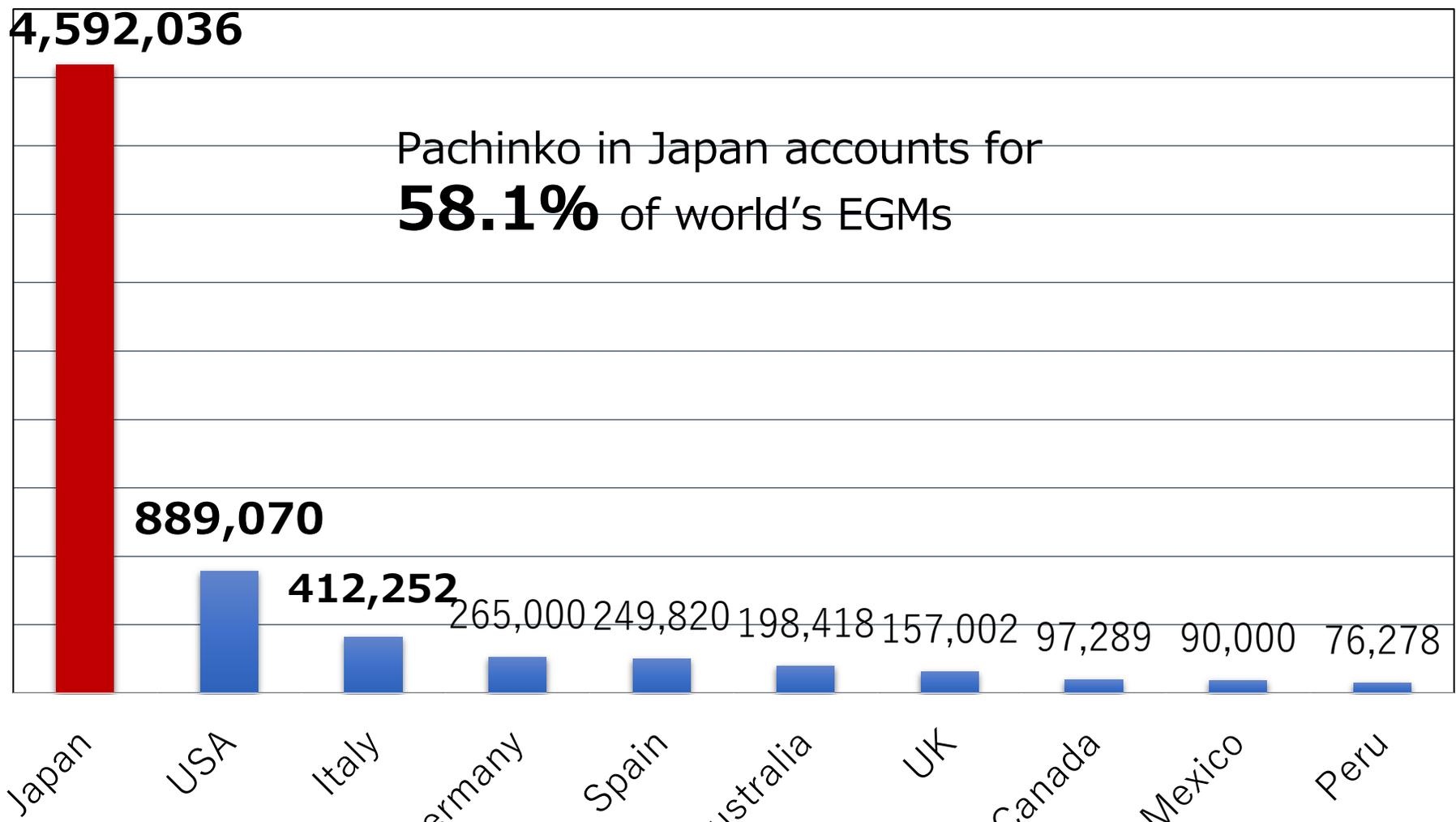
H20 アルコール関連問題
による社会的負担費用

およそ4兆1483億円

出典：酒税制度の概要及び論点について－アルコール関連問題及び経済理論からの視点－
財政金融課 梶 善登（レファレンス 平成25年7月号）

すでに日本はギャンブル大国

ギャンブルマシンの半分以上は日本のパチンコに！ (EGM) Top 10 in World



143 Source: The World Count of Gaming Machines 2016)

横浜市の皆様にお伝えしたい懸念 ②

ギャンブル場が近くにあれば罹患率は近所の人の方が高くなるという研究があります。

自宅から3キロ以内にパチンコ店ができると、
男性ではギャンブル依存症を疑われる確率が高まる

出典：

Geographical accessibility to gambling venues and pathological gambling: an econometric analysis of *pachinko* parlours in Japan

Hiroataka Kato & Rei Goto

International Gambling Studies

Pages 111-123 | Received 10 Apr 2017, Accepted 19 Sep 2017, Published online: 12 Oct 2017

横浜市の依存症対策

➤ 横浜市では、「こころの健康相談センター」を中心に依存症対策についての相談先の紹介や正しい知識の普及等の対策を推進しています。

- 依存症の基礎知識等に関する、パンフレットやHPによる普及啓発
- アルコール・薬物・ギャンブル等依存症相談窓口の設置
- 依存症者の家族を対象として教室を実施
- 横浜版回復プログラム「W A I - Y」の実施
- 支援者向けの人材育成研修を実施
- 市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催



生ぬるいです！

横浜でも重篤案件の介入などどこもやってくれません

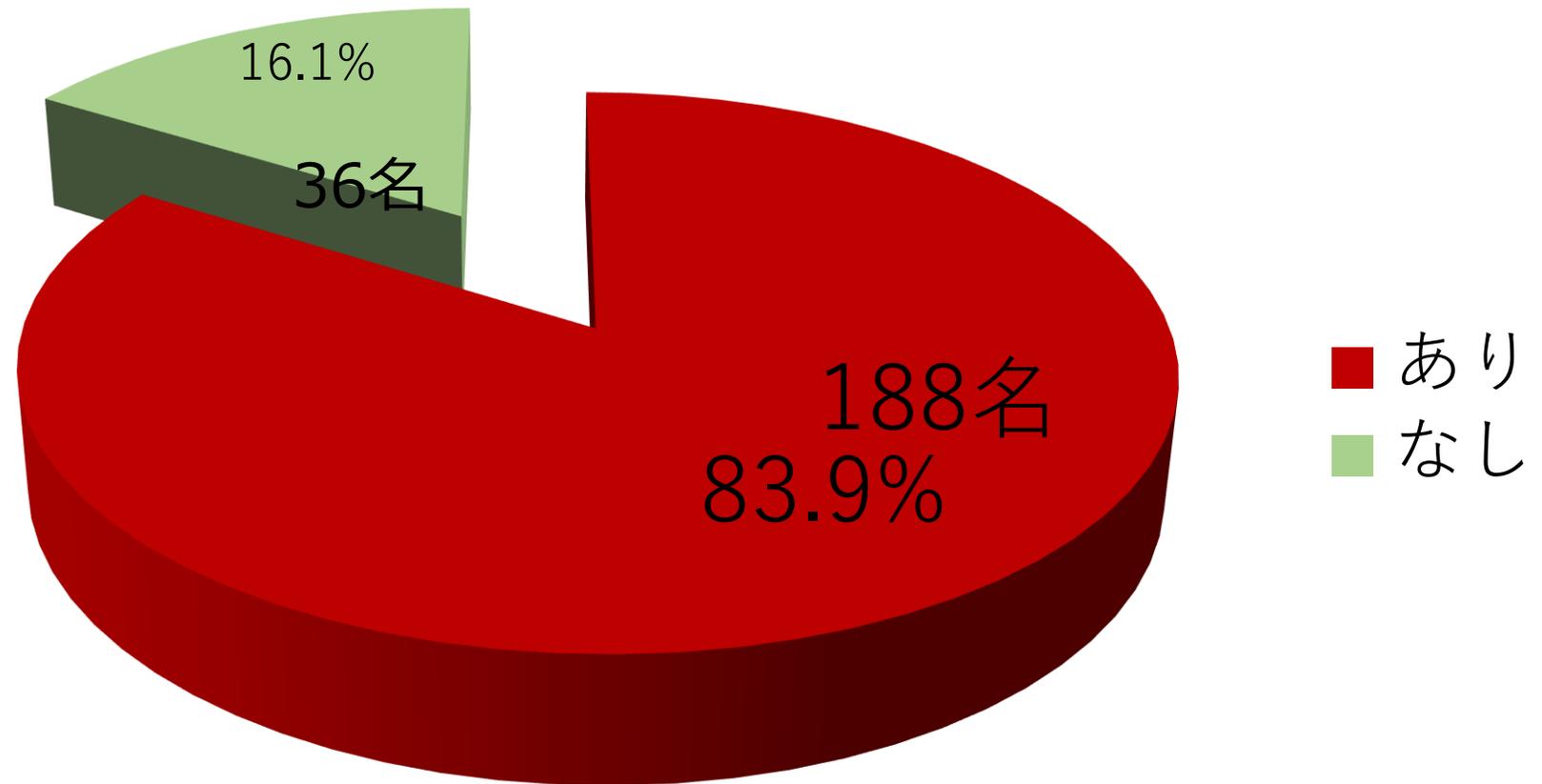
支援事例

ギャンブル依存症当事者 20代 相談者（母親）50代

- ・ 家族に対し刃渡り30cmの牛刀包丁を振り回し、毎日金銭の要求
- ・ 家族が度々警察に相談するも、簡単な説教を繰り返すのみ。
- ・ 保健所、精神保健福祉センター、医療に相談するも「本人を連れてこい」と言われがちが明かない。
- ・ 家族が耐えきれず当会に相談。当会が当事者への介入を試みる。
- ・ 介入時に警察に立会って貰えるよう3時間交渉。2人の人の刑事と3人の警官の立ち会いが了承。
- ・ 本人介入。入院を勧める。本人了承するも、隠し持ったナイフで首を切ろうとする。
- ・ 刑事、警察官がすぐに取り押さえ軽傷。救急病院に搬送。処置はすぐに終了。
- ・ 救急病院から精神科病院の連携なし。警察、救急、当会、家族で都内精神科病院をあたるが、受け入れ先見つからず、警察で1泊保護。
- ・ 翌日、東京都の連携を得られ受け入れ先確保。

自らの意思で治療に向かえる当事者をは医療や行政が受け入れ、リスクの高い案件は家族任せにされている。関係各所の連携やサポート体制が作られず、民間団体はどこからの援助も受けられないまま、リスクの高い案件に対応せざるを得ない。

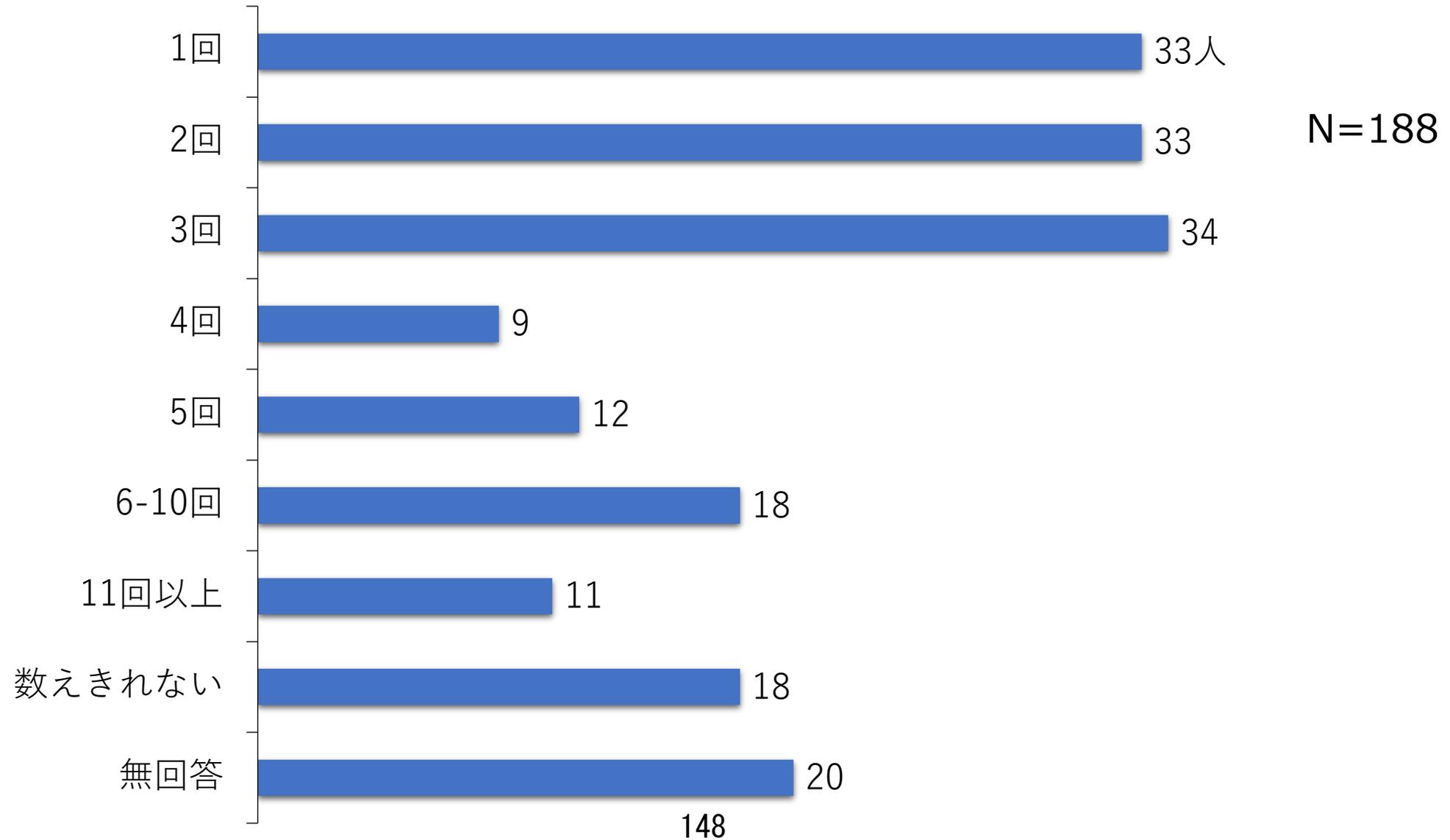
家族が借金を肩代わりした経験



筑波大学 森田 展彰ら ギャンブル障害のある者の家族の実態と援助ニーズより

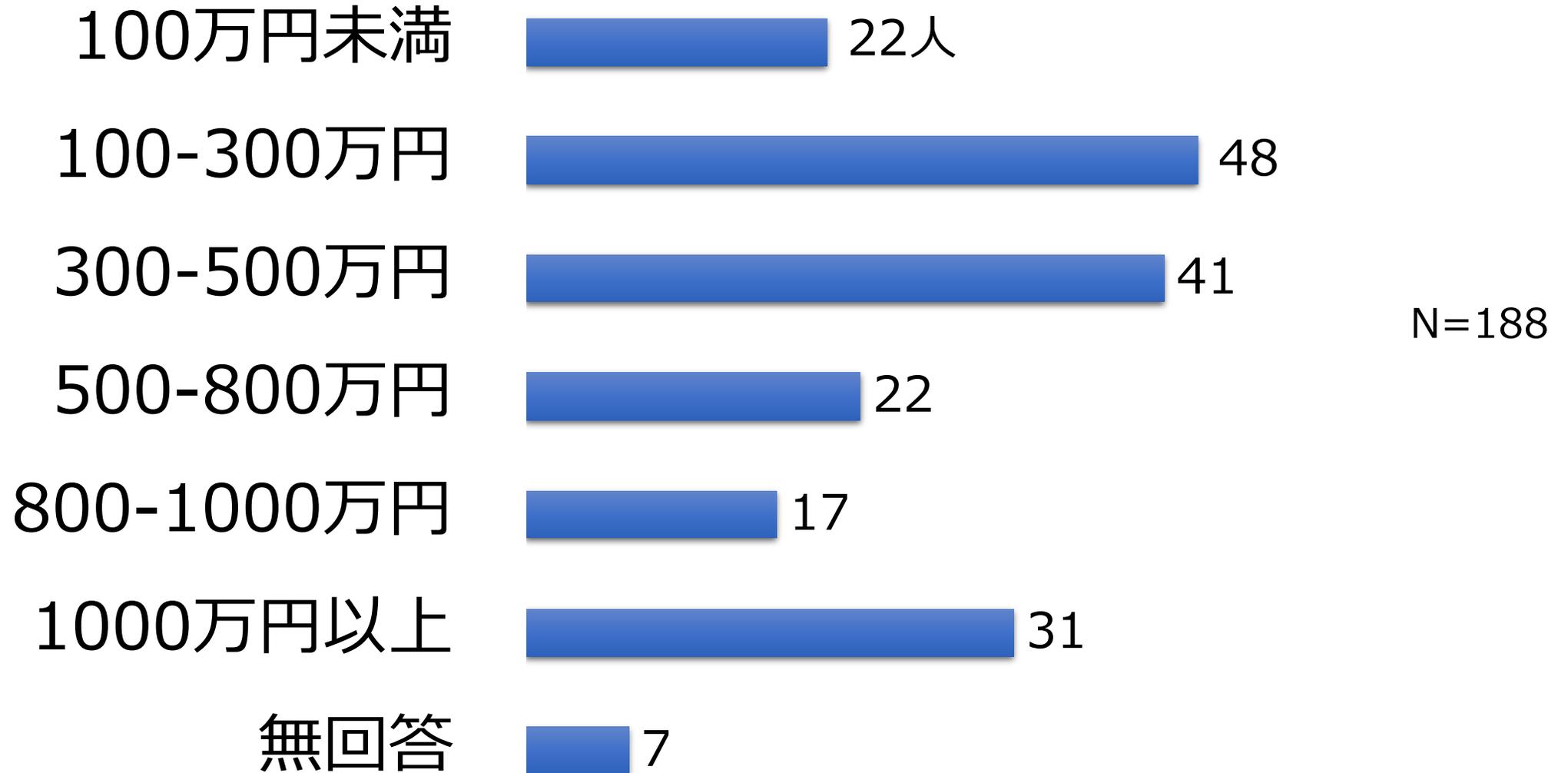
家族が借金を肩代わりした回数

筑波大学 森田 展彰ら ギャンブル障害のある者の家族の実態と援助ニーズより



家族が借金を肩代わりした金額

筑波大学 森田 展彰ら ギャンブル障害のある者の家族の実態と援助ニーズより



横浜市の皆様にお伝えしたい懸念 ④

ギャンブルの資金を得るための違法行為の有無
(窃盗、横領、偽造、詐欺等)

H20厚労科研：田中班報告書より

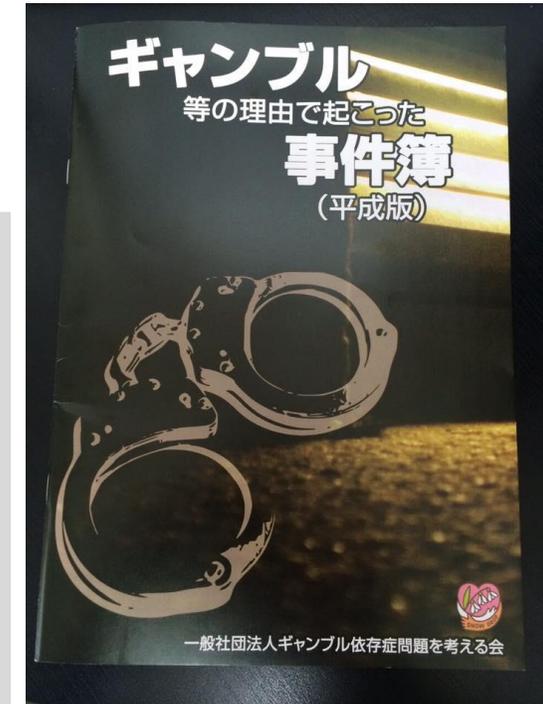
	あり
病的ギャンブラー（男性）	87.7%
病的ギャンブラー（女性）	12.3%

ギャンブルに絡む犯罪

- 万引き
- 無賃乗車
- 無銭飲食
- 窃盗
- 横領
- 詐欺/携帯とばし
- 強盗
- 殺人

* 世間を騒がせた有名事件 *

ベネッセ情報流出事件
大王製紙特別背任事件
新幹線焼身自殺事件
6歳息子全裸監禁事件
名古屋ラーメン店元同僚殺人事件
調布市祖父殺人事件
伊藤忠元社員 7億円横領 (FX)
電通社員 1億円横領事件
東京法務局元事務官 4億7千万円分印紙横領
マクドナルド 7億横領 (FX)
金沢祖父殺人事件
11億詐取カジノ豪遊事件 **NEW**



横浜市の皆様にお伝えしたい懸念 ⑤

カジノの依存症対策一体どこが世界最高水準なのか？現場にいる私には全く分かりません

- 国内のIR施設は上限3つに設定、ゲーミング区域の面積はIR施設床面積の3%以内
- カジノ事業等に関する広告物は、IR区域外では空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続きを完了するまでの部分に限定
- 20歳未満の者等への広告及び勧誘の規制
- 日本人等への7日間で3回迄、28日間で10回迄の入場制限
- マイナンバーカード等による本人・年齢確認
- 日本人等への24時間毎に6,000円の入場料
- カジノ内へのATMの設置禁止
- 入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備
- 本人が申告することによる入場制限
- 本人以外の家族が申告することによる入場制限

- ギャンブル場の面積と依存症罹患率は関係ありません
3%は十分広いです。
- カジノの性質上広告制限による効果は限定的です
- 20歳未満の人に目に触れないようにするとは？具体的な方法は？
- 7日間で3回、28日間で10回は十分依存症レベルです。
また、行かれない日は**闇カジノやネットカジノに行くだけです。**
- 年齢確認だけでなく、儲かった場合の税の徴収までやれば抑止力になる
- 入場料は意味がない。元を取ろうと粘ることになる
- ATMはどこにでもある。コンビニでもカジノ外のIR施設内にも設置
- 当事者で相談できる人は、援助希求行動ができる軽症者。
問題は否認をする重症のギャンブル依存症者。
- 本人申告、家族申告はいくらでも抜け道ができる。
(公営ギャンブルで全く機能していない)

そして忘れてはいけないのは、こういう規制はカジノ開業後国民が気づかぬうちにいくらでも改訂できてしまうということです。

公営競技を見て下さい。昔はネット投票などありましたか？
三連単、5Winなんてありましたか？

依存症対策の支援者として

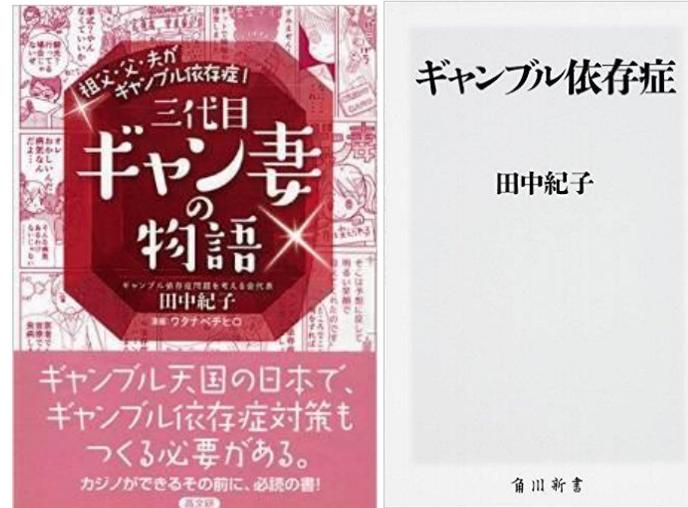
現場を走り回ってきた経験値から鑑み

今の横浜市の対策でカジノをやることは

危険極まりないと考えます

ご静聴ありがとうございました

Youtube で依存症番組始めました！
「たかりこチャンネル」登録をお願いします。



著書

「三代目ギャン妻の物語」
「ギャンブル依存症」

神奈川県大学法学研究所主催シンポジウム2021年6月26日

資料5

横浜市のIR推進を考えるシンポジウム
IR推進に関するエビデンスの観点から

パネルディスカッション

財政の観点から見た横浜市のIR推進について

星野 泉

(明治大学政治経済学部

大学院政治経済学研究科)

横浜市財政から

- 人口は国勢調査でH12→17→22→27(4.5%増→3.0%増→1.0%増)
- 横浜市は日本一の人口規模、18行政区で372万人
- (東京都内の自治体23特別区は合わせて927万人)2015年
- 他の政令市に比べそもそも人件費は低く投資的経費は高い傾向。目的別では、民生費、教育費は少な目。
- 地方交付税の交付団体→国の予算上PB赤字解消を先送りしてきているが、社会保障関係経費の自然増を避けられないとなれば、地方交付税がターゲットにならざるをえない。
- 法人課税への期待はあるのだろうが、水準超経費の回収のかたちで、今後、さらにこの水平的財政調整を進めていく可能性→法人課税増は期待薄。
- 期待は納付金と入場料となる。

横浜IR(統合型リゾート)の方向性(横浜市2020.8)から 抜粋

- 横浜市では、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の減少(市税収入の約5割は個人市民税)が見込まれるとともに、高齢化社会等による医療・介護などの扶助費等の増加や公共施設の老朽化に伴う保全・改修費の増加などが見込まれており、これらの財政需要に対応するため、法人市民税等、多様な増収策が求められています。
- 法人市民税、上場企業数の他都市比較を見ても、上場企業数は東京23区に比べて17分の1、法人市民税は14分の1にとどまっており、大きな課題です。

横浜IR(統合型リゾート)の方向性(横浜市2020.8) からわかること

- 横浜市の経済、財政が厳しいという主張→国内需要には期待していない、インバウンド期待→人口減少社会で国内には期待できない
- 厳しい財政環境→今後の住民のサービス需要増→
- 厳しい経済、財政だからIRの上りで対応という論理
- IRの環境的社会的マイナス要因を軽視
- IR関連企業にとって魅力は足りない→それでもとなればさらに恩典を求められる可能性→過大な期待(取らぬ狸になる)
- MICEへの期待は妥当か

横浜IR(統合型リゾート)の方向性(横浜市2020.8)から なぜ23区と張り合う？

法人市民税・上場企業数の他都市比較



出典：上場企業数は、(株)東洋経済新報社 上場版会社概要データ (2018年12月現在) より作成
法人市民税は2017年度決算ベース、東京都は法人市民税より作成 (東京23区の法人市町村税相当額と東京都の法人道府県民税相当額の合計額)

財政の改善

地方自治体の増収効果 ※ 820億 ～ 1,200億円／年

(納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税)

【参考】 30年度 法人市民税：620億円

項目	内容	用途	根拠条文
納付金	GGR（カジノ行為粗収益）30% （国庫納付金15%、認定都道府県等納付金15%）	公益目的として 使用	IR整備法 第192、193条
入場料	日本人等の入場者に対し、1日（24時間）単位で徴収 6,000円（国と認定都道府県等で各3,000円）	公益目的として 使用	IR整備法 第176、177条

税の種類	対象（例示）
固定資産税	土地・家屋・償却資産（事業のために用いている構築物・機械等）
都市計画税	都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋
法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人

人口と経済から見えるものは

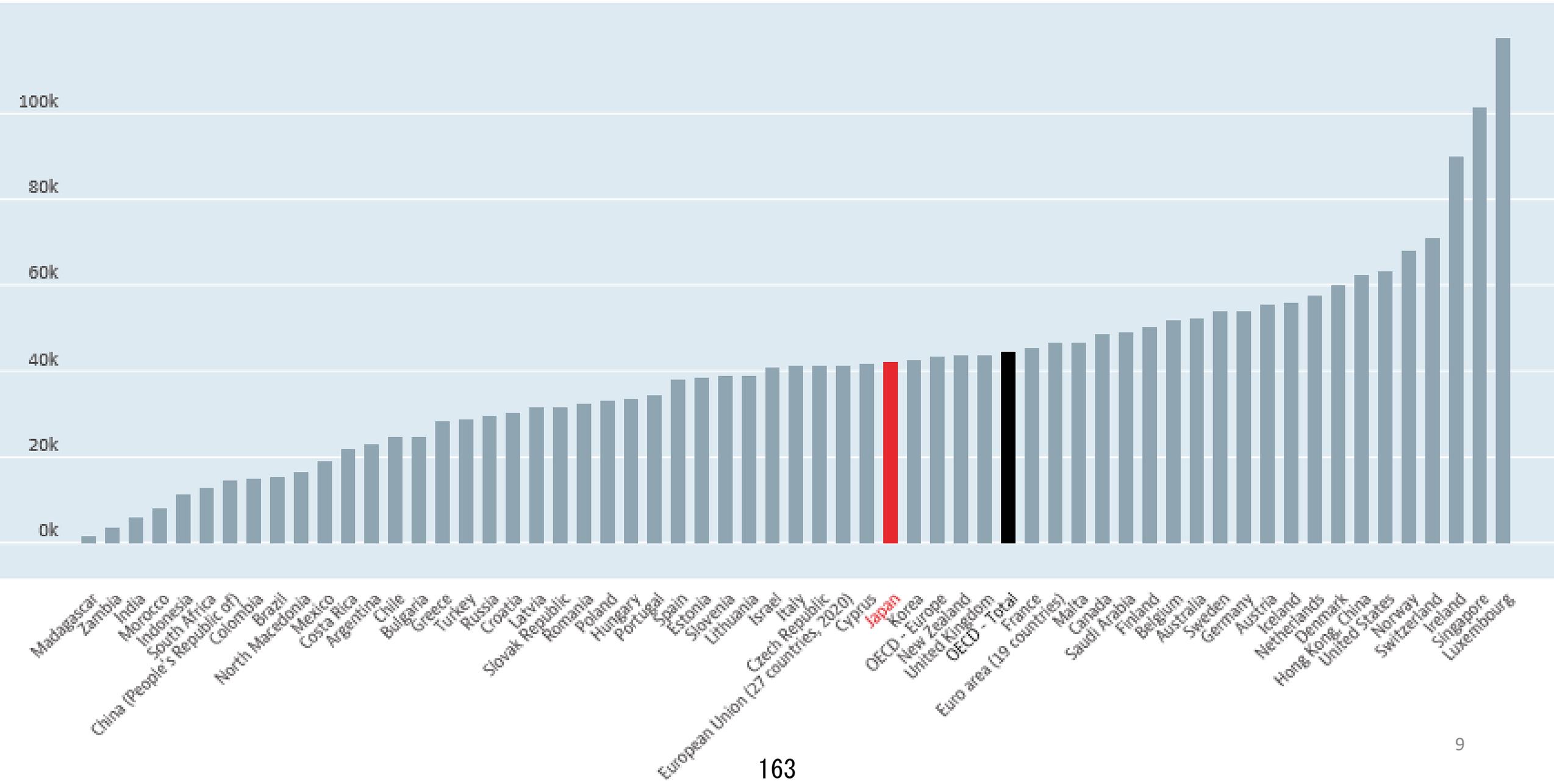
- 日本の人口は下げ止まるのか
- 横浜の人口は増えるのか
- 高齢化率、合計特殊出生率は
- 外国人観光客に頼れるのか
- 日本の経済は

『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』

国立社会保障・人口問題研究所

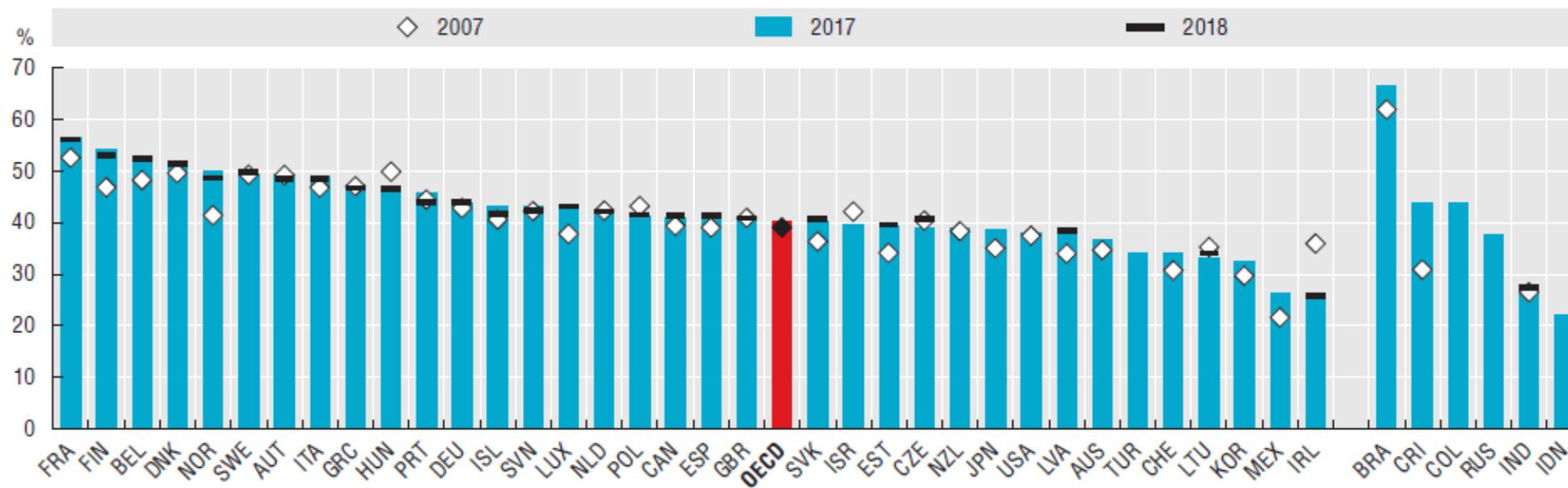
都道府県	市区町村	年	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	65～74歳	75歳以上	総人口指数 (2015年 = 100.0)	0～14歳 割合	15～64歳 割合	65歳以上 割合	割合	
													65～74歳	75歳以上
神奈川県		2015年	9126214	1145442	5802769	2178003	1184801	993202	100.0	12.6	63.6	23.9	13.0	10.9
神奈川県		2020年	9141394	1092342	5692899	2356153	1126049	1230104	100.2	11.9	62.3	25.8	12.3	13.5
神奈川県		2025年	9069562	1028000	5617607	2423955	957195	1466760	99.4	11.3	61.9	26.7	10.6	16.2
神奈川県		2030年	8933474	977324	5429825	2526325	995678	1530647	97.9	10.9	60.8	28.3	11.1	17.1
神奈川県		2035年	8750958	937488	5129468	2684002	1171613	1512389	95.9	10.7	58.6	30.7	13.4	17.3
神奈川県		2040年	8541016	916593	4756673	2867750	1313011	1554739	93.6	10.7	55.7	33.6	15.4	18.2
神奈川県		2045年	8312524	891282	4498417	2922825	1245895	1676930	91.1	10.7	54.1	35.2	15.0	20.2
神奈川県	横浜市	2015年	3724844	468820	2384740	871284	465869	405415	100.0	12.6	64.0	23.4	12.5	10.9
神奈川県	横浜市	2020年	3736583	446816	2348941	940826	443485	497341	100.3	12.0	62.9	25.2	11.9	13.3
神奈川県	横浜市	2025年	3714957	422001	2321382	971574	382885	588689	99.7	11.4	62.5	26.2	10.3	15.8
神奈川県	横浜市	2030年	3668329	402940	2244809	1020580	406883	613697	98.5	11.0	61.2	27.8	11.1	16.7
神奈川県	横浜市	2035年	3604600	388628	2123766	1092206	480551	611655	96.8	10.8	58.9	30.3	13.3	17.0
神奈川県	横浜市	2040年	3529740	381810	1978714	1169216	533024	636192	94.8	10.8	56.1	33.1	15.1	18.0
神奈川県	横浜市	2045年	3446124	372609	1882344	1191171	500297	690874	92.5	10.8	54.6	34.6	14.5	20.0

1人当たりGDP 2017



GDP比一般政府支出

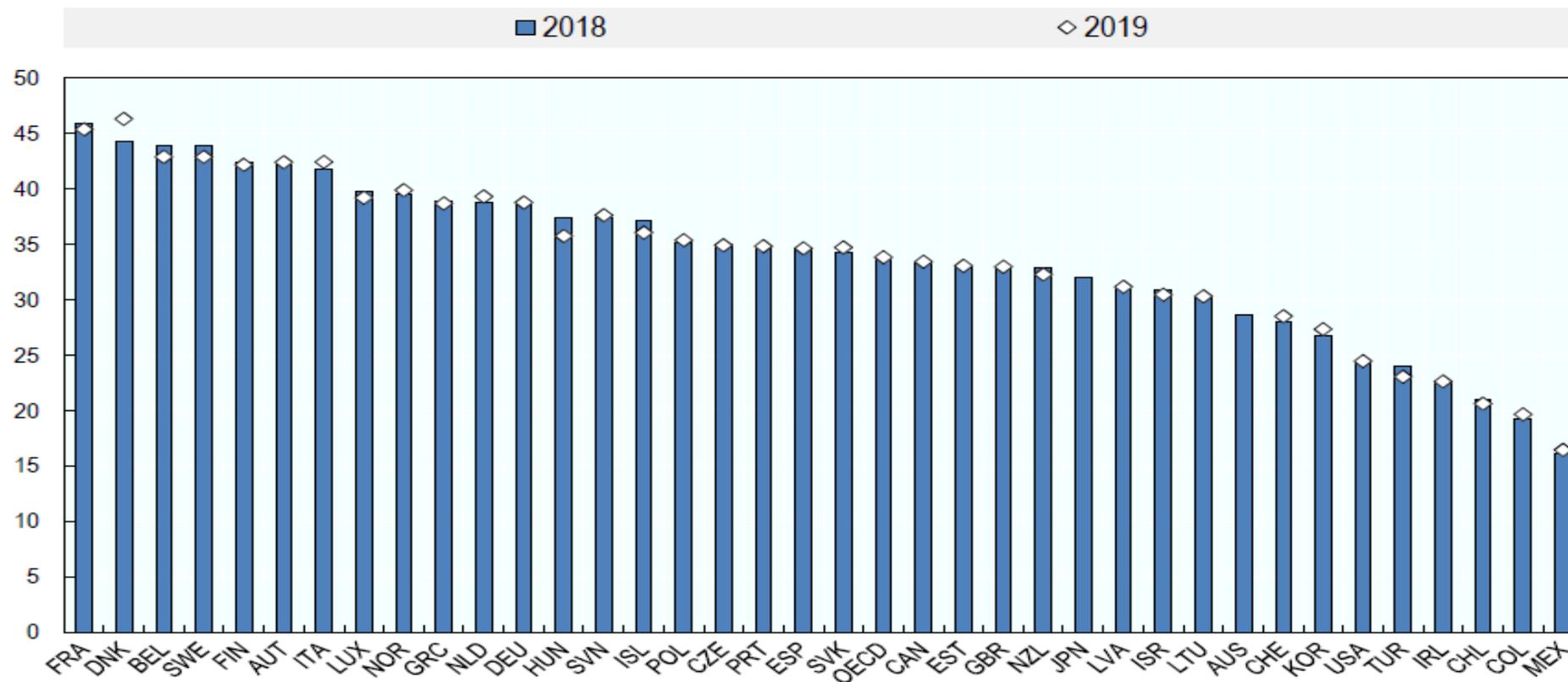
Government at a Glance 2019
一人あたりにするとより低く見える



Source: OECD National Accounts Statistics (database). Data for India are from the IMF Economic Outlook (April 2019).

GDP比の国民負担率

OECD Revenue Statistics 2019



Note: Preliminary data for 2019 were not available for Australia and Japan.

Source: Secretariat calculations based on Table 3.1

GDP比でみた国民負担率の状況

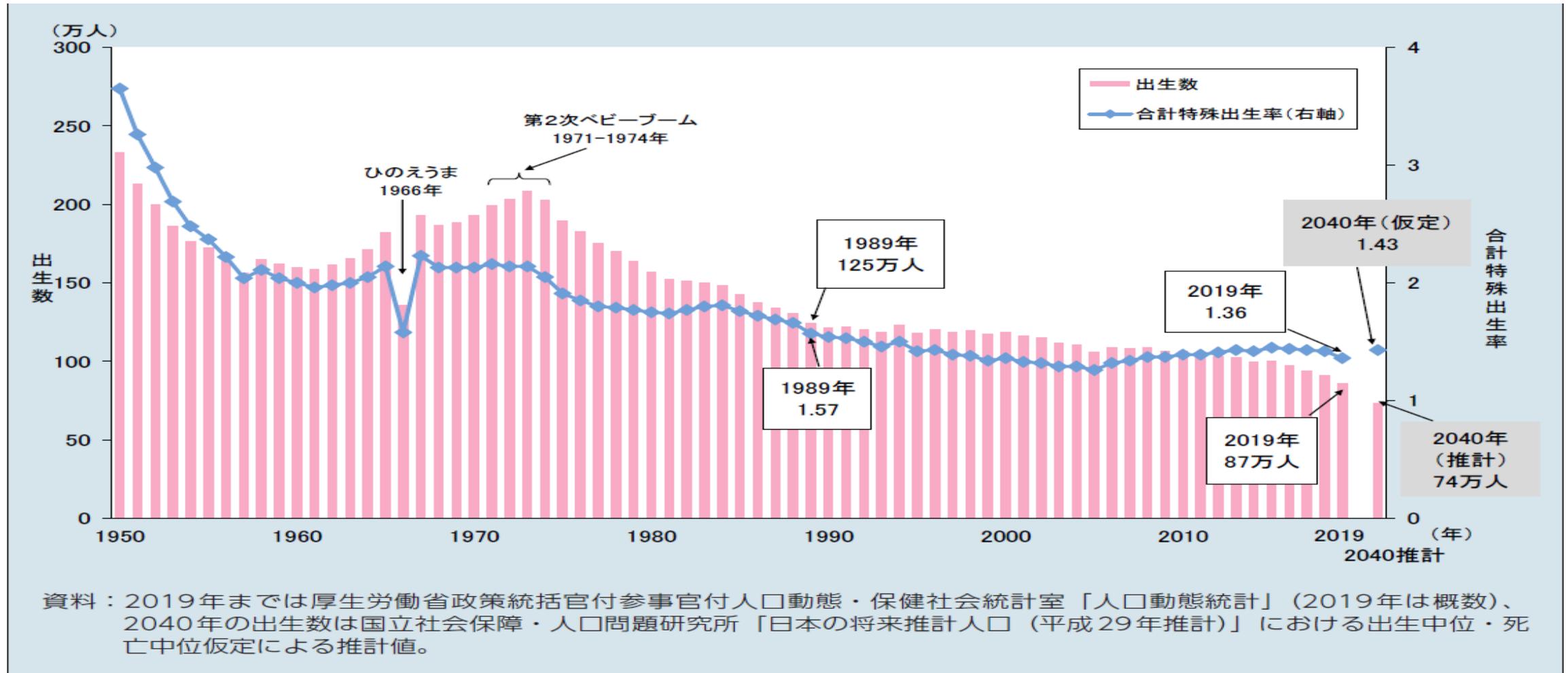
OECDと日本1980～2018

2018年の北欧

		OECD					日本					北欧の2018			
年		1980	1990	2000	2010	2018	1980	1990	2000	2010	2018	SWE	DEN	NOR	FIN
国民負担率		30.9	31.1	33.3	31.9	33.9	25.4	28.2	25.8	26.5	32	43.9	44.4	39.6	42.4
租税負担率		23.8	24	24.9	23.2	24.9	18	20.7	16.7	15.6	19.1	34.3	44.4	29.5	30.6
個人所得		10.1	9.3	8.5	7.4	8.1	6.2	7.8	5.4	4.9	6.1	12.9	24.1	10	12.2
法人所得		2.3	2.4	3.2	2.7	3.1	5.5	6.3	3.5	3.1	4.1	2.8	2.9	6.5	2.5
財産税		1.6	1.7	1.7	1.7	1.9	2.1	2.7	2.7	2.6	2.6	2.2	4.1	3.1	3.4
財サービス		9.8	9.9	10.8	10.6	10.9	4.1	3.9	5	5	6.2	12.4	14.6	11.7	14.3
うち一般消費課税		4.6	5.1	6.3	6.4	6.8	—	1.2	2.3	2.5	4.1	9.2	9.5	8.4	9.1
社会保障負担率		7.1	7.1	8.4	8.7	9	7.4	7.5	9.1	10.9	12.9	9.6	0	10.1	11.8
事業主		4.6	4.7	5.5	5.3		3.8	3.6	4.2	4.9	6	6.9	0	5.9	7.5
被用者負担		2.3	2.7	3.1	3.2		2.6	3	3.8	4.7	6.1	2.6	0	3.5	3.5

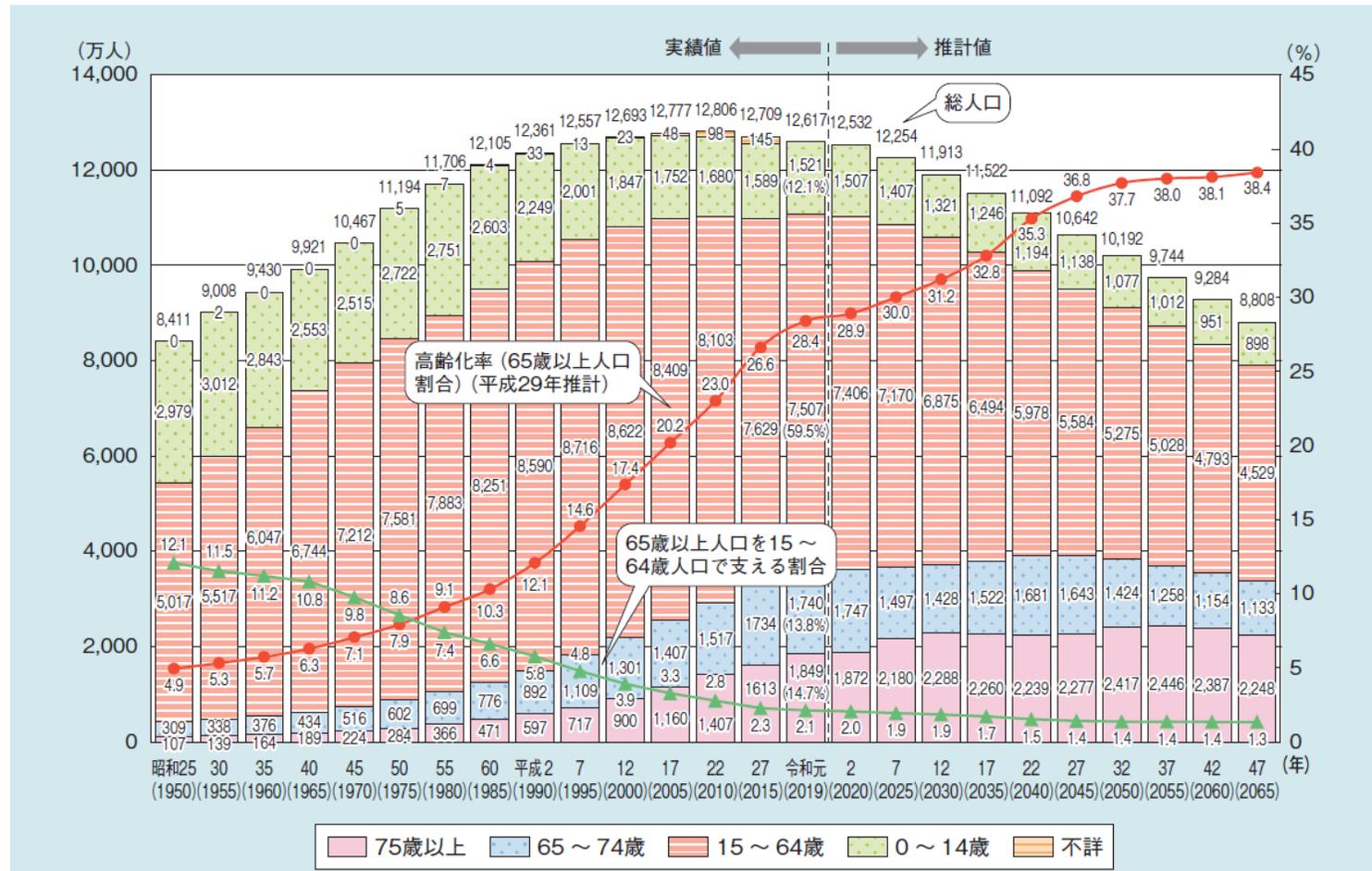
出生率・合計特殊出生率

厚生労働白書 R2



高齢化の推移と将来推計

出典 高齢社会白書 R2



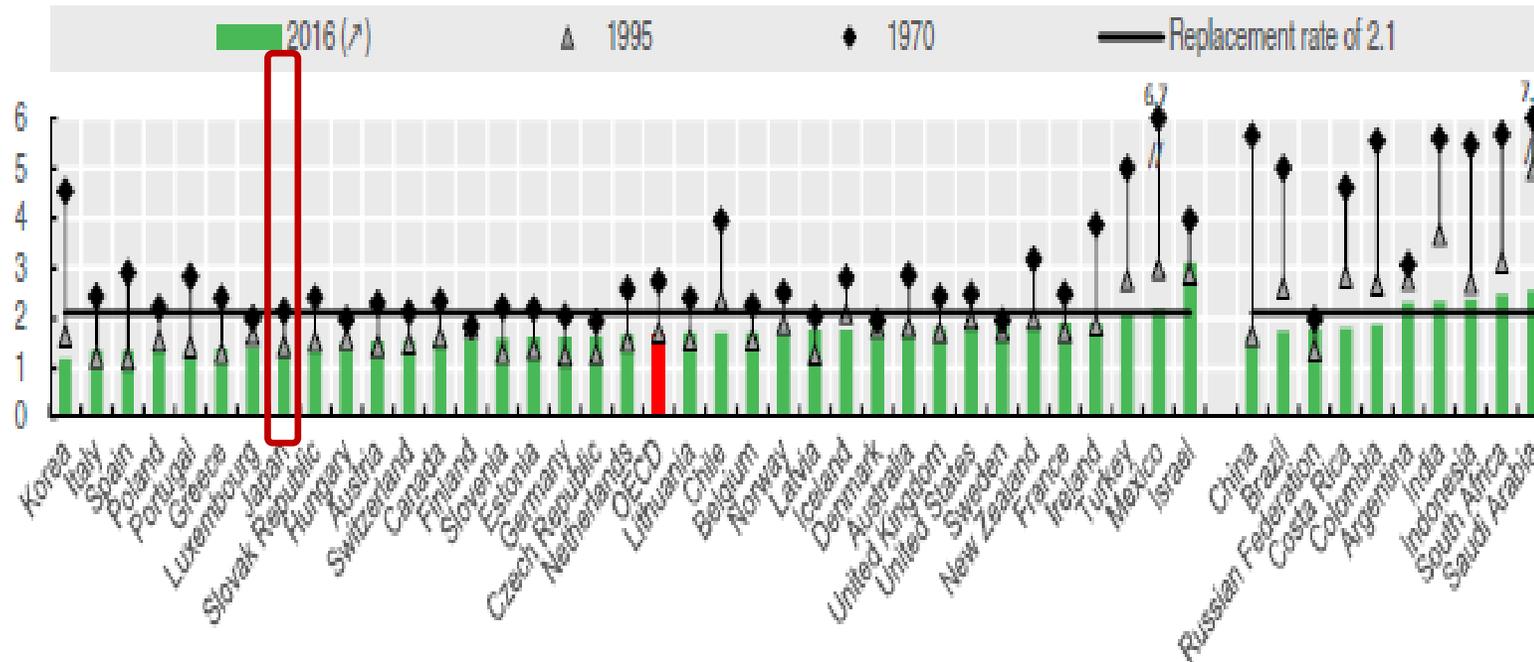
合計特殊出生率

oecd平均は1.66くらい

(2016年, OECD)

4.4 Fertility rates across the OECD are typically below the population replacement rate

Number of children per woman aged 15 to 49, in 1970, 1995 and 2016 or nearest years



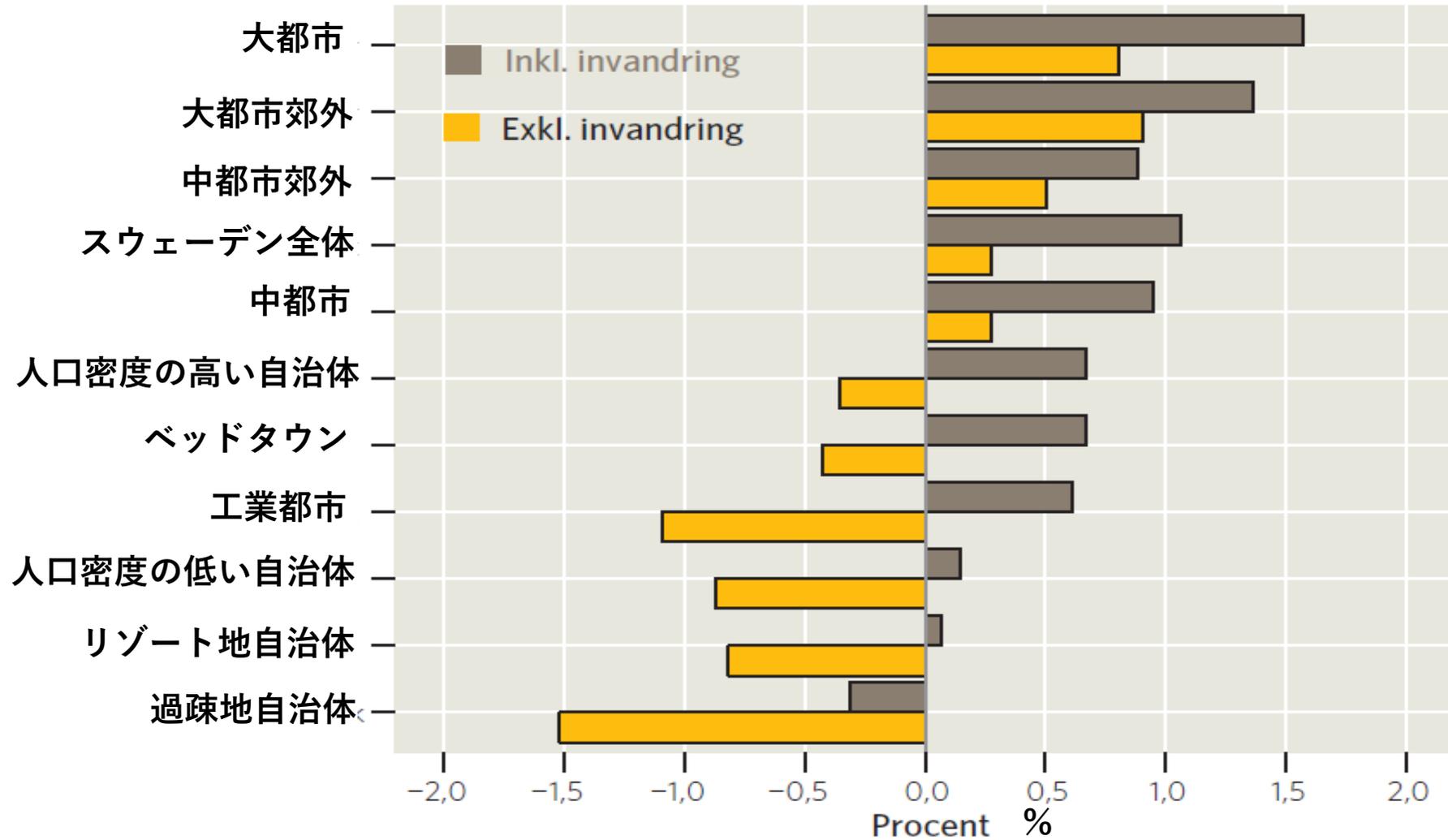
Source: OECD (2018), "SF2.1 Fertility rates", OECD Family Database, <http://oe.cd/fdb>.

スウェーデンの都市形態別人口変化1

Ekonomirapporten OM KOMMUNERNAS OCH LANDSTINGENS EKONOMI – APRIL 2015

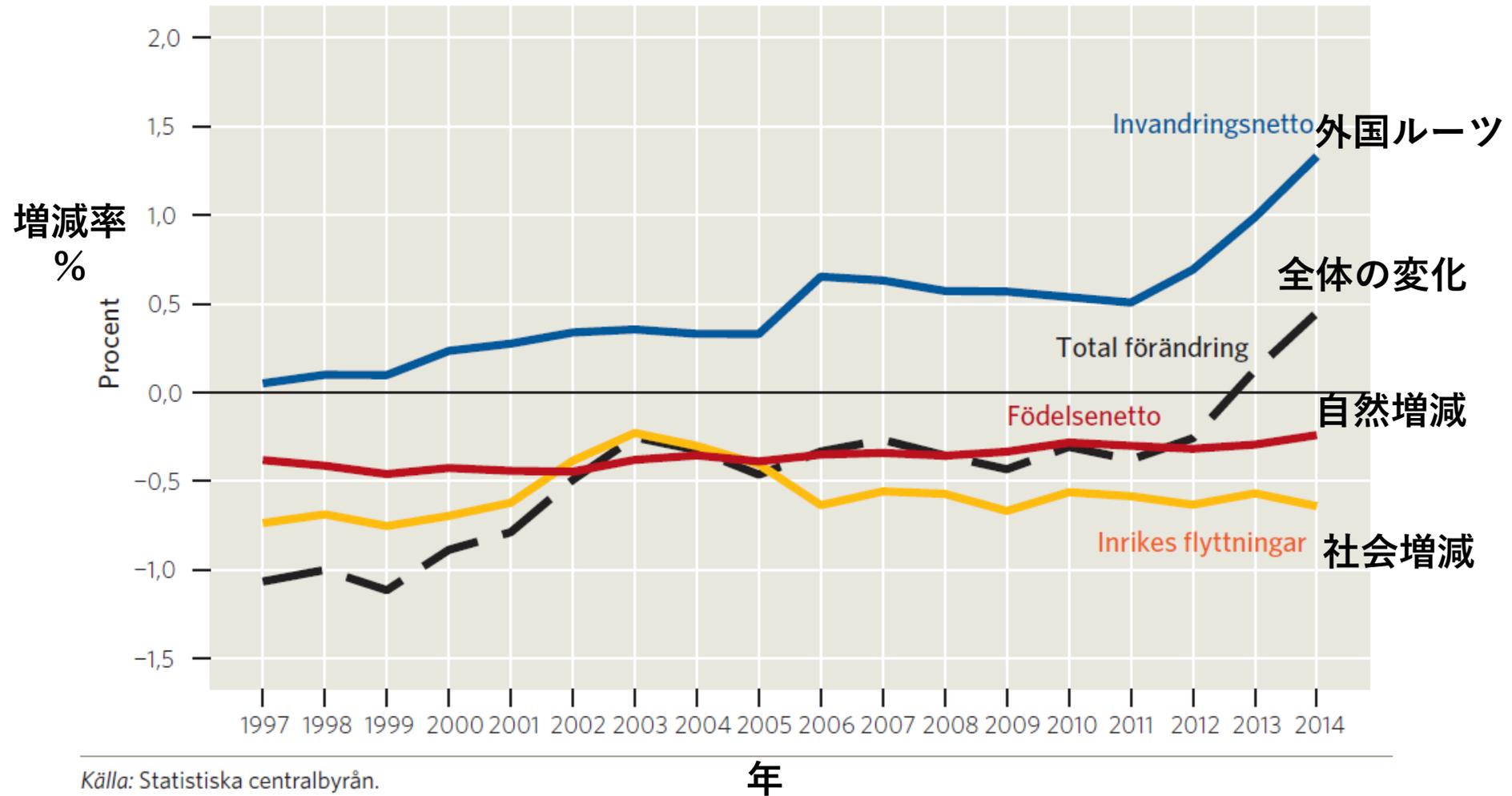
Sveriges Kommuner och Landsting

地域の人口変化率 外国ルーツ含む（上） 除く（下）



スウェーデンの都市別人口変化2

1997-2014年 - 工業都市および人口密度の低い自治体・過疎地のみ



Källa: Statistiska centralbyrån.

国内の人口、経済、地方自治の観点からIRをみると

- 出生率、人口に関する現状認識の甘さ
- 本当に外国人ばかりに頼れるのか
- 経済力、財政力からみれば→
- 先進国、発展途上国でもない、成熟国となった
- 横浜市面積437.7m²、372万人（2015年）で1自治体、
- 東京特別区面積627.6m²、927万人（2015年）には23の区（自治体）がある。昼夜間人口比が違う。
- そもそも比較すべきでないし、
- 規模の大きさを嘆くべき→ 地方自治と民主主義の観点

エビデンスの観点から みた横浜市IRについて

神奈川大学法学研究所共同研究シンポジウム資料

2021.06.26

大川 千寿

- 18ページまでは、大川が2021年6月5日、日本公共政策学会2021年度研究大会において報告した論文「政策形成における『エビデンス』をめぐる一考察—横浜IR（統合型リゾート）に係る政策形成を事例として—」をもとに、研究大会での討論・コメントの内容も踏まえながら作成したものである。

EBPM (Evidence-Based Policy Making)

- 「（客観的な）根拠」もしくは「エビデンス」に基づく政策立案
- 英米で先行
- 日本：行政改革の一環として、とりわけ統計改革の動きからスタート

「政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進する」

（2017「統計改革推進会議 最終取りまとめ」）

EBPM (Evidence-Based Policy Making)

- 「(1) 政策目的を明確化させ、(2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス(根拠、証拠)を可能な限り求め、『政策の基本的な枠組み』を明確にする取組」

(2020「EBPM推進に係るこれまでの取組等」)

- ☆ 行政実務が複雑化し、財政制約のある中で
「エピソード・ベース」から「エビデンス・ベースへ」
- ☆ 政策過程全般の合理化・効率化を図る

日本のEBPMとその課題

- ことばや標語が先行した、一種の政治運動に
(三輪 2020)
- 政治主導による上からの「強制」 (小西 2020)
- 行政府のエビデンスを検証すべき国会の行政評価の機能不全 (小林 2018)
- データ収集のコスト、検証の正確性の確保
(尾形・手塚 2018)

日本のEBPMとその課題

担い手をめぐる問題（高橋 2020）



日本：行政官・省庁が
実践の中心的な担い手

能力の限界、精緻化がかえって不正を招く恐れ
→ EBPMの簡略化

高度な統計分析による
エビデンス

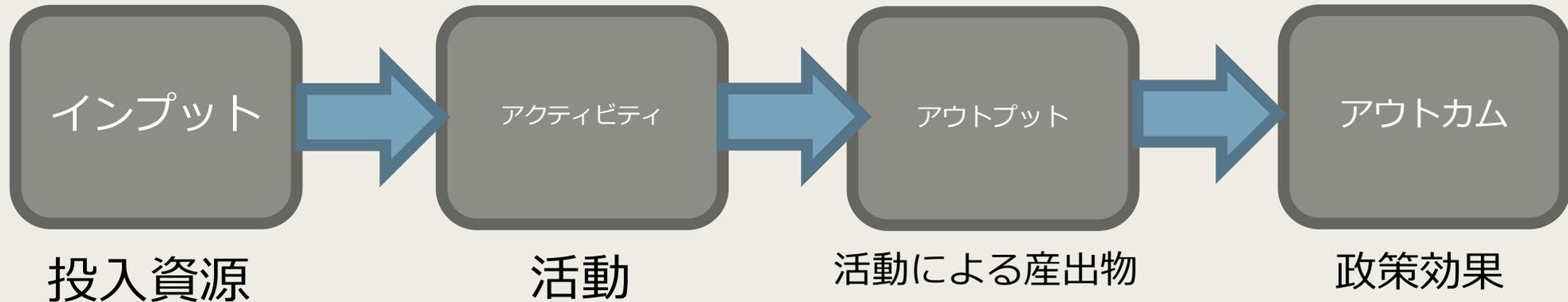


現状把握・課題設定
目標と手段の整理

～ロジック・モデル

目的・方向性の違い??

日本のEBPMとその課題



■ ロジックモデル

政策の手段や目的を記述し、政策のどの部分の評価を行うかを設計

政策検証の過程の可視化と、枠組の統一化

(大屋 2019)

⇔ モデル作成、中長期的評価・見直しのための人員確保

日本のEBPMとその課題

ロジックの明示

地方政治・行政においては...

- ・ 住民に対する説明責任の具現化

→ 住民の政治・行政に対する関心や信頼の確保

よ りよい民主的統制につながる可能性はある

「政策の効果」～**住民の利福につながるかどうか**

住民証言への傾聴の必要性

: EBPMは**行政や政策形成の透明性・健全性**にもかかわる



エビデンス
概念の未普及

住民意見への
傾聴の弱さ
(首長・議員の消極性)

人的資源の
限界
やる気・知識

データ不足
業務の忙しさ

エビデンスとは何か？

「エビデンス」の多義性



政策がアウトカムに
影響を及ぼした因果関係
(小林 2020)

高度な統計分析
→ 数量化された実証的根拠

オープンデータ
分析能力が不可欠

事業課題の現状把握のための情報
政策の必要性の根拠となるもの

記述的な調査研究、パフォーマンス指標、
議事録やその他の行政記録、
決裁の過程、調査統計、
住民の意見・捉え方等も含まれうる

 **政策過程全体の保存・可視化**

エビデンスとは何か？

- 役立ちそうな、質のよいエビデンス

≠ 政策を必ずよくする

～政策担当者が考慮すべき事柄の多さ

- エビデンス活用の障壁も

エビデンスをめぐる課題：政治性

- エビデンスの政治性をめぐって
 - ・ EBPM：非政治化された部局のほうが重視
(Stoker and Evans, 2016)
 - ・ 政治・政策過程の複雑さ
 - 政治家や利益集団の影響力
 - 政策形成の時間的制約
 - 「正しい」としても政治的支持を得る必要
 - 審議会など、有識者参加も行政のルールに乗って...

→ **エビデンスが政治的にゆがめられ、
軽視される危険がある**

エビデンスをめぐる課題：科学性

■ エビデンスの科学性をめぐる課題

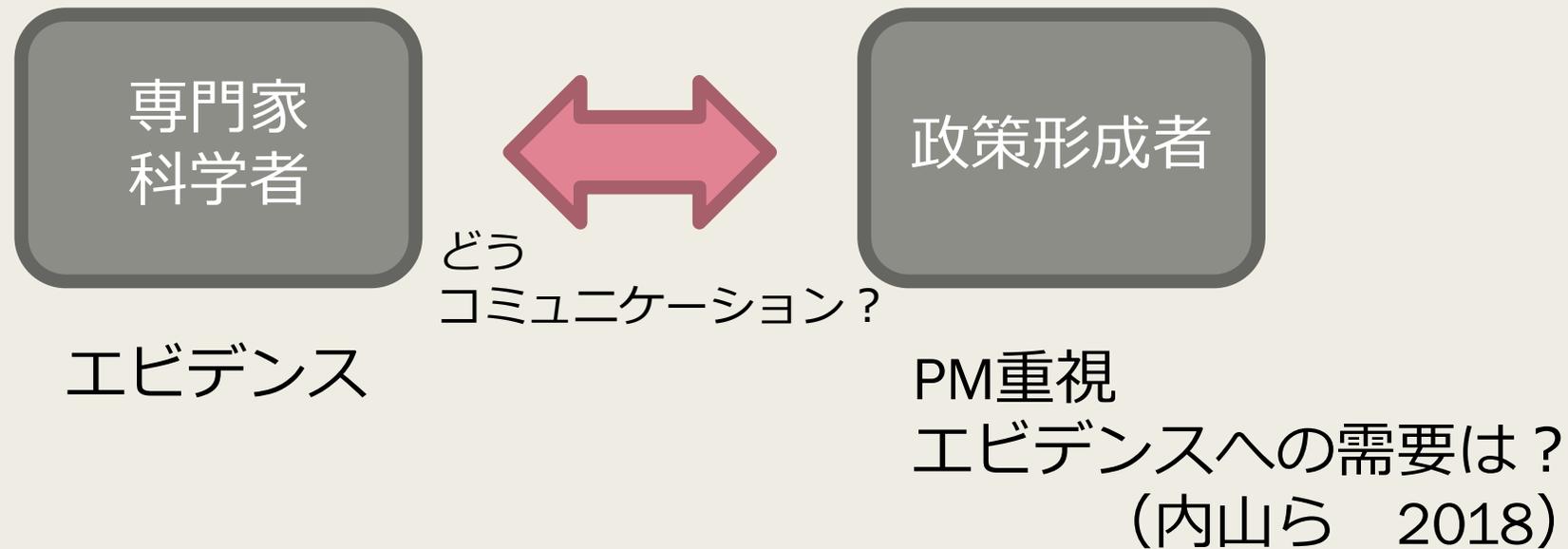
- ・ 専門的な技法・知見に基づく比較検討、専門家・科学者の関与は不可欠

⇔ 問題解決よりも問題点の特定、政策提言に重きを置きがち
(Stoker and Evans, 2016 ; 小林 2018)
～ 検証が十分か??

- ・ 科学的エビデンスが、定められた政策目的に盲目的に追従してしまう危険性 (杉谷 2020)

エビデンスをめぐる課題：科学性

- ・ 専門家と政策当局者の意図・目的のすれ違い
(Pielke Jr., 2007; 加納・林・岸本 2020)



エビデンスをめぐる課題：民主的正統性

- エビデンスの民主的正統性めぐって
 - ・ 政策的意思決定にかかわる判断を委任する必要がある住民（加納ら 2020）
 - ・ 政策遂行にあたり住民との協働が重視されるように（Stoker and Evans 2016b）

EBPM：行政の効率性＋政策形成の透明性・健全性

→ 政策・エビデンスについても**民主的正統性をもつ重要性**

エビデンスをめぐる課題：民主的正統性

エビデンスの民主的正統性の確保

- ・ とりわけ、高い政治的重要性をもち、
実施された際のインパクトが大きい政策分野で必要
- ・ 世論調査、熟議、市民社会科学
：ボトムアップ型のエビデンス収集

☆ **社会的・多角的なエビデンスの追求、住民の積極的参加**

→ **持続可能で効果と信頼性のある政策の実現に貢献する可能性**

横浜IRとエビデンス

■ 横浜市とIR

生産年齢人口の減少等による消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況等を重大な問題として認識

→ 2014年から林文子市長がIR誘致に乗り出す

設置運営者や入場者からの収入が期待できるカジノを通しての臨海部活性化

→ 2017年横浜市長選では林市長は「IR導入検討」としつつ慎重姿勢

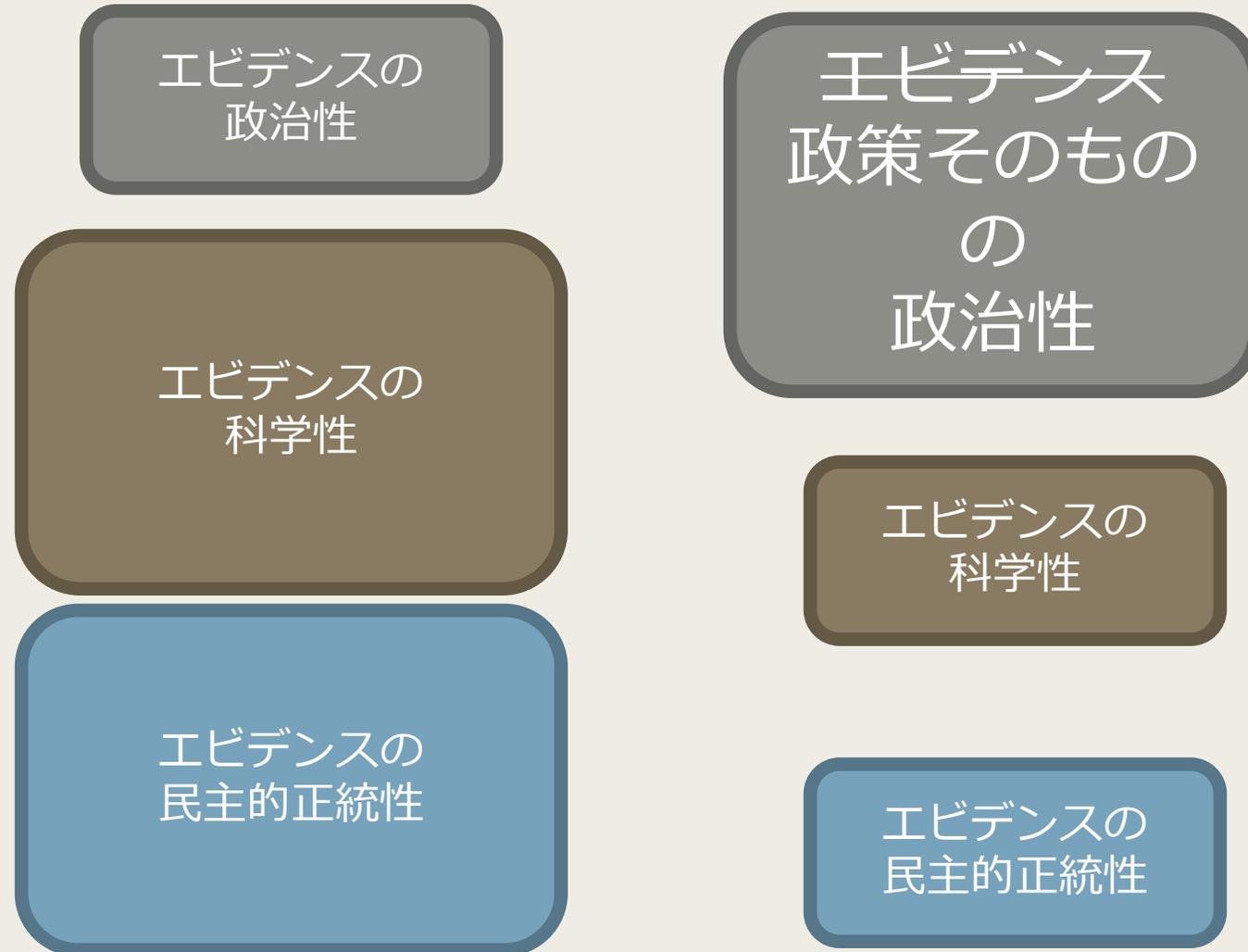
→ 市長3選後「白紙」としつつ検討継続。事業者から情報提供、有識者ヒアリング

→ 「**IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）報告書**」（2019年3月）

→ 2019年8月 山下ふ頭へのIR誘致を正式表明

～市財政への増収効果、観光客や雇用増などによる「持続的成長」

エビデンスの理想と現実（横浜IR）



EBPMに
適した
政策分野や
カテゴリー
がある??

横浜IRとエビデンス

エビデンス
政策そのもの
の
政治性

衆院神奈川2区選出の菅義偉首相（前官房長官）の存在

～林市長との政治的な近さ、横浜IRの推進力に

IRに関する政府の方向性を大義名分とする横浜市

～誘致する主体性に欠け、エビデンス以前に政策・プロセスの政治性の強さ

エビデンスの
科学性

「（その4）報告書」：事業者の情報提供・試算を掲載

⇔ **一部事業者名非公開、試算に相当の幅、試算の内訳・根拠が不明確**

横浜市による「整理・確認」：その中身は明らかではない

有識者へのヒアリング：意見概要のみ公開、誰の意見か不明

～反証可能性が減じられ、有機的なコミュニケーションができず

エビデンスの
民主的正統性

2019年、市による誘致表明後もカジノIRへの住民の強い反対

⇔ 「（その4）報告書」：反対の声紹介も賛成論と併記、反対多数には触れず
市長：「御理解が全く足りていない」⇒住民説明会（途中で終了）

⇔ 誘致表明前に対話し、ボトムアップでエビデンスを収集すべきでは
住民投票条例への対応：「尊重する」⇒「意義を見いだしがたい」、議会否決

：**エビデンスとしての住民の声の軽視～EBPMをめぐる典型的な課題**

横浜市IR市民説明会 アンケート結果分析

神奈川大学法学研究所共同研究

2021.06.26

アンケート実施概要

- ▶ 12区（中区・神奈川区・西区・金沢区・鶴見区・磯子区・南区・旭区・保土ヶ谷区・港南区・緑区・港北区）は、2019年12月から2月に横浜市が実施した「IR（統合型リゾート）市民説明会」の際にアンケートが実施された。
- ▶ 残る6区（青葉区・都筑区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区）は、市長説明動画配信の形で説明を行うとともに、2020年7月から8月にかけてアンケートへの回答が募集された。
- ▶ 12区の回答者数：3101名、6区の回答者数：419名（計3520名）
- ▶ アンケートの質問項目は共通。

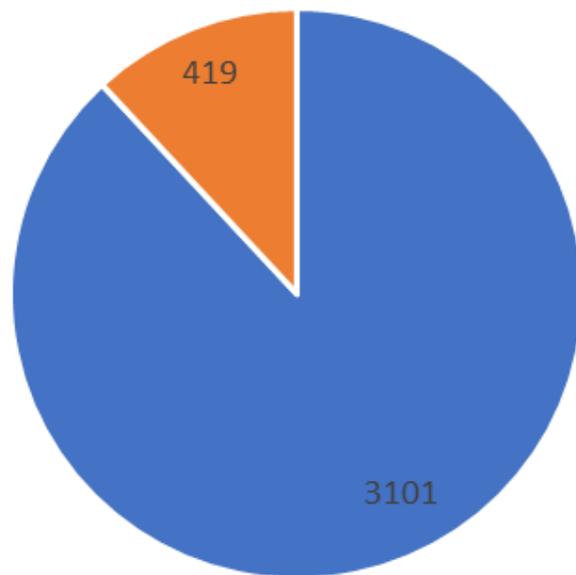
（参照）横浜市ウェブサイト IR（統合型リゾート）市民説明会について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/shiminsetsumeikai.html>

（2021年6月18日 最終閲覧）

20

12区説明会での回答者と 6区動画視聴の回答者



■ 12区 ■ 6区

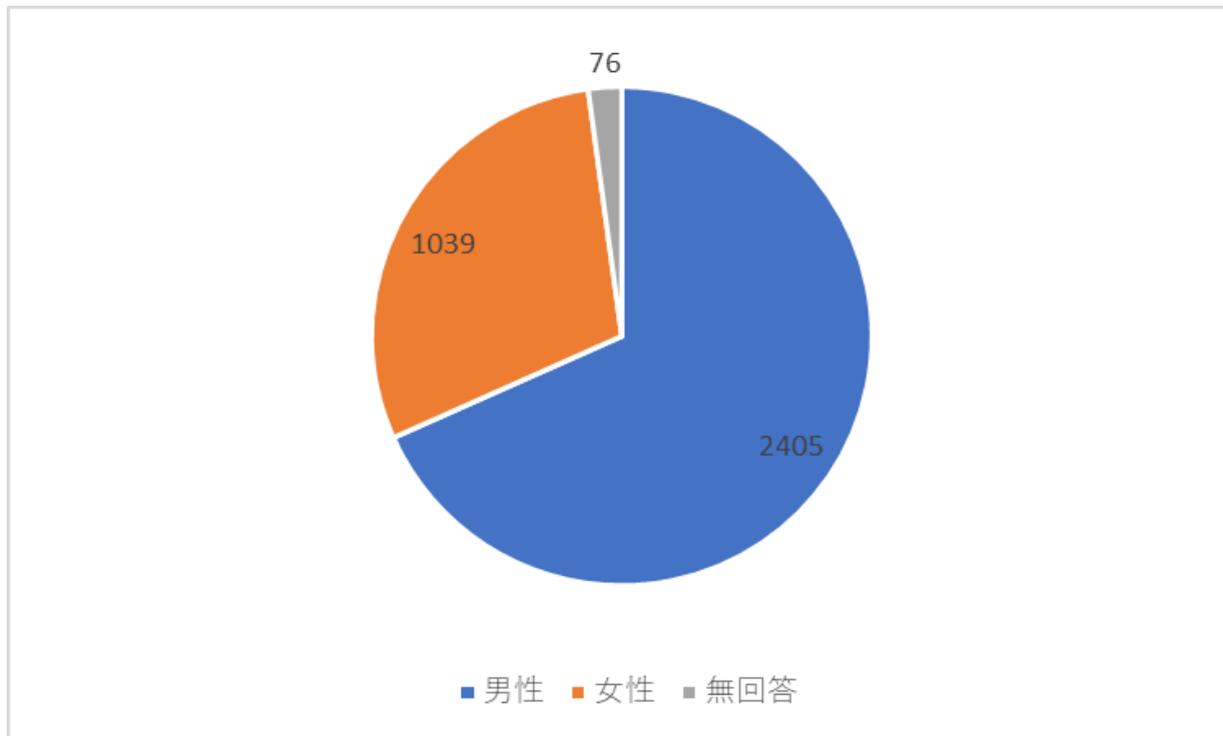
12区回答率：81%
(対説明会出席者比)

6区回答率：17%
(対視聴申込者比)

動画視聴を受けた
アンケート回答率の低さ

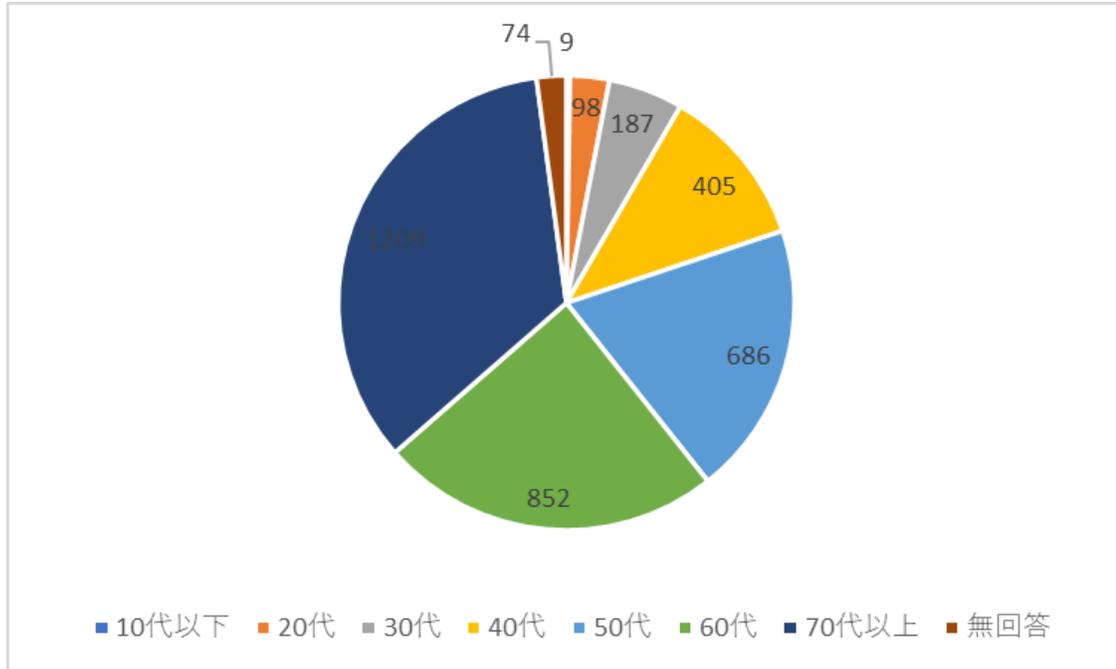
**：市長の参加有無が
回答意欲を刺激？**

アンケート参加者 (12区+6区合計) の属性



2020年の横浜市データによると、
男性・女性の人口比は50%ずつ

**アンケート参加者は、
横浜市民の純粋な縮図ではない！**

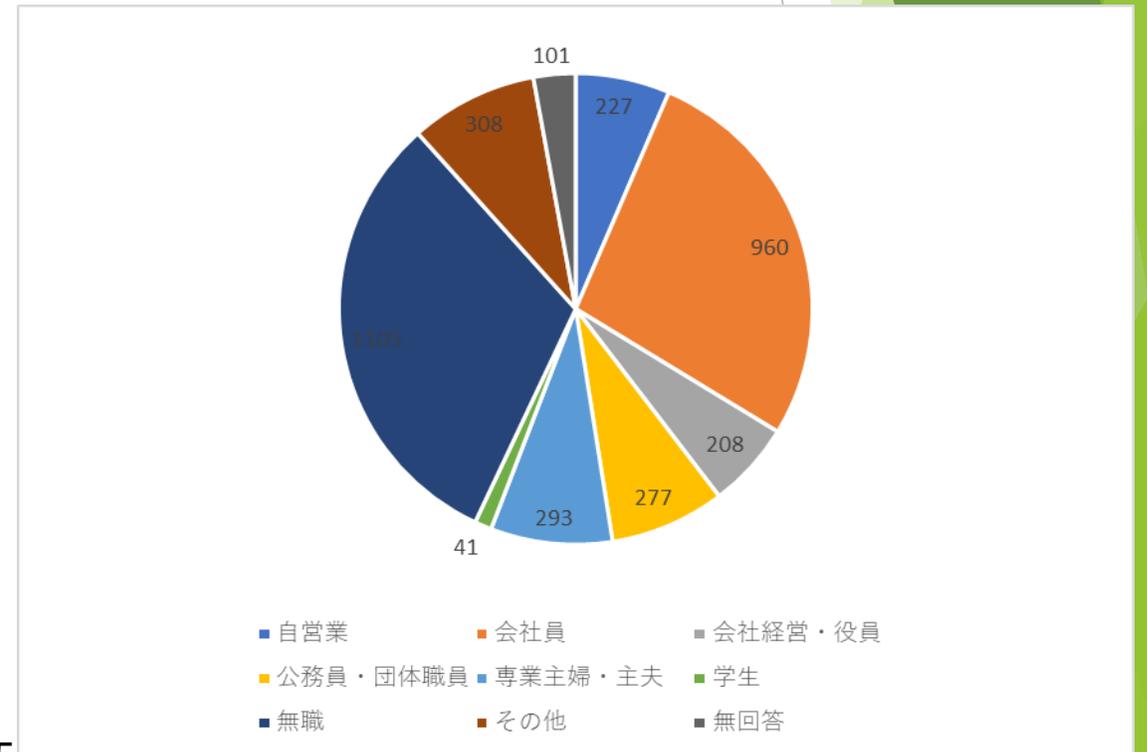


2020年の横浜市人口に占める
60代以上の割合は30%
20代・30代の割合は23%

回答者の高齢層への偏り

※ 市民説明会は、
12区のうち10区が平日の実施

横浜市だけでなく、
市への在勤・在学者も含まれる



アンケート実施手法についての注意

- ▶ 横浜市は、本アンケート結果を「IR誘致の参考にする」としていたが...
- ▶ アンケートに回答したのは...

説明会に参加した人と動画を視聴した人

= **自発性をもって説明会参加や動画視聴をした人**

- その場にいた人だけに行ったアンケート
 - ・ 説明会は市の募集に応じた人たちが参加
 - ・ 市民だけでなく在勤・在学者も含まれる
 - ・ IR問題にそもそも関心や意識の高い人が回答しているのでは？
 - ・ 特定の意見をもった人が集団で参加している可能性も

本アンケートの回答者層には無視できないバイアス（偏り）があり、

母集団である横浜市民全体の意見を

科学的・正確に推定したものとはいえない

～ エビデンスとして信頼に足るか？

アンケート実施手法についての注意

▶ 横浜市（IR誘致推進）が自ら用意したアンケート（設問）

▶ アンケートタイトルが

「IRの実現に向けて 市長説明会アンケート」

「IRの実現に向けて 市長説明動画アンケート」

- ・ 市がIRの「魅力」を説明した後に行われたアンケートである
(懸念事項に十分触れられていたか?)
- ・ 真に客観的な設問の作り方になっているかどうか
- ・ 回答の集計結果を恣意的に判断していないか

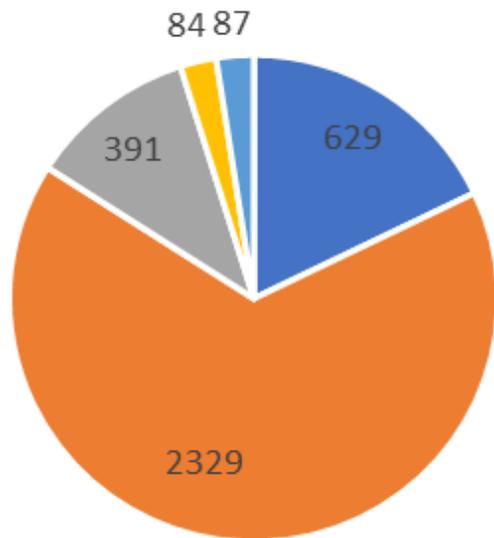
⇒ アンケートやその結果のバイアス（偏り）に注意が必要

～ エビデンスとして信頼に足るか？

25

IRをどの程度知っていたか？

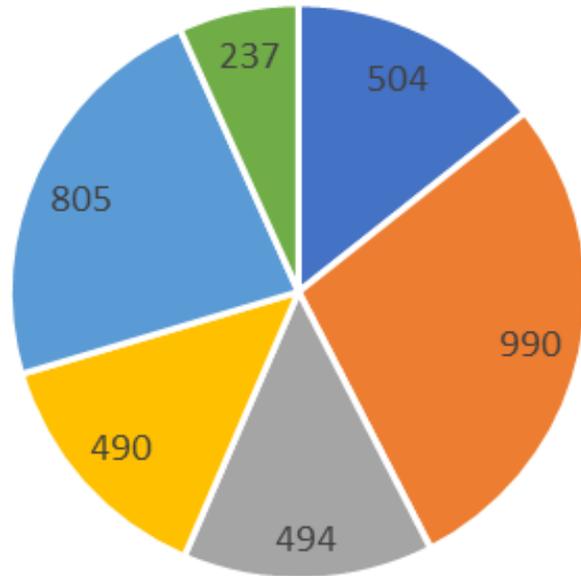
：説明会参加者はIRについて一定の知識？



- 詳しく知っていた
- 大まかに知っていた
- 名前を聞いた事がある程度
- ほとんど知らなかった
- 無回答

「知っている」とは何を指すか？
～IRの個別要素について、
知っているかどうかを
聞くべきでは？

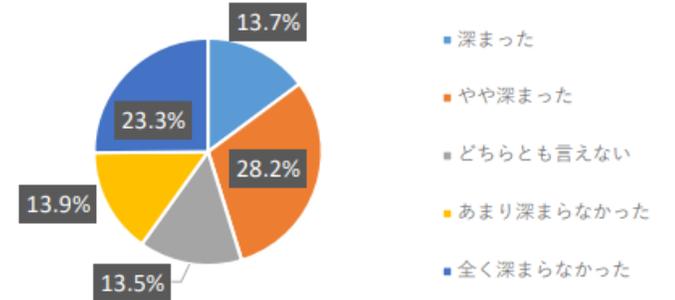
説明会を受けて、IRへの理解の深まりは？ ：参加者でも確かに深まったとは言い難い



- 深まった
- やや深まった
- どちらとも言えない
- あまり深まらなかった
- 全く深まらなかった
- 無回答

「やや深まった」 ⇒ 「全く深まらなかった」の順

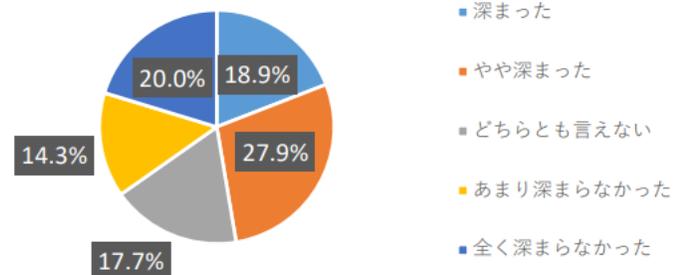
今回の説明会を聞いて、
IRへの理解がどのように深まりましたか



「深まった」、「やや深まった」合わせて約4割となっています。

横浜市資料（12区説明会）

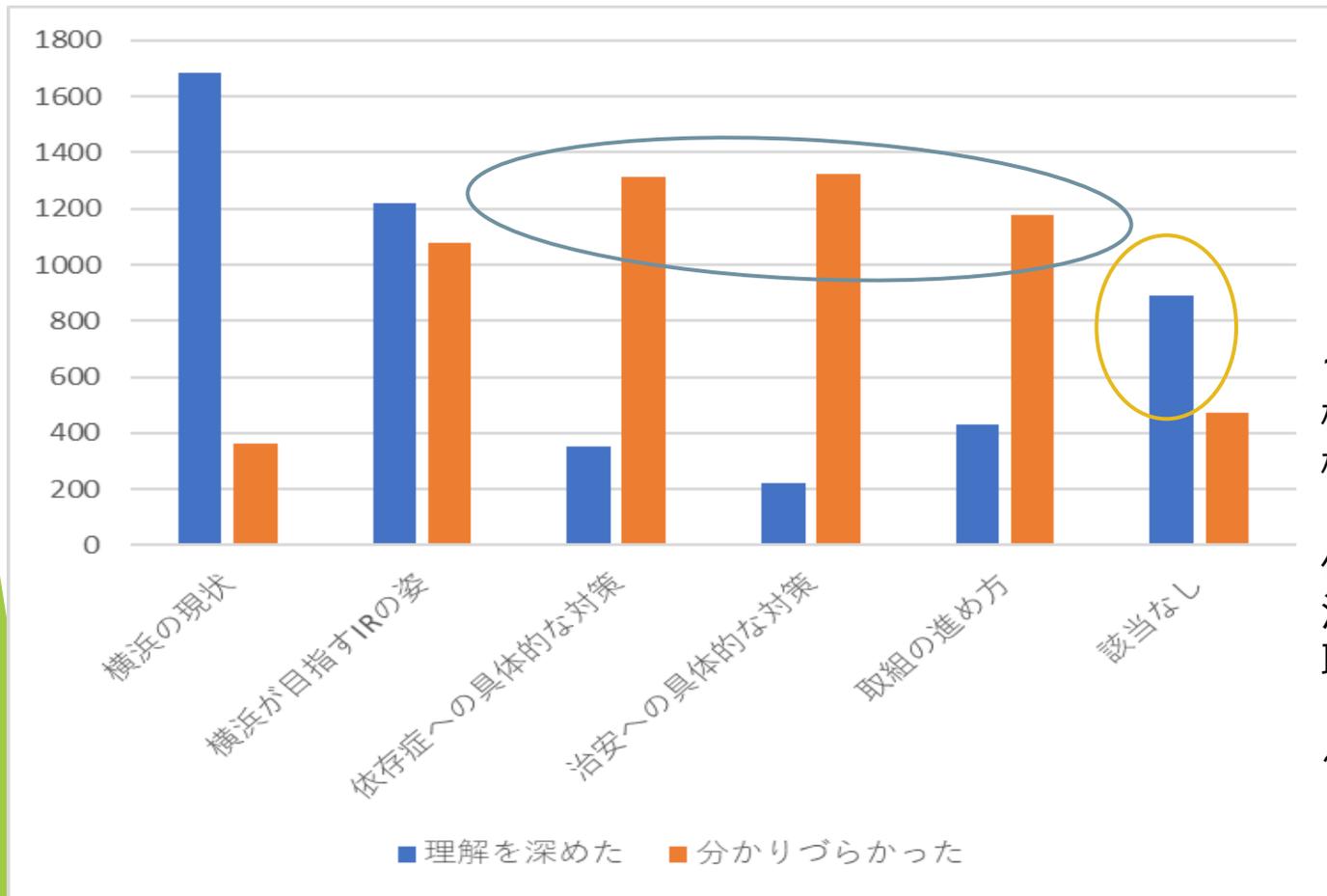
今回の説明会を聞いて、
IRへの理解がどのように深まりましたか



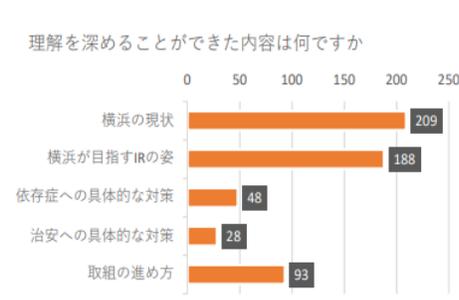
「深まった」、「やや深まった」合わせて約5割となっています。

横浜市資料（6区動画視聴）

説明を通じて理解を深めた点 分かりづらかった点（3つまで選択）



「横浜の現状」、「横浜市が目指すIRの姿」、「取組の進め方」の順となっています。



「横浜の現状」、「横浜市が目指すIRの姿」、「取組の進め方」の順となっています。

12区説明会スライド資料
横浜の現状：計14頁
横浜が目指すIRの姿：計13頁

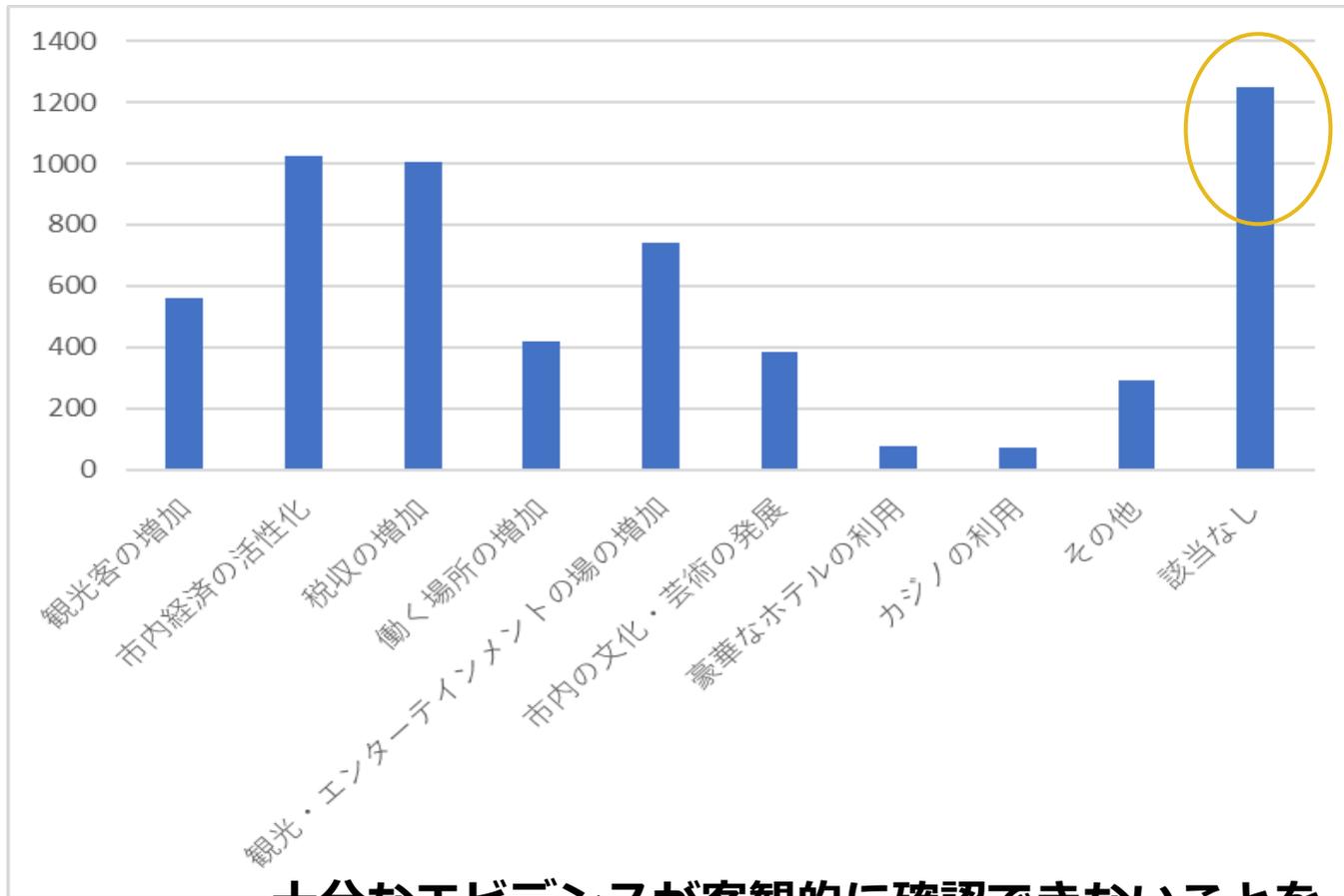
横浜市資料
(上) 12区説明会
(下) 6区動画視聴
理解を深めた点について、
いずれも3位は「該当なし」だが、言及なし

依存症への対策：計4頁
治安への対策：計4頁
取組の進め方：計3頁

～市の説明の力点の置き方（貧弱さ）
が回答傾向に単に反映されている？

28
「理解を深めた」と言ってよいか？

説明会参加者、家族・友人等にとって IRの魅力を感じる部分（3つまで選択）



十分なエビデンスが客観的に確認できないことを「魅力」として選択肢に挙げる妥当性は？
せめて「可能性」あたりにとどめるべきでは？

あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、IRはどのような部分に魅力を感じますか



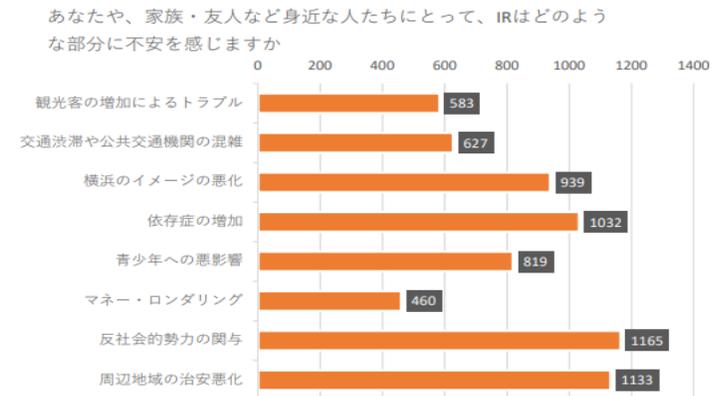
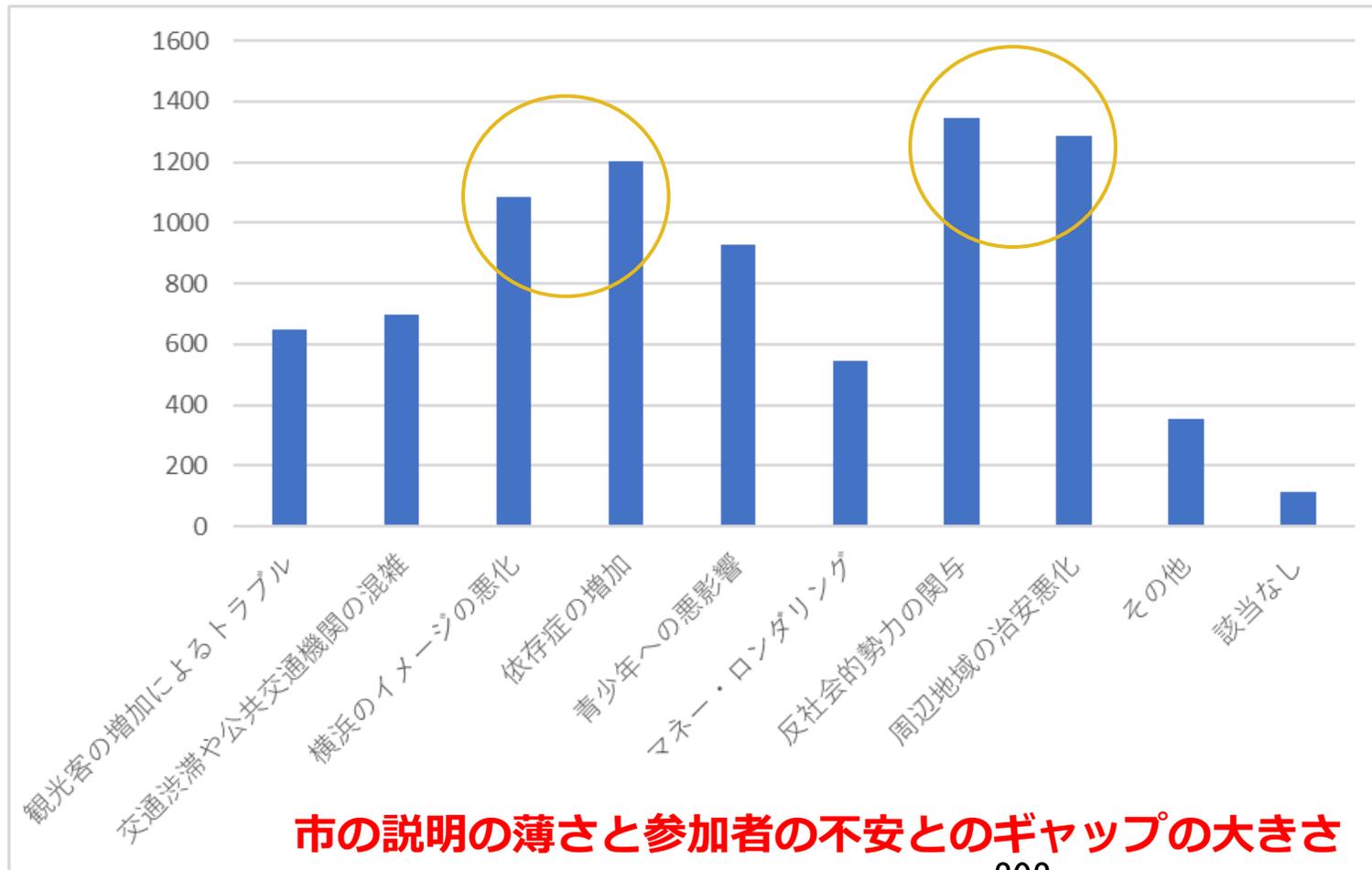
「税金の増加」、「市内経済の活性化」、「観光・エンターテインメントの場の増加」の順となっています。

横浜市資料（12区）

トップの「該当なし」をグラフでは示さず

説明会参加者、家族・友人等にとって IRの不安を感じる部分（3つまで選択）

経済活性化、税収増加等への一定の期待がある一方、反社会勢力の関与、治安悪化、依存症増加等への不安も根強い



「反社会的勢力の関与」、「周辺地域の治安悪化」、「依存症の増加」の順となっています。

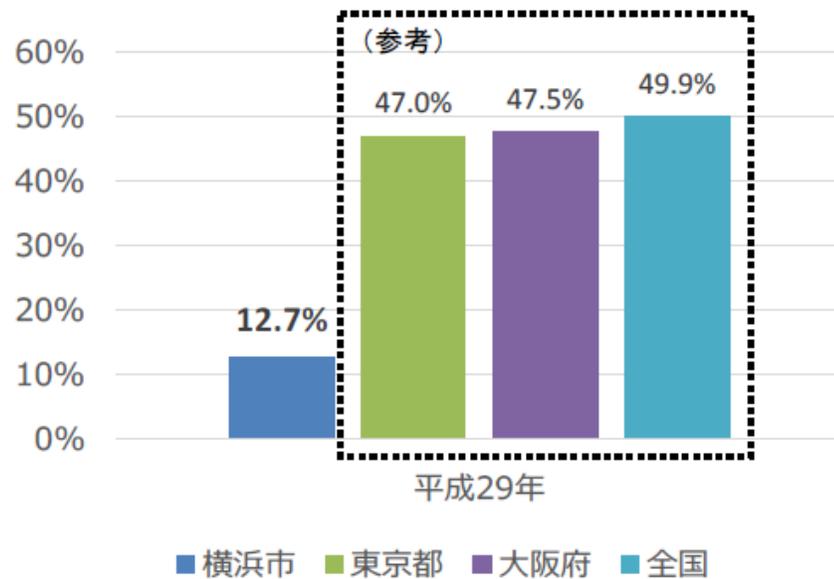
5-1 横浜を取り巻く状況と課題

出典：横浜市「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書」平成31年3月

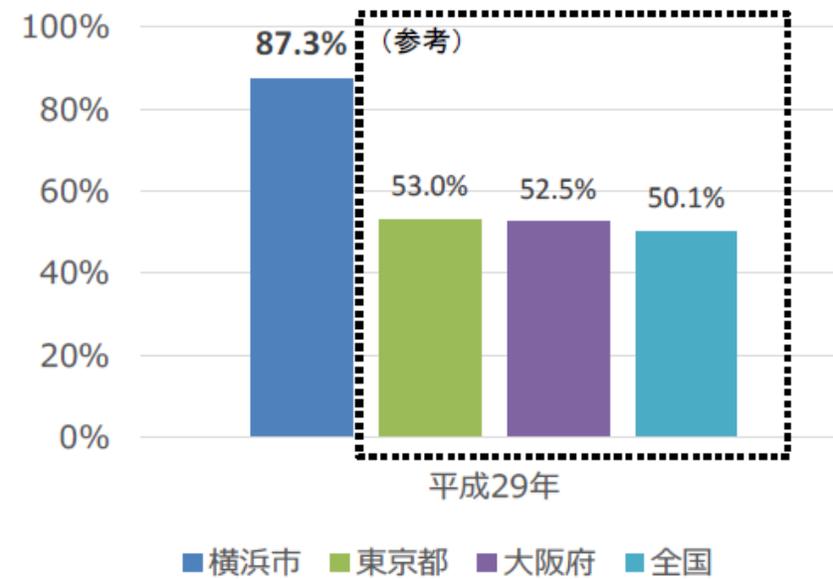
【横浜市の観光客の日帰り・宿泊の状況】

- ◆ 横浜市への観光客は、宿泊の割合が12.7%、日帰りの割合が87.3%である。
- ◆ 他の都道府県等と比べ、横浜市は圧倒的に日帰り客の割合が高い状況にある。

【宿泊客の割合】



【日帰り客】

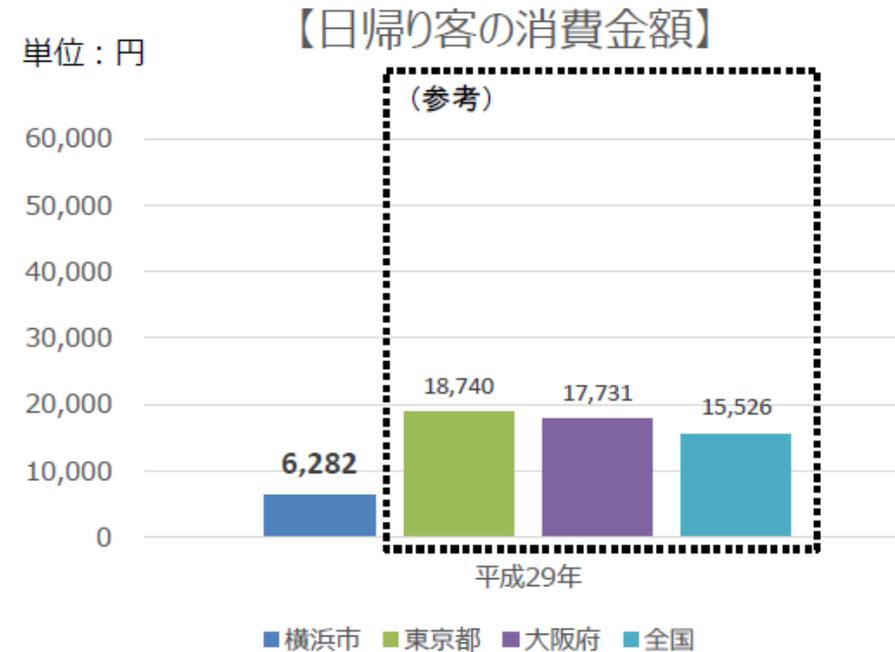
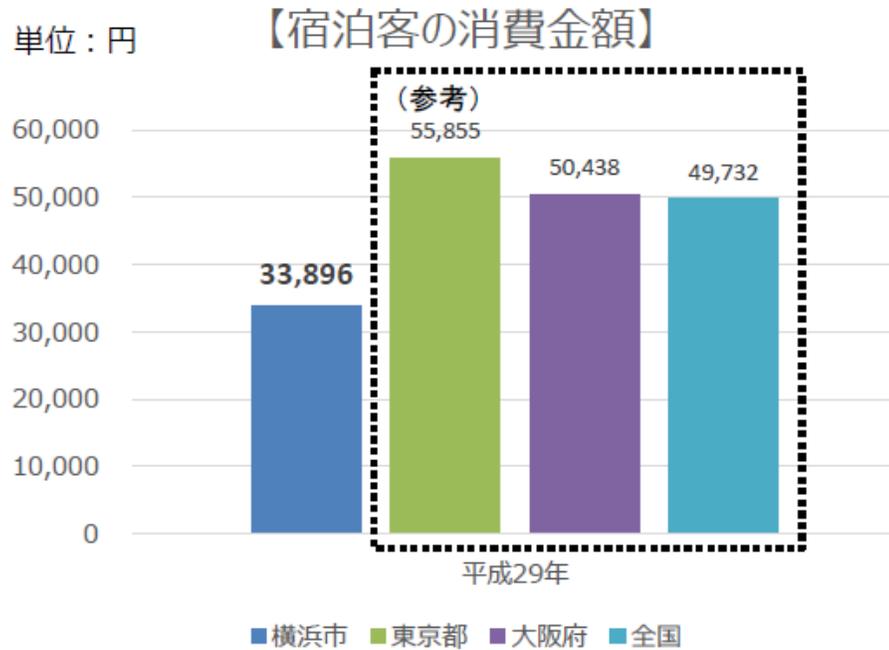


5-1 横浜を取り巻く状況と課題

出典：横浜市「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書」平成31年3月

【横浜市の観光客の消費金額の状況】

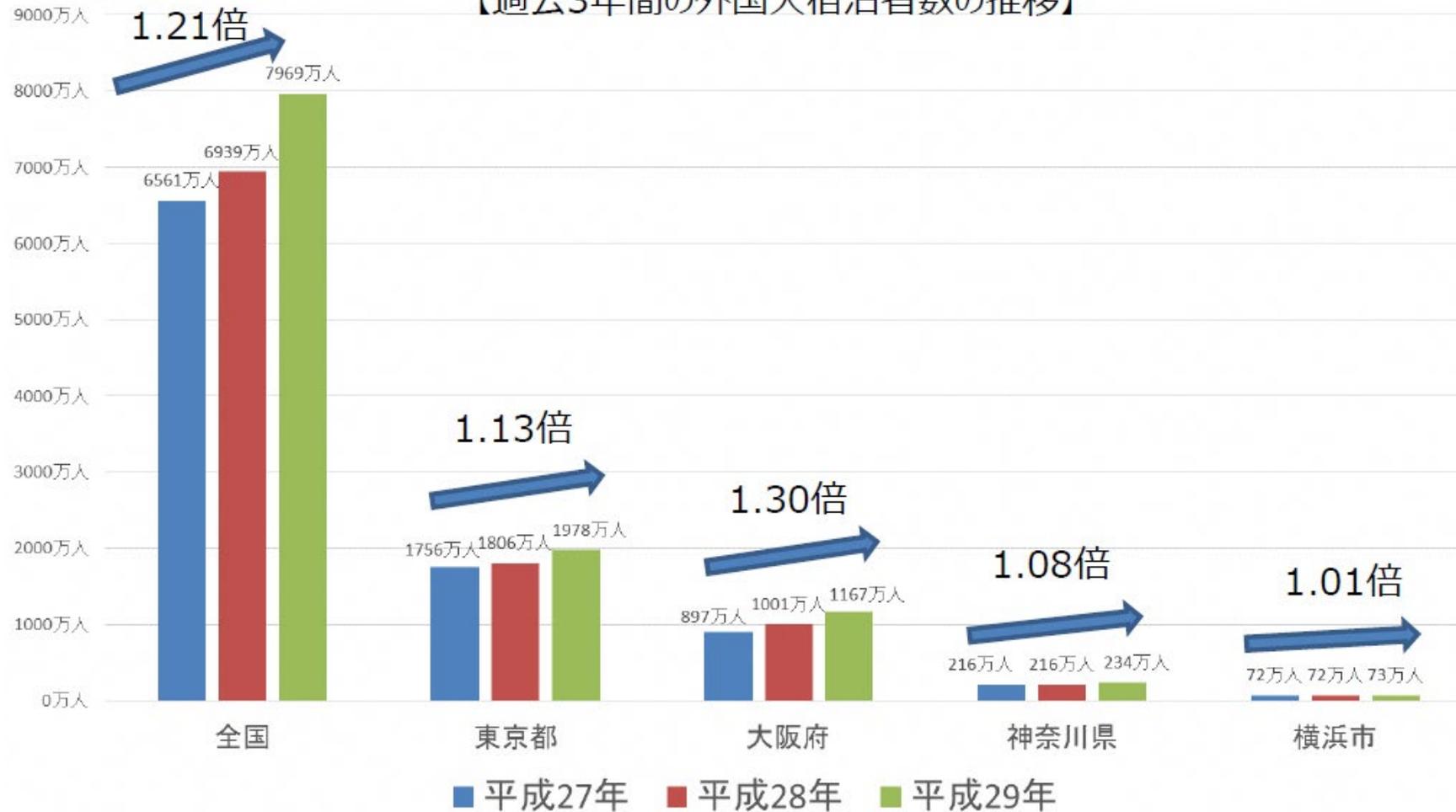
- ◆ 横浜市の1回当たりの観光消費金額（平均単価）は、宿泊客が33,896円、日帰り客が6,282円である。
- ◆ 他の都道府県と比べると、横浜市への観光客の消費金額（平均単価）は低い状況にある。



【横浜市の外国人宿泊者数】

- ◆ 外国人宿泊者数の伸び率が他都市より低い傾向にあり、宿泊者数が日本全体の1%にも満たない。

【過去3年間の外国人宿泊者数の推移】



【横浜市のMICE実績】

- ◆ 国際会議の参加人数は国内では常に上位を占め、都市別開催件数は6位である。

【国際会議件数比較】

都市別参加者総数

2016年			2017年		
順位	都市名	人数	順位	都市名	人数
1位	横浜市	313,240	1位	東京(23区)	260,624
2位	東京(23区)	302,269	2位	横浜市	249,414
3位	京都市	202,996	3位	福岡市	151,029
4位	福岡市	193,591	4位	京都市	140,253
5位	大阪市	130,577	5位	千葉市	110,900

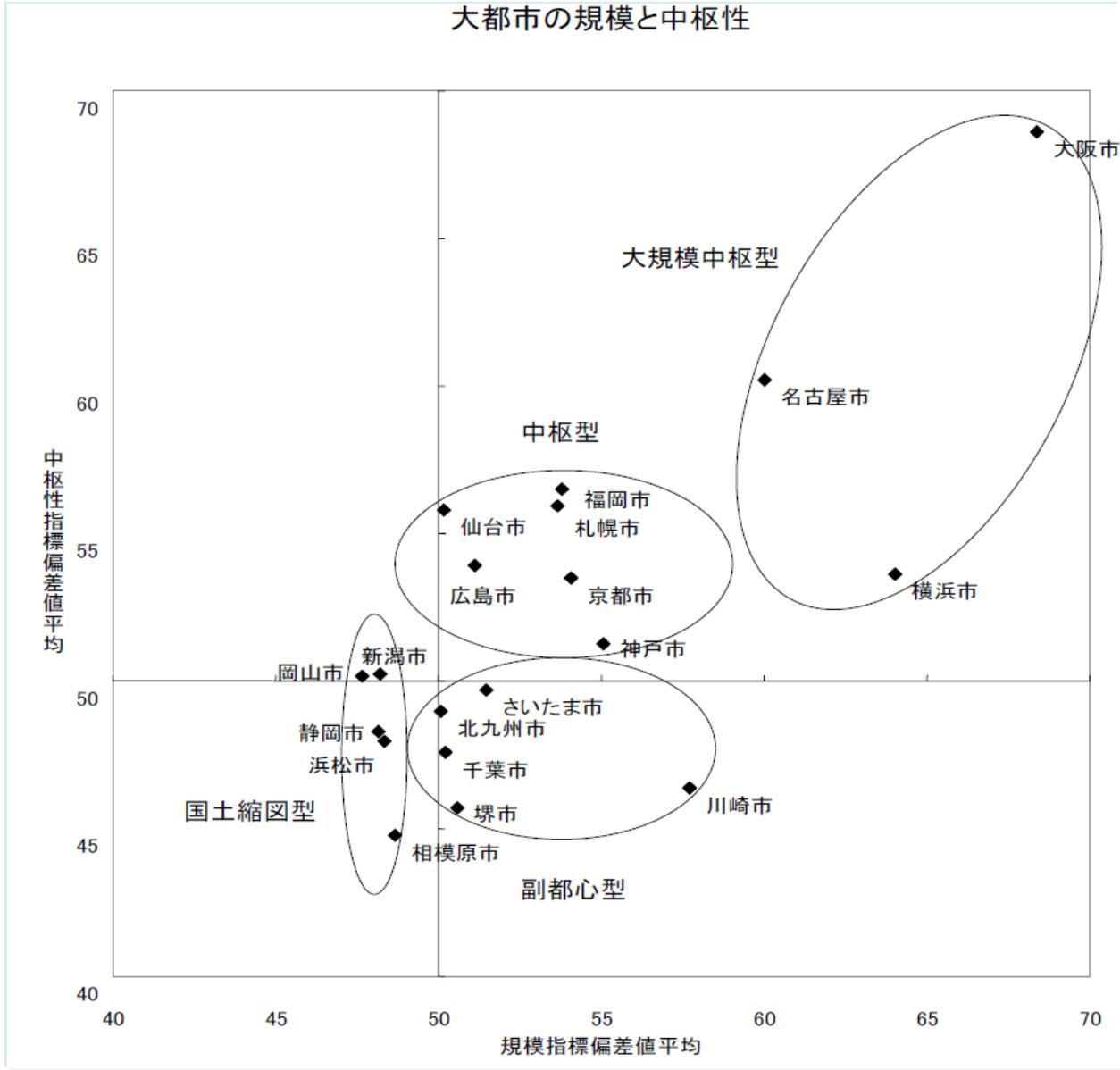
都市別開催件数

2016年			2017年		
順位	都市名	件数	順位	都市名	件数
1位	東京(23区)	574	1位	東京(23区)	608
2位	福岡市	383	2位	神戸市	405
3位	京都市	278	3位	京都市	306
4位	神戸市	260	4位	福岡市	296
5位	名古屋市	203	5位	名古屋市	183
6位	横浜市	189	6位	横浜市	176

※日本政府観光局(JNTO)国際会議統計による国際会議の選定基準

国際機関・国際団体(各国支部を含む)又は国家機関・国内団体(各々の定義が明確ではないため、特定企業の利益を追求することを目的とした会議の主催者を除く全て)が主催する会議で、以下の全てを満たすもの。

- ①参加者総数が50名以上
- ②参加国が日本を含む3か国以上
- ③開催期間が1日以上のもの



- * 日本都市センター報告書の分類
- 第1のグループ
大阪・名古屋・横浜
- 第2のグループ
京都・福岡・札幌・神戸・広島・仙台
- 第3のグループ
北九州・川崎・千葉

- * 名古屋市報告書の分類
- 第1グループ
大阪・名古屋・横浜
- 第2グループ
京都・神戸・福岡・札幌・仙台・広島
- 第3グループ
新潟・北九州・さいたま・千葉・静岡・川崎・浜松・堺

- * 横浜市報告書の分類
- 大阪・名古屋・横浜
- 福岡・札幌・京都・神戸
- 仙台・広島・川崎・北九州・さいたま・千葉・静岡

規模指標と中枢性指標の要素

分野	規模指標	中枢性指標
Ⅰ 人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 ・ 人口集中地区人口密度 ・ 人口集中地区対市域面積比率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼夜間人口比率 ・ 対都道府県人口比率
Ⅱ 経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全産業事業所数 ・ 製造品出荷額等 ・ 年間商品販売額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業本社数 ・ 銀行業事業所数 ・ 証券業・商品先物取引業事業所数
Ⅲ 行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員従業者数 ・ 基準財政需要額 ・ 歳出総額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員従業者数 ・ 管区地方支分部局等数
Ⅳ 情報・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報サービス業従業者数 ・ 映像・音声・文字情報制作業従業者数 ・ 学術・開発研究機関従業者数 ・ 広告業従業者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送業事業所数 ・ 専門サービス業事業所数 ・ 学術・開発研究機関事業所数

第1主成分は、人口に関する各指標の中でも昼夜間人口比との相関が高いことだけでなく、全産業事業所数や全銀行業事業所数といった経済の各変数との相関や、国家及び地方公務員従業者数や歳出総額などの行政変数との相関も高く、広告業従業者数や専門サービス行事業所数といった情報・文化変数との間にも高い相関が見られる。つまり、第1主成分は政治経済的な中枢性を意味する軸だと考えられよう。

➤ 圧倒的に主成分得点の高い都市は、大阪市。名古屋市、横浜市、福岡市、札幌市が続く。

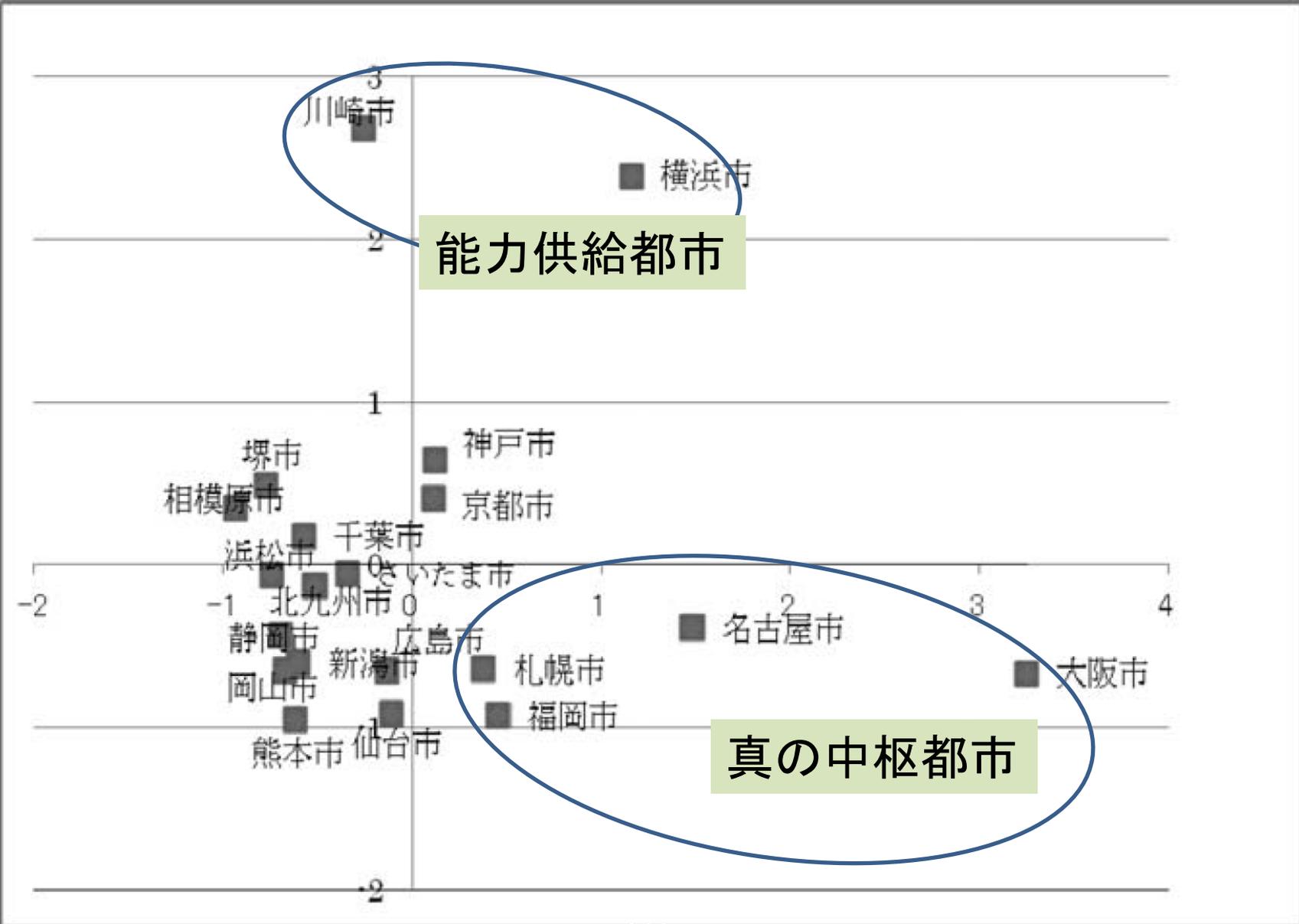
第2主成分は、学術開発研究機関従事者数、製造品出荷額、人口関連の指標との相関が高くなっていることから、近隣の中心都市への人口や専門家、製造品などの能力あるいは資源を供給していると解釈でき、近隣の中心都市への能力供給性を示していると考えられる。この次元での高得点の政令市は、本当の意味での中枢的な都市を引き立てる能力供給者(enabler)的役割ともつといえるだろう。

➤ 川崎市、横浜市が突出し、そのあと神戸市などが続く。

(参考)

主成分分析・・・統計的多変量解析法的基本的手法。ある集団についてその個体の特徴が多くの変数で測定されているとき、個体の特徴を総合的に表現する少数の指標を求めることを目的とする。(共通な成分を探って、主成分(共通の因子)を見つけること)

中枢性(横軸)と能力供給性(縦軸) 北村亘



比較の対象が東京都、大阪府となっている。適切か？

- ・ 広域自治体である東京都と大阪府と比較すること自体がおかしい。
- ・ 仮に比較するとすると、指定都市である大阪市、名古屋市などとの比較がありうるかも知れない。
- ・ しかし、横浜市は、大阪市、名古屋市、札幌市、仙台市のように圏域の中核都市ではない。
- ・ 横浜市は、川崎市と同様に、東京圏への能力供給都市である。
- ・ したがって、大阪市、名古屋市などと比較することも適切とは言えない。
- ・ 比較するとすれば、川崎市と比較するのが、同様の社会経済環境にある都市の比較としては、適切である。

大都市である横浜市として、何か一番重要な政策と考えるのか。

- ・ 大都市として、都市計画など、都市行政を効果的に実施することが重要である。
- ・ とともに、都市住民の快適な生活環境を向上させることが重要である。
- ・ そして、これらの課題に取り組む上で、住民自治が重要であるが、それが実現できているのかどうか。



住民の意見を踏まえることなく、カジノを含むIRを実現することが、最重要政策なのかは、大いに疑問。

横浜市のIR推進における 政策透明性について

東洋経済新報社 編集局報道センター統括編集部

真城 愛弓

横浜市が推進するIRについて 政策透明性を下記の観点から検証

- ①資料の公開性
- ②効果分析の客観性
- ③市民の声の反映度合い
- ④議会および会見での市長発言

①市民が知りやすいかたちで十分な資料公開をしているか？

▼幅広い形態での情報発信

市民向け説明会の開催（質疑応答の内容は市のHPに掲載）

広報紙や広報動画で特集配信、FacebookなどSNSも活用

担当課職員が市内の大学で講義

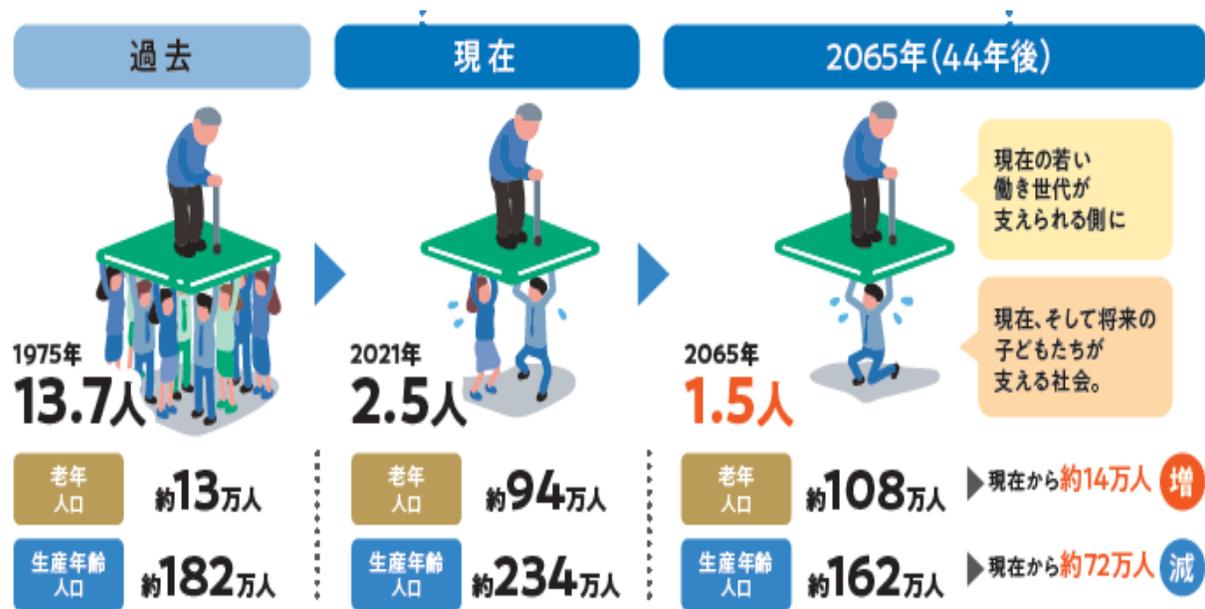
▼発信手法と内容の是非

協議会是一部非公開、簡易な議事録で対応。有識者委員会も大部分が非公開

情報公開請求では黒塗りが多数→政策方針決定過程における内部での説明のやりとりは「記録がない」との回答

広報紙などの説明はメリットに偏重？内容の中立性をめぐり議論も

横浜市の広報紙での説明



出典：横浜市長期時系列データおよび将来人口推計より作成 ※生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口 ※老年人口：65歳以上の人口

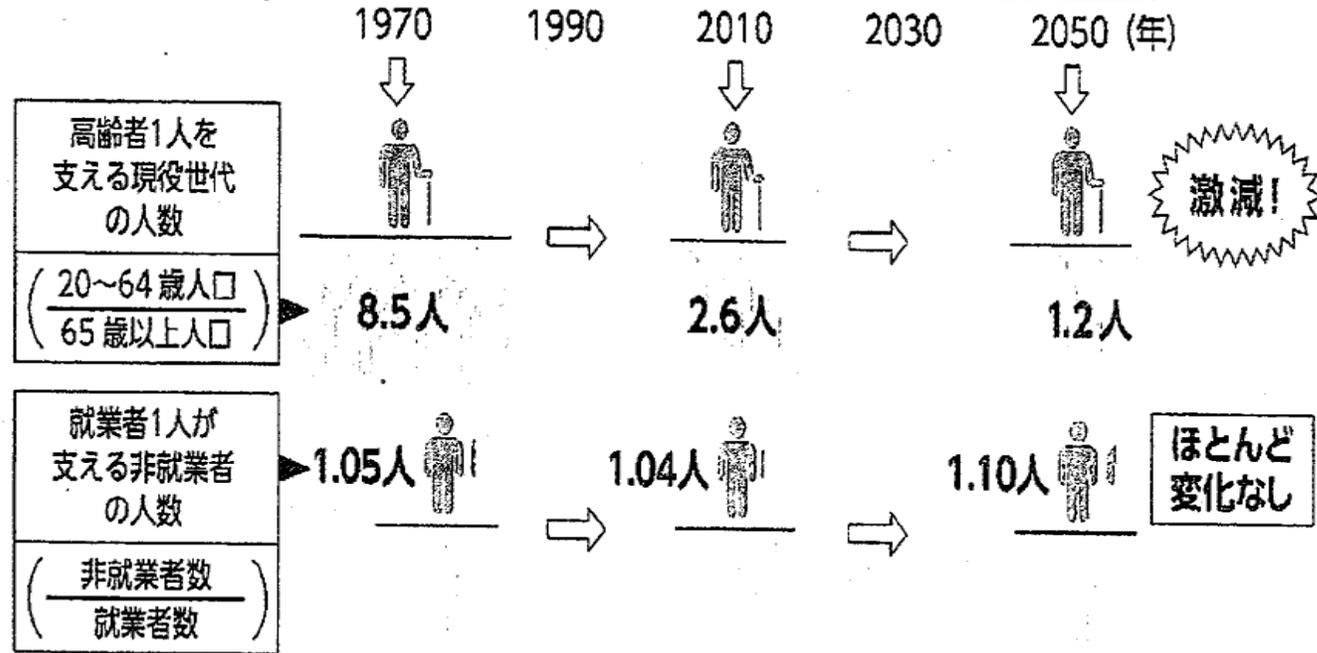
市民らの疑問

非就業者つまり「子どもと高齢者」人口に対する就業者人口の比率で見ると、老年人口だけに対する生産年齢人口の比率で、過度の不安をおおるのはおかしいなあ。



横浜市の「騎馬戦→肩車」の説明は妥当なのか？

人口構成の変化と就業者数の推移
(慶應義塾大学・権丈教授の分析)



注：人口は国立社会保障・人口問題研究所資料より。2010年まで実績値、その後は推計値。就業者数・就業率は労働力調査（実績値）、2030年は労働政策研究・研修機構の推計値、2050年は2030年推計値を基に権丈教授試算。
出所：「少子高齢化への対策 就業者増やし支え手確保 女性・高齢者に働きやすい環境を」『読売新聞』2012年4月23日朝刊。
(権丈善一「医療介護の一体改革と財政」慶應義塾大学出版会、2015、328頁)

横浜市の広報紙での説明

実施方針って何ですか？

実施方針とは？

実施方針とは、特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）に基づき国が定めた基本方針に即して、横浜市が作成した**IR整備に関する方針**です。
横浜IRを実現するために、観光、経済、まちづくり、依存症・治安対策など、さまざまな事業のテーマや課題・懸念について、国・自治体・事業者・関係機関などがそれぞれの役割としてどのように対応するかを実施方針に示しています。

実施方針

横浜IR 実施方針

検索



<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>



【主なポイント】

期間や運営責任などをしっかりと定めています

- 正式な事業名称は、「横浜特定複合観光施設設置運営事業」
- 目指す姿は、「横浜イノベーションIR」
- 事業期間は「35年間」（協議により30年間延長可能）
- IR事業を行う事業者が**自らの責任と費用負担**により施設整備や事業運営を実施
- 全ての施設を、事業者が**一体所有し運営** 実施方針P8
- IR区域の位置や規模は、山下ふ頭のうち面積約43ha 実施方針P13~14
- 事業者の募集・選定は、公募型プロポーザル方式で行い、外部有識者からなる**選定等委員会**で選定 実施方針P31



横浜IRでは世界水準のMICE施設、ホテル、エンターテインメント施設や最先端技術を駆使した未来の街と、これまで築き上げてきた街の魅力や資源を融合させることで、横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、みんなが楽しめる未来のまちを目指します。これが、「横浜イノベーションIR」です。



面積約43haは、横浜スタジアム約12個分の広さです。



市民らの疑問

事業期間って、IR事業者に運営させる期間だよな。その期間が、最長65年って長すぎないかな？

主なポイントに、カジノの言葉が全く出てこないのは、おかしいなあ。



横浜市の広報紙での説明

リゾート全体のデザインや施設は、世界水準を求めています

横浜の都心臨海部の地区特性や歴史、これまでのまちづくりの取組を十分に踏まえつつ、**21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくり**に挑戦する …… 実施方針P21

IRを構成する施設の種類の種類や機能など …… 実施方針P15~20

民間事業者の投資により、税金を使わずにIRが整備されるんですね。



MICE施設(国際会議場及び展示等施設)

国際競争力の高い優れたスケールとクオリティ

- 施設規模は下記 1 2 のいずれかを求める

	国際会議場施設(最大の会議室収容人数)	展示等施設
1	1,000人以上~3,000人未満	12万㎡以上
2	3,000人以上~6,000人未満	6万㎡以上

- リアルとオンラインのハイブリッド等に対応できる最先端設備・機能と感染症対策の徹底

魅力増進施設

日本の観光の魅力を高め、発信する施設

- 伝統芸能、和食、自然、アニメ等、我が国の魅力を最先端技術を用いながら発信
- 展示、鑑賞、体験、販売、消費など様々な手法により世界に発信



送客施設

観光客を横浜から日本各地に送り出す施設

- 来訪者に日本各地の観光の魅力に関する情報を提供
- 旅の計画を一元的に手配し、国内観光旅行を促進

宿泊施設

五つ星ホテルを含む多彩なホテル群

- 合計3,000以上の客室
- ビジネス、ファミリー、富裕層など様々な客層に対応できる**複数の宿泊施設**
- 象徴的な建築デザイン、世界水準の施設や飲食サービスなど**上質な滞在環境**を提供



観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

幅広い人々が楽しめる設備、コンテンツを備える施設

- アート、食、建築などを取り入れたサービス、コンテンツでハイエンドトラベラーも魅了

カジノ施設

非日常を感じられる品位と清潔感ある大人の社交場

- カジノ行為を行う区域の面積は、IR全体の延べ床面積の3%以下で区域内に1か所のみ
- ファミリー層等が利用する主動線から分離
- ドレスコードの設定
- ICT等の最先端技術を活用した**厳格な入退場管理**



市で規模感の基本的な条件を定めて、あとは事業者がそれぞれの実績やノウハウにより独自の提案を考えるわけですね。



はい、市が提示する基本的な条件をもとに、世界最高水準のIRとして、事業者の皆さんからこれまでにないような魅力あふれる提案をいただくことになります。



市民らの疑問

税金を使わずにIRが整備されるとあるけど、それは違うのじゃないかな。

世界水準とか世界最高水準とか、出てくるけど、その根拠についての説明がないなあ。



横浜市の広報紙での説明

市民らの疑問

最先端の提案を事業者に求めています

横浜のさらなる飛躍や課題解決のための取組を事業者が自らの事業として責任を持って取り組むんですね。



スマートシティ

実施方針P21

- 観光、交通、環境、防災等を含めたあらゆる分野で、ICTやAI等の最先端技術の導入により、**横浜IRを実証実験の場として新産業の創出に貢献**

持続可能なまちづくり

実施方針P21~22

- **SDGs**(持続可能な開発目標)達成への積極的な貢献
 - ・先進的な**環境配慮建築物**
 - ・ZeroCarbonYokohama(2050年までの脱炭素化)を先導する取組
 - ・新たな**緑と水際が融合したエリア**の創出

防災対策

実施方針P22~23

- ・津波・高潮に対して安全な高さの地盤整備
- ・発災時も自立したエネルギー供給の確保
- ・感染症対策などを考慮した施設、設備計画
- ・発災時には市の**災害対応の拠点として機能**

発災時には、支援物資の受入や中継地点として活躍！また、帰宅困難者やボランティア等も受け入れます。



周辺地域の整備、交通環境の改善等

実施方針P25~26

- 山下公園の魅力より一層向上させるとともに**魅力あるエントランス空間**を形成
- 山下ふ頭の立地特性を生かした**水辺空間の演出**
- 山下公園や周辺地域との一体性・連続性に配慮した緑地等の整備

観光・経済の活性化

実施方針P23~24

- ・市内の**商店街や観光・商業施設等との連携イベント**等
- ・市内**中小企業からの調達の取組**、雇用創出、人材確保・育成
- ・横浜の産業特性を生かした**ビジネス機会の創出**
- ・周辺地域や市内、県内、日本各地の観光地との連携



いまの横浜の街と連携することで、さらなる魅力向上と賑わい創出につながります。



(C) Yokohama Visitors Guide

安全・安心

実施方針P26~27

- **ギャンブル等依存症対策**
 - ・広告及び勧誘の規制
 - ・入退場時の本人確認の徹底、入場回数制限、入場料の賦課、自己申告・家族申告による利用制限措置の実施等による厳格な入場規制
 - ・顧客の射幸心をあおることの防止等、カジノ施設内における規制及び措置
 - ・依存症に関する相談体制の整備等、相談・治療につなげる取組の実施
- **犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持**
 - ・ICT技術を導入した警備システムの導入等の警備対策
 - ・地域住民等からの苦情対応等の地域風俗環境対策
 - ・市、公安委員会・県警、県、国等との連絡体制の構築
- **青少年への悪影響対策**
 - ・20歳未満の者のカジノ施設への厳格な入場及び勧誘の禁止措置

代替案との比較をしないと、市民は判断できないうとするのはおかしい！

ギャンブル依存症対策の実効性があるのかどうか疑問だなあ。



横浜市の広報紙での説明

交通アクセスや誘客・送客機能の強化 実施方針P24~25

- 全国主要都市、主要駅、羽田空港・成田空港等を結ぶ交通ネットワークの形成
- 商店街、観光・商業施設などと連携し、周辺地域の回遊性を向上
- I R区域内には、魅力あふれるプロムナードや新たな交通手段等の整備



交通ターミナルを整備し、日本各地や周辺地域の交通ネットワークの形成を目指します。

● 反社会的勢力の関与への対策

- ・暴力団員等のカジノ施設への入場禁止措置、反社会的勢力による被害防止のための行動指針の策定

● マネー・ローンダリングへの対策

- ・顧客情報や取引が記録できるシステムの導入による取引状況の捕捉、内部統制システムの構築

再投資・地域貢献 実施方針P48~50

- カジノ事業がI R区域の整備のために特別に認められることから、事業者は**収益の一部を再投資や地域貢献に充てる**よう努めなければならない

市の役割と得られたお金の使いみち

- インフラに係る整備費用などは、原則として **I R区域内を事業者、I R区域外を市等が負担**

※例外的な費用負担の例
 I R区域内でも市が負担：護岸構造物の地震対策等の費用
 I R区域外でも事業者が負担：I R区域周辺の魅力向上や道路の改良に要する費用

 実施方針P28

- 得られたお金(市への納付金・入場料納入金)の使いみちは…  実施方針P50

- ・**観光振興、I R区域の整備に伴う交通環境整備、懸念事項対策**(依存症対策、治安対策等)に活用
- ・将来見込まれている税収減や収入不足を補い、**財政の改善**につなげる
- ・**福祉、子育て、医療、教育、公共施設の更新等**の分野で重点的に活用

I R整備法では、カジノの収益30% (納付金)と日本人等のカジノの入場料(入場料納入金)が国と自治体に1/2ずつ取られることになっており、これらの財源は市が負担する費用に充てられます。



長く安定した運営のために

- 事業者は、市の事前承諾なしに事業体制の変更はできません。……  実施方針P38
- 事業者の責任ある履行確保の方法として、事業者、市等による事業実施状況のモニタリング、違約金の設定等を行います。……  実施方針P38~40



市もI R事業者の事業体制や運営状況を確実にチェックするんですね。



I R事業者に求めるだけでなく、しっかり事業が進められることを仕組みとして担保していきます。

3

市民らの疑問



事業者が撤退する可能性もあるよね。そのリスク負担を市がどう考えているのか分からない！

事業者の運営状況を確実にチェックする」という言葉の根拠が乏しいなあ。

有識者ヒアリングの分析(1)

—「主な意見」の「まとめ」は恣意的ではないか—

▼国で検討されている日本型IRについて

肯定的意見(4件)、懸念・疑問・課題など否定的表現を含む意見(9件)、MICEなどIR全般に関する意見(13件)から、4件(肯定的(1件)、否定的(1件)、その他(2件))を抽出

肯定的:日本の観光は次のステージに入ってきていると思われ、日本の魅力を発信するためにも、日本型IR等が必要な段階(ほぼ元の意見)

否定的:「海外富裕層を狙ったカジノ収益」でIR施設全体を支える構造は、リスクがある

元の意見:カジノはwin-winの構造ではなく、不幸な人の散財によって成立しており、基本的に導入には反対である。なお、「海外富裕層を狙ったカジノ収益」でIR施設全体を支える構造は、他国の政策に成否を委ねるものでリスクがある→「なお書き」のみを引用(恣意的引用)

その他:IRについて市民にしっかりと説明することが重要

元の意見:IRについて市民にしっかりと説明することが重要である。…IR全体の議論において、タバコや暴力団といったカジノの悪いイメージを、いかに払拭できるかがポイントとなる→「ポイント」を削除して引用(恣意的引用)

その他:IRに関する議論において、カジノとIRが混同されることが多いが、カジノとIRそれぞれの問題・懸念事項の性質を区別して議論すべきではないか(元の意見のまま)

▼観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などのIRの効果について

効果がある(7件)、課題を指摘(11件)、その他(他都市との比較など)(5件)から、効果がある(2件)意見のみを抽出(恣意的抽出)

有識者ヒアリングの分析(2)

—「主な意見」の「まとめ」は恣意的ではないか—

▼横浜におけるIRに関する様々な意見について

肯定的意見(1件)、否定的意見(3件)、IRの課題の指摘(8件)、一般的課題の指摘(4件)から、肯定的意見(1件)、IRの課題の指摘(2件)を抽出(恣意的抽出)

肯定的:横浜を将来的にも元気にしていくために、思い切ってIRを誘致してみるという手段はありうると思う。その場合には、人件費や施設のインフラ整備にどの位のコストがかかるかをきちんと試算した上で制度設計をしていく必要がある(ほぼ元の意見と同文)

IRの課題の指摘:増収効果が見込まれるからIRを誘致しようという発想だけでは反対する市民も出てくるのではないか。横浜市としての将来ビジョンを明確に示す必要がある→元の意見における課題の指摘のうち一部のみ引用

IRの課題の指摘:地域が大きく変化するのだから、色々な意見があって良いと思う。大きな開発で、不安になる人が出てくるのは当然である(元の意見と同文) ← 肯定的意見に近い意見

→これら「まとめ」を概要版では「有識者ヒアリングでの主な意見」として記載

有識者の意見のまとめには恣意性が含まれ、市民を意図的に誘導するもので不適切

情報公開請求への対応①

IR推進における重要な意思決定時 (①誘致表明②実施方針決定)における 市長・副市長と担当部局の幹部間での 説明のやりとり

→「記録等は作成しておらず
請求に係る行政文書は作成・取得していない」
との理由で非開示

記録がないということは、政策の議論・決定の証拠がないということにならないか？

横浜市長 林 文字



令和3年2月5日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	IRもしくはカジノに関し、都市整備局長・IR推進課長が市長・副市長に対して行った説明（直接の説明でなくても、市長・副市長に渡した資料を含め）の結果（市長・副市長の意見・質問などの反応）、及びこれに対する都市整備局長・IR推進課長の回答内容に関する文書 ※市長・副市長に対して行った説明については、次の2つを対象とする。 ①令和元年8月22日のIR誘致表明に係るもの（方針決裁文書を含む） ②令和3年1月21日に公表した実施方針の決定に係るもの（方針決裁文書を含む）
2 行政文書の概要	_____
3 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項
4 根拠規定を適用する理由	市長・副市長に対して行った説明の結果及びこれらに対する都市整備局長・IR推進課長の回答内容に関する記録等は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書は作成・取得しておらず、保有していないため
5 担当課	都市整備局IR推進室IR推進部IR推進課 電話 045 (671) 4135
6 備考	

情報公開請求への対応②

市公表の波及効果などを試算した

事業者の提出資料や市とのやりとりなど

→公開により「**事業活動が損なわれる恐れ**」「**他の事業者との間で競争上不利益を被る恐れ**」「**事業上のノウハウが含まれ、事業活動上の正当な利益を害する恐れ**」などの理由で一部は非開示

都市整備局

【別紙】

4 非開示とする部分の概要	(1) 法人の商号・名称、代表者の職、氏名（3号ア） (2) 電話番号（3号ア） (3) 個人の氏名（2号） (4) 電子メールアドレス（2号、3号ア）
5 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号及び第3号ア
6 根拠規定を適用する理由	(1) 開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため (2) 開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため (3) 個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため (4) 開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため

1 開示請求に係る行政文書	(1) 平成30年度 有識者ヒアリング 【有識者配布用】資料2-1 (2) 平成30年度 有識者ヒアリング 【有識者配布用】資料2-2
2 開示の日時及び場所	日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 場所 郵送
3 開示の実施方法	写しの交付
4 非開示とする部分の概要	資料の内容（3号ア、イ）
5 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号ア、イ
6 根拠規定を適用する理由	資料に記載される情報を提供した法人の事業上のノウハウが含まれており、開示することにより、事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため
7 担 当 課	都市整備局 I R 推進室 I R 推進部 I R 推進課 電話 045 (671) 4135
8 備 考	

1 開示請求に係る行政文書	平成30年度 事業者ヒアリング ヒアリング時参考資料（事業者持参資料）	
2 開示の日時及び場所	日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	郵送
3 開示の実施方法	写しの交付	
4 非開示とする部分の概要	(1) 公表を希望しなかった事業者の法人の商号・名称及びロゴマーク（3号ア、イ） (2) 調査表の内容及び添付資料（3号ア、イ）	
5 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号ア、イ	
6 根拠規定を適用する理由	(1) 開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため (2) 当該法人の事業上のノウハウが含まれており、開示することにより、事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため	
7 担 当 課	都市整備局 I R 推進室 I R 推進部 I R 推進課 電話 045 (671) 4135	
8 備 考		

情報公開請求への対応③

市公表の波及効果などを試算した
事業者の提出資料や市とのやりとり

→出てきた文書の多くが**黒塗り回答**

追加質問シート

項目1 IRの経済的・社会的効果について		
No.	質問	回答
①	[Redacted]	[Redacted]
②	IRには年間の [Redacted] と推定していますが、その推定の考え方を教えて下さい。	[Redacted]
③	MICE について、 [Redacted]	[Redacted]

項目2 IRで想定される懸念事項などとその対策について		
No.	質問	回答
①	貴社では [Redacted] 日本でも同様の実施可能でしょうか。日本の IR 施設で行う場合、実行が難しいと考えられている事項はありますか。	[Redacted]

項目4 地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出について		
No.	質問	回答
①	貴社では [Redacted]	[Redacted]

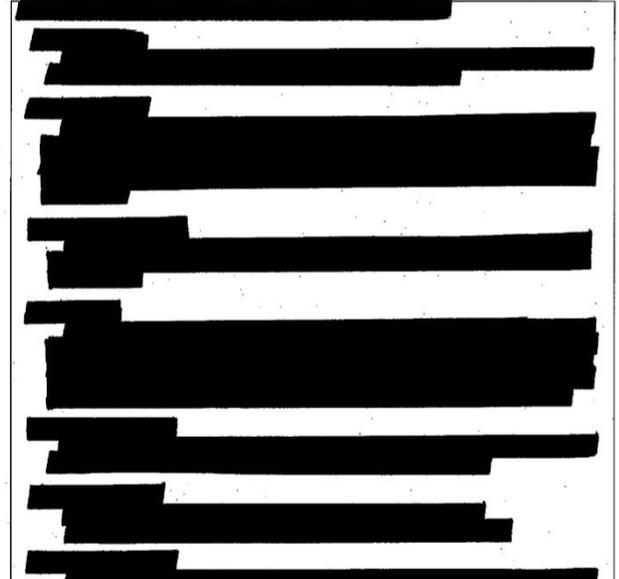


IR（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼項目（調査票）

※記載欄が不足する場合は、A4判もしくはA3判で別途添付されても構いません。添付資料の様式は自由ですが、添付する資料の合計は、A4判で数えて20ページ（A3判で数えて10ページ）までをお願いします。

I. IRの経済的・社会的効果について

【項目1】貴社が、横浜市でIRを設置する場合、横浜市（及び広域）に与える直接的・間接的な経済波及効果等を可能な限りお示しください。（経済波及効果等の例としては、IR設置に伴う、想定訪問客数（観光客数、滞在客数、宿泊者数、ターゲットとする顧客層等（いずれも国内外別に））、観光消費額等の増加、税収効果、MICE開催件数・参加者数・内容等、雇用創出の人数、地元調達割合等をご教示ください）



②経済的・社会的効果の分析は客観的情報に基づいているか？

▼報告書等で示された数値

根拠は事業者側の提案(横浜市による推計ではない)

事業者からの提案書はすべて非公表

施設別の内訳など詳細は公表されていない

コロナ影響により初期投資が縮む可能性→波及効果の縮小も？

▼市税増収効果の大部分を担うカジノ

収入源となる自信の根拠が海外の実績(シンガポールの成功事例との比較は妥当か？)

見通しきれない中長期的なコロナ影響

③市民の声を十分に踏まえた分析を行っているか？

▼市民の関心の高さが際立つ

パブコメには5000人超が意見を提出

住民投票をめぐり19万筆超の署名→住民投票を行う条例案は与党の反対により否決

▼市民の反対意見への対応

市民向け事業説明会での対話

住民投票の条例案提出に当たり、林市長は「意義を見いだしがたい」という反対意見

代替案は提示されていない

横浜市のパブリックコメントの分析(1) ー公平に応答しているかー

▼IR推進に関するパブリック・コメントの実施概要

(1) 意見募集期間

令和2年3月6日(金)から4月6日(月)まで

(2) 周知方法

市民情報センター、各区役所等において、素案概要版、リーフレットを配布、素案冊子を閲覧に供する。
市ホームページにデータを公表。

(3) パブリック・コメントの取りまとめ状況

延5,040人・団体から、9,509件の意見の提出

▼寄せられた意見に係る素案ごとの分類

意見の項目	意見数
方向性(素案)に関する意見	8,621件
横浜IRの方向性 基本コンセプト	(995件)
横浜IRの方向性1 世界最高水準のIRを実現	(887件)
横浜IRの方向性2 都心臨海部との融合	(789件)
横浜IRの方向性3 オール横浜で観光・経済にイノベーションを	(1,620件)
横浜IRの方向性4 安全・安心対策の横浜モデルの構築	(1,366件)
取組の背景、IR実現の効果、地域理解促進・合意形成、スケジュール等	(2,974件)
その他の意見等(素案に関連しない意見)	888件
合計	9,509件

横浜市のパブリックコメントの分析(2)

—公平に応答しているか—

▼賛成、反対の分類

以下の考え方にに基づき、①賛成、②中立、③不明、④反対に分類

- ①賛成：
 - ・「賛成」「賛成します」等、明確に「賛成」の立場だと記載されているもの
 - ・「期待します」「進めてください」「将来のために必要だと思います」等、計画の推進を期待する内容のもの
- ②中立：
 - ・「賛成でも反対でもありません」「中立です」と明確に中立の立場を記載しているもの
- ③不明：
 - ・計画に対する懸念や質問、意見等を記載しているが、それらの懸念や質問が解消された場合、賛成の立場になるのか反対の立場になるのか不明なもの
- ④反対：
 - ・「反対」「反対します」等、明確に「反対」の立場だと記載されているもの
 - ・「やめてください」「子供に悪影響です」「中止すべき」「もっと別のことに予算を使うべき」等、計画の推進に否定的な内容のもの

横浜市のパブリックコメントの分析(3)

—公平に応答しているか—

▼素案に関する賛成/反対

意見の内容	意見数
1. 賛成	2,483件 (28.8%)
2. 中立	14件 (0.1%)
3. 不明 (案に対する懸念、質問、意見等)	439件 (5.1%)
4. 反対	5,685件 (65.9%)
合計	8,621件 (100%)

▼市の素案変更への反映傾向

意見の内容	参考	修正	合計
1. 賛成	2,196件	287件 (74.2%)	2,483件
2. 中立	14件	0件 (0%)	14件
3. 不明	390件	49件 (12.6%)	439件
4. 反対	5,634件	51件 (13.1%)	5,685件
合計	8,234件	387件 (100%)	8,621件

①～③の検証を踏まえ、 政策形成過程の透明性は十分か？

▼波及効果などの説明は積極姿勢

次世代を担う若者を含め、広く市民にIR誘致の意義を伝えようとする意気込みを感じられる

▼見えづらい政策決定の過程・内幕

政策方針の決定に関わる情報の発信は即時性が乏しく、公開性も十分と言いがたい。内容の中立性にも疑問が残る

誘致の根拠となる効果について細かい数値や最新の分析が公表されておらず、第三者が客観的な分析を行うにはハードルが高い→建設的な議論を行う難しさを招いている

④横浜市会及び定例会見での市長発言 政策議論の透明性は確保されているか？

▼Alterenative(代替案)との比較は一貫して拒否

山下ふ頭は、横浜市民にとって「宝のような場所」と言われているように、どのように活用するかを多角的に検討することは大変重要である。その検討を拒否する姿勢を一貫して取っている

▼経済効果等の根拠となる数字の説明はない

経済効果等の数字の根拠を示さないことは、その検証が不可能となり、政策議論を行う前提を失わせている

▼IRについての市としての自主的スタンスが欠如している

カジノを必須とするのも、国の制度設計を理由として説明していて、市としての自主的姿勢がない

▼市民への説明会を途中で断念するなど、市民の声を真摯に聞く姿勢が欠如

6区での説明会を行わない理由をコロナ禍としているが、本当にやろうとすれば、Web開催など様々な方法が可能である。やりたくないだけでは?という疑念を生む。パブコメを説明会が終了していない中で実施したことも問題である

本シンポジウムの構成について（経緯）

本シンポジウムは、横浜市 IR を題材に、「証拠に基づいた政策決定（EBPM）」の観点から検証しようとするものであります。

その観点から、賛成派及び反対派の両方からバランスよく登壇していただくため、国会での審議における参考人質疑において、賛成、反対の立場から、国会に出席された佐々木教授及び鳥畑教授のお二人に登壇いただくとともに、①横浜市から平原副市長（又は IR 担当の局長、理事）に講演いただくこと、②パネルディスカッションにおいて、パネラーとして、賛成の立場から横浜市副市長（又は IR 担当の局長、理事）及び反対の立場からカジノ誘致反対横浜連絡会事務局長の両者に登壇いただくこととし、それぞれに依頼を行ったところです。

しかしながら、横浜市からは、次の理由から、講演もパネラーとしての登壇も、いずれも難しいとの回答を天下谷理事からいただきました。天下谷理事からは、平原副市長ほかと相談の上での回答であるとの説明をいただきました。

- ・ IR に関連するイベントについては、横浜市が主催するものに限って、参加する方針であること。
- ・ 区域整備計画の認定申請にかかる市議会の議決の後であれば、参加することは出来るが、その前の段階での参加は出来ないこと。

以上の回答を受け、共同研究グループで検討し、次のように変更することとしました。

- ・ 横浜市の主張を紹介することは必要であるため、講演の代わりに、林市長の広報動画を流すことにしました。（その方針を市に伝えたところ、広報動画については、一部ではなく、全体をそのまま流してほしいとの横浜市からの要望があり、そのようにしました。）
- ・ パネルディスカッションに、パネラーとして横浜市に登壇いただけない中で、反対派のカジノ誘致反対横浜連絡会事務局長のみが登壇することは公平性の観点から適切ではないと判断し、カジノ誘致反対横浜連絡会事務局長には、報告の部に移っていただくことにしました。
- ・ 林市長の広報動画が 45 分であるため、公平性の観点から、反対派の報告も合計 45 分としました。
- ・ 横浜市 IR に対する市民、市会での議論を踏まえた疑問点については、横浜市に照会し、その回答を配布資料に掲載するとともに、パネルディスカッションの中で、適宜紹介することとしました。

本来は、横浜市にも本シンポに参加いただき、ご主張や反論などを行っていただきたいのですが、それが叶わないことは大変残念ですが、市の方針である以上、やむを得ないことと考えております。

EBPM について

1 EBPM とは

EBPM (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) とは、「政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする」とされている。(内閣府 HP より) *1

日本における EBPM の取り組みは、行政改革の一環として、とりわけ統計改革の動きから始まった。行政実務が複雑化し、財政制約のある中でより効率的で効果がある政策立案・実施への要請が高まる中で「エピソード・ベース」から「エビデンス・ベースへ」¹が叫ばれるようになった。日本政府は、2017年5月に「統計改革推進会議 最終取りまとめ」²において、国民により信頼される行政を展開するためとして「政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案 (EBPM) を推進する必要がある」とうたった。2018年には内閣府に「EBPM 推進チーム」を設け、EBPM を各府省において主導するハイレベルの責任者としての「政策立案総括審議官」を設置するなど、政府全体での体制整備を進め、EBPM 推進を図っている。

EBPM は、日本においては主に政策過程全般の合理化を図るべく取り組まれているものと考えられるが、その定義は必ずしも1つに収斂しているとはいえない。小林庸平は、本来の EBPM、つまり狭義の EBPM は、「エビデンスを参照」し、「効果検証の必要性・可能性を検討」し、「効果検証する」ものであり、日本で現在取り組まれている EBPM は、「社会問題を分析」し、「改善すべきアウトカムを設定」し、「ロジックモデルを作成し、効果的な手段を検討する」段階にとどまっており、広義の EBPM には入るものの、Evidence-Based の本質的部分をより深く認識し、EBPM の役割を再検討するべきであると言う³。

次に、「エビデンス」の捉え方であるが、小池拓自・落美都里によれば、「我が国の EBPM における証拠 (エビデンス) は広義エビデンスであり、その対象は幅広く、政策効果に限定されない」ものであり、この広義エビデンスは、主として、「主に政策目的の明確化に関わる「現状把握のためのエビデンス」と、ロジックモデルに関わる「政策効果把握のためのエビデンス」で構成される」とする⁴。一方、小林庸平によれば、「EBPM におけるエビデンスの本質的部分は政策の因果効果とすべき」としている⁵。

2 なぜ今 EBPM か

¹ 首相官邸ウェブサイト「統計改革推進会議 中間報告」(2017年4月) (2021年5月21日最終閲覧) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/hokoku_honbun.pdf

² 首相官邸ウェブサイト「統計改革推進会議 最終取りまとめ」(2017年5月) (2021年5月21日最終閲覧) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf

³ 小林庸平「日本におけるエビデンスに基づく政策形成 (EBPM) の現状と課題」(『日本評価研究』第20巻第2号、日本評価学会、2020年)

⁴ 小池拓自・落美都里「我が国における EBPM の取組」(『調査資料 2019-3』国立国会図書館) 24頁

⁵ 前掲注3、41頁～

EBPM が合理的根拠に基づく政策立案であれば、従来から行われている。

例えば、昭和30年代の各種の経済指標（エビデンス）に基づく所得倍増計画

昭和40年代の人口動態（エビデンス）に基づく過疎過密対策事業 など

しかし、今日、特に EBPM が注目され、必要とされるのは、次の理由からである。

- (1) 人新世 (Anthropocene) と呼ばれる人類が地球の生態系に重大な影響を与える時代となったため、科学的知見に基き地球への負荷を少なくするような政策が望まれるようになったこと
- (2) 地球温暖化で SDGs など持続可能な開発目標に適応した政策が望まれるようになったこと
- (3) グローバル化で自国の政策が他国に影響するような時代となり、慎重で賢明な政策が望まれるようになったこと

3 EBPM のアプローチ手法

- (1) 代替案・他の選択肢 **alternative**
メリット・デメリットの比較検討、情勢が変化した場合の対応などのため、他の選択肢、代替案、プラン B,C---を用意し、研究する。
- (2) 水平分析 **horizontal**
あちらで成功した政策をこちらでも成功するようにするためにどうすればよいか比較研究する。
- (3) 垂直分析 **vertical**
成功した政策を抽象化、原則の抽出をすることで、普遍性を持たせる。
- (4) 社会的状況が変化した場合の予測 **What if**
もし条件が変わったら (What if) というシナリオを予測することによって、政策の効果を評価する。

4 具体的手法⁶

- (1) RCT (Randomised Controlled Trials) 分析

無作為に政策を試行したグループと試行しないグループを分け、それぞれの成果を評価することで、政策の有効性、課題などを分析する。

<実践例～小企業に対する効果的な支援プログラム～>

英国での小企業成長政策で RCT が試行された。20,000社を対象に無料の研修、経営アドバイスをを行うもので、次のステップが踏まれた。

第1段階：試行を申し込む企業について、対応できるかその能力をチェックする。

⁶ 4の記述は主として、'Evidence-based policy making in the social sciences' (Policy Press, 2016) Edited by Gerry Stoker and Mark Evans 及び 'Evidence-Based Policy: A Practical Guide To Doing It Better' (Oxford Univ Pr. 2012) Edited by Nancy Cartwright and , Jeremy Hardie に依拠している。

第2段階：無作為にオンラインアドバイスか対面アドバイスかに振り分ける。

第3段階：これは無作為ではなく、5つの分野の1つにアドバイスする。

- ① 財務能力の向上とキャッシュフローの管理
- ② スタッフの採用と資質の向上
- ③ リーダーシップと管理技能の改善
- ④ マーケティングと顧客を惹きつけ維持する手法
- ⑤ デジタルテクノロジーの最大活用

第4段階：アドバイスするトレーナーを選択する。

第5段階：対面アドバイスの場合、受け入れ態勢整備のため経費が掛かるので、2,000ポンドまでの範囲でバウチャーで助成する。

第6段階：助成金を申請する。

この制度設計で、2種類の政策の影響（オンラインによるアドバイスと対面アドバイスの影響、対面アドバイスの場合の段階的なバウチャー助成の影響）を評価できる。

実際に、バウチャーを貰えなかった企業が真面目に試行しないとあったこともある。

これはバウチャーを使う試行にはありがちなことで「一面の欠損 one-sided attrition」と呼ばれる。研究者は、そんな場合でもある程度までデータにウェイトづけを行うことによって評価を行うことができる。

わが国の場合、モデル事業、パイロット事業と呼ばれるものが RCT に近いが、無作為性（わが国では、手を挙げた処、成功しそうな処を選ぶが、本来は、無作為に抽出）客観性（わが国では、実施しようとする政策に合う処のみ分析する。本来は、政策を試行した処と試行しなかった処とに有為な差があるか比較検討）

試験性（わが国では、過去に実施した政策は行われえないことが多い。本来は、試験なので、うまく行かなければ、原因究明し、政策を中止又は変更）

などの点で、少し異なる。

(2) QCA (Qualitative Comparison Analysis) 分析

説明したいと思う成果を選定し、その成果に影響すると思われる3, 4個の相互に独立した要因（独立変数）を選び出す。

事例を縦軸に独立変数の要因を横軸にとって、要因が存すれば1、存在しなければ0と表記してマトリックス表を作成する。

<実践例～市民の予算決定権>

	A 参加への リーダーシップ 独立変数	B 参加への 市民社会の要請 独立変数	C 財政基盤 独立変数	D 市民の 予算決定 従属変数
ブエノスアイレス	0	0	0	0
ポルト・アレグレ	1	1	1	1

ポルト・シャレンテス	1	0	1	1
ローマ	1	1	0	1
サンタンドレ	1	1	0	0

さらに、要因の有無をベースに表を作り直す。

	A 参加への リーダーシップ 独立変数	B 参加への 市民社会の要請 独立変数	C 財政基盤 独立変数	D 市民の 予算決定 従属変数	
I	1	1	1	Yes	ポルト・アレグレ
II	1	0	1	Yes	ポルト・シャレンテス
III	0	1	1	?	事例なし
IV	1	1	0	矛盾、反論	ローマ、サンタンドレ
	— — —				
VIII	0	0	0	No	ブエノスアイレス

こうしたマトリックスによって、どの要因が成果に結びつくか、どのような要因の組み合わせが成果に結びつくかなどの分析が可能になる。

この表を数値化、記号化し、例えば

第Ⅰ列を ABC (大文字の場合はすべて 1 有り 1 1 1)
第Ⅱ列を AbC (小文字の b は、0 で無し 1 0 1)

とすることによって、数値・記号処理による分析ができるようになった。

さらに、最近バイアスの排除や 1 と 0 との 2 進法からくる窮屈さを回避し、ファジーな分野の 0.5 のエリアも分析できるように進化してきている。

(3) ビッグデータのオープンデータ化

正確な記録、信頼できる情報提供、公正な取扱いを当然の前提としてビッグデータの収集、整理を行うとともに、積極的なオープンデータ化を図ることで、新しい至便な政策を産み出すことができるようになる。

オープンデータ化で市民のアクセスが容易になり、市民の意向がより政策に反映されやすくなる一方、エクスキューズの材料に使われたり、ビッグデータが中央集権的に使用されて、市民のプライバシーが侵害される恐れもある。

(4) クラスタ分析

データを近似性、相互関係距離などでクラスターに分類する手法で、既存の地市区が乏しい分野での分類、類型化でき、データの多寡にかかわらず、分析できるし、階層的な分析や他の分析ツールとの結合も可能である。

分類基準・手法が多彩過ぎて研究者の使うアルゴリズムでバラつきを生じると言う欠点

もあるが、研究や議論の入り口として使いやすい手法である

(5) ミクロクロシミュレーション

統計的なコンピュータプログラムを利用する手法で、現行制度に基づく予測のほか、現行制度が変更された場合の予測、他の政策を選択した場合の予測など柔軟な予測が可能である。

Alternative や What if などに対応できる点が長所であるが、複雑な制度なので専門性の絶えざる向上と入力されている人口動態、経済指標などの最新データの入れ替えなど維持管理が大変なのが難点である。

(6) 因果関係分析

政策成功の諸要因をケーキ分析（円グラフによる図解）し、具体的要因を抽象化することにより、あちらで成功した政策がこちらでも成功するようにする。

それぞれの分析手法には、適した対象領域があり、限界も新たな可能性もある。いずれの手法も、今後さらに進化していく可能性がある。

また、英連邦系の学者に共通してみられる傾向であるが、イギリス経験論（cf. ドイツ観念論）の色彩が強く、経験、実証を重視したアプローチとなっている。

資料 10 横浜市 IR 推進に関するパブリック・コメントについて

1. 横浜市パブリック・コメント概要

横浜市においては、「横浜市パブリック・コメント実施要領」（平成 15 年 4 月 10 日制定、令和 3 年 1 月 14 日改正）、「横浜市パブリック・コメント実施要項・運用指針」（令和 3 年 1 月 14 日制定）、「横浜市規則等に係る意見公募手続き実施要領」（平成 21 年 3 月 11 日制定、平成 22 年 3 月 30 日改正）を定めている。

「横浜 IR（統合型リゾート）」の方向性（素案）に対するパブリック・コメントは、改正前の実施要領に基づき以下のとおり行われた。

- **パブリック・コメント実施概要**
 - (1) 意見募集期間
令和 2 年 3 月 6 日（金）から 4 月 6 日（月）まで
 - (2) 周知方法
市民情報センター、各区役所区政推進課広報相談係、都市整備局 IR 推進課において、素案概要版、リーフレットを配布し、素案冊子を閲覧に供するとともに、市ホームページにデータを公表しました。
 - (3) 意見提出方法
郵送、FAX、電子メール、窓口持参

- **パブリック・コメントの取りまとめ状況**
 - 延 5,040 人・団体から、9,509 件の意見の提出。
 - 方向性(素案)に関する意見等に分類し、その対応状況を以下のとおり整理。

横浜市の方では、提出された意見について、その内容ごとに細分化した上で、方向性（素案）の項目別に整理したほか（表 1）、その内容に応じて、修正（素案変更の参考）と参考（案に既に記載されているとして、今後の参考）、及びその他（素案に関連しない意見等）とした（表 2）。

表 1 寄せられた意見に係る素案ごとの分類

意見の項目	意見数
方向性（素案）に関する意見	8,621 件
横浜 IR の方向性 基本コンセプト	(995 件)
横浜 IR の方向性 1 世界最高水準の IR を実現	(887 件)
横浜 IR の方向性 2 都心臨海部との融合	(789 件)
横浜 IR の方向性 3 オール横浜で観光・経済にイノベーションを	(1,620 件)
横浜 IR の方向性 4 安全・安心対策の横浜モデルの構築	(1,366 件)
取組の背景、IR 実現の効果、地域理解促進・合意形成、スケジュール等	(2,974 件)
その他の意見等（素案に関連しない意見）	888 件
合計	9,509 件

表 2 寄せられた意見への対応状況

分類	対応状況	意見数
修正	素案変更の参考とさせていただくもの	387件
参考	案に既に記載されているもの、 今後の事業・取組等の参考とさせていただくもの	8,234件
その他	その他の意見等（素案に関連しない意見等）	888件
合計		9,509件

2. 分析

2.1 賛成、反対の分類

横浜市は今回のパブリック・コメントの結果について、全意見をホームページ上で公開しているほか（一部は削除、表現の編集等している旨補足説明あり）、代表的な意見に対する市の考え方を説明している。（「いただいた主なご意見と本市の考え方」として記載）。

今回寄せられた意見について、1人・団体＝1意見の対応関係ではないが、意見全体の傾向をつかむ目的で、方向性（素案）に関する意見として分類された8,621件を対象に、以下の考え方にに基づき、①賛成、②中立、③不明、④反対に分類した。

<分類方法>

① 賛成

- ・「賛成」「賛成します」等、明確に「賛成」の立場だと記載されているもの。
- ・「期待します」「進めてください」「将来のために必要だと思います」等、計画の推進を期待する内容のもの。

② 中立

- ・「賛成でも反対でもありません」「中立です」と明確に中立の立場を記載しているもの。

③ 不明

- ・計画に対する懸念や質問、意見等を記載しているが、それらの懸念や質問が解消された場合、賛成の立場になるのか反対の立場になるのか不明なもの。

④ 反対

- ・「反対」「反対します」等、明確に「反対」の立場だと記載されているもの。
- ・「やめてください」「子供に悪影響です」「中止すべき」「もっと別のことに予算を使うべき」等、計画の推進に否定的な内容のもの。

分類結果は以下表3のとおりとなった。

表3 素案に関する賛成／反対

意見の内容	意見数
1. 賛成	2,483件 (28.8%)
2. 中立	14件 (0.1%)
3. 不明	439件 (5.1%)
4. 反対	5,685件 (65.9%)
合計	8,621件 (100%)

全体の傾向として、意見総数8,621件のうち、およそ66%が今回の素案に反対を表明。（なお、反対意見のうち3,404件はカジノに言及しており、カジノが無ければ賛成（4件）という意見もあった）。

なお、今回の分類にあたり、横浜市都市整備局 IR 推進課の職員にも電話で意見を求めた。まず、延 5,040 人・団体からの意見をどのように 9,509 件の意見に分類したかについて質問したところ、複数名での分類作業だったため、統一の分類基準を設けた上で、内部で確認しながら分類を進めたとの説明があった。

賛成、反対の分類については、そのような分類は横浜市の方で行っていない旨の指摘を受けたが、今回明確に「賛成」「反対」と表明している意見も多く、且つ賛成・反対の立場をとる理由も比較的明確（税金や財政への裨益を期待するものは「賛成」、カジノの悪影響を懸念するものは「反対」）であるため分類可能と考える旨説明し、理解を得た。

2.2 素案への反映傾向

上記で分類した意見の内容（賛成、中立、不明、反対）に対し、市の方で意見を踏まえて素案変更とした「修正」と「参考」扱いの割合については以下の表 4 のとおりとなった。

表 4 市の素案変更への反映傾向

意見の内容	参考	修正	合計
1. 賛成	2,196件	287件 (74.2%)	2,483件
2. 中立	14件	0件 (0%)	14件
3. 不明	390件	49件 (12.6%)	439件
4. 反対	5,634件	51件 (13.1%)	5,685件
合計	8,234件	387件 (100%)	8,621件

賛成の意見 2,483 件のうち反映されたのは 287 件（修正の意見総数の 74.1%）、反対及び不明の意見総数 6,124 件のうち反映されたのが 100 件（同 25.7%）となり、割合に偏り（非対称性）が見られる。

主な意見と具体的な修正内容は以下のとおり。

- 世界最高水準の IR の実現：修正 61 件（賛成 50 件、不明 11 件）
（賛成意見）
 - ・元町商店街や中華街も賑わって欲しい→横浜都心臨海部の観光資源として明記
 - ・横浜の特産品の利用、地産地消の推進→来訪者向け横浜観光資源の体験・購入促進・
 - ・カジノ入場時のドレスコード→ドレスコードを設けて大人の社交場に
 （反対／不明意見）
 - ・京都みたいになりたくない→オーバーツーリズムに配慮した周辺地域連携
- 都心臨海部との融合：修正 160 件（賛成 103 件、不明 27 件、反対 30 件）
（賛成意見）
 - ・山下公園と一体感のある IR 開発→山下公園とこれまでのデザインの再構築
 （反対／不明意見）
 - ・コロナ問題・感染拡大の懸念→感染症・不測の事態等への対応を追記
- オール横浜で観光・経済にイノベーション：修正 97 件（賛成 76 件、反対 18 件）
（賛成意見）
 - ・若者、高齢者、外国人が働ける雇用の創出→障害の有無、年齢、性別、人種等に関わ

らず働きやすい環境を整備。

(反対意見)

- 周辺地域の宿泊業古くからの商店街がシャッター商店街になってしまう。→MICEがもたらす経済波及効果(商店街や商業・飲食施設の観光消費額の増加)を追記。

さらに、賛成派、反対派で関心の高いワードが意見にどれだけ含まれているか確認した結果は以下のとおり。

表5 各層の関心の高いワード

意見の内容	カジノ／賭博	経済	説明
1. 賛成	456件	260件	66件
2. 中立	6件	2件	4件
3. 不明	112件	31件	47件
4. 反対	3,404件	419件	344件
合計	3,978件	712件	461件

カジノ・賭博に対する関心は反対、賛成共に高く、市民がカジノ誘致を巡り、分断された印象すら受ける。

本来であれば、提出された意見については、制度目的に基づき公正かつ誠実に熟考される必要がある。それが、素案に係る意見(賛成／反対)に応じた評価バイアスが仮にあるとすれば、制度主旨に反している可能性がある。

2.3. 寄せられた市民の声に対する市の説明の不十分さ

今回寄せられた意見に対する市の考え方について、例えば「横浜 IR の方向性 基本コンセプト」には、賛成・反対双方含む、995 件の多様な意見が寄せられたが、全て同じ以下の回答で説明がなされていることから、市側の応答する姿勢として誠実性が乏しい可能性がある。

<市の回答①>

「今後、横浜においても人口減少、超高齢化社会等、様々な社会経済情勢の変化が見込まれます。そうした中でも、市民が生き生きと暮らし、魅力と活力あふれる都市であり続けるため、横浜は今ある「横浜らしさ」に誇りを持ちながら、新しい文化を迎え入れ、将来を見据えた新たな「横浜らしさ」の創造に向けてチャレンジする必要があります。「横浜 IR」では、世界水準の MICE 施設、ホテル、エンターテインメントや最先端のテクノロジーを駆使した未来の街をこれまで築き上げてきた都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッドに創造し、横浜の観光経済にイノベーションをもたらしていきます。横浜のさらなる飛躍と将来にわたる市民の豊かな暮らしのために、そして、横浜の都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、世界各国の人々が、日本に行ってみよう！日本に行くなら横浜に行ってみよう！そう思ってもらえる「横浜イノベーション IR」を目指していきます。 <方向性(案)P.26>」

また、取りまとめ結果に記載された市民の代表的な意見と、それに対する回答についても、意見の趣旨と逸れたものも見られる。

<意見>

「市の増収のものが、人の不幸の上になりたっている。カジノで負ける人が出る計算で市の収入が増えるというなとなさけないことです。」

<市の回答②>

「日本には、公益面から法律で認められている競馬などの公営競技、宝くじや toto、パチンコなどの様々なギャンブルや遊戯が存在しています。多くの方々は節度を持ってこれらを利用されています。一方で、過度な「のめり込み」などによって、社会生活に支障を及ぼしている方がいらっしゃるのも事実です。

このため、日本型 I R には、厳格な免許制や入場制限など既存ギャンブル等よりも厳しい世界最高水準のカジノ規制が施されており、事業者にも問題のある利用者への徹底した対応や相談窓口の設置など、責任ある運営を求めています。 <方向性(案)P.69、77>

また、公営競技等の収益は公益事業に活用され、本市でも、これまで宝くじや日本中央競馬会の収益金等を市の財源としています。」

今回、市民から、カジノの収益が来訪者の「負け」金により成立することに対し、産業・税収構造としての不健全性や嫌悪感の声が多く寄せられたにも関わらず、依存症の問題とその対策の説明で返されており、意見の主旨が伝わっていないように見える。

2.4. 横浜市パブリック・コメント制度の目指したものと現実

「横浜市パブリック・コメント実施要領・運用指針」では、第1条（目的）及び第2条を以下のとおり定めている。

- 「第1条（目的） この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民との相互信頼に基づく市政の推進に資することを目的とする」
- 「第2条（理念） 市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける市政情報を積極的に提供することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の市政に対する意見又は提案の機会の確保及び政策決定プロセスへの市民参加を推進し、市民との協働による市政の実現を図る」

今回のパブリックコメントの意見のうち、18区中、6区の市民説明会がコロナ禍により延期されている中で素案の公表と全市民を対象としたパブリック・コメントが実施されたことを問題として指摘する意見も多かった。要項で定められている「市民との相互信頼に基づく姿勢の推進」という観点では、損なわれた面もあると考えられる。

また、併せて多くの市民から指摘されていたのが、今回のパブリックコメント実施前のタイミングで、市長より反対意見は考慮しないという発言があった点である。行政手続き法第42条においては提出意見について十分に考慮しなければならないと定められていることから、発言として不適切だったと考えられる。

ク・コメントは、制度の趣旨からも外れ、市民の間で市への不信が生じた可能性も否定できないところ、今後の市民に対する誠実な対応が今一度重要になってくる。

以上

横浜 IR に関する有識者ヒアリング結果

神奈川大学法学研究所共同研究

2021.06.26

<ヒアリング概要>

- ・ ヒアリング時期：2021年3月
- ・ ヒアリングにご協力くださった有識者（50音順）
坂井豊貴氏（慶應義塾大学経済学部教授）
田中紀子氏（公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表）
森地茂氏（政策研究大学院大学政策研究センター所長）
山内弘隆氏（一橋大学大学院経営管理研究科教授）
山下真輝氏（株式会社JTB 総合研究所主席研究員）
吉田育代氏（株式会社日本経済研究所上席研究主幹（常務執行役員））
（下線つきは横浜市 IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）報告書（2019年3月）の「有識者ヒアリング」協力者）

<論点1：日本版 IR 制度について>

- ・ 日本版 IR について特殊な点は、国は法的制度を用意し、地域を指定して、事業者とコラボするという枠組み。ただ、国は、それが実効的に動いていくかについてはあまり関心がないようだ。国は制度を用意するが、無理なら自治体がやらなければよいという仕組み。国の方の問題ではないということになる。ただ、行政の無謬性（一度出したものを引っ込められない）という問題はある。
- ・ IR では、事業者を救うということは難しいだろう。契約内容によって、自治体の負担をどう減らすかという問題もある。海外の事例も参考にしながら取り組む必要はあるだろう。ただ、行政が慣れていないので、個人的には不安が残る。
- ・ IR 整備法案づくりの段階では、地域に対する効果が大きいだろうと見込んでいた。特に万博との位置づけで IR を位置付けた大阪の事例。インフラづくりとの関係という大阪のモデルは、法律の枠組みづくりに反映されてきた。

<論点2：カジノつき IR について>

- ・ IR は稼げる。日本人の様々な問題の対策ができればそれなりに意味がある。横浜はもともとお客が足りないところだから少しでも増えれば、というところ。ただ、日本にもともとあるギャンブルを規制してカジノつき IR 導入できるか？実現するかはかなり微妙であろう。仮にカジノがなくても、海浜リゾートで通年型のものをできないか？日本版 IR は国際会議場とセットだが、横浜はすでにもう1つ作り始めている。IR 計画とバッティングしないかは心配。
- ・ コロナ前はインバウンド観光客が多かった。客数よりも収益をどう上げる（客単価を上げる）かという方向性があった。その中で IR のことを議論し、効果はかなり大きいと考えていた。IR 整備法づくりにあたっては、国内のカジノに関する需要は、公営ギャンブルの需要の高さが基本となって見積もられ

た。

<論点3：オルタナティブ（代替選択肢）について>

- ・基本的に選択肢が1つというのは選択とは言わない。2つまともな選択肢があってこそきちんと考えることができる。したがって、必ず選択肢は2つなければならない。人間は、1つのものをそれだけ評価するということとはできない。科学の基本は比較。十分に差異のある選択肢を2つだすことが重要。具体的な選択肢としては、国内の人のカジノ入場を許容するか、許容しないかの両案があるだろう。ただ、オンライン（VR）カジノがある中で、人出は見込めるか？
- ・カジノがないIRは大きな複合施設となる。収益機能としてのカジノの存在が施設を支える側面がある。オペラハウスのような文化施設を横浜では維持しづらく、IRに頼らざるを得ないという市長の見方。山下ふ頭のランドマークとして、現在の経済環境でIRなしで民間企業がリスクをとるか？港湾関係者はできると言っているが、他の市内施設との競争もある。

<論点4：横浜の特性について>

- ・インバウンドの恩恵をほとんど受けていない。
- ・国際的知名度が低い。
- ・本社機能の少なさ。一方、大企業のラボは多い。
- ・東京の一部、グレーター東京という部分はある。横浜自体をどう売り出すか。
- ・鎌倉・箱根との連携。なんとか横浜の観光を持ち上げるべき。
- ・商業・製造業の低迷、ロジスティックス・研究開発の遅れ。
- ・人口減少の局面に。
- ・臨海工業地帯の再開発構想が放置されたままである。

<論点5：コロナによる影響について>

- ・コロナ禍にあって、世界的に見てもかなり事業者が苦境に陥っている。日本のIRまでどう影響するかが不安になってきているという状況だ。「ニューノーマル」の中、幹線・都市交通需要は、以前の8～9割ぐらいともいわれ、働き方改革の流れもある。観光についても、海外からの観光客が3000～4000万人に戻るにはかなりの時間を要する。観光のマーケット基礎需要は国内が圧倒的に大きい。国内がどれだけ戻るか。韓国のカジノは外国人のみであるが、日本は国内需要を見込んでいると思う。
- ・2025年をめどに、インバウンドは2019年レベルまでに戻るという見方が一般的。一方、国際的な都市型の観光地は時間がかかるだろう。IRができるころまでにはと楽観的ではある。パンデミックは傾向と対策ができてない中できたレアケースで、各国が学ぶことができた。欧米でも今後は対応できるのではないか。

<論点6：IR・カジノの経済効果について>

- ・経済効果というときに、IR関連の部分だけを見て、効果が上がる、売り上げが上がるという見方はフェアではない。経済全体への視座が必要。IRを入れることによる一般均衡による効果を考えることが

大切。

- ・具体的に推定することは難しい。波及効果が広い、需要予測が難しいという特徴がある。また、モデルのパラメータによって大きく変わってくる。横浜 IR の経済効果見通しに幅があるのは横浜市の「良心」ではないか？いずれにせよ、よく議論してほしい。
- ・絵にかいた餅のようで、何が正解かわからないところはある。とはいえ、かなりのレベルのホテルができたり、会議数が増えたり、リニアモーターカーの整備が進む。人の流入が期待されたり、航空座席数の増加も見込め、相当な受け皿にはなるという意味で試算されている。一定程度の根拠。一方、地域の経済効果は仕掛け次第。雇用は地域でなるべくやるかもしれないが、地域内で調達されづらい。東京など調達先が市外となって、経済効果が域外に流出しているところがある。地場の企業がどれだけ利益を受け止められるか？

<論点 7 ; PFI について>

- ※ PFI=公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方（日本 PFI・PPP 協会 HP より）
- ・PFI の事例に倣い、IR も行政による適切な規制が必要。PFI による海外の公営都市鉄道の破たんが相次ぐ。
- ・日本は、事業者選定後の資料の開示が一部に限られている。公共事業・サービスを実施するという認識の下で PFI 事業を実施していくことが大事。そのためにモニタリングをどのように実施していくか、自治体自身の評価のみならず第三者委員会などの活用も必要。
- ・PFI リスク分担をきちんと個別事業の中で検討すること。民活を導入した効果を切り分けて定量的に示すことが大事。リスクには、①一般的なリスク、②その事業特有のリスク（建築規制や地下埋設物など。公共は情報を開示して公共がどこまで負担するのかを明確にする）、③民間が知りうるリスク（事業の提案内容に含まれるリスク）がある。
- ・事業者撤退の場合の損害保証について。違約金の設定。それでも足りない場合は損害賠償の請求となる。プロジェクト・ファイナンスの場合、従来日本の金融機関は撤退リスクを負わない形で行われているが課題。公共の介入権をどう考えるか。
- ・横浜市の PARK-PFI 基本方針について。財政削減を目指すのではなく、市民の生活の質向上を重視する。次に、民間の事業者は運営による利益だけではなく、設計、管理、エリマネなどの面も経営に取り入れていく。公民連携を進めていくことがうたわれている。
- ・横浜は、PARK-PFI は実質まだ 1 件しかやっていない。多様な主体が連携したものをやっているわけではない。新設のケースの役割分担に問題がある。既にある公園の一部分を PARK-PFI でやる場所が多い。多様な主体が関わるので公共と民間の分担だけではなく、関係者のリスク分担も予想する必要がある。
- ・サウンディングには、アイデアをもらうもの、公募要件を定めるためのもの、全ての公園を対象に何か意見はありませんかと公園のポテンシャルを図るためのものがある。場合に応じたふさわしい方法をもっと明示する必要がある。

<論点 8：依存症対策について>

- ・ 依存症には確立された治療法がない。生涯にわたる病。どこかにつながる必要があるが、IR 法制でうたわれている国の対策はまったく不十分。
- ・ 数年単位で快復までにかかる。ひっきりなしに襲ってくる衝動。拠点病院を指定すると言うが、相談先・医療機関をつくるだけではダメ。それがあっても解決しないから（本人・家族が）依存症を考える会に足を運んでいる。
- ・ 国は、精神保健福祉センター業務として指定すればすむと言っているが、それでは足りない。
- ・ 国、内閣官房が IR 推進＋ギャンブル依存症対策～ギャンブル産業側を付度し、推進側が予防教育・啓発を主導している。
- ・ 圧倒的資金力のもと、ひも付きの団体が依存症相談にあたっていたり、利益相反団体がギャンブル依存症関係者会議に入っているパターン。ギャンブル産業側からの啓発が推進されている。
- ・ 横浜市や神奈川県の実策は、国の基本政策の焼き直しの形になっている。具体的なことが書かれていない。横浜市に対し依存症対策について発言したが、冷たい反応であった。
- ・ ギャンブル依存症対策目的税をつくらない横浜市。十分に対策しないだろうと見込まれる。何%を依存症対策に充てるとは明言していない。対策内容もまったく出てきていない。
- ・ 横浜市には、5～6 個の回復施設。家族会は 1 個家庭の中で抱え込んでいる人向けの支援が圧倒的に少ない。
- ・ 若者に受けるところで、人を呼び込みやすいところにつくるのは問題。山下公園に作る必要はない。
- ・ カジノの特殊性。依存症になるスピードが速いと言われている。金額が大きい。カジノは 24 時間。依存症となる可能性が早い。週 3 日というの甘い。ルールを作っても何の歯止めにもならない。マンションなどで違法に行われている闇カジノが増える可能性もある。
- ・ カジノはいくら賭けているかはっきりと目に見え、あおられてしまう。

<論点 9：住民の意見・理解について>

- ・ IR は、市民の合意を得ることは難しい。東京都が手を挙げないのもその理由だろう。
- ・ 与党中心だが、日本型 IR は超党派で出てきた法案ではある。今後の民意の壁を超えるためには、社会的に認知されることがポイントであろうと思う。地域に対する効果、カジノ行為に対する危機感にどう取り組むか。
- ・ 計画地は、横浜市民にとって最初から大変貴重な場所。市民の思いも強い。自分たちの宝のような場所を開発することになる。地域のためにしていることを考えた計画にする必要があり、仕組み・ソフトも含め明確にしなければ理解されない。IR だけがもうかっているのは許されない。IR の収益が街の魅力になるイベント等に還元できるような仕組みなど、まちづくり活動資金に充てていくような装置が明確にないと理解は難しいだろう。
- ・ 説明責任は極めて重要。意思決定がゆがんでしまう。なぜこの選択肢が必要かを説明してもらわないと、判断できない。情報公開や説明責任が果たされることが大切。選挙ばかりに注目することになったことが民主主義を弱くしている。しかし、選挙は、大前提として情報公開・説明責任（答責性）が果たされていることが重要だが、形式的な選挙観が広がっているのは非常に危惧している。

表 12 は、2013-14 年にカナダ国内で政府のギャンブル収入から、チャリティ、ギャンブル依存症対策、そしてリスポンシブルゲーミング*に分配された金額を示しています。（ここではギャンブル提供に関連する領域のみを反映し、表に示されていない他の領域への分配が存在する可能性があります）。このデータに基づくと、ブリティッシュ・コロンビア州（135,000,000 ドル）とオンタリオ州（128,300,000 ドル）はチャリティに最も多く配分されていますが、オンタリオ州とケベック州は、ギャンブル依存症対策（38,740,000 ドルと 22,000,000 ドル）とリスポンシブルゲーミング（13,414,000 ドルと 4,813,000 ドル）の両方に最大の支出をしました。カナダ全域で、チャリティ、ギャンブル依存症対策、リスポンシブルギャンプリングへの配分は、それぞれ少なくとも 384,266,000 ドル、82,152,000 ドル、および 31,021,000 ドルでした。

*リスポンシブルゲーミングとは：地域社会やギャンブルの供給者、政府等がギャンブルに関連するリスクを生み出す責任を共有し、ギャンブル依存症を予防または最小限に抑える環境を作り出し、促進し、ギャンブルに関する地域社会の懸念に対応するもの。

表 12. チャリティ、ギャンブル依存症対策及びリスポンシブルゲーミングへの分配

	ブリティッシュ・コロンビア州 (BC)	アルバータ州 (AB)	サスカチュワン州 (SK)	マニトバ州 (MB)	オンタリオ州 (ON)	ケベック州 (QC)	ニュー・ブラウンズウィック州 (NB)	ノバ・スコシア州 (NS)	プリンス・エドワード・アイランド州 (PE)	ニューファンドランド&ラブラドル州 (NL)
18 歳以上人口	3,743,230	3,132,288	855,663	978,017	10,855,047	6,633,586	619,439	776,709	116,992	434,783
チャリティ										
チャリティ計 2013-14	135,000,000	Unavailable ¹	76,987,000	6,100,000	128,300,000	27,929,000	1,200,000	5,520,000	3,230,000	Unavailable ²
チャリティ計 2012-13	135,000,000	Unavailable	87,471,000	5,900,000	129,265,000	34,260,000	1,200,000	3,795,000	0	Unavailable
昨年対比 (%)	0.0	N/A	-12.0	3.4	-0.7	-18.5	0.0	45.5	N/A	N/A
ギャンブル依存症対策										
啓蒙	2,745,000	Unavailable	2,227,000	2,031,000	9,040,000	Unavailable	110,000	Unavailable	0	Unavailable
研究	0	1,600,000 ³	250,000	0	4,000,000	Unavailable	0	Unavailable	0	Unavailable
治療	2,421,000	Unavailable	1,738,000	1,292,000	25,700,000	Unavailable	668,000	Unavailable	245,000	Unavailable
その他	1,029,000	Unavailable	485,000	369,000	0	Unavailable	95,000	Unavailable	101,000	Unavailable
ギャンブル依存症対策計 2013-14	6,195,000⁴	Unavailable	4,700,000⁵	3,692,000⁶	38,740,000	22,000,000	873,000	4,006,000⁷	346,000	Unavailable
ギャンブル依存症対策計 2012-13	5,470,000	Unavailable	4,750,000	3,692,000	39,400,000	22,089,000	764,000	3,194,000	375,000	Unavailable
昨年対比 (%)	13.3	N/A	-1.1	0.0	-1.7	-0.4	14.3	25.4	-7.7	N/A
リスポンシブルゲーミング										
リスポンシブルゲーミング計 2013-14	4,433,000	3,990,000	903,000⁸	1,615,000⁹	13,414,000	4,813,000¹⁰	428,000¹¹	1,061,000	198,000	166,000
リスポンシブルゲーミング計 2012-13	3,747,000	3,800,000	1,025,000	1,354,000	12,099,000	5,853,000	622,000	1,721,000	296,000	336,000
昨年対比 (%)	18.3	5.0	-11.9	19.3	10.9	-17.8	-31.2	-38.3	-33.1	-50.6

Total charity distributions 2013-14: \$384,266,000. **Total charity distributions 2012-13:** \$396,891,000. Overall change: -3.2%. **Total problem gambling distributions 2013-14:** \$82,152,000. **Total problem gambling distributions 2012-13:** \$83,934,000. Overall change: -2.1%. **Total responsible gaming distributions 2013-14:** \$31,021,000. **Total responsible gaming distributions 2012-13:** \$30,853,000. Overall change: +0.5%. **Note:** Charity distributions refer to the money given to charity and other non-profit organizations through a distinct grants-based system. The distributions should not be confused with the money that charitable organizations earn directly from their own gaming operations (Table 11). Problem gambling (health) distributions (generally) refer to the money that government health ministries and departments distribute to problem gambling initiatives. There may be overlap between categories and figures may be estimates and/or budgeted amounts only. Responsible gaming (industry) distributions refer to the money that the government gaming industry (e.g., Crown corporations) distributes to its own responsible gaming initiatives (e.g., for on-site brochures, self-exclusion programs, staff training, etc.). Figures may be budgeted amounts and/or estimates only. All figures in the table are rounded off to the nearest thousand.

2013-14 年のチャリティ総額：384,266,000 ドル。2012-13 年のチャリティ総額：396,891,000 ドル。全体の变化：-3.2%。

2013-14 年ギャンブル依存症対策総額：82,152,000 ドル。2012-13 年ギャンブル依存症対策総額：83,934,000 ドル。全体の变化：-2.1%。

リスポンシブルゲーミング総額 2013-14：31,021,000 ドル。リスポンシブルゲーミング総額 (2012-13)：30,853,000 ドル。全体的な变化：+0.5%。

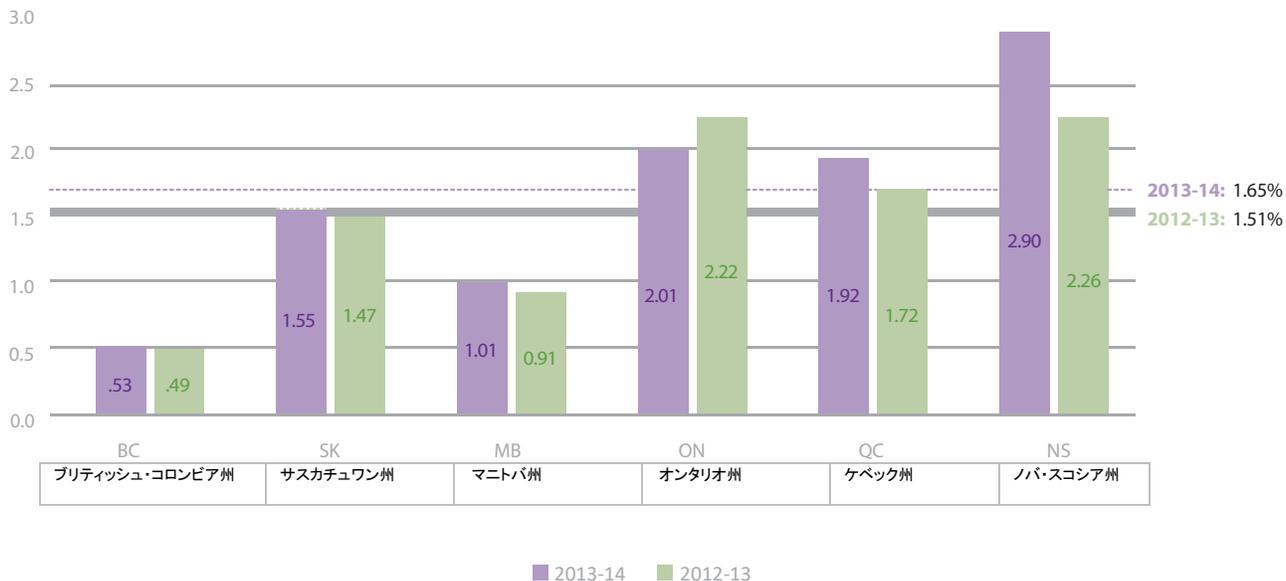
注：チャリティとは、慈善団体やその他の非営利団体に、特別な助成金ベースの制度を通じて与えられた資金を指します。その分配は、慈善団体が自分のギャンブル運営から直接得た資金と混同すべきではありません (表 11)。

ギャンブル依存症は (一般的に)、政府の保健省と省庁がギャンブル依存症への取り組みに配布するお金を指します。カテゴリと数値の間に重複がある場合があります。リスポンシブルゲーミング (産業) は、政府のゲーム産業 (公共企業等) がリスポンシブルギャンプリングへの取り組み (例えば、現場のパフレット、セルフエクスクリージョンプログラム、職員訓練など) に配分する金額を指す。数値は、予算額および/または見積もりのみとすることができる。表中の数字はすべて千単位に四捨五入されています。

- 1 Revenue from slot machines, VLTs, and lottery tickets goes into the *Alberta Lottery Fund*. The funds are allocated to various granting foundations and ministries, which in turn distribute the funds to different volunteer, public, and community-based organizations. The specific amounts distributed to charity are unavailable.
 - 2 All revenue received by the Province is deposited into the Consolidated Revenue Fund and is appropriated through the budget process. Consequently, it is not possible to state that gaming revenue is or is not distributed to charity. Government does provide grants as part of its budget process, but it is not possible to identify the source.
 - 3 Funds came from the *Alberta Lottery Fund*.
 - 4 Funds for problem gambling initiatives are distributed by the Provincial gaming regulator—not a government health ministry or department.
 - 5 In Saskatchewan, both the Provincial government and the *Federation of Saskatchewan Indian Nations* (FSIN) allocate funds to problem gambling initiatives. In 2013-14, the Provincial distribution was \$2.45 million: \$850,000 to awareness; \$0 to research; \$1,300,000 to treatment; and \$300,000 to other areas. The FSIN distribution was \$2.25 million: \$1,377,000 to awareness; \$250,000 to research; \$438,000 to treatment; and \$185,000 to other areas (estimates only).
 - 6 Funding is from *Manitoba Liquor and Lotteries* (MBLL) to the *Addictions Foundation of Manitoba* (AFM). Additional funding may be provided to other agencies.
 - 7 Figure represents dollars spent, not budgeted amounts. The breakdown is as follows: *Department of Health and Wellness*: \$1,226,000; *District Health Authorities*: \$2,028,000; *Gambling Awareness Nova Scotia*: \$752,000.
 - 8 Figure is comprised of distributions from three sources: the *Saskatchewan Liquor and Gaming Authority* (\$131,000), *Sask Gaming* (\$592,000), and the *Saskatchewan Indian Gaming Authority* (\$180,000).
 - 9 Figure represents actual expenditures. MBLL's overall commitment to problem and responsible gambling programs, services, and research is set at 2% of annual net income each year.
 - 10 Loto-Québec also distributed \$3,000,000 to the *Régie des alcools, des courses et des jeux* (RACJ) to finance the management of measures involved in controlling access to VLTs.
 - 11 Figure is comprised of distributions from two sources: the *New Brunswick Lotteries and Gaming Corporation* (\$243,000) and *Atlantic Lottery* (\$185,000).
1. スロットマシン、VLT、宝くじの収入はアルバータ州の宝くじ基金に入金されます。資金は様々な奨励財団と省庁に配分され、財団はさまざまなボランティア、公的、コミュニティに基づく組織に資金を分配する。慈善団体に配布された特定の金額は利用できません。
 2. 州が受け取ったすべての収入は、連結収益基金に入金され、予算プロセスを通じて充当されます。その結果、賭博収入が慈善団体に配分されている、または配分されていないとは言えません。政府は予算プロセスの一環としてグラントを提供しているが、その源泉を特定することは不可能である。
 3. 基金はアルバータ州宝くじ基金からのものです。
 4. ギャンブル依存症への取り組みのための資金は、政府の保健省や省庁ではなく、州の賭博規制当局によって配布されています。
 5. サスカチュワン州では、州政府とサスカチュワン・インディアン連盟 (FSIN) の両方が、ギャンブル依存症への取り組みに資金を配分しています。2013 年から 14 年にかけて州分布は 245 万ドルで、啓蒙には 85 万ドルでした。研究に \$ 0; 治療に 1,300,000 ドル。他の地域には 30 万ドル。FSIN の分配金は 225 万ドルでした。
啓蒙に \$ 1,377,000。研究に 250,000 ドル。治療に 438,000 ドル。他の地域には 185,000 ドル (見積りのみ)。
 6. 資金調達は、マニトバ酒類と宝くじ (MBLL) からマニトバ州の依存症財団 (AFM) までです。他の機関に追加資金を提供することができます。
 7. 数値は、予算額ではなく、ドル支出を表しています。内訳は次のとおりです。保健・ウェルネス部：\$ 1,226,000; 地区保健当局：\$ 2,028,000; ギャンブルの認識ノバスコシア：\$ 752,000。
 8. 数値は、*Saskatchewan Liquor and Gaming Authority* (\$ 131,000) 、*Sask Gaming* (\$ 592,000) 、*Saskatchewan Indian Gaming Authority* (\$ 180,000) の 3 つのソースからの配分で構成されています。
 9. 数値は実際の支出を表しています。ギャンブル依存症とリスポンシブルギャンブリングプログラム、サービス、研究に対する MBLL の全体的コミットメントは、毎年の年間純利益の 2% に設定されています。
 10. Loto-Québec は、また、VLT へのアクセスを管理するための対策の管理に資金を提供するために、*Régie des alcools, des courses et des jeux* (RACJ) に 300 万ドルを配布しました。
 11. 数値は、*New Brunswick Lotteries and Gaming Corporation* (\$ 243,000) と *Atlantic Lottery* (\$ 185,000) の 2 つのソースからの配布で構成されています。

図3は、2013-14年にカナダ国内で政府のギャンブル収入からギャンブル依存症対策に配分された割合を示しています。データが入手可能な州の中では、ノバ・スコシア州（2.90%）が最も高く、次いでオンタリオ州（2.01%）、カナダ全体での平均は1.65%でした。

図3. 政府のギャンブル収入からのギャンブル依存症対策への配分（%）

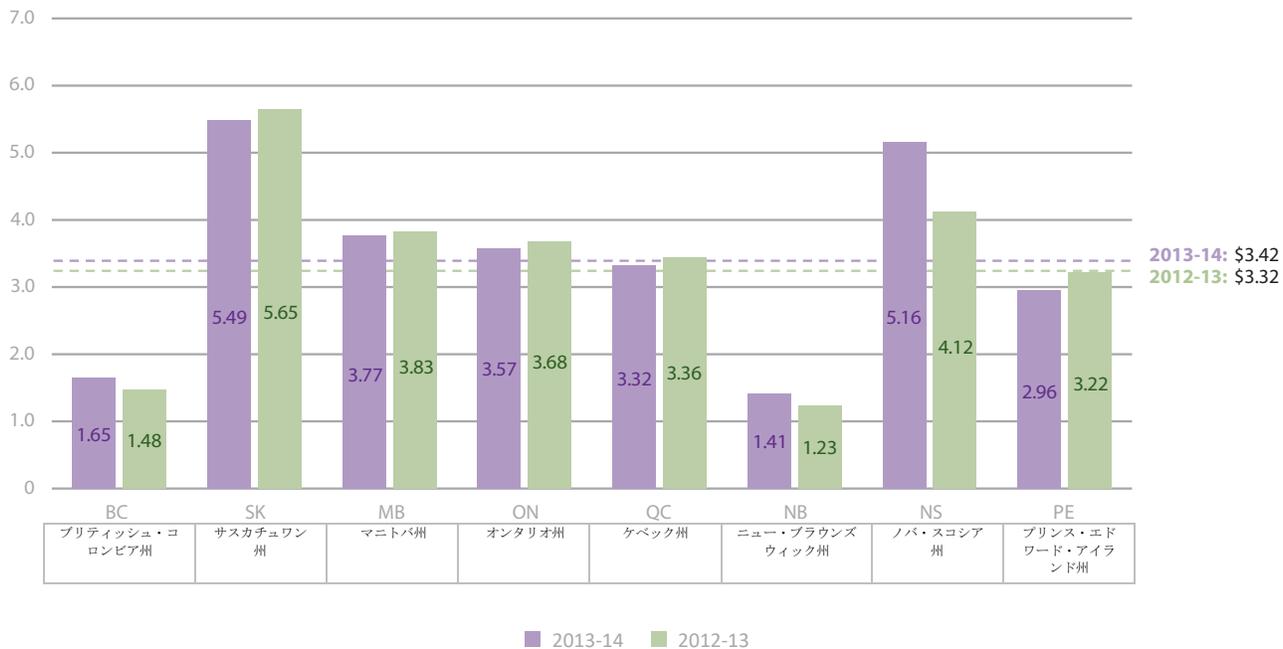


2013-14 平均：1.65%。2012-13 平均：1.51%。全体の変化：+9.4%。

注：2013-14の図は、表12の2013-14ギャンブル依存症合計を表10の合計収入2013-14で割ったものを表しています。2012-13のデータはCanadian Gambling Digest 2012-2013 (CPRG, 2014) および Canadian Gambling Digest 2012-2013: 付録 (CPRG, 2015) からとっています。アルバータ、ニューブランズウィック、プリンスエドワード島、ニューファンドランドとラブラドールの数字は入手できません。

2013年から14年にかけて、18歳以上の1人あたりのギャンブル依存症対策に配分された政府の賭博収入の金額が図4に示されています。利用可能なデータに基づいて、数字はサスカチュワン州（5.49ドル）で最も高く、ノヴァスコシア（5.16ドル）が続いた。カナダ全体で平均は3.42ドルでした。

図4.ギャンブル依存症対策に配分された政府のギャンブル収入の額
(18歳以上1人当たり)



2013-14 平均:3.42 ドル。2012-13 平均: 3.32 ドル。全体的な変化: +2.8%。

注: 2013-14 の数値は表 12 の 2013-14 ギャンブル依存症合計 18 歳以上の人口で割ったものを表しています。2012-13 の数値は *Canadian Gambling Digest 2012-2013* (CPRG, 2014) からとっています。

Table 10 shows the net amount of gaming revenue that went to provincial governments across the country in 2013-14 (revenue measured as wagers less prize payouts and operating expenses). The highest revenues went to Ontario and Alberta (\$1,923,149,000 and \$1,718,182,000). Across Canada, total net gaming revenue to government was approximately \$7,184,014,000.

表 10 は、2013-14 年に全国の州政府に払い出されたギャンブル純収入額を示している（収入は賞金と運営費よりも賭け金が少ない）。最も高い収入は、オンタリオ州とアルバータ州（\$ 1,923,149,000 と 1,718,182,000 ドル）。カナダ全体で、政府へのギャンブル純収入額総計は約 7,184,014,000 ドルでした。

表 10. 政府のギャンブル純収入額
(賞金および経費精算後の収入)

	ブリティッシュ・コロンビア州 (BC)	アルバータ州 (AB)	サスカチュワン州 (SK)	マニトバ州 (MB)	オンタリオ州 (ON)	ケベック州 (QC)	ニュー・ブランズウィック州 (NB)	ノバスコシア州 (NS)	プリンス・エドワード・アイランド州 (PE)	ニューファンドランド&ラブラドル州 (NL)
18 歳以上の人口	3,743,230	3,132,288	855,663	978,017	10,855,047	6,633,586	619,439	776,709	116,992	434,783
ビンゴ										
ビンゴ収入計	Unavailable	7,686,000 ¹	0 ²	626,000	0 ²	-3,005,000	0	0	0	0
カジノ										
カジノ収入計	Unavailable	821,724,000 ³	120,753,000	77,850,000 ³	144,839,000 ⁴	160,140,000	23,850,000	27,526,000	Unavailable	0
電子ゲーム機 (EGM)										
Slots or VLTs at Bingo Facilities	Unavailable	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Slots at Casinos	Unavailable	821,724,000	Unavailable	164,069,000 ⁵	Unavailable	Unavailable	Unavailable	26,053,000	Unavailable	0
Slots at Racetracks	0	35,786,000	0	0	893,571,000	0	0	0	0	0
VLTs at Bars, Lounges, etc.	0	514,610,000	175,212,000	150,164,000 ⁵	0	572,877,000	Unavailable	64,160,000 ⁵	Unavailable	Unavailable
VLTs at Racetracks	0	0	0	0 ⁶	0	0	0	0	0	0
電子ゲーム機 (EGM) 収入計	Unavailable	1,372,120,000	175,212,000	314,233,000	893,571,000	572,877,000	Unavailable	90,213,000	Unavailable	Unavailable
インターネットギャンブル										
Lottery Tickets	Unavailable	0	0	Unavailable	0	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable
Other	Unavailable	0	0	Unavailable	0	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable
インターネットギャンブル収入計	Unavailable	0	0	Unavailable	0	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable
宝くじ										
Internet	Unavailable	0	0	Unavailable	0	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable
Other	Unavailable	338,376,000	7,540,000 ⁷	Unavailable	884,739,000	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable	Unavailable
宝くじ収入計	304,126,000	338,376,000	7,540,000	50,044,000	884,739,000	414,133,000	36,642,000 ⁸	46,413,000 ⁸	4,884,000 ⁸	47,929,000 ⁸
2013-14 総収入	\$1,174,600,000	\$1,718,182,000	303,505,000	364,903,000	1,923,149,000	1,144,145,000	Unavailable	138,099,000	Unavailable	Unavailable
2012-13 総収入	1,127,605,000	1,691,291,000	323,342,000	405,966,000	1,775,850,000	1,282,436,000	Unavailable	141,577,000	Unavailable	Unavailable
昨年比(%)	4.2	1.6	-6.1	-10.1	8.3	-10.8	N/A	-2.5	N/A	N/A

Total revenue 2013-14: \$7,184,014,000. Total revenue 2012-13: \$7,976,924,000. Overall change: -9.9%. **Note:** Revenue measured as wagers less prize payouts and operating expenses. Figures rounded off to the nearest thousand and may be estimates only. They may also include win tax and/or revenue from food, beverage, and other items. *Total Revenue 2013-14* may not equal its subtotals in some provinces due to overlap between categories. For example, *Total Casino Revenue* includes revenue from casino slots machines, which also appears in *Slots at Casinos*. The amount of horse racing (tax) revenue that went to provincial governments in 2013-14 is unavailable.

¹ Alberta has adopted a charitable gaming model for its bingo and casino operations. Its electronic bingo and casino slot machines are conducted and managed by the *Alberta Gaming and Liquor Commission* (AGLC), while its paper bingo and casino table games are conducted and managed by charitable and religious organizations through a licence granted by the AGLC. As such, only net revenue from electronic bingo and casino slot machines is included in Table 10 (including revenue from slot machines at summer fair casinos and other temporary exhibitions). Net revenue from paper bingo and casino table games is included in Table 11.

² All revenues went to charity, not to government.

³ Does not include revenue from First Nations sites. Figure is lower than casino slot revenue below because there are more expenses deducted from it.

⁴ Figure does not include table game revenue from *Great Blue Heron Charity Casino*, an Aboriginal casino owned by the Mississaugas of Scugog Island First Nation. Its table games are conducted and managed by a non-profit charitable association, not the Crown Corporation that conducts and manages its slot facility.

⁵ Does not include revenue from First Nations sites.

⁶ No revenues from VLTs at racetracks were allocated to the Provincial government in 2013-14, due to an agreement with the *Manitoba Jockey Club Inc.* that allowed the revenue generated from VLTs at Assiniboia Downs to go to the horse racing industry.

⁷ Licensing fee—the only lottery revenue that goes to the Provincial government in Saskatchewan.

⁸ Also includes revenue from other forms of Internet gaming besides lottery tickets.

IR(統合型リゾート)等 新たな戦略的都市づくり 検討調査 (その4) 報告書 概要版

【これまでの経過】

- 平成25年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(以下、I R 推進法)が衆議院に提出された。
- 横浜市では、I R 推進法の動きを契機として、平成26年度、27年度、28年度にI Rに関する基礎的(海外事例、依存症対策など)な調査を実施。
- 平成28年12月にI R 推進法が成立。
- 平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」(以下、I R 整備法)が成立

【調査の背景・趣旨】

- 横浜では、観光の振興や地域経済の活性化を期待する声や、その一方で、I Rを構成する施設の一つであるカジノに対して、依存症などの懸念や不安の声がある。
- 平成30年7月にI R 整備法は制定されましたが、政省令などは明らかになっていない。
- このため、横浜市ではI Rについて導入する・導入しないを判断していない状況。
- これらを背景に、平成30年度、横浜市では国が進めている日本型I Rの制度や横浜におけるI Rの事業性、コンセプトやイメージ、経済的・社会的効果、想定される懸念事項やその対策について、「事業者への情報提供依頼」・「有識者ヒアリング」などにより、調査・分析を実施。
- 本調査は、横浜市におけるI Rの判断材料のひとつとすることを目的とした。

「事業者への情報提供依頼」に御協力いただいた事業者

(敬称略、五十音順)

ウイン・リゾーツ・ディベロップメント
キャピタル&イノベーション株式会社
ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社
ゲンティン・シンガポール・リミテッド
合同会社日本MGMリゾーツ
シーザーズ・エンターテインメント・ジャパン
SHOTOKU株式会社
セガサミーホールディングス株式会社
メルコリゾーツ&エンターテイメントジャパン株式会社
※この他、3者については、名称を非公表

「有識者ヒアリング」に御協力いただいた有識者等(敬称略、五十音順)

岸井 隆幸 (一般社団法人計量計画研究所 代表理事)	都市計画等
白石 小百合 (横浜市立大学国際総合科学部 教授)	地域経済等
田中 紀子 (公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 代表)	ギャンブル等依存症対策等
西村 直之 (精神科医/一般社団法人日本SRG協議会 代表理事)	ギャンブル等依存症対策等
樋口 進 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長)	ギャンブル等依存症対策等
福田 敦 (関東学院大学経営学部 教授)	地域経済等
別所 哲也 (俳優/「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア」代表)	観光・MICE/文化・芸術
森地 茂 (政策研究大学大学政策研究センター所長)	都市計画等
山内 弘隆 (一橋大学大学院経営管理研究科 教授)	I R 関連
山下 真輝 (株式会社JTB総合研究所 主席研究員)	観光・MICE/文化・芸術
山田 桂一郎 (JTIC.SWISS 代表)	観光・MICE/文化・芸術
山本 牧子 (MPI Japan Chapter 名誉会長)	観光・MICE/文化・芸術
神奈川県警察本部	その他の副次的弊害対策等
公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター	その他の副次的弊害対策等

I 日本型IR制度及び横浜市の現状・課題の概要

日本型IR制度

1 目的

- ・民間事業者による「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」からなるIR区域の一体的整備と運営⇒**民設民営**
- ・カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- ・これらにより**観光の振興・地域経済の振興・財政の改善**に貢献する

(1) 観光の振興

- ・「観光振興に寄与する諸施設（①国際会議場、②展示施設、③魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設、⑥その他促進施設）」と「カジノ施設」による**来訪者数・観光消費額の増**

【参考】シンガポールIR事例

- ・来訪者数:IR開業前968万人⇒2017年1,742万人(約1.8倍)
- ・観光消費:IR開業前126億SGD⇒2017年268億SGD(約2.1倍)



マリーナ・ベイ・サンズ



リゾート・ワールド・セントーサ

(2) 地域経済の振興

- ・IR区域の整備と運営に伴う、**大規模投資と雇用創出**などによる、地域への**経済波及効果**の発生

【参考】シンガポールの事例（2施設合計）

- ・IR建設投資:約1兆円、IRの年間売上:約5,400億円(2017年)
- ・IRの直接雇用者数:約2万人(2017年)

(3) 財政の改善への貢献

- ・カジノ売上に対し30%の**納付金収入**と**入場料収入**(6千円)のそれぞれ、半分ずつが国・自治体の財源となり、観光振興や財政の改善に資する
- ・民間による大規模投資・運営であり、建設・運営期間を通じて**法人市民税、固定資産税**等の増収効果

2 懸念事項対策

■ ギャンブル等依存症対策

- ①ゲーミング機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療まで、重層的／多段階的な取組を整備
- ※政令では、ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の延床面積の3%

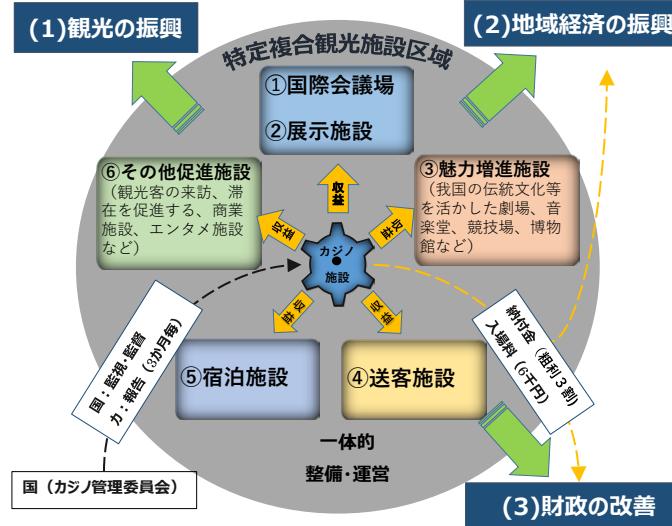
■ 反社会的勢力の排除

- ・IR事業者は厳格な参入規制（3年毎の免許制）
- ・主要株主や契約先等も、免許・許可・認可制により規制

【参考】シンガポールの取組

- ・IR開業前に依存症対策に着手し依存症者は減少
- ・ギャンブル依存症有病率 2005年:4.1%⇒2017年:0.9%

図1



【横浜市の将来人口推計】

図2 横浜市の年齢3区分別人口

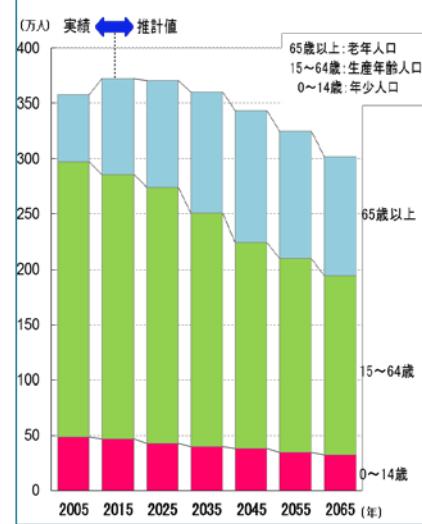


図3 横浜市の年齢3区分別人口の割合

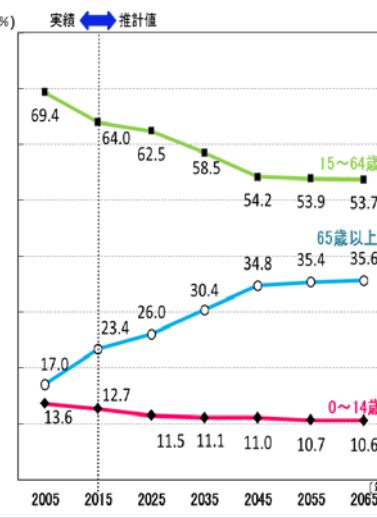


図4 市税収入の内訳



※2018年度の個人市民税は県費負担教職員の本市移管に伴う税源移譲額約842億円を除く

図5 上場企業数と法人市民税



横浜市の現状・課題

1 観光の現状・課題 (数値は2017年)

- 外国人宿泊者数が日本全体の1%にも満たない。
- 日帰り観光客割合が多く、観光消費額が低い。

	日本	東京都	横浜市
外国人宿泊者数	約7,969万人	約1,978万人	約73万人
日帰り観光客	50.1%	53.0%	87.3%
観光消費額	15,526円	18,740円	6,282円
消費額 宿泊客	49,732円	55,855円	33,896円

⇒インバウンドの効果を活かしきれていない。

2 人口・経済の現状・課題

■ 人口減少社会、生産年齢人口の減少

- ・横浜市の人口は2019年をピークに減少にシフトの見込み。
- ・生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向の見込み。

■ 人口規模に対して、経済規模は大きくない

- ・市の歳入の約4割は市税収入が占める中、個人市民税に対し、法人市民税の割合が低い。
- ・大阪市、名古屋市等と比べて、上場企業数・法人市民税が少ない。
- ・2007年度～2014年度の各年度の実質(名目)経済成長率の平均 全国+0.24% (△0.46%)、横浜市△0.23% (△0.75%)

⇒**地域社会・経済活力の継続への懸念**

3 財政の現状・課題

■ 市税収入の構造

- ・今後、生産年齢人口の減少に伴い、本市、歳入を支えてきた個人市民税は減少が見込まれる。

■ 将来、より厳しい財政運営を迫られる

- ・高齢化に伴い、医療・介護などの扶助費の増加が見込まれる。
- ・高度成長期に整備を行ってきた、学校や下水道管等の公共施設の老朽化により、更新費の増加が見込まれる。

⇒**歳入見込みに対し、歳出見込みが上回る懸念(中期計画)**

4 懸念事項に対する市民の声・現状

■ IRに対する意見

- ・市民の認識は、IR＝カジノであり、ギャンブル依存症の増加や反社会的勢力への懸念の声や、カジノそのものへの嫌悪感の声がある。
- ・中期計画におけるパブリックコメントでは、約2割がIRに対するもので、そのうち9割がIR反対の声。

■ 横浜市のギャンブル等依存症対策

- ・既存ギャンブル等の依存症対策を「よこはま保健医療プラン2018(計画期間:2018～2023)などの計画に基づき推進。
- ・ギャンブル等依存症対策基本法の成立等を踏まえ、更に依存症の知識や理解の促進、相談支援を拡充する必要がある。

II 事業者から提供された情報の概要

1 IRの立地場所

■ **想定立地場所**：12者全てが「山下ふ頭」を想定
【想定理由】

- ・47haという広大でシンボル性の高い敷地
- ・横浜都心部、羽田空港から近く、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセスの利便性が高い。
- ・みなとみらい地区から赤レンガ倉庫、大さん橋、山下公園に続く魅力的なウォーターフロント。 など

2 中核施設の例

(1) **MICE施設** (70,000㎡～229,000㎡)

- ・日本最大級規模でワールドクラスのMICE施設
- ・10万㎡規模以上の展示場、数千人規模以上の国際会議場
- ・従来の横浜MICEの強みである医学系を中心に、科学・技術・自然や産業等の経済波及効果の規模が大きい分野の誘致
- ・パシフィコ横浜との連携 など

※政令での基準・要件:以下の①～③のいずれかを満たすこと

パターン	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数	
①	1,000人以上から3,000人未満	2,000人以上から6,000人未満	12万㎡以上
②	3,000人以上から6,000人未満	6,000人以上から12,000人未満	6万㎡以上
③	6,000人以上	12,000人以上	2万㎡以上

(2) **魅力増進施設**

- ・日本の伝統文化・芸術を紹介、公演する舞台、美術館、文化芸術施設
- ・横浜の文化芸術を発信する施設 など

(3) **送客施設**

- ・国内各観光地への拠点となる総合旅行代理店、ビジターセンター
- ・各地域が有する魅力を体験する機会の提供や、国内観光に必要な運送、宿泊その他サービスの手配を行う観光提案施設 など

(4) **宿泊施設**

- ・施設規模 約270,000㎡～約600,000㎡
- ・客室数 約2,700室～約5,000室
- ・ワールドクラスのラグジュアリーホテル
- ・ビジネス及びレジャー目的の国内外からの訪問客に応えられる様々な機能を有するワールドクラスのホテル など

※政令での基準・要件:客室の床面積合計が概ね10万㎡以上

(5) **その他促進施設**

- ・ユニークなアトラクション施設、博物館、劇場、大規模アリーナ
- ・マリンスポーツサービスを提供するマリナ施設 など



3 投資見込み・売上見込み等

■ **投資見込額** (建設費等 ※1)

- ・約6,200億円～約1兆3,000億円

■ **売上見込額**

- ・約3,500億円～約8,800億円/年

■ **EBITDA** (※2)

- ・約800億円～約2,100億円/年

■ **IR施設面積** (全体)

- ・約670,000㎡～約1,500,000㎡

(※1) 土地取得費用も加算した事業者も含まれている

(※2) 純利益に、支払利息と税金と減価償却費を加えた利益
企業の収益力を分析、比較するのに適した指標とされている

4 観光客数・訪問者数見込み

■ **IR設置後の横浜への観光客数** (2017年:3,631万人)

- ・約4,400万人～約7,800万人/年

■ **IRへの訪問者数**

- ・約800万人～約5,200万人/年

■ **国内・海外観光客の割合**

- ・国内観光客:約4割～約9割 海外観光客:約6割～約1割

5 経済効果見込み

■ **IR建設時**

- ・直接効果 約4,700億円～約1兆1,900億円

- ・全体効果 約6,700億円～約1兆8,000億円

■ **開業後事業運営時**

- ・直接効果 約4,900億円～約9,100億円/年

- ・全体効果 約7,700億円～約1兆6,500億円/年

6 雇用者数見込み

■ **IR建設時**

- ・雇用者数 約4.3万人～約10万人以上

■ **開業後事業運営時**

- ・直接雇用者数 約1.0万人～約5.6万人

- ・間接雇用者数 約0.7万人～約14.9万人

7 地方自治体の増収見込み

■ **地方自治体への増収効果**

- ・約600億円～約1,400億円/年

(カジノ入場料、カジノ納付金、消費税、市民税、固定資産税等)

※開業後、安定運営した平年度ベースの見込み



8 懸念事項対策の例 (アンダーラインは法定事項)

(1) **ギャンブル等依存症の増加への対策**

- ・マイナンバーカードや顔認証システム等による入場制限
- ・自己制御プログラム・排除命令プログラムの導入
- ・ゲーミングフロアにおけるATM設置の禁止
- ・貸付対象者の限定・貸付上限額の設定
- ・従業員への訓練・教育
- ・市民への啓蒙・教育活動
- ・依存症相談窓口の設置、カウンセリングサービス
- ・ギャンブル等依存症についての産学共同研究
- ・ギャンブル等依存症対策基金の設立 など

(2) **青少年への悪影響への対策**

- ・マイナンバーカードや顔認証システム等による入場防止
- ・ギャンブルに関する広告制限
- ・教育プログラムの開発、従業員に対する教育・研修
- ・IR施設周辺の見回り
- ・子供の放置防止などの対策
- ・行政及び地域コミュニティとの連携 など

(3) **反社会的勢力の排除対策**

- ・厳格なカジノライセンス制度に基づくカジノ営業
- ・包括的なセキュリティシステム(顔認証、監視カメラ等)の活用
- ・取引業者及び従業員の背面調査や誓約書への署名実施
- ・データベースを活用した暴力団排除
- ・警察・公安との連携(反社会的勢力の情報の共有化)など

(4) **治安対策**

- ・周辺地区の格を高めるようなリゾートコンセプトの導入
- ・厳格な警備体制の構築
- ・警備員の雇用・組織化・24時間体制での配置
- ・周辺エリアへの防犯カメラの設置及び警備スタッフの配置
- ・犯罪情報の収集と活用、関係機関への犯罪情報の提供
- ・行政・警察・地域との連携 など

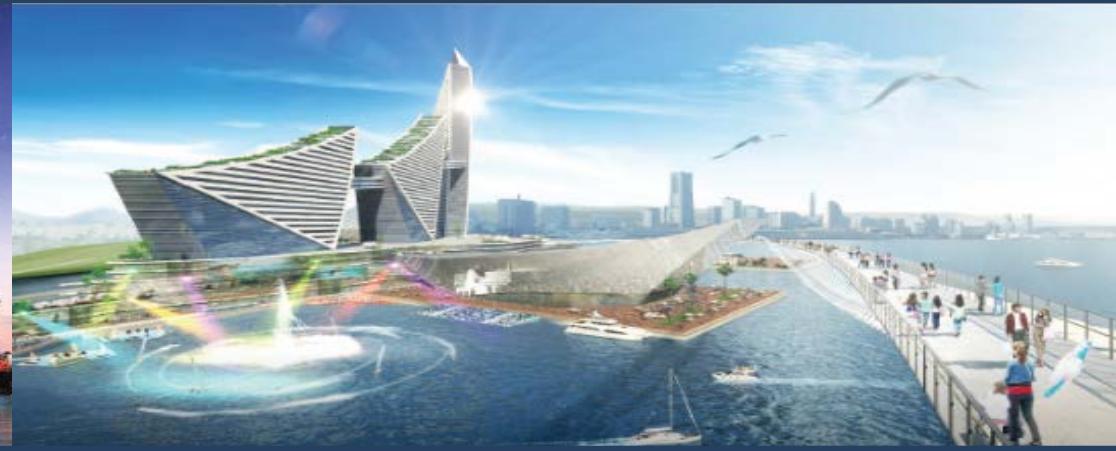
(5) **マネーロンダリング対策**

- ・国際基準(FATF勧告)に準拠した内部統制システムの構築
- ・AML(アンチ・マネーロンダリング)/KYC(顧客確認)ポリシーの導入
- ・徹底した情報管理の実施(顧客情報、取引情報等)
- ・従業員に対する教育・訓練、AML専門チームの設置 など

Ⅲ 事業者から情報提供されたIR施設のコンセプトとイメージ図

■ハーバーリゾートへの旅

それはまるで世界へ出航する帆船のように、横浜IRは横浜に新たな風景をつくれます



■世界を代表する都市型ベイリゾートYOKOHAMAへ

「横浜らしさ」の根幹である文化都市の洗練さと、最先端のエンターテインメント性を兼ね備えた、「世界を代表する都市型ベイリゾートYOKOHAMA」ブランドを発信



■GREEN VEIL

周辺の自然環境とIR施設全体を立体的に結び付け、景観や環境にやさしいIRを実現



■「新しい顔」「新たな人の場」「新リゾート」計画

みなとみらい21地区を含む横浜と調和した、世界に誇れる象徴的な都市景観を創出
水と緑を感じ魅力的な賑わいのある公共空間の形成
多様な集客機能を複合させ、非日常的な体験のできるリゾート



■Yokohama Art & Culture Park and Entertainment Resort

市民と観光客のインスピレーションを喚起し、交流を図り、芸術、文化、エンターテインメントの新たなイノベーションの「波」を起こしていく



IV 有識者ヒアリングでの主な意見、30年度調査のまとめ

有識者ヒアリングでの主な意見

①日本型 I Rについて

問：国で検討されている日本型 I Rについて

- I Rについて市民にしっかりと説明することが重要。
- I Rに関する議論において、カジノと I Rが混同されることが多いが、カジノと I Rそれぞれの問題・懸念事項の性質を区別して議論すべきではないか。
- 「海外富裕層を狙ったカジノ収益」で I R施設全体を支える構造は、リスクがある。
- 日本の観光は次のステージに入ってきていると思われ、日本の魅力を発信するためにも、日本型 I R等が必要な段階。

問：観光・地域経済の振興など I Rの効果について

- 観光に力を入れていきたい地域にはインパクトとなる政策であり、大規模な経済効果を期待できる。
- インバウンド観光客にとって日本はナイトライフが少ない。インバウンドのため大人が遊べる施設が必要であり、I Rはその一端になりうると思う。

問：ギャンブル依存症などの懸念事項について

- ギャンブル依存症対策については事業者まかせではいけない。若者のゲームや薬物依存症対策も含め、総合的な対策を、行政主導で行うことが必要。
- 依存症対策は入口制限では防げないという前提で、もう少し踏み込んだ対策をしないとけない。

②横浜市の場合、課題等について

問：横浜における I Rに関する様々な意見について

- 増収効果が見込まれるから I Rを誘致しようという発想だけでは反対する市民も出てくるのではないかと。横浜市としての将来ビジョンを明確に示す必要がある。
- 横浜を将来的にも元気にするために、思い切って I Rを誘致してみるという手段はありうると思う。その場合には、どの位のコストがかかるかをきちんと試算した上で制度設計をしていく必要がある。
- 地域が大きく変化するのだから、色々な意見があっても良いと思う。大きな開発で不安になる人が出てくるのは当然である。

問：横浜の課題について

- 東京との差別化の観点から、横浜にはもっとアピールできる点がある。東京から富士山を見ると一部しか見えないが、横浜ランドマークタワーの展望台からだと富士山の全景が見られる。また、外国人に人気が高い富士山、箱根、鎌倉へは東京よりも横浜に宿泊した方がアクセスも良いはず。
- 市民が高齢化し、将来的に介護が必要となる人が増加することが見込まれている。市としては、今後どうしていくのか、そのためにどう I Rを活用していくのかについて検討すべき。
- 青少年の健全育成、暴力団及び依存症への対策を十分に実施してほしい。特に、依存症の予防対策に力を入れて検討してほしい。

③事業者への情報提供依頼で得られた内容について

問：I Rの事業性、経済的・社会的効果について

- 事業者からみると、現段階では、魅力増進施設や送客施設をはじめ、色々な施設等についての要求水準が分からないので、事業性等の具体的な検討ができないのではないかと。
- 経済効果の検証のため、I R施設全体の事業計画や来場者数等の見込等について前提条件や収益性を精査すべき。

問：想定される懸念事項などとその対応策について

- ギャンブル依存症の対策を進めるよりは、反社会勢力の動きを抑えることが、カジノに関する対策のコアになると思う。
- 事業者が本当に依存症の予防や治療に踏み込んでいけるのか、特に予防については疑問がある。事業者は明確に分かる形、議論できる形で依存症への取組を示してほしい。

問：立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について

- 写真を撮りたくなるような建物によって、横浜の魅力が高められないと、本当の意味での I Rの象徴にはなりえない。
- I R誘致に関しては白紙と明言する中、今回情報が集まるというのは、横浜には地の利があり、客観的にみて魅力的な場所であるということだと思われる。

30年度調査のまとめ

- 横浜市がこれまで進めてきた街づくりや、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセス利便性など、横浜の都市としてのポテンシャルが高く評価され、市として I Rを導入する・しないについて判断をしていない状況ではあるが、12事業者が海外事例と比べても遜色ない、民間による大規模な開発投資を伴う、I Rの事業性を見込んでいることが示された。
- 観光や地域経済の振興、財政改善などの面から、これまでになかった経済的社会的効果が見込まれることが示された。
- 懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験や I R整備法を踏まえた様々な対策例が示された。
- 一方、調査時点では、政省令などがまだ明らかにならなかったことや、事業者が情報提供を行うにあたり必要な条件や情報が不足していた。
- これらを踏まえ、今後、以下の取組を進める必要がある。
 - ・政省令など国の情報を踏まえるとともに、事業者が必要とする条件や情報を適切に示し、提供された情報の具体化や精度の向上を進めていく。
 - ・事業者から示された懸念事項対策については、実施状況や有効性などについて、確認・検証をしていく。
 - ・本報告書を活用しながら、日本型 I Rについて市民の皆様へ説明していく。

(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設 (I R) 設置運営事業に係るコンセプト募集 (R F C) の提案概要

【これまでの経過】

- 平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」(以下、I R 整備法) が成立。
- 横浜市では、令和元年8月22日、I R の実現に向けた取組を行うことを発表。
- 同年9月の第3回定例会において、補正予算の議決を経て、I R の実現に向けた本格的な検討・準備を開始。また、同年10月から(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設 (I R) 設置運営事業に係るコンセプト提案を募集 (Request for Concept(RFC)) 。

※本R F Cの情報は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の情報となっています。

【RFCの実施概要】

- 事業の名称：(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業
- I R 予定区域の所在地：横浜市中区山下町277-1ほか
- I R 予定区域の面積：約47ha
- 提案を求める主な事項：
 - ・全体方針・計画：事業コンセプト、土地利用、配置、動線、都市デザイン等
 - ・施設計画：施設コンセプト、種類、機能、規模等
 - ・運営計画等：施設運営計画、事業期間、スケジュール、事業計画等
 - ・懸念事項対策：依存症対策、治安対策、交通対策等

R F C ①と②のスケジュール等

項目	スケジュール
R F C 参加登録期限	2019年10月30日
R F C 提案書の提出期限	2019年12月23日
R F C 提案者との対話期間	2020年1月～6月

提案募集項目・提案事業者数・協力事業者名

(掲載は50音順)

①日本型 I R の実現に関すること

- 提案者7者
- ・ウィン・リゾーツ
 - ・ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社
 - ・ゲンティン・シンガポール・リミテッド
 - ・SHOTOKU株式会社
 - ・セガサミーホールディングス株式会社
 - ・メルコリゾート&エンターテインメントリミテッド
 - ・ラスベガスサンズコーポレーション (途中辞退)

②開発事業に関すること

- 提案者3者 (参加登録事業者4者)
- ・株式会社 山本理顕設計工場
- ※その他2者については、事業者名の公表を希望しませんでした。

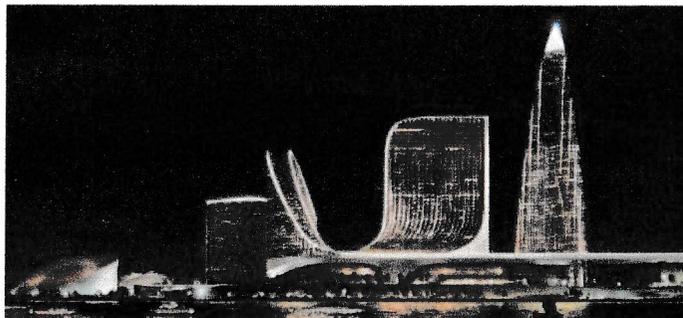
③関連産業に関すること

- 提案者15者
- ・一般社団法人日本ゲーミング協会
 - ・株式会社エス・ピー・ネットワーク
 - ・株式会社響尤 (きょうゆう)
 - ・総合警備保障株式会社横浜支社
 - ・富士通株式会社
- ※その他10者については、事業者名の公表を希望しませんでした。

事業者から提案された情報の概要

1 事業方針、事業計画

【事業者から提案されたコンセプトとイメージ図】

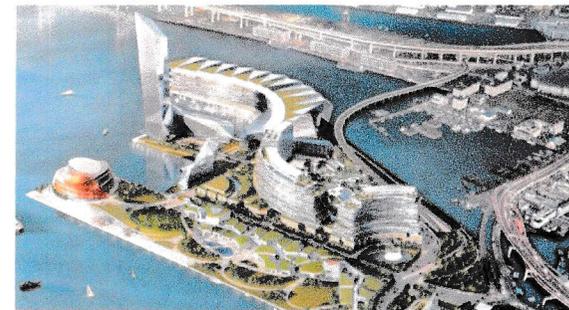


横浜で、横浜と共に築く「シティ・オブ・ザ・フューチャー」

横浜が世界最高のリゾートとなることはもちろんのこと、次世代型スマートシティの開発、文化芸術創造都市の実現、花と緑にあふれ自然と共生するガーデンシティの創造、都市課題解決のモデルシティとなることを目指す



世界へのゲートウェイとなる横浜 日本の粋を集めた世界最高峰の I R



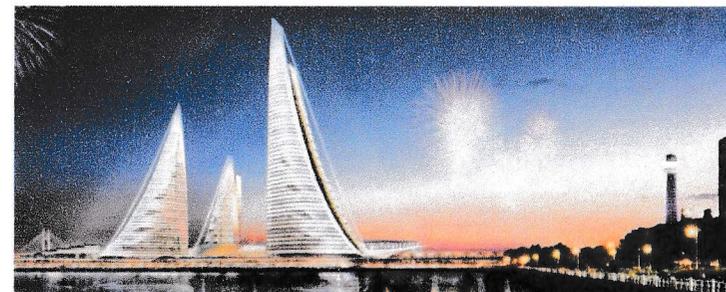
地域融合型の I R

山下ふ頭に賑わいをもたらし、都心臨海部及び横浜全体を再活性化



YOKOHAMA LUXURIOUS HARBOR RESORT — THE WORLD'S BEST EXCITEMENT & ASPIRATIONS —

映画で見たような憧れの舞台で、ラグジュアリーな非日常の世界に浸りきる本物の大人のエンタテインメントを提供し、ソクソクする興奮と優越感があふれ出す I R を実現



“A Renaissance of Yokohama”

横浜を世界最高のウォーターフロント都市、観光デスティネーションへと変えることを目指す
個性的な複数の異なるゾーンで構成し、横浜を更に活気がありライフスタイルを豊かにする都市に変貌
隣接する山下公園通り、山下公園や中華街など周辺の景観やウォーターフロント地区の開発と連携した街づくりを目指す



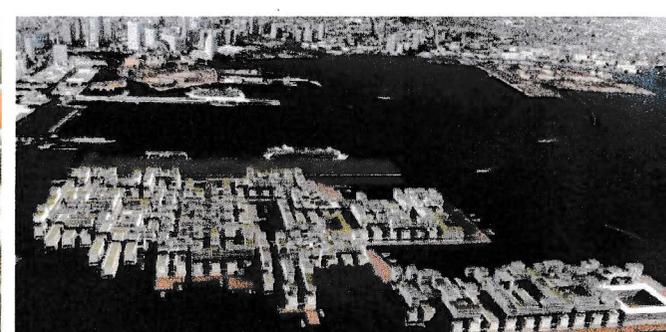
GREEN VEIL

～横浜都心臨海部の新たな象徴となる緑と水の融合都市～
I R 施設全体と人々の様々な活動を“Green Veil”で柔らかかに包み込み、水と緑が融合した人と環境にやさしい I R を目指す



グローバルハーバーシティ横浜

I R 近隣区域に住む人、横浜に住む人、横浜で働く人、横浜で生まれた人、横浜にゆかりのある人、あらゆる横浜の関係者において、誇れる I R
地域と一体となり、地域とともに歩み、市民の目標に立ち、地域社会との融和を図る



2万人が住みながら働く、横浜市民のためのまちを計画する

5000戸（2万人）の職住一体住宅と4000室の宿泊施設を中心とする提案である。2万人の定住人口と16,000人の宿泊者、観光客を取り込む巨大な観光地である。

事業者から提案された情報の概要

2 施設計画、運営計画

MICE施設

－パシフィコ横浜とのコラボレーションによるアジアを代表するMICE都市・横浜の実現－

展示場：60,000㎡～120,000㎡、会議室収容人数：4,000人～20,000人
 年間開催件数：国際会議場施設 160件～2,431件 展示等施設 82件～350件
 年間参加者人数
 ：国際会議場施設 26.3万人～262.5万人 展示等施設 218.8万人～1,045万人

- ・「横浜をアジアのMICEハブとする」「国際的なMICE都市としての圧倒的なブランドの確立」
- ・国際会議協会（ICCA）標準の国際会議だけでなく、世界トップクラスのハイレベルな閣僚級会議等も開催
- ・日本で最大規模の展示会場として、世界的に見ても大規模な展示会場として設計
- ・柔軟性が高く、使い勝手が良く、最先端かつ一体的なMICE会場を新設
- ・既存施設と共存共栄を図り国際会議都市としてのブランドの確立を目指す
- ・横浜IRのMICE施設とパシフィコ横浜が互いに補完し合い、「シナジーと協力関係」を確立

※政令での基準・要件:以下の①～③のいずれかを満たすこと

パターン	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数	
①	1,000人以上から3,000人未満	2,000人以上から6,000人未満	12万㎡以上
②	3,000人以上から6,000人未満	6,000人以上から12,000人未満	6万㎡以上
③	6,000人以上	12,000人以上	2万㎡以上

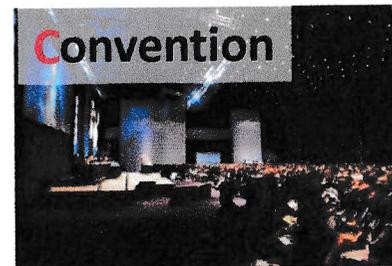
※本R F Cでは、①か②を要件とする



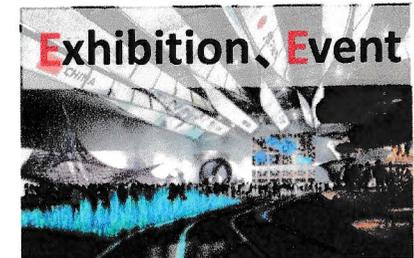
企業等の会議



報奨・研修旅行



国際機関・団体、学会等が行う国際会議



展示会・見本市・イベント

魅力増進施設

－我が国の魅力的な、伝統、文化、芸術、技術、暮らし等を、観て、聴いて、触れて、食べて、体験して、感じて、横浜のことを、日本のことを知って、ファンになって頂くための施設－



緑豊かな庭園空間で、茶室などの迎賓施設を備える



料亭を中心に緑豊かなお庭を見渡せる環境に四季折々の景色づくり。茶室や能舞台を設え、日本の伝統文化を伝える総合芸術としての和食をおもてなしする。



幅広い訪日外国人や日本人、多様なニーズをもつそれぞれの人が、自分好みの日本を見つけられるよう、伝統文化からポップカルチャーまで様々な日本を発信



日本の祭りの魅力を体感するイベントの開催

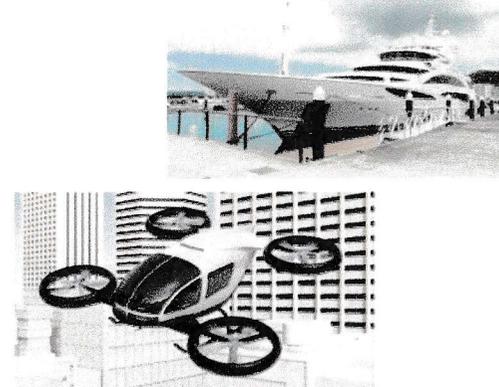
事業者から提案された情報の概要

2 施設計画、運営計画

送客施設

－『横浜を日本のゲートウェイ「玄関口」へ、そして、日本の旅のデスティネーション「目的地」へ－

- ・世界が日本と繋がるショーケース・コンシェルジュ施設
- ・日本中に観光客を送客する新たな日本観光モデルの構築
- ・来訪者に横浜及び日本各地の魅力を発信（ショーケース）し、旅の計画を一元的に手配・送客（コンシェルジュ）する
- ・日本らしい“おもてなし”あふれるワンストップサービスの提供
- ・多様な旅行ルートと観光デスティネーションを提案
- ・宿泊施設の予約や交通機関、現地情報の提供をすることで、スムーズで快適な旅をサポート
- ・自治体や横浜観光コンベンションビューロー、地域事業者、商店会などと協業し、周辺地域の周遊観光商品を企画
- ・多様な交通アクセスに対応できるヘリポートやシーバス等の水上交通の受入施設やC I Qターミナル等の整備
- ・旅行代理店と連携し、お客様の要望に応じて、目的地までの交通手段・宿泊・食事・その他観光などの情報提供から、チケットまで一括してコンシェルジュが対応



ウェルカムハブ

交通機関の乗り換えをスムーズにし、I R施設の機能や横浜市、神奈川県、日本全国の観光名所・施設に関する情報を、すべてのI R来訪者に提供する施設

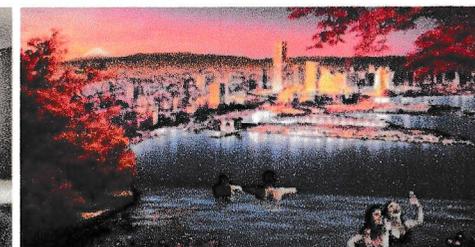
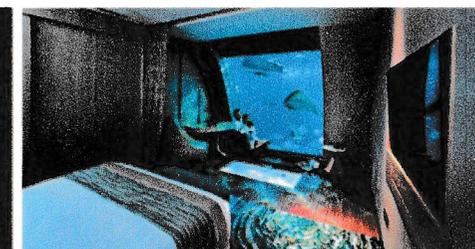
宿泊施設

－世界中から『横浜I R』を訪れる、富裕層、ビジネス客、ファミリー層など、あらゆる来訪客のニーズに対応できる宿泊施設－

施設規模：約160,000㎡～約750,000㎡
客室数：約2,500室～約5,200室

- ・いつかは泊まってみたい憧れを象徴するホテルが集まる場所
- ・横浜の新たなシンボルとなる世界最高水準のホテル
- ・世界各地から横浜I Rを訪れるビジネス客やファミリー層、富裕層などの多様な客層に対応できる施設・サービス
- ・デラックスタイプのファミリーホテルから、スーパーラグジュアリーの日本旅館やヴィラまで、利用者需要の高度化・多様化に対応した宿泊施設

※政令での基準・要件:客室の床面積合計が概ね10万㎡以上



事業者から提案された情報の概要

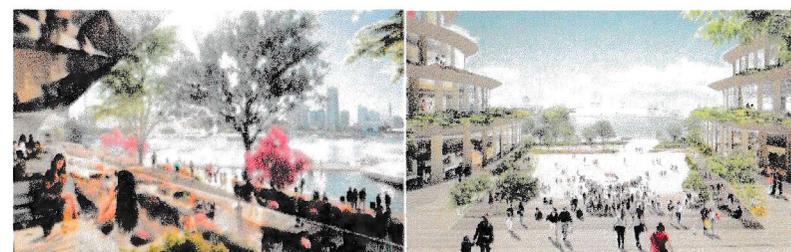
2 施設計画、運営計画

来訪及び滞在寄与施設等

－国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる国内外からの来訪客及び滞在の促進に寄与する施設－



テーマパーク（屋内アトラクション、ハイブリッジの絶景を堪能できるカフェ、ライブショー）



横浜ならではの景色が垣間見えるよう建物を配置



野外フェスティバル・ステージ

・コミュニティ全体が楽しめる公共スペース、レジャーマリーナ、ウォーターアクティビティの実現



ファミリー向けウォーター・パーク

カジノ施設

※カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置については、P.8を参照。

- ・一般の顧客動線からは目に留まらない場所にカジノを配置
- ・ゆとりあるラグジュアリーなゲーミング空間を創出し、大人の社交場に相応しい品格と格式を持たせる
- ・VIP顧客専用ゾーンの設置等、訪問客自らの嗜好に基づいて選択できるよう、マルチゾーンによって構成
- ・最高位の透明性と法令順守をもって運営
- ・カジノ従業員全員は各自の所属部署に関するもののみならず、責任あるゲーミングについても厳格な研修を受講

※政令での基準・要件:

カジノを行う区域の面積は、I R施設全体の床面積の3%以内



事業者から提案された情報の概要

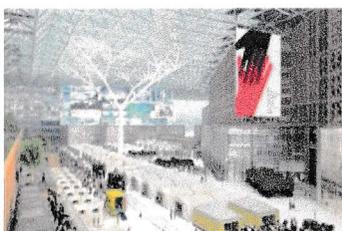
2 施設計画、運営計画

■スマートシティ・環境負荷低減

- ・環境負荷の少ない交通手段の導入による二酸化炭素排出量の削減
- ・最先端技術を用いた高品質できめ細やかなサービスの提供・安全安心なまちの実現
- ・建物管理システムにスマート技術とIoTを導入し、エネルギー利用の最適化
- ・「グリーンインフラ」（屋上庭園、壁面緑化、雨水貯留など）を最大限に活用
- ・再生可能エネルギーの活用
- ・循環システムを構築し、施設内の廃棄物やフードロスの削減対策などを実施
- ・都心臨海部の回遊性向上にも寄与するMaaSシステムの構築
- ・横浜の生物多様性向上と横浜ブルーカーボン事業への貢献



緑のプロムナード



帰宅困難者等の受入れ対応



■危機管理・災害対策

- ・津波・高潮対策として歩行者専用スペースを主に2階以上に配置、浸水対策を意識し重要設備を高層階に配置
- ・地震災害に備えた制震システムや免震システムの導入
- ・台風等の風水害リスクに対応した建設物の全体計画
- ・電線の地下化や複数の電力供給ネットワークの構築による安定的な電力供給体制の整備
- ・電力供給が完全に途絶した場合に備えた、重要な施設向けの非常用発電設備
- ・大型の太陽光発電設備等、可能な限り電力供給源を多様化するため、再生可能エネルギーによる電力供給を導入
- ・事業継続計画と緊急時対応計画の策定、計画に基づく研修や訓練の実施
- ・行政機関、警察、自治会、交通事業者等と協調した対応策の構築
- ・非常用放送やデジタルサイネージによる発災時の情報発信
- ・誰でも避難が可能で、高齢者や子供でも移動がしやすいバリアフリーアクセスの整備
- ・負傷者や足止めされた来訪者へ支給する災害用キット(ブランケット、懐中電灯、応急処置用医薬品、乾燥食品、非常用トイレ、水等を含む)の貯蔵
- ・周辺地域の帰宅困難者等の受入れ対応

3 設置運営事業等に関する事項等

■周辺地域との連携・貢献

- ・既存施設やイベントなどとの連携を強化
- ・まち中にある資源と横浜IRの機能を結びつけることで、まち全体がリゾートのような一体感のある観光地となることを目指す
- ・地元で行われているイベントに協賛することでまちの活性化に寄与
- ・地域の多様な世代（ファミリーやシニア層等）に親しみを感じてもらえるイベントを開催
- ・地域で愛されるお店、惜しまれつつ閉店したお店のIR区域内への出店障壁を下げ、横浜の魅力横浜IRから発信

■雇用確保、人材育成、食材・物品等市内調達、市民広報等の方針・計画

- ・女性、高齢者、障害者を含む地元を中心とする日本人従業員の雇用
- ・地域の教育機関と連携し、若者及び地域人材をホスピタリティの高い人材に育成し、IRだけでなく地域社会へ輩出することを目指す
- ・外国人従業員は、「日本のアンバサダー」となるべく日本語と日本文化の集中研修を受講
- ・柔軟な就労形態と職務変更の提供
- ・働きやすい職場環境の形成
- ・物品、サービス、食材、飲料を可能な限り地元から調達
- ・地元企業やブランドのプロモーション
- ・最新技術の実証実験の場としてIRを活用することによる商品・サービス開発や市場開拓の促進

■交通対策

- ・歩車分離の交通計画、自転車専用レーンの整備
- ・水際沿いの賑わいを引き込むプロムナードや、緑と憩いのプロムナードの整備
- ・山下公園から山下ふ頭まで一体的に連続するオープンスペースの整備
- ・バスやタクシー等での来訪を想定した交通ターミナルの整備
- ・多様な交通アクセスに対応できるヘリポートやシーバス等の水上交通の受入施設やC I Qターミナル等の整備
- ・MaaSシステムを活用して収集したビッグデータを活用、IR区域における交通特性を分析し、適切な交通誘導策を実施
- ・新交通システムやパーソナルモビリティの導入
- ・「最新の交通システム」の導入を目指し、回遊性、送客性の向上を図る



事業者から提案された情報の概要

4 I R 実現による効果

■ 観光の振興

インバウンドを含む I R への訪問者数
2,100万人～3,900万人／年 (国内観光客割合：67～80%)

I R 区域内での消費額
4,900億円～6,900億円／年

■ 地域経済の振興

経済波及効果 (間接効果含む) ※

建設時：1兆1,000億円～1兆6,000億円

運営時：7,400億円～9,700億円／年

《参考》 MM21地区建設投資額：約2兆625億円 (昭和58年～平成28年)

雇用創出効果 (間接効果含む) ※

運営時：91,000人～119,000人／年

■ 財政改善への貢献

地方自治体への増収効果 ※

860億円～1,000億円／年

(納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税)

《参考》 令和元年度 法人市民税：586億円

《参考》海外事例

施設名	年間延訪問客数
マリーナ・ベイ・サンズ	約4,500万人
リゾート・ワールド・セントーサ	約2,000万人
ギャラクシー・マカオ	約2,000万人

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

■ 効果 (数値) については、事業者から提供された情報です。
 ※印の数値については、それらの情報を基に、委託先の監査法人が整理・確認したものです。
 ■ なお、これらの数値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値となっています。今後、追加で実施する R F C で影響を確認の上、区域整備計画を作成するまでに明確化します。

横浜に拡がる I R の効果

周辺地域への 宿泊、飲食客の増加 関内・関外、MM21地区、 横浜駅など	食材、物品等の 市内調達機会増加 横浜ブランド農産物、花木、 畜産・加工品、リネンほか	雇用の創出 ① 質の高いサービスを提供する人材の育成・輩出 ② 外国人材の誘致 ③ 市内居住
観光、サービス 産業機会の増加 大型のアフターコンベンションツアーなど	総合的な 依存症への対策 薬物、アルコールに加え、 インターネット、ゲームなど	

項目	内容	使途	根拠条文
納付金	GGR (カジノ行為粗収益) 30% (国庫納付金15%、認定都道府県等納付金15%)	公益目的 として使用	I R 整備法 第192、193条
入場料	日本人等の入場者に対し、1日 (24時間) 単位で徴収 6,000円 (国と認定都道府県等で各3,000円)	公益目的 として使用	I R 整備法 第176、177条

税の種類	対象 (例示)
固定資産税	土地・家屋・償却資産 (事業のために用いている構築物・機械等)
都市計画税	都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋
法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人

事業者から提案された情報の概要

5 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光実現のための施策及び措置 (MICE誘致施策及び措置、周辺地域及び全国観光地と連携した観光施策及び措置)

- ・ I Rの来訪者が再訪したくなるような魅力的な施設デザイン、個々の来訪者のニーズを汲み取った洗練されたサービス
- ・ユニバーサルデザイン及び多文化共生を考慮した快適性を追求
- ・多言語対応、宗教や文化に配慮したサービスの提供
- ・市内観光及び地域の魅力の紹介
- ・空港や周辺駅にアクセスできる移動サービスの提供

6 有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置 (アンダーラインは法定事項)

■ ギャンブル等依存症の増加への対策

- ・マイナンバーカードや顔認証システム等による入場制限
- ・自己制御・家族制限プログラム・排除命令プログラムの導入
- ・ゲーミングフロアにおけるATM設置の禁止
- ・貸付対象者の限定・貸付上限額の設定
- ・プレイ時間、賭け金等、ゲーミング習慣の追跡
- ・従業員への訓練・教育
- ・市民への啓蒙・教育活動
- ・依存症相談窓口の設置、カウンセリングサービス
- ・自助グループ等の紹介・連携
- ・ギャンブル等依存症についての産学共同研究
- ・ギャンブル等依存症対策に係る資金的支援
- ・身近な地域での総合的な依存症対策に取り組むネットワークの構築 など

■ 治安対策

- ・先進技術を活用した機械警備
- ・警備員の雇用・組織化・24時間体制での配置
- ・域内周辺も含めた警備員の配置、監視カメラの設置
- ・犯罪情報の収集と活用
- ・行政・警察・地域との連携
- ・元町・中華街駅等の主要駅からのアクセス動線上への警備員の配置
- ・会場周辺や周辺商店街を含む I R 区域外での清掃活動の実施 など

■ マネー・ローンダリング対策

- ・国際基準 (FATF勧告) に準拠した内部統制システムの構築
- ・AML(アンチ・マネー・ローンダリング)/KYC(顧客確認)ポリシーの導入
- ・徹底した情報管理の実施 (顧客情報、取引情報等)
- ・従業員に対する教育・訓練、AML専門チームの設置 など

■ 青少年への悪影響への対策

- ・マイナンバーカードや顔認証システム等による入場防止
- ・ギャンブルに関する広告制限
- ・従業員に対する教育・研修
- ・夜間巡回や警備員の配置
- ・行政及び地域コミュニティとの連携 など

■ 反社会的勢力の排除対策

- ・厳格なカジノライセンス制度に基づくカジノ営業
- ・包括的なセキュリティシステム (顔認証、監視カメラ等) の活用
- ・取引業者及び従業員の背面調査
- ・データベースを活用した暴力団排除
- ・警察との連携 など



カジノ施設への入退場者の管理が可能な入退場ゲートとキオスク端末



入退場ゲート

バスポート・スキャナー

顔認証システム

バーコードスキャナー

横浜市、国、神奈川県、I R事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力し、国の定める規制や施策に基づき、懸念事項対策に取り組めます。

日本型IRにおける懸念事項対策のための規制

◀具体的な懸念事項対策▶

- 国内の I R 施設は上限 3 つに設定、カジノ行為を行う区域の面積は I R 施設全体の床面積の 3 % 以内
- 20 歳未満の者等への広告及び勧誘の規制
- 日本人等への 7 日間で 3 回迄、28 日間で 10 回迄の入場制限
- マイナンバーカード等による本人・年齢確認
- 日本人等への 24 時間毎に 6,000 円の入場料
- カジノ内への ATM の設置禁止
- 入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備
- 本人の申告、本人以外の家族が申告することによる入場制限
- カジノライセンス取得のための背面調査及びカジノライセンス取得後の定期的な審査

ギャンブル等依存症対策基本法

国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的に、平成30年にギャンブル等依存症対策基本法を制定し、以下の10の施策を定めました。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 教育の振興等 | ⑥ 民間団体の活動に対する支援 |
| ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | ⑦ 連携協力体制の整備 |
| ③ 医療提供体制の整備 | ⑧ 人材の確保等 |
| ④ 相談支援等 | ⑨ 調査研究の推進等 |
| ⑤ 社会復帰の支援 | ⑩ 実態調査 |

事業者から提案された情報の概要

■ 関連産業に関する情報

※提案事業者が公表を希望する内容のみ掲載
 ※提案事業者15者のうち、10者については事業者名、情報ともに公表を希望しませんでした。

提案事業者	業種等	関連産業	主な提案内容
一般社団法人日本ゲーミング協会	カジノの調査・研究	クロス・マーケティング	カジノで顧客に提供されるコンパウンドの施設外利用
株式会社エス・ピー・ネットワーク	サービス業	非公表	
株式会社響尤（きょうゆう）	娯楽業	日本武術由来の自社開発競技によるスポーツベッティング及び関連エコシステムを運用するeスポーツ産業	依存症対策、治安悪化対策、マネーロンダリング対策、I Rのファイナンス
総合警備保障株式会社横浜支社	警備業	非公表	
富士通株式会社	情報サービス業	非公表	

(掲載は50音順)

(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設 (I R)
設置運営事業に係る追加コンセプト募集 (追加 R F C) の提案概要

1 追加 R F C の実施概要

■事業の名称

(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業

■実施期間

令和 2 年 10 月～12 月

■追加で提案を求める主な事項

- ・ I R 事業者のコンプライアンスの確保
- ・ 国や地方自治体の職員と I R 事業者との接触ルールの考え方
- ・ 都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力
- ・ I R 区域・ I R 施設の安全性の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策 (施設計画、運営計画等)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響 (事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会的効果等)

■提案募集項目・提案事業者数・協力事業者名 (掲載は 50 音順)

①日本型 I R の実現に関すること 提案者 5 者

- ・ ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社
- ・ ゲンティオン・シンガポール・リミテッド
- ・ SHOTOKU 株式会社
- ・ セガサミーホールディングス株式会社
- ・ メルコリゾーツ&エンターテインメントリミテッド

②開発事業に関すること 提案者 3 者

- ・ 株式会社 山本理頭設計工場

※その他 2 者については、事業者名の公表を希望しませんでした。

2 事業者から提案された情報の概要

(1) I R 事業者のコンプライアンスの確保

- ・ 「コンプライアンス計画」の策定、推進体制
- ・ 経営トップから C S R 経営とコンプライアンス経営について全社員に発信、コンプライアンス意識と風土を醸成
- ・ 「グループコンプライアンス・リスク連絡会議」を開催、社内体制構築を図る
- ・ 全役職員を対象とした研修、啓蒙活動の実施

- ・「コンプライアンスブック」を社員に配布。コンプライアンステストやグループ全社員を対象とした新入社員／階層別研修等を実施
- ・内部監査、内部通報制度
- ・社内監査部門による汚職防止の監査
- ・コンプライアンス研修を通じて、事業体側の特定の個人宛ての不適切な金銭の受領の防止に努める
- ・支払いは、基本的に銀行振込。現金出金も領収書提出を義務付け
- ・多種多様な現場環境レベルにおける、反社会的勢力との接触可能性が疑われる個別具体的なシチュエーションで適切な対応がとれるよう、Q & A 配布

(2) 国や地方自治体の職員と I R 事業者との接触ルールの考え方

- ・国や地方自治体との接触ルールを定めるとともに、従業員教育を徹底
- ・国や自治体等が、I R 事業者と国や自治体等との接触ルールを明確にすることで、既存の汚職防止をさらに強化する方針を支持
- ・追加的なルールとして以下を想定
 - ・国や自治体等が各国カジノを訪問する際の行動規定
 - ・国や自治体等と I R 事業候補者が実施する打合せの場所、頻度、参加者のガイドライン
 - ・国や自治体等と I R 事業候補者の公式／非公式な接触の公開に関するルール

(3) 都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力

- ・ギャンブル依存症対策に特化した官民連携の専門機関を設置
- ・ゲーム実績の統計データ等、日本のギャンブル等依存症対策・研究の一助となるよう、プロセスデータ等の情報連携も推進

(4) I R 区域・I R 施設の安全性の確保

- ・カジノによる悪影響から青少年を保護する施策の実施
- ・警備員、監視カメラ、ドローンを用いた警備。I R 区域内外の清掃活動、パトロールなど
- ・スマートシティの推進により、感染症対策や災害等の被害の拡大を防ぐ、安心・安全なまちづくりを実現
- ・マネー・ローンダリング組織、テロリスト、テロ資金提供者に利用されないようにするため、業界のベスト・プラクティスを基に従業員トレーニングプログラムを作成し当局に提供

(5) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策（施設計画、運営計画等）

- ・「日本型 I R 版 感染症対策ロードマップ」の作成
- ・非常事態時における連携体制・対応方法などについて平常時から民間と行政での事前協議を実施
- ・行政の要請に 24 時間対応できる体制の構築・遂行
- ・情報発信のためのシステムの事前構築、顧客・従業員・マスコミに対する適切かつ迅速な情報発信
- ・訪問客及び従業員の安全に対する I R 全体の包括的なソーシャルディスタンス方針の設定

- ・施設利用者の要望に応じてフェイスマスク、消毒用品を提供
- ・施設全体の消毒、すべての入口で検温を実施、エレベーターとトイレを1時間ごとに消毒
- ・全てのゲーミングテーブル、ゲーミング機器、飲食店に飛沫拡散防止用シート
- ・カジノ敷地全体、触れる頻度の高い場所や共用部への抗菌コーティング等
- ・プレーヤーから回収した全てのチップの消毒
- ・プレーイングカードの破棄（使用后ごとに）
- ・自動体温測定・追跡（会場内の主要ポイントで、参加者をスクリーニング）、高機能な換気・空気清浄システム（空調システムの導入）
- ・ICTやAI等の技術を用いた感染者や来街者の行動把握等について検討
- ・国、自治体等の指導に従うとともに、近隣類似施設の状況にも鑑みて休業等の判断を行う
- ・IR施設（各施設、パブリックスペース）のデザイン及び環境の評価と再構築
- ・非接触型サービスや業務効率化を目的とした技術革新の適用
- ・感染症発生時の3密の回避対策、消毒や換気といった人による環境整備だけでなく、IoTやロボティクスなど先進技術を活用した省人化対策も行いながら、クラスター発生を防ぐ

（6）新型コロナウイルス感染症の影響（事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会的効果等）

- ・2025年には状況が戻るという民間事業者の予測をふまえ、IR開業が2025年以降であることを見据えて、大幅に投資の規模を減額することは想定していない。
- ・将来的に状況が改善することや、ハードの整備、人材教育等に時間を要することをふまえ、今から将来への投資として、海外のIR施設の拡張計画を進めている。
- ・コロナ影響等を踏まえ、施設規模の見直しに伴う建物・設備費を圧縮
- ・施設規模は、主に宿泊施設、エンターテイメント施設などについて、投資額の抑制に伴った見直しを検討中だが、見直しの基本的な考え方は「質を落とさず、スケールを抑制する方針」で検討

※経済的社会的効果（数値）について

経済的社会的効果（数値）については、新型コロナウイルス感染症による影響等の社会情勢を見極めながら、区域整備計画作成までに明確化します。

IRの実現に向けて 市民説明会アンケート

12区合計 結果

(中区、神奈川区、西区、金沢区、鶴見区、磯子区、南区、旭区、保土ヶ谷区、港南区、緑区、港北区)

■ 概要

説明会実施期間： 令和元年12月4日（水）～令和2年2月14日（金）
 説明会開催会場： 市内12か所
 参加者数： 3815 人 （うち回答者数： 3101人 ）

■ アンケート集計結果

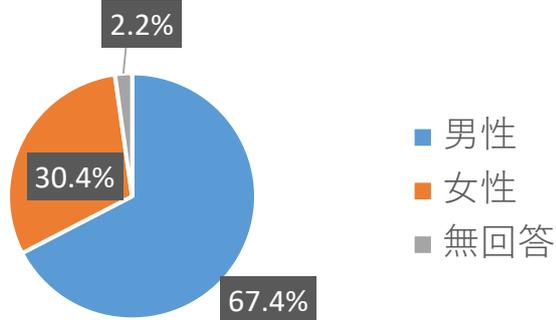
12区合計（中区、神奈川区、西区、金沢区、鶴見区、磯子区、南区、旭区、保土ヶ谷区、港南区、緑区、港北区）

- 1 あなたのことについてお尋ねします。

性別（○は1つ）

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	男性	2089	67.4%
2	女性	943	30.4%
なし	無回答	69	2.2%
計		3101	100.0%

性別

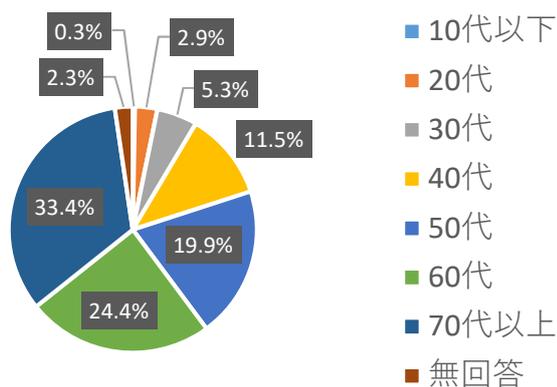


男性 約7割、女性 約3割と
なっています。

年齢（〇は1つ）

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	10代以下	9	0.3%
2	20代	90	2.9%
3	30代	164	5.3%
4	40代	357	11.5%
5	50代	616	19.9%
6	60代	756	24.4%
7	70代以上	1037	33.4%
なし	無回答	72	2.3%
計		3101	100.0%

年齢

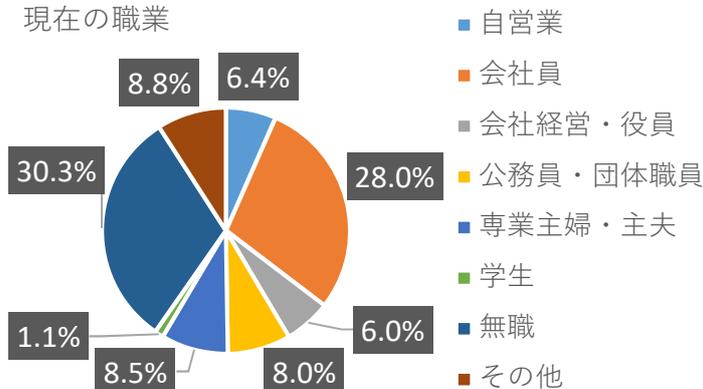


50代以上が約8割を占めています。

現在の職業（〇は1つ）

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	自営業	197	6.4%
2	会社員	868	28.0%
3	会社経営・役員	185	6.0%
4	公務員・団体職員	248	8.0%
5	専業主婦・主夫	263	8.5%
6	学生	35	1.1%
7	無職	941	30.3%
8	その他	273	8.8%
なし	無回答	91	2.9%
計		3101	100.0%

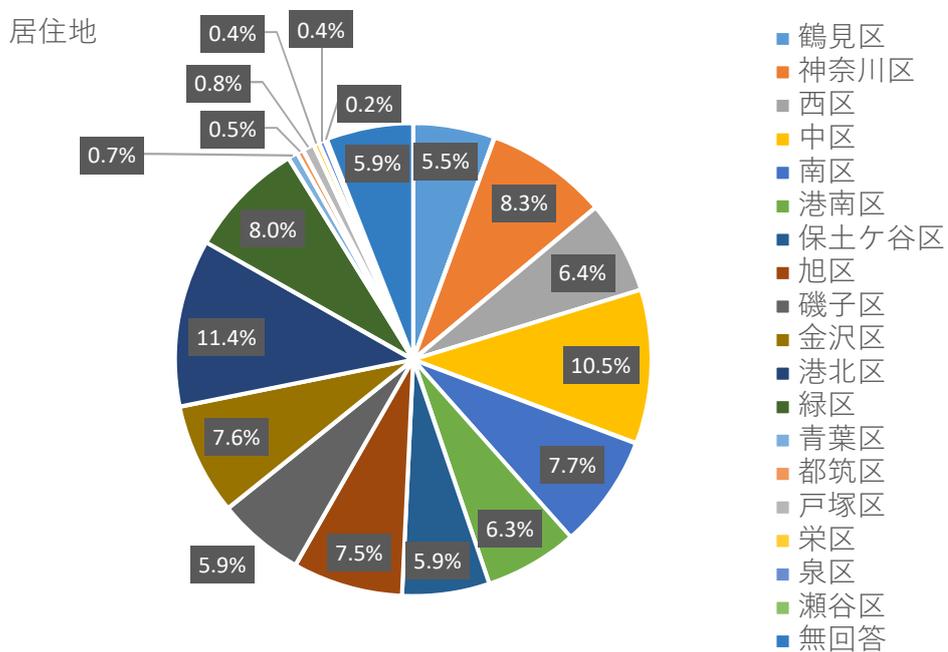
現在の職業



「無職」が最も多く、次いで「会社員」の順となっています。

居住地（〇は1つ）

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	鶴見区	172	5.5%
2	神奈川区	258	8.3%
3	西区	197	6.4%
4	中区	327	10.5%
5	南区	240	7.7%
6	港南区	196	6.3%
7	保土ヶ谷区	184	5.9%
8	旭区	232	7.5%
9	磯子区	184	5.9%
10	金沢区	237	7.6%
11	港北区	355	11.4%
12	緑区	247	8.0%
13	青葉区	21	0.7%
14	都筑区	14	0.5%
15	戸塚区	24	0.8%
16	栄区	12	0.4%
17	泉区	13	0.4%
18	瀬谷区	5	0.2%
なし	無回答	183	5.9%
計		3101	100.0%

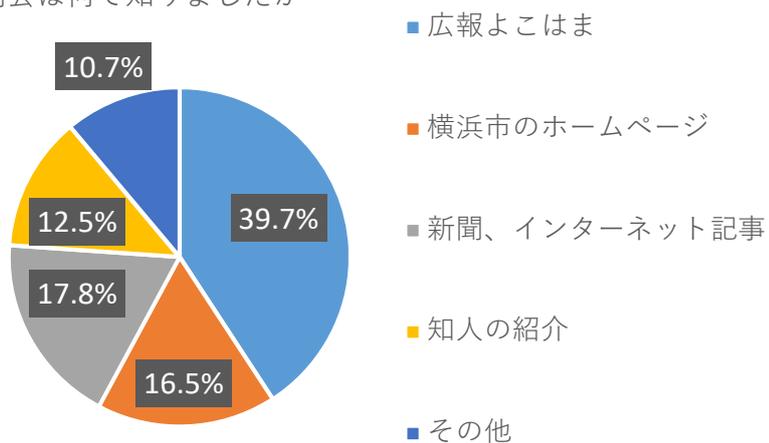


港北区が最も多く、次いで中区、神奈川区の順となっています。

本説明会は何で知りましたか（〇は1つ）

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	広報よこはま	1230	39.7%
2	横浜市のホームページ	512	16.5%
3	新聞、インターネット記事	551	17.8%
4	知人の紹介	387	12.5%
5	その他	333	10.7%
なし	無回答	88	2.8%
計		3101	100.0%

本説明会は何で知りましたか



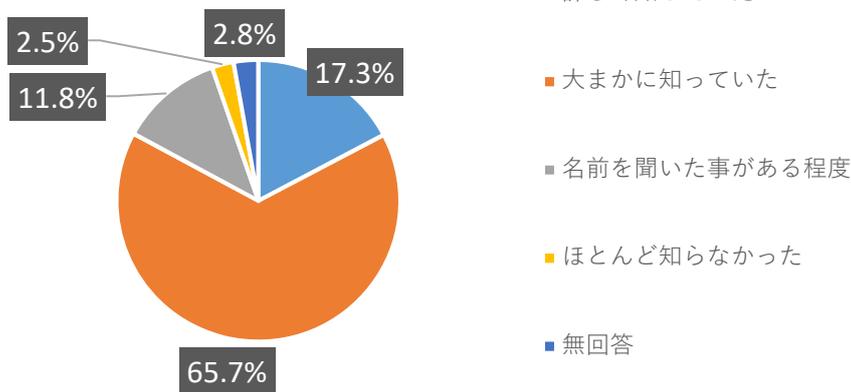
「広報よこはま」からが情報源としてもっとも高く、次いで「新聞、インターネット記事」、「横浜市のホームページ」の順となっています。

2 IRの認識についてお尋ねします

(1) IR (統合型リゾート) については、どの程度知っていましたか (〇は1つ)

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	詳しく知っていた	535	17.3%
2	大まかに知っていた	2036	65.7%
3	名前を聞いた事がある程度	366	11.8%
4	ほとんど知らなかった	77	2.5%
5	無回答	87	2.8%
計		3101	100.0%

IR (統合型リゾート) については、
どの程度知っていましたか

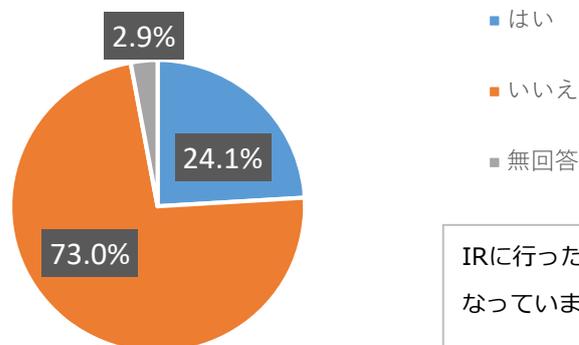


「詳しく知っていた」、「大まかに知っていた」が合わせて8割以上となっています。

(2) IRに行ったことがありましたか (〇は1つ)

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	はい	746	24.1%
2	いいえ	2264	73.0%
3	無回答	91	2.9%
計		3101	100.0%

IRに行ったことがありましたか



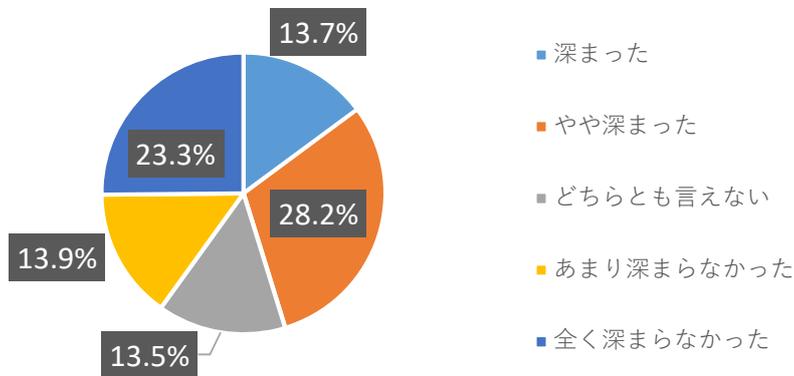
IRに行ったことがある方は約2割となっています。

3 本日の説明を聞いた後の状況についてお尋ねします

(1) 今回の説明会を聞いて、IRへの理解がどのように深まりましたか (〇は1つ)

回答番号	項目	回答数	回答の割合
1	深まった	425	13.7%
2	やや深まった	873	28.2%
3	どちらとも言えない	420	13.5%
4	あまり深まらなかった	430	13.9%
5	全く深まらなかった	721	23.3%
なし	無回答	232	7.5%
計		3101	100.0%

今回の説明会を聞いて、
IRへの理解がどのように深まりましたか



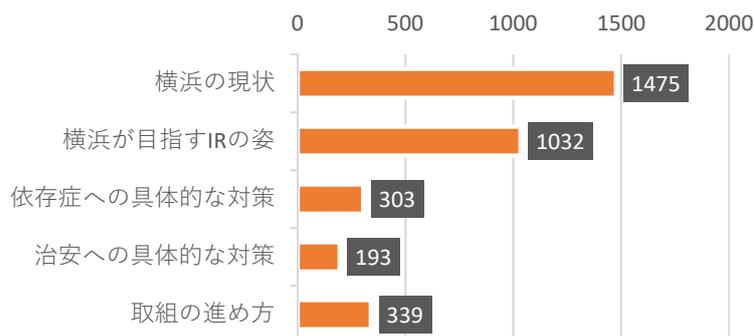
「深まった」、「やや深まった」合わせて約4割となっています。

(2) 理解を深めることができた内容は何ですか (〇は3つまで)

有効回答者数： 3096

回答番号	項目	回答数
1	横浜の現状	1475
2	横浜が目指すIRの姿	1032
3	依存症への具体的な対策	303
4	治安への具体的な対策	193
5	取組の進め方	339
6	該当なし	787

理解を深めることができた内容は何ですか



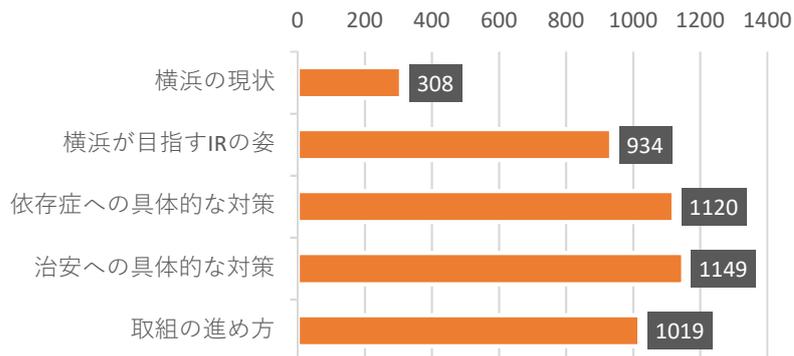
「横浜の現状」、「横浜市が目指すIRの姿」、「取組の進め方」の順となっています。

(3) 分かりづらかった内容は何ですか（〇は3つまで）

有効回答数： 3069

回答番号	項目	回答数
1	横浜の現状	308
2	横浜が目指すIRの姿	934
3	依存症への具体的な対策	1120
4	治安への具体的な対策	1149
5	取組の進め方	1019
6	該当なし	423

分かりづらかった内容は何ですか



「治安への具体的な対策」、「依存症への具体的な対策」、「取組の進め方」の順となっています。

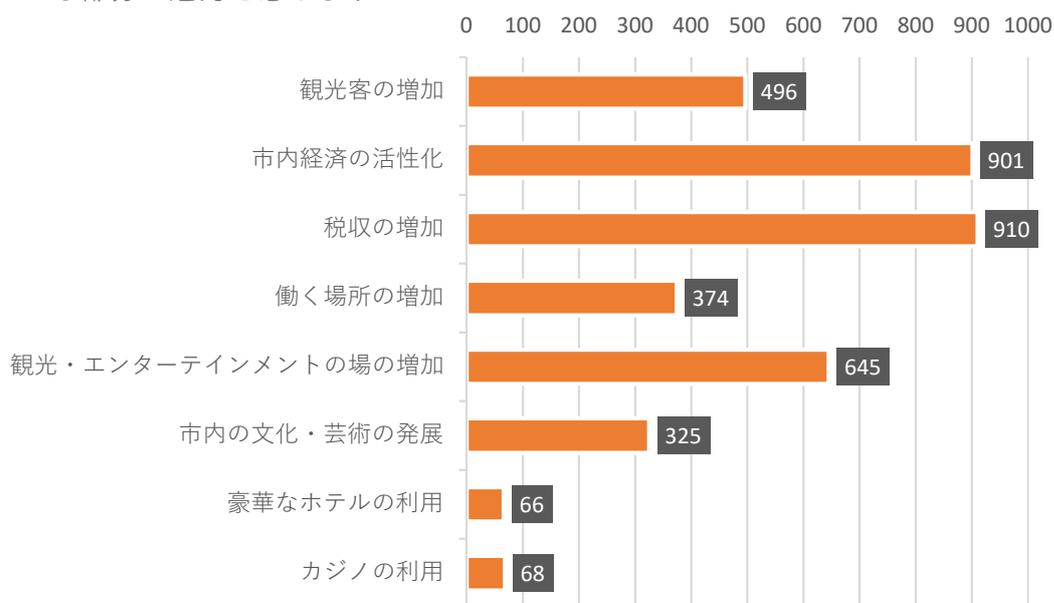
(4) あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、
IRはどのような部分に魅力を感じますか（〇は3つまで）

有効回答数： 3070

回答番号	項目	回答数
1	観光客の増加	496
2	市内経済の活性化	901
3	税収の増加	910
4	働く場所の増加	374
5	観光・エンターテインメントの場の増加	645
6	市内の文化・芸術の発展	325
7	豪華なホテルの利用	66
8	カジノの利用	68
9	その他	238
10	該当なし	1079

※その他については、各区集計をご覧ください

あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、IRはどのような部分に魅力を感じますか



「税収の増加」、「市内経済の活性化」、「観光・エンターテインメントの場の増加」の順となっています。

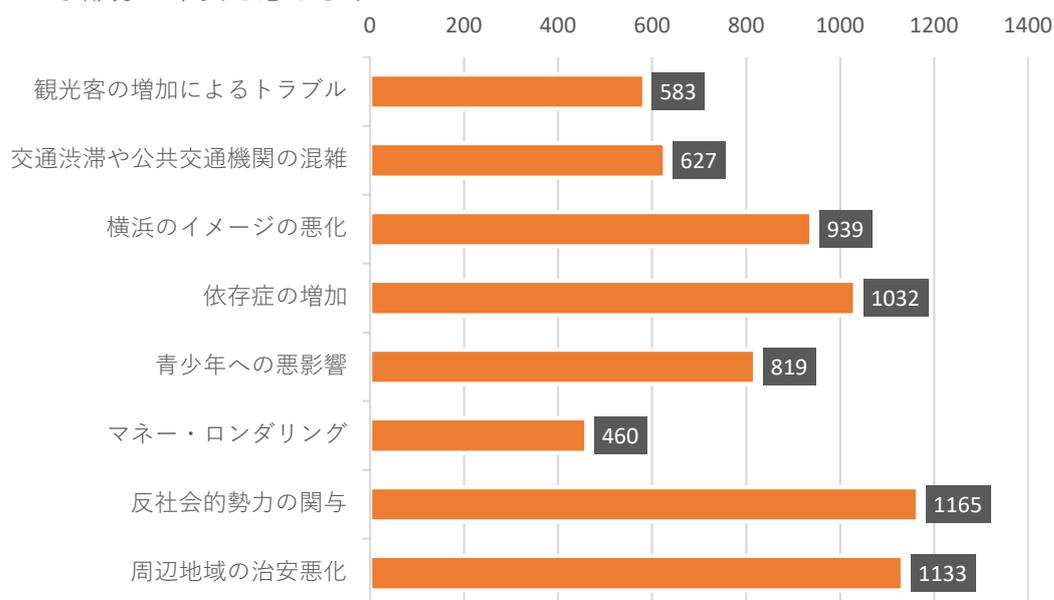
(5) あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、
IRはどのような部分に不安を感じますか（〇は3つまで）

有効回答数： 2919

回答番号	項目	回答数
1	観光客の増加によるトラブル	583
2	交通渋滞や公共交通機関の混雑	627
3	横浜のイメージの悪化	939
4	依存症の増加	1032
5	青少年への悪影響	819
6	マナー・ロンダリング	460
7	反社会的勢力の関与	1165
8	周辺地域の治安悪化	1133
9	その他	284
10	該当なし	98

※その他のご意見については、各区集計をご覧ください

あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、IRはどのような部分に不安を感じますか



「反社会的勢力の関与」、「周辺地域の治安悪化」、「依存症の増加」の順となっています。

神奈川大学法学研究所共同研究チームによる注
青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で市民説明会に代えて実施された、
市長による説明動画視聴後のアンケート結果は、横浜市ウェブサイトの以下のURL
に掲載されています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/shiminsetsumeikai.files/20201116allquestion.pdf>

令和3年第1回市会臨時会 議案提出一覧

I 一般議案 1件

1 条例の制定 1件

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）
誘致についての住民投票に関する条例の制定

令和2年12月28日発送

令和3年1月6日提出

お問合せ先		
(議案の発送について)	総務局総務課長	田中 敦
(議案の内容について)	総務局法制課長	三島 圭介

市第 100 号議案 直接請求に基づく「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民投票に関する条例」の制定について

1 条例案の概要

長は、請求代表者から提出のあった条例案を、そのままお諮りすることと なっています。

(1) 住民投票の実施

ア 条例の公布の日から 60 日以内に、IR の誘致に関する賛否を問う、住 民投票を実施します。

イ 投票資格者は、市議員及び市長の選挙権を有する者とし、投票所の設 置や期日前投票の実施等については、市長選挙の例により規則で定めま す。

ウ 投開票の実務は、選挙管理委員会に行わせることができます。

(2) 投票に当たってのルール

ア 市長は、住民が賛否を判断するための広報活動・情報提供を、客観的中 立的に行うよう努めます。

イ 住民投票に関する投票運動は自由ですが、買収・脅迫等は禁止されます (罰則の定めはなし)。

(3) 投票結果の尊重

市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(4) 施行日

条例の公布の日

2 市長意見の概要

(1) 法律に基づく直接請求がなされたことは、市民の皆さんの関心の表れと して受け止めている。今回求められている「住民投票」は、国の地方制度 調査会において検討された経緯があるが、種々の検討すべき論点があり制 度化には至っていない、位置付けの難しいもの。

(2) 個別の法律に基づいて実施される住民投票には法的な拘束力があるが、 条例に基づく住民投票には法的拘束力はない。住民投票の結果は、政策決 定にあたっての考慮要素の一つだとはいえるが、その実施コストのことも 十分考える必要がある。

(3) 特定複合観光施設区域整備法が地域における十分な合意形成を求め、 様々な手続を定めている中で、加えて住民投票を実施することには意義を 見出しがたい。

- (4) さらに、IRについては、これまで様々な観点から議会において議論が積み重ねられており、住民投票を実施することはこれまでの議論の棚上げを意味する。IRの全体像は事業者とともに作成する区域整備計画において具体化していくので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議会における議論を基本とし、法定の手続を着実に進めていくことが重要と考えている。

3 参考（直接請求制度に基づく条例制定について）

有権者の50分の1（R2年12月1日付選管告示によれば本市では62,604筆）以上の署名を集めると、市民は市長に対して条例の制定（又は改正・廃止）の請求をすることができます。

【地方自治法（条例の制定改廃請求に係る根拠規定）】

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の 50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の 長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の 制定 又は改廃 の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の 長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の 長は、第一項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表 しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

【本件直接請求の経緯】

8/21(金)	「カジノの是非を決める横浜市民の会」の28名より 条例制定代表者証明書交付申請
9/4(金)～11/4(水)	署名収集期間
11/13(金)～12/3(木)	各区選管での署名簿審査期間 (208,719筆提出、193,193筆が有効)
12/4(金)～12/10(木)	各区選管での署名簿縦覧期間
12/16(水)	各区選管から請求代表者への署名簿返還
12/23(水)	請求代表者が市長宛に「条例制定請求書」を提出

横浜市に対する質問と回答

神奈川大学法学研究所共同研究班

1 最初の質問

追加質問事項

・ カジノ導入による経済効果について、「横浜市の産業連関表を用いて運営時の経済波及効果」を算出したとのことであるが、その「横浜市による算出結果」を示してほしい。

Q 1 横浜市における I R 推進の取組みのこれまでの経緯

—説明会、パブコメ、RFC などを時系列で整理したもの

A 2 別紙資料参照

I R（統合型リゾート）の検討について参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/ir.html>

Q 2 横浜市における I R 推進に関する今後のスケジュール

—主要な項目について時系列で整理したもの

A 2 別紙資料参照

横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（令和3年1月）参照

P.29～30【事業スケジュール：図表6 想定スケジュール】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>

Q 3 令和3年度の当初予算における I R 推進費 3 億 6 千万円の内訳と積算根拠

A 3 令和3年度 都市整備局事業計画 一般会計 11 款 1 項 4 目 I R 推進費 参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city->

[info/yokohamashi/org/toshi/jigyoukeikaku/r3jigyoukeikaku.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/toshi/jigyoukeikaku/r3jigyoukeikaku.html)

Q 4 横浜市 I R における市と事業者のリスク分担表

A 4 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（令和3年1月）参照

P.40～41【6 本事業におけるリスク及びその分担の在り方】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>

Q 5 横浜市における PFI 事業におけるリスク分担表（一般）と具体的な PFI 事例におけるリスク分担表

A 5 横浜市 P F I ガイドライン（第9版）平成31年4月改訂（P.2～3）及び事例を参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/pfi/pfi.html>

Q 6 I R整備による経済効果を地域に還元する仕組みとは何か

A 6 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（令和3年1月）参照

P.47～50【第7 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>

Q 7 施設構成や規模が明らかになる時期

A 7 今後、公募により選定される事業者と作成する区域整備計画において、施設の構成や規模、事業内容などを具体化する中で、明らかにしていきます。

Q 8 カジノの売上げの見込みとそれが明らかになる時期及び、税収効果の額とその根拠

A 8 令和3年1月からI Rの事業者公募（RFP）を開始しましたが、これに先立ち、平成30年度にRFI、令和元年度にRFCと2回にわたり、公募に意欲がある事業者にご協力いただき、サウンディング調査を実施してきました。この中で、事業者からの情報提供をもとに委託先の監査法人が整理・確認したものとして、地方自治体（横浜市）の増収効果、年間860億円～1,000億円をお示ししました。なお、これらの数値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値となっています。

この増収効果は、カジノ収益に係る納付金、入場料収入のみならず大規模な施設整備に伴う固定資産税、都市計画税、法人市民税も含めたものです。内訳については、対外的に公表しないことを前提として提供された情報であり、事業者のノウハウや戦略が含まれるため、お示しできません。

カジノ施設の売上の内訳及び増収効果等については、現在実施している事業者公募の中で応募者から、その根拠も含めて求めており、選定等委員会の審査でしっかりと確認します。その上で区域整備計画の作成までに明確化し、市民の皆様にお伝えしていきます。

Q 9 市とカジノ事業者が締結する契約に盛り込む項目とその内容が現時点で明らかにできるものがあれば、その内容も

A 9 市と事業者が締結する契約については、実施方針（P.1）に記載のある「基本協定書（案）」、「実施協定書（案）」、「事業用定期借地権設定契約書（案）」などが該当するものと考えます。

ただし、その内容については、I Rが全国で3か所のみ選定されるため、他都市との競争環境にあり、こうした中で、本市の条件等を公表することは、本市にとって不利益になる可能性がありますので、当面の間は予定していません。なお、I Rの誘致を目指し

ている他都市においても公表していません。

Q 1 0 I Rを事業者が途中で撤退する場合の責任や条件についての考え方

A 1 0 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（令和3年1月）参照

P.41～43【7 本事業の継続が困難となった場合の措置】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>

Q 1 1 I Rの整備に伴い、市が実施する予定のギャンブル依存症対策の内容と額

A 1 1 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（令和3年1月）参照

P.51～52【2 ギャンブル等依存症対策】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>

なお、懸念事項対策など本市が実施する施策の費用の見込みについては、今後、公募により選定される事業者と策定する区域整備計画において、施設の構成や規模が具体化する中で、お示ししていきます。なお、これらの費用については、将来、I R事業で得られる増収額の範囲で進めていきますので、I R事業全体として、市税の持ち出しはないものと考えています。

Q 1 2 市民説明会の未実施地区における市民への説明の概要（実施の方法と市民の声の概要）

A 1 2 開催が予定されていた6区（戸塚区、都筑区、栄区、青葉区、瀬谷区、泉区）のI R市民説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年7月から動画による配信やDVDの配布で代替しました。なお、寄せられた市民の意見については、各区の質問と回答及びアンケート結果を参照してください。

I R（統合型リゾート）市民説明会について参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/shiminsetsumeikai.html>

ご質問への回答は、主にI R（統合型リゾート）事業説明会について（質問書と回答）を一部抜粋しています。その他の事業説明会で寄せられた質問及び回答について以下のアドレスを参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/jigyosetsumeikai.html>

【添付資料】

○これまでの経緯と今後のスケジュール

○令和3年度事業計画書（都市整備局）I R（統合型リゾート）推進事業

○横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（令和3年1月）

II 追加の質問①

Q1 1点目は、IRにおけるリスク分担についてです。回答では、実施方針の40-41頁を参照となっていました。該当箇所を見ると、「募集要項で示す」となっていました。それで、募集要項を見ると、「実施協定書(案)で示す」となっていました。その実施協定書(案)はHPで見つけることができませんでした。そこで、実施協定書(案)を提供していただきたく存じます。

A1 前回にお答えしたとおり、実施協定書(案)の内容については、IRが全国で3か所のみ選定されるため、他都市との競争環境にあり、こうした中で、本市の条件等を公表することは、本市にとって不利益になる可能性がありますので、当面の間は予定していません。なお、IRの誘致を目指している他都市においても公表していません。

Q2 2点目は、PFI事業におけるリスク分担表についてです。回答では、「PFIガイドラインの2-3頁及び事例を参照」となっていました。ガイドラインには、具体的事例は掲載されていませんでした。そこで、具体的事例におけるリスク分担表を2事例ほどお示しいただきたく存じます。2事例のうち、1事例は、体育館のPFI事例のリスク分担表をお示しく下さい。

A2 リスク分担表案が以下アドレス(横浜市政策局のホームページ)で公表されています。
横浜文化体育館再整備事業

https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/shinko/saiseibi/taiikukan/pfi.files/0006_20180711.pdf

本牧市民プール再整備事業

https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/shinko/saiseibi/honmokupc/honmoku/honmokupfi.files/0002_20190322.pdf

追加の質問②：以下のQ1からQ12までを質問

【回答】

「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書」(平成31年3月)の有識者ヒアリング(180頁~)に関する質問の多くは、有識者の意見を参考に、現在公表している実施方針や、横浜IR(統合型リゾート)の方向性などに盛り込んでおり、また、山下ふ頭周辺の計画などは都心臨海部再生マスタープランなど記載していますので、横浜市のホームページで公開している資料をご参照ください。

上記の回答では、内容が良く分からなかったため、再度、質問したところ、以下の回答があった。

Q1 横浜市は、CSRに対応するメニューはありますか。今後、メニューを設ける場合は、

どのようなメニューを設けますか。(181 頁)

A 1 横浜市は地方自治体であり、CSR の概念はなじまないものと考えています。

Q 2 横浜市は、I R からの歳入をどの分野に使う予定ですか。歳入の使途を限定する予定ですか。(182 頁)

A 2 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針 (2021 年 1 月)

P.50【3 認定都道府県等納付金・認定都道府県等入場料納入金】をご参照ください。

Q 3 I R が開発されるまでの間、対策費用はどこから出ますか。市財政にどの程度の負荷がかかりますか。(182 頁)

A 3 広報よこはま特別号 (2020 年 11 月)

P.4【これだけは知ってほしい横浜 I R のこと】右側上から 2 つ目をご参照ください。

Q 4 10 年-20 年先にどのような問題が起きると整理されていますか。(183 頁)

A 4 横浜 I R (統合型リゾート) の方向性 (2020 年 8 月)

P.4~12【2 横浜 I R 実現への取組と背景】をご参照ください。

Q 5 赤レンガ倉庫辺りの充実化計画はありますか。今後、どのように進めて行く予定ですか。(183 頁)

A 5 横浜市都心臨海部再生マスタープラン (平成 27 年 2 月) を参照ください。

横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針 (2021 年 1 月)

P.44~46【10 I R 区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等】をご参照ください。

横浜 I R (統合型リゾート) の方向性 (2020 年 8 月)

P.39【3 (2) - 2 必用な機能・施設 (横浜都心臨海部の観光資源)】をご参照ください。

Q 6 インバウンド観光客が増えたことによって、市税の税収の増加にどの程度つながりましたか。インバウンド観光客の増加のあった時期について具体的に増収効果を教えてください。(184 頁)

A 6 具体的な増収効果は算出していません。

Q 7 今後の介護需要に対して、I R をどう活用していく考えですか。(185 頁)

A 7 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針 (2021 年 1 月)

P.50【3 認定都道府県等納付金・認定都道府県等入場料納入金】をご参照ください。

Q 8 山下ふ頭の周辺エリアを変えていく方向性の議論は、現在、どうなっていますか。
(187 頁)

A 8 横浜市都心臨海部再生マスタープラン（平成 27 年 2 月）を参照ください。
横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（2021 年 1 月）
P.44～46【10 I R 区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等】をご参照ください。
横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（2020 年 8 月）
P.47～54【3（3）-1 都心臨海部との融合】をご参照ください。

Q 9 経済効果の検証のため、I R 施設全体の事業計画や来場者数等の見込等について前提条件及び収益性は、どのようなものですか。また、これらの前提条件及び収益性について、その後、精査しましたか。(187 頁)

A 9 広報よこはま特別号（2020 年 11 月発行）
P.2～3【I R がもたらす経済的社会的効果】一番下をご参照ください。

Q10 観光客を I R 施設の外にどのように出すのか、地域で消費してもらう仕組みは検討しましたか。(187 頁)

A10 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（令和 3 年 1 月）
P.17～18【4 送客施設】
P.23～24【8（6）観光・経済の活性化】をご参照ください。
横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（2020 年 8 月）
P.37～41【3（2）-2 ③送客施設】
P.57～58【3（4） ②経済効果】
P.92～94【4（4）市民の豊かな暮らしへ】をご参照ください。

以下の質問の回答は

I R（統合型リゾート）事業説明会について（2021 年 2 月～3 月）「質問書と回答」から抜粋しました。

Q11 横浜の I R と世界中の I R とのすみ分けの考えはどのようなものですか。(187 頁)

A11 「横浜らしさ」は何かということをおれまでも検討してきていますが、山下ふ頭の近隣には山下公園やマリントワー、元町や中華街等があります。少し移動すると大さん橋や、みなとみらいという魅力的な都心臨海部があるので、それらの地域とコラボレーションして相乗効果をあげることが、横浜に世界各国の観光客を誘致するきっかけになると考えています。

「横浜イノベーション I R」の言葉の意味は、横浜都心臨海部の周辺と融合して相乗効果をあげて、横浜にイノベーションをもたらしていきたいという思いを込めています。事業者

の皆様にも周辺地域一帯で、こういった連携をできるような取組を求めています。本市としては、I Rから得られる増収効果で、周辺地域に経済効果や観光効果を波及するような取組をしていきます。そのような点が、横浜イノベーションI Rの最大の差別化ポイントと考えています。

Q12 I R設置の場合の懸念事項について、事業者が海外で実際に実施しているかどうかを確認しましたか。(190 頁)

A12 令和3年1月からI Rの事業者公募(RFP)を開始しましたが、これに先立ち、平成30年度にRFI、令和元年度にRFCと2回にわたり、公募に意欲がある事業者にご協力いただき、サウンディング調査を実施し確認しました。

Q13 カジノが開業したら周辺にどのような影響が出るかの想定はどのようなものですか。具体的な影響について教えてください。(191 頁)

A13 I R区域には大規模MICE施設や集客施設などが整備されるため、これまで横浜を訪れていなかった新たな国内外の観光客が増加します。MICE施設等を活用した国際的なイベントが実施される場合には、I R内のホテルの定員を超える宿泊者が想定され、都心臨海部をはじめ市内のホテルへの宿泊や飲食が見込まれます。また、アフターコンベンション、同伴者のショッピングや食事、市内観光やスポーツ観戦、文化芸術の鑑賞などが期待されます。

I Rによる効果を、市内に最大限波及させるため、周辺地域へのスムーズな周遊・回遊につながる施設配置やICT等を活用した地域の魅力発信、連携イベントによる賑わいの創出などを、事業提案の中で求めています。なお、先進事例であるシンガポールでは、2つのI Rのオープンに伴って、外国人観光消費額は10年足らずで倍増しており、横浜I Rにおいても周辺地域へのシャワー効果が期待されます。

【回答関係資料アドレス】

- 横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針(2021年1月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>
- 横浜I R(統合型リゾート)の方向性(2020年8月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/houkousei.html>
- 広報よこはま特別号(2020年11月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/kouyoko.html>
- I R(統合型リゾート)事業説明会について(2021年2月~3月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/jigyosetsumeikai.html>
- 横浜市都心臨海部再生マスタープラン(2015年2月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri->

kankyo/toshiseibi/sogotyousei/toshinmp/

これまでの経過と今後のスケジュール

○ これまでの経過

時期	内容
2013年12月	I R推進法(案)衆議院提出【国】
2014年度 ～ 2016年度	I R(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その1～3) ・I Rに関する基礎的な調査を実施 ①I Rの代表的な事例の調査など(2014年度) ②依存症対策に関する有識者へのヒアリングなど(2015年度) ③近年のI Rの事例など(2016年度)
2016年12月	I R推進法 成立【国】
2018年7月	ギャンブル等依存症対策基本法 成立【国】 I R整備法 成立【国】
2018年度	I R(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4) ・日本型I Rの制度、横浜におけるI Rの事業性、経済的・社会的効果、懸念事項とその対策などについて、「事業者への情報提供依頼」や「有識者へのヒアリング」等により、調査・分析を実施
2019年4月	I R整備法施行令 施行【国】 ギャンブル等依存症対策推進基本計画 閣議決定【国】
2019年6月	市民説明会実施 ・2018年度検討調査(その4)の報告書について、市民説明会を実施
2019年8月	「I Rの実現に向けて」記者発表
2019年9月	「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(=基本方針)(案)」公表、パブリックコメントの開始【国】
2019年9月	市会第3回定例会 「I R推進事業」補正予算議決
2019年 10月～	サウンディング調査(RFC) ・I R整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、I R区域の整備を実施する意思を有する民間事業者からコンセプト提案を募集
2019年11月	I R推進室設置
2020年1月	カジノ管理委員会設置【国】
2020年3月	横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例制定(附属機関)
2020年3月6日 ～4月6日	「横浜I R(統合型リゾート)の方向性(素案)」のパブリックコメント実施
2020年7月	横浜イノベーションI R 市長説明動画公開
2020年8月	横浜I R(統合型リゾート)の方向性公表
2020年10月	サウンディング調査追加募集(RFC)
2020年11月	第1回横浜イノベーションI R協議会開催(会長:市長) 第1回特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会開催

2020年11～12月	市内4大学（国大、市大、慶應、関学）で、オンライン講義を実施 ※先行して、5～6月に神大で実施
2020年12月	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針公表【国】
2020年12月	第2回横浜イノベーションIR協議会開催 第2回特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会開催
2021年1月	実施方針、募集要項公表 事業者公募開始（RFP）
2021年2～3月	IR（統合型リゾート）事業説明会開催（全6回） ・実施方針のポイント等
2021年3月	横浜IRオンラインシンポジウム開催 ・横浜イノベーションIRで目指すもの
2021年4月	カジノ管理委員会規則案等の公表【国】 ・意見募集期間：4月2日～5月9日

※【国】表記の無いものは、横浜市の取組内容

○ 今後のスケジュール

時期	内容
2021年夏頃	設置運営事業予定者の選定
2021年秋頃	基本協定の締結
2021年秋～冬頃	区域整備計画の作成及び公聴会等の実施
～2022年3月	区域整備計画の認定申請にかかる市議会の議決
～2022年4月 (※)	区域整備計画の認定申請
2022年5月以降	区域整備計画の認定【国】 実施協定の締結、設置運営事業の開始
2020年代後半	IR開業

※区域整備計画の認定申請期間：令和3年10月1日から令和4年4月28日

(様式①)

事業計画書目次

[都市整備局]

11款1項4目 IR推進費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	3年度		2年度		増△減(3-2)		38の政策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
55	IR(統合型リゾート)推進事業	360,000	340,000	400,000	380,000	△ 40,000	△ 40,000	○	
						○	○		
						○	○		
	計	360,000	340,000	400,000	380,000	△ 40,000	△ 40,000		

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[都市整備局 IR推進課]

事業名
11 款 1 項 4 目
IR (統合型リゾート) 推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号
19 3

令和2年度 事業評価書番号	2-1-1 1
令和2年度 事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	360,000	0	0	20,000	0	340,000
補助事業						
単独事業	360,000	補助率 %		20,000		380,000
令和2年度	400,000	0	0	20,000	0	380,000
増△減	△ 40,000	0	0	0	0	△ 40,000

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	10,000	10,000	10,000
算 市債+一般財源	10,000	10,000	10,000
決 事業費	0	5,864	231,579
算 市債+一般財源	0	5,864	231,579

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	未定	未定
算 市債+一般財源	未定	未定

方針に関する決裁
有(令和元年8月 市長方針決裁)

【事業の目的・必要性】

IR (統合型リゾート) の実現に向けて、山下ふ頭を立地場所として、特定複合観光施設区域整備計画の認定申請に向け、検討・準備を進める。

【令和3年度実施内容】

(1) アドバイザリー支援	競争力強化に向けた戦略検討、RFP (事業者公募・選定) など、専門的な調査・分析等
(2) 法務支援	各種法的論点整理、課題検討に係る法務支援、各種契約書の原案作成等
(3) インフラ・交通アクセス対策等検討調査	ふ頭周辺アクセス施設基本計画等検討、都市計画変更等検討、施設計画等検討支援、土地貸付料調査
(4) 懸念事項対策	懸念事項対策研究会・シンポジウムの開催
(5) 広報関連	事業説明会・公聴会等の開催、広報よこはま等の配布など
(6) 公募参加事業者への予備調査	公募・選定にあたっての廉潔性調査
(7) 事務経費	印刷製本、協議会等の運営など

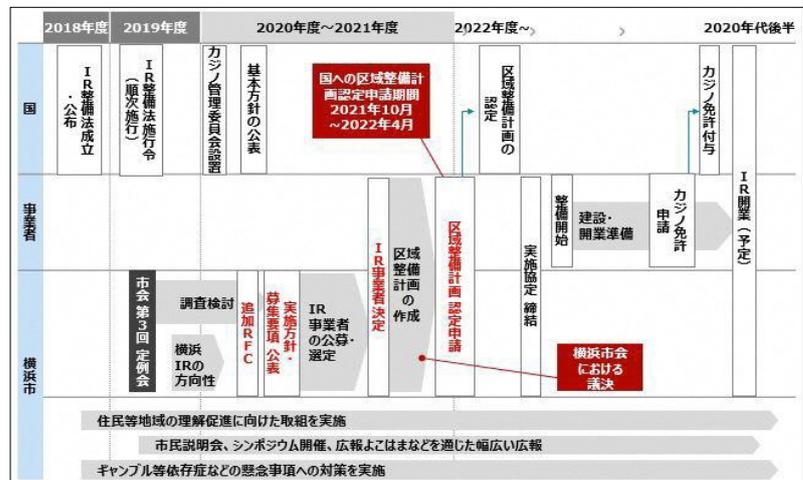
【事業費の内訳】

(単位:千円)

項目	R3年度	R2年度	差引	備考
アドバイザー支援	35,000	130,000	▲ 95,000	
法務支援	30,000	70,000	▲ 40,000	
インフラ・交通アクセス対策等検討調査	155,000	95,000	60,000	
懸念事項対策	10,000	10,000	-	
広報関連	92,000	55,000	37,000	
公募参加事業者への予備調査	20,000	20,000	-	
事務経費	18,000	20,000	▲ 2,000	
計	360,000	400,000	▲ 40,000	
財 事業者公募参加費収入 ※	20,000	20,000	-	予備調査実費負担相当分
源 一般財源	340,000	380,000	▲ 40,000	

【今後の手続きの流れ】

事業者の選定
※ IR設置運営事業者選定等委員会 (附属機関) の開催
↓
区域整備計画 (案) 作成
↓
公聴会の実施、協議会開催、県・公安委員会の同意
○事業の進捗に合わせ、事業説明会・シンポジウムなど、丁寧な広報・情報発信を実施
↓
市会の議決を経たうえで、区域整備計画を、国へ認定申請 (～令和4年4月28日)



【事業開始年度】

令和元年9月

【根拠法令】

- ・特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 (IR推進法)
- ・特定複合観光施設区域整備法 (IR整備法) 及び、特定複合観光施設区域整備法 (IR整備法) 施行令
- ・特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長	山崎 達哉	係長	品田 陽平	係	品田 陽平
----	-------	----	-------	---	-------

(都市整備局 - 55)

横浜 IR 構想 —「カジノなし」での代替案について—

2021.6.26 神奈川大学法学研究所共同研究

① 山本理顕氏らが横浜市に提出した案

山本氏のメッセージ（山本理顕設計工場 ウェブサイトより）

http://www.riken-yamamoto.co.jp/index.html?page=ry_news_text&lng=_Jp&id=17

（2021年6月10日 最終閲覧）

2020.7.14 【お知らせ】

山本が<カジノ抜き IR 開発計画>について記者会見を行いました。去る7月9日、山本理顕を中心としたグループにより、カジノ抜きの IR 開発計画を横浜市市庁舎記者会見にて発表しました。

これは昨年10月下旬に横浜市が公募した IR 開発計画コンセプト募集に提出したものです。

本計画の中心は、横浜の中心部にある山下埠頭に住みながら働ける、2万人の居住空間を作ることです。横浜の観光地政策と住宅政策の行き詰まりを打開しようとする計画です。

なぜ、住宅と観光が結びつくのか。今、横浜市が主導しようとしているカジノを中心とした IR 計画は gated facility です。

これでは横浜の中心に位置するにも関わらず、横浜の周辺、関内、桜木町、野毛などこれまで横浜の商業・エンターテインメントを

支えてきた場所との関係をつくれるのか疑問です。

現在まで有名な観光地はそのほとんどが住宅地です。住宅地といっても、そこは住みながら働ける場所なのです。

これらの住宅地に住む地域住民による文化的魅力を求めて、世界中から観光客が訪れるのです。

山下埠頭は横浜市民のもので、そして山下埠頭計画はこれからの横浜にとって重要な産業転換の起点となるはずで

20世紀、重工長大な産業の拠点だった横浜は、1965年の六大事業を皮切りに、少しずつ産業の転換を進めてきました。

そして21世紀に入り、「創造都市」を標語に「横浜海都構想」が提出され、本格的な産業転換を図ろうとした矢先、

横浜に IR を作ることが発表されたのです。

観光地としてどうあるべきか。

そして市民生活の場所としてどうあるべきか。

我々の提案を通して再考して頂きたいと願います。



山本氏らの構想の概要

(朝日新聞 2020 年 6 月 27 日・7 月 15 日、読売新聞 2020 年 7 月 10 日、毎日新聞 2020 年 7 月 10 日を参照)

- ・大手住宅メーカーと共同で、ホテルやエンターテインメント施設、商業施設について提案する「開発事業者」として、横浜市の「コンセプト募集」に参加。
- ・人口 2 万人規模の次世代都市。職住一体の住宅地をそのまま観光地化する構想。
- ・地震や津波に備えた高さ 7 メートルの人工地盤を築き、その上に街路に面した 4 階建ての「21 世紀の町家」を 5 千戸建て、住民は住みながら山下ふ頭内で働く。
- ・住民は高齢化が進む郊外などから募る。
- ・外国にルーツがある人たちが暮らす街区も設け、通りには海外の都市の名前を付ける。
- ・町家の屋上には庭園を設け、その上に 4 千室のホテルを造る。市が IR に求める MICE 施設（国際会議場・展示場）も延べ約 6 万 8 千平方メートルを確保する。
- ・インフラ整備を含めた建設費は約 3300 億円。
- ・町家やホテルの賃貸収入で投資を回収する。
- ・カジノ収益が無く、家賃を低めに抑えた場合でも投資は 19 年で回収できるとされる。
- ・クルーズ船が横付けできる岸壁を設ける。どうしてもカジノを必要とする場合は船内で営業する。

山本氏

「市民が主人公となってもてなすのが、観光地のあるべき姿だ。ベネチアなど世界の歴史的な観光地は、そこに住む人の経済活動や生活環境が多くの観光客を引き寄せている。住む人が『おもてなし』をするのがエンターテインメントの本質。カジノ以外の案を知ってほしい」

② 一般社団法人 横浜港ハーバーリゾート協会(YHR、会長・藤木幸夫氏)による提案

(朝日新聞 2017年9月15日、2019年5月9日・5月16日・7月2日、2020年6月18日、2021年1月8日・3月17日・4月20日・5月23日、読売新聞 2019年5月16日・8月24日、2020年11月14日、毎日新聞 2019年5月16日・8月24日・10月31日、2020年7月18日・11月14日、2021年1月8日・5月23日)

- ・横浜港ハーバーリゾート協会は、横浜港運協会(会長・藤木氏)を母体に山下ふ頭の「カジノなし」での再開発を目指し、2019年5月7日設立。横浜港運協会に加盟する港湾運送事業者244社で構成。横浜港運協会は、2017年9月にはカジノなしの再開発案を提示していた。
- ・YHRは、IR誘致反対の立場から山下ふ頭の再開発に関する提案を行い、大規模な国際展示場を中核に、クルーズ船岸壁や中長期滞在型ホテル、劇場・コンサートホールなどが立地する民設民営の再開発の実現を図る。観光開発について住民が主体となる管理運営体制を構築し、事業のマスタープランを策定した上で、国内外で誘致活動に乗り出す方針を示す。
- ・2019年6月にYHRと横浜港運協会がカジノ導入に反対する要望書を提出。しかし、市からの回答はなく、同年8月に山下ふ頭へのIR誘致方針決定。
- ・YHR・港運協会は、市の誘致方針に反対の方針を示し、国際展示場だけで800億円の増収が見込め、他の施設と合わせると、IR誘致で市が見込む市財政への増収と同じ1200億円に達すると強調。
- ・カジノ反対の市民運動とは当初は一線を画す方針を示していた。

<2019年5月、YHR設立時の記者会見での発言>

水上裕之氏(横浜港運協会常務理事)「我々の試算では国際展示場のニーズは高く黒字になる。カジノの黒字があるから事業性があるという話には疑問を感じる」

藤木氏「カジノができれば市民生活が狂う。家庭が崩壊する。カジノがなければ採算が合わないなら、初めからやらなければいい」

<2019年8月、YHR・横浜港運協会記者会見>

(山下ふ頭に拠点を置く協会加盟企業が本牧ふ頭への移転を市から求められていることについて)

藤木氏「なんで立ち退かなければいけないのか」「将来的に『よかった』と言われるよう、港湾人として山下ふ頭を守っていく。命を張っても(IRに)反対する」

<2019年10月の講演会での水上氏(YHR統括)の発言>

「IRの本質はばくち。横浜市の林文子市長が言うように、市に毎年1200億円が入るとしたら、逆算すると誰かが1兆円を失う」「事業者が公言する通り利用者の8割が日本人だとすると、国内の財産5600億円が海外に流出することになる」

YHRの構想について「25ヘクタールの展示場だけでも雇用創出、経済効果があり、採算はとれる」

- ・2020年6月17日、藤木氏が横浜港運協会会長を退任（後任は長男の幸太氏）。

<藤木氏の会長退任に伴う所感>

山下ふ頭再開発について「もう一度リセットして、白紙に戻し、抜本的に考え直す」ことを求め、YHR会長としてカジノに頼らない再開発に集中する旨表明。

- ・2020年11月13日、YHR、物流施設や水素エネルギー発電設備などを含む新たな複合施設の構想案を提示。
- ・2020年11月13日、藤木氏、2021年夏の横浜市長選でIR誘致を掲げる候補者は支持しない考えを表明。
- ・2021年1月8日、横浜市議会政策・総務・財政委員会にて水上氏が藤木氏の代理としてIR賛否を問う住民投票条例案に関する意見陳述。
「山下ふ頭にはふさわしい開発の可能性がたくさんあるのに他の選択肢を検討せず、ばくち場・カジノ設置前提で暴力的に推し進めるのはおかしい」「山下ふ頭の再開発の再スタート、リセットをお願いする」
- ・2021年3月15日、IR賛否を問う住民投票の実施を求めた市民団体の主要メンバーにより「カジノ反対の市長を誕生させる横浜市民の会」発足。YHRの水上氏も世話人に加わり、IR反対の市長候補擁立に向け、政党・市民団体との連携を深める。
- ・2021年4月19日、YHR2021年度全体集会を開催。藤木氏が講演。
山下ふ頭再開発について、国際展示場やクルーズ船拠点、中長期滞在型ホテル、コンサート会場などを設ける従来の構想を基本としつつ、①物流施設を組み合わせる案、②物流施設に特化する案、③住宅を組み合わせる案の計3案を提示。

<2021年4月 藤木氏の講演での発言>

「山下ふ頭はダイヤモンドみたいな場所。代案がなければ反対はできない。いろんな絵を描いてみた」
「政治的には一切動いていなかったが、今日から動く。もう乗りかかった船だなんて生半可な気持ちじゃない。本当に命をかける」

- ・2021年5月22日、IR誘致反対派による市民団体「横浜未来構想会議」発足。議長に藤木氏が就任。

<2021年5月 藤木氏の講演での発言>

「横浜の将来をどうするか、日本の将来をどうするか占う場所でもある」「市民がくじけないでもらいたい」

YHR による山下ふ頭開発の 3 つの案

一般社団法人 横浜港ハーバーリゾート協会 2021 年度全体集会報告資料より
(2021 年 4 月 19 日開催、33・34・39・42・45 頁を抜粋)

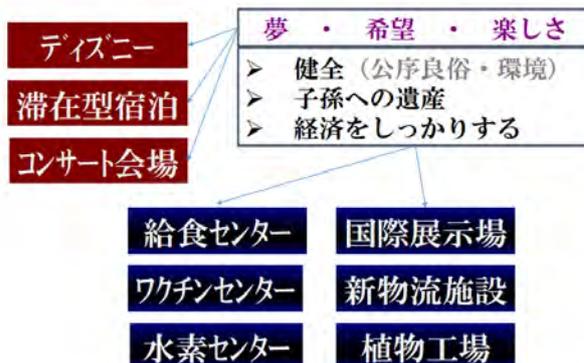
[https://www.yhr.or.jp/wp-](https://www.yhr.or.jp/wp-content/uploads/2021/05/%E5%85%A8%E4%BD%93%E9%9B%86%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E8%B3%87%E6%96%99.pdf)

[content/uploads/2021/05/%E5%85%A8%E4%BD%93%E9%9B%86%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E8%B3%87%E6%96%99.pdf](https://www.yhr.or.jp/wp-content/uploads/2021/05/%E5%85%A8%E4%BD%93%E9%9B%86%E4%BC%9A%E5%A0%B1%E5%91%8A%E8%B3%87%E6%96%99.pdf) (2021 年 6 月 10 日 最終閲覧)

横浜港ハーバーリゾート協会が提案する開発

	要素施設	3密回避	必要性
1	国際展示場	可能	必要不可欠
2	ディズニー施設	可能	必要
3	滞在型ホテル	可能	必要
4	コンサート会場	可能	必要不可欠
5	新物流施設	可能	必要不可欠
6	給食施設(センター)	可能	必要不可欠
7	植物工場	可能	必要不可欠
8	ワクチン等医療品配給センター	可能	必要不可欠
9	水素エネルギーセンター	可能	必要

山下ふ頭開発における考え方の整理



展示場・物流・ホテル・コンサート会場など複合施設



ラストワンマイルを変える横浜ハーバーロジシティ



安心できる「食」と「住」のあるサステナビレッジ



カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案について(概要)

令和3年4月2日
カジノ管理委員会事務局**I. 背景**

特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「法」という。)は、平成30年7月27日に公布されたところ、法第1章及び第3章から第11章までの規定を施行するに当たり、当該章においてカジノ管理委員会規則で定めることとされた事項等を定める必要がある。

II. 概要**1. 総則(第1条～第7条)**

目的、定義、カジノ行為の種類及び方法(詳細は別表に規定)、カジノ事業者が行う為替取引を仲介する金融機関、認可主要株主等、施設土地に関する権利、カジノ関連機器等の種別、機能及び用途に関する事項を定めるものである。

2. カジノ事業及びカジノ事業者(第8条～第123条)**(1) カジノ事業の免許等(第8条～第36条)****① カジノ事業の免許(第8条～第31条)**

免許の申請(質問票、同意書等の様式は別記様式に規定)、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分、カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準、非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準(詳細は別表に規定)、カジノ施設利用約款の基準、定款の変更の認可、業務方法書及びその変更の認可、カジノ施設利用約款及びその変更の認可に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

② 議決権等の保有者(第32条～第36条)

認可を受けなければならない取引又は行為、認可の申請、株主等の社会的信用を確保するための措置等に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

(2) カジノ事業者が行う業務(第37条～第114条)**① 総則(第37条～第42条)**

カジノ施設利用約款の内容の提供、カジノ施設内の照度の測定方法及び数値、カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の承認、カジノ行為粗収益の集計方法、カジノ行為粗収益の集計の状況の監査、帳簿の保存等に関する事項を定めるものである。

② 依存の防止のための措置及び入場規制等(第43条～第55条)

申出による利用制限措置、不適切者の利用制限措置、入場者の適切な判断を助けるための措置、その他のカジノ行為に対する依存の防止のための措置、入退場時の本人確認等、入場等回数制限対象者該当性についての照会等、入退場時の報告、入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のための措置に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

③ カジノ行為業務(第 56 条～第 62 条)

カジノ行為に関する基準等、カジノ関連機器等の使用禁止の命令等、カジノ行為業務の状況等の報告に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

④ 特定金融業務(第 63 条～第 90 条)

特定資金移動履行保証金の供託、特定資金移動履行保証金に充てることができる債券の種類、特定資金受入保証金の供託、特定資金貸付業務に係る金銭の預入れの最低額、利息とみなされない費用、返済能力に関する調査等、個人信用情報の提供を必要としない契約、個人信用情報に含まれる事項に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

⑤ カジノ行為区画内関連業務(第 91 条・第 92 条)

カジノ行為区画内関連業務の承認等、カジノ行為区画内関連業務の変更の承認等に関する事項を定めるものである。

⑥ カジノ事業者が行う業務に係る契約(第 93 条～第 100 条)

カジノ事業者が行う業務の委託、契約の締結の制限、認可を受けなければならない契約の期間及び金額、契約の認可の申請、契約の届出に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

⑦ 犯罪による収益の移転防止のための措置(第 101 条～第 104 条)

取引時確認等の措置等に関する評価、取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置、チップの譲渡等の防止のための措置、チップの譲渡等の禁止の表示に関する事項を定めるものである。

⑧ カジノ事業に関するその他の措置(第 105 条～第 114 条)

広告及び勧誘の規制、カジノ行為関連景品類の提供、カジノ事業者以外の事業者が提供するカジノ行為関連景品類、現金取引の届出に係る届出事項等、カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置、苦情の処理のための措置に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

(3) カジノ事業の従業者(第 115 条～第 123 条)

確認の申請(質問票、同意書等の様式は別記様式に規定)、従事させた者の届出、カジノ業務等に従事する者の証明書に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

3. カジノ施設供用事業(第 124 条～第 150 条)

免許の申請、定款の変更の認可、業務方法書及びその変更の認可、議決権等の保有者、カジノ施設供用事業者が行う業務の委託、契約の認可の申請、契約の届出、特定カジノ施設供用業務従事者の確認等に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

4. 認可施設土地権利者(第 151 条～第 154 条)

認可を受けなければならない取引又は行為、認可の申請、変更の承認、変更の届出に関する事項を定めるものである。

5. カジノ関連機器等製造業等(第 155 条～第 202 条)

(1) カジノ関連機器等製造業等の許可等(第 155 条～第 174 条)

カジノ関連機器等製造業等の許可の申請、定款の変更の認可、業務方法書及びその変更の認可、カジノ関連機器等外国製造業の認定の申請に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

(2) 型式検定等(第 175 条～第 188 条)

検定の申請、電磁的カジノ関連機器等の技術上の規格(詳細は別表に規定)、設備等の基準(詳細は別表に規定)、電磁的カジノ関連機器等に付す表示、検定の有効期間、指定試験機関の試験、自己確認の方法、自己確認実施製造業者等の届出、非電磁的カジノ関連機器等に付す表示に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

(3) 特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者の確認等(第 189 条)

確認の申請に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

(4) 指定試験機関(第 190 条～第 202 条)

指定の申請、役員を選任及び解任、事業計画の認可等の申請等、試験事務規程、議決権等の保有者、特定試験業務に従事する者の確認等、指定試験機関の試験の結果、試験事務の休廃止、試験事務の引継ぎ等に関する事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

6. 入場料及び認定都道府県等入場料(第 203 条～第 206 条)

入場料等を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票の様式等、入場料納入金等の申告書の記載事項、過誤納金等の充当、加算金の徴収に係る通知等に関する事項を定めるものである。

7. 国庫納付金及び認定都道府県等納付金(第 207 条～第 210 条)

国庫納付金等の申告書の記載事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

8. 雑則(第 211 条～第 215 条)

申請書等の内容の変更、カジノ管理委員会に提出する書類の作成に用いる言語、カジノ関連機器等外国製造業者に対する報告徴収、処分の公示、調査の委託に係る基準を定めるものである。

Ⅲ. 今後のスケジュール(予定)

公布:未定

施行:法の施行の日

横浜市 IR 推進に関する林市長の発言
横浜市会 令和2年2月定例会 本会議

1 Alternative との比較

今野典人（立憲・国民フォーラム） 2月21日

昨年5月には横浜港の港運事業者 244 社が加盟する横浜港ハーバーリゾート協会…からはカジノなしの再開発案が示されています。想定される施設としては国際展示場やクルーズ拠点、ホテル、劇場などであり、国際展示場だけで年間2兆円という高い経済効果を見込めるとしています。そこで、カジノがない IR についても検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

林文子（市長）

カジノの有無についてですが、日本型 IR は世界規模の大型 M I C E 施設の設置が義務づけられております。大規模な投資の採算性を担保するためにカジノ収益を活用する枠組みとなっています。国の制度設計の際にも大規模 M I C E 施設が民設民営で経営が成り立つのか検証がなされており、カジノなしでは困難という結果が出されています。本市においても、市の財政負担を最小限にできる民設民営手法である日本型 IR が最も有効な手法と考えております。

小幡正雄（ヨコハマ会） 2月26日

ハーバーリゾート協会の提案を検討しない理由について、改めて具体的に回答願いたいと存じます。

林文子（市長）

平成28年12月に IR 推進法、平成30年7月に IR 整備法が国で成立しました。その際にも、我が国の観光 M I C E 戦略を達成できる大規模施設は、公的支援がない民間事業者の単独での建設、運営は困難であると検証されています。これらのことから、市費の負担が最小限で大規模施設の整備が可能な日本型 IR の制度を活用することが最適であると判断しています。

平田いくよ（横浜ネットワーク運動） 2月26日

問題なのは横浜市が自治体として議論を行っていないことです。市長は繰り返し国において観光 M I C E 戦略を達成できる大規模施設を民設民営で建設することが難しいと検証されているといった説明をしていますが、横浜の自治はどこに行ったのでしょうか。…まず、カジノ、IR とカジノなしの開発計画を比較検討すべきです。

林文子（市長）

カジノありなしの比較による議論についてですが、日本型 IR は---カジノの

収益を活用する枠組みとなっています。山下ふ頭開発基本計画、ハーバーリゾートの形成を実現していくに当たっても、本市の財政負担を最小限にできる日本型 IR を活用することが最も有効な方法と考えています。

2 メリットの根拠

竹内康洋（公明党） 2月21日

IR 実現に伴う身近な経済を含めた波及効果についてお伺いをいたします。

林文子（市長）

IR 実現による身近な経済効果ですが IR に設置される大規模なMICE施設やホテル、レストランなどの運営には、食材や物品の供給を初め、清掃、警備や施設のメンテナンスなど、さまざまなサービスにおいて、人的にも物的にも大規模な調達が必要となります。---IR 整備による経済的効果を最大限地域に還元するために、今後策定する実施方針の中で、中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえましてその仕組みを検討いたします。市内企業や農家の皆様からの調達、市民の皆様の雇用をしっかりと促進してまいります。

梶村 充（自由民主党） 2月26日

私は、この効果を IR が立地する山下ふ頭周辺のみならず、広く市域全体に行き渡らせることが重要だと考えます。そこで、IR の効果を市域全体に波及させる考え方についてお伺いをいたします。

林文子（市長）

効果の波及についてですが、IR では、大規模MICE施設やホテルなどが整備されます。これらの食材や物品などの調達、サービスの提供などの需要を市内全域で対応することで、市内経済の活性化が期待できると考えています。また、IR には、緑豊かな市郊外部を初め日本各地の観光地などへ送り出す施設が整備されます。例えばコンベンションの合間、また、同伴者などが短い時間のツアーを希望される場合などに、ズーラシアや八景島など市内観光へ御案内することで、市域全体の観光面の活性化が期待できます。

小幡正雄（ヨコハマ会） 2月26日

カジノ導入による経済効果を800億円から1200億円としていますが、企業秘密という話ですけれども、その詳しい正確な根拠を伺いたいと存じます。

林文子（市長）

カジノ導入による経済効果の根拠ですが、IR 事業者から提供いただいた情報について、監査法人と横浜市で整理、確認しています。その上で、横浜市の産業連関表を用いて運営時の経済波及効果を算出いたしました。

平田いくよ（横浜ネットワーク運動） 2月26日

800億から約1200億という数字を出してございますけれども、これだけの数字を出すのであれば、5000億以上の負けというんですかね、ギャンブルの方が負けないとこのお金が出てこない、というふうに言われてございます。…こうした質問に対してホームページ上では、各事業者のノウハウとなっているためお示しできませんと相変わらず木で鼻をくくったような回答をしています。経済波及効果や増収効果は事業者ごとに施設構成や規模が異なるという注釈のもと、かなり幅広い数値を出しているのですから、同様に幅広くカジノ売上高も公表できるのではないですか。そこで改めてIR域内でのカジノの売上高について伺います。

林文子（市長）

IRに設置されるカジノの売り上げについてですが、IR区域内全体での消費額は年間で4500億円から7400億円と見込まれています。この算定に当たっては、事業者ごとに施設構成や規模、IR全体の売り上げなどの異なった情報が提供された中で、この数値を本市と監査法人で確認したものです。事業者ごとに施設構成や規模、売り上げが異なっていたため数字の幅が生じています。なお、内訳については、各事業者のノウハウとなっているためお示しできませんが、シンガポールでは、IRのうちの70%程度がカジノの売り上げとなっています。今後、事業者選定や区域整備計画を策定する中で、施設の構成や規模が具体化してきますので、より精度の高い数値をお示ししていきます。

大岩真善和（立憲・国民フォーラム） 2月26日

税収が入ることを市はカジノ誘致の理由としています。カジノ事業者の利益に対しては、国15%、自治体15%が税金となります。この税収は事業者の利益幾らに対してのものと計算しているのか。今まで調査に多額の予算をかけていますし、逆算すればはじける数字です。横浜市の税収のもととなる数字についてお答えください。

林文子（市長）

増収効果の根拠となる事業者の利益についてですが、市民説明会でお示ししている増収効果については、令和元年度までに実施した事業者への情報提供依頼で提供された数値をもとに、監査法人と横浜市で整理、確認したものです。これら数値などの情報については事業者のノウハウや戦略が含まれているため、情報提供を依頼する際に対外的に公表しないことを前提として提供されたものです。このため、増収効果の根拠になる事業者の利益等についてお示しすることができない状況でございます。今後、数値や根拠につきまして、現在実施して

いる事業者からのコンセプト提案などを参考にしながら、事業者を選定した上で区域整備計画で最終的に告示をしていきます。

3 デメリット、リスクの分析

平田いくよ（横浜ネットワーク運動） 2月26日

カジノ、IRは強調されているメリットには裏づけがなく、デメリットとしての社会的コストが全く示されていないという異様なプロセスで進められています。…この点について伺います

林文子（市長）

IR整備法やギャンブル等依存症対策基本法などの成立によりまして、懸念事項に関して、国、自治体、事業者、関係機関がしっかり取り組む環境が整ってきたと思います。横浜の20年、30年先を見据えて、横浜が将来にわたり成長発展を続けていくためには、市民の皆様、経済界の皆様、全体のためにIRを実現する必要があるという結論に至りました。

大岩真善和（立憲・国民フォーラム） 2月26日

市民からは、選挙で誘致白紙と言っていたのに急に誘致を決め進め方がおかしい、カジノの負の影響とコストについて説明がない、カジノが赤字になった場合負担は横浜市民がするのかなど、カジノ誘致反対の意見が大勢を占めました。…なぜ社会的負のコストについて試算をして市民説明会で説明をしないのか、今までカジノ誘致検討のための予算を使い負のコストについても調査をしてきたと思いますが、…多額の予算をかけてきたにもかかわらず負のコストについての調査をしていないのか、お答えください。…

また、一般の民間事業者の中には、世界で多額の商売をしながらほとんど税金を納めない企業も多数存在します。そこで、事業者の利益は過少にコントロールされる懸念はないのか、見解をお答えください。

カジノ事業者が赤字になった場合、自治体はその赤字を補填することも可能であるということが国会での質疑でも明らかになっています。それは、事業者と自治体が当初結ぶ契約によるとされています。

そこで、横浜市の計画では事業者の赤字を税金、市民のお金で補填することはあり得るのか、また、インフラの整備費用などにこれまで幾ら使い、さらに今後、横浜市の追加税金負担があることを想定しているのか、お答えください。

林文子（市長）

負のコストの説明についてですが、これまでIRに関する基礎的な調査として、諸外国における懸念事項やその対応策などについて調査を進めてまいりました。また、昨年9月に議決をいただいた補正予算で、横浜市内の依存症が疑われる方

の実態調査を現在実施しています。この調査結果等をもとに、IRを踏まえた具体的なギャンブル等依存症対策を検討していきます。治安悪化への対応策については、県警と協議しながら対応策を今検討しております。これら懸念事項等に関する自治体の施策に係る経費につきましては、区域整備計画の策定までに明らかにしてまいります。…

適正な利益の管理についてですが、IR整備法において、カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順などについては、国のカジノ管理委員会の認可を受けねばならない…詳細などについては今後示される規則で定められることになっていますが、規則等に基づき適正な管理がなされるものと考えています。

赤字補填やインフラ整備費などの本市の負担ですが、IRは民設民営事業となっておりまして、IR施設の運営に伴う収支不足を市が補填することはありません。一方、IR整備法では、IRによる地域への効果をより高めるために、自治体として必要な施策を行うことが責務として定められています。その一つとして、現在、交通対策などIR区域外のインフラ整備等に関する検討を進めておりまして、その内容や費用については区域整備計画の策定までに明らかにいたします。なお、これらの費用については、将来、IR事業で得られる増収額の範囲で進めていきますので、IR事業全体として市税の持ち出しはないものと考えています。

4 ギャンブル依存症対策

大岩真善和（立憲・国民フォーラム） 2月26日

横浜へのカジノ誘致によってギャンブル依存症が増加し、家計の窮乏、債務の不払いや不正、高利貸しへの依存、自己破産、仕事と家庭の喪失、児童虐待、DVなどの問題が増加し、治療ができず問題が山積みになることが確実です。それでも市長はカジノを誘致するのか、対策をするから大丈夫だと本気で思っているのか、お答えください。

林文子（市長）

IR整備法では、日本人等への入場料や入場回数制限…など、さまざまな規制が定められています。…横浜市においては、これら法令等を踏まえつつ、アルコール、薬物、ネット、ゲームなどを含めまして総合的な依存症対策を徹底していきます。また、来年度は、懸念事項対策の研究会を立ち上げます。有識者などの意見を踏まえながら、安全安心対策の横浜モデルを構築し、世界の優良事例となるIRを目指します。

平田いくよ（横浜ネットワーク運動） 2月26日

市長はギャンブル等依存症の実態調査を実施し、1月末までに終わるとしていました。3000人を無作為抽出し、対面で110問にも上る質問を行うそうです

が、私は12月27日、調査の質問項目について情報公開請求しました。しかし、期日までに有効回収率がクリアできていないことを理由に回答は延期され、きのうようやく届いた資料は真っ黒く墨塗りされています。よって、その有効性を検証することはできません。…

契約書に示された調査期間内の回収率はどの程度であったのか、また、質問項目を非公開としている理由も伺います。

一方で、市長は磯子区のIR市民説明会で、ギャンブル依存症調査について、調査の実態把握、完全調査して何人いらっしゃるかということだと驚くべき発言をしています。非常に難しい依存症調査ですが、市長は完全把握できるとおっしゃるわけです。では、それを可能にする具体的な方策があるのか、伺います。

林文子（市長）

ギャンブル等依存症の実態調査の調査項目が非公開となっている理由ですが、本調査はより正確性を期すため、国と同様、郵送方式でなく、個別面接での聞き取りによる方法を採用しています。現在、単純集計後の統計処理を実施しており、その結果を踏まえ、今後必要に応じて追加調査の実施について検討していきます。現時点で調査項目を開示した場合、当該調査の結果に影響が発生するおそれがあり、申しわけありませんが非開示とさせていただきます。

ギャンブル等依存症の実態の把握ですが、まずは今年度、依存症が疑われる方の市内での割合を、国が平成29年度に行った全国調査と同じ方法でしっかりと把握していきます。これらについて、統計処理やデータ解析は横浜市立大学データサイエンス学部に委託しています。また、調査項目や依存症が疑われる方の評価は国立病院機構久里浜医療センターの監修を受けて行っています。今年度の調査結果を踏まえて、来年度以降、神奈川県等の関係団体と連携を強化しながら、ギャンブル等依存症対策に関する具体的な検討を進めていきます。

5 政策形成の透明性、健全性

井上さくら

2月26日

コンセプト提案募集とその提案に基づく対話、いわゆるRFCについて伺います。横浜市はこのRFCを昨年10月から継続して行っています。その中で、民間事業者とどのような話をしているのか、再三資料の提出を求めています、一切出てきません。概要さえも秘密とされています。しかし、この事業者との対話を通じてIR事業の根幹を定める実施方針がつくられようとしており、そこには横浜市の将来を大きく左右する内容が含まれております。

そこで、幾つか伺います。まず、予定地としている山下ふ頭の土地をどのように処分しようと考えているのでしょうか。土地価格を幾らとして事業者に示し

ているのか、全体金額と平米単価を伺います。

次に、事業期間について伺います。横浜市が昨年 10 月に公表した IR 事業に係るコンセプト募集要項で事業期間は何と 40 年間と仮定されています。…先行する大阪府は 35 年間の契約締結を前提に事業者公募を行い、横浜市は仮とはいえ、それを超える 40 年間という事業期間を提示したわけです。

そこで伺いますが、IR 事業について数十年に及ぶ契約を IR 事業者と結ぶことの自治体としての問題やリスクをどう考えているのか、お答えください。

また、事業期間 35 年とした大阪府の事業者募集要項では、区域整備計画の更新申請を府が行わなかった場合、あるいは大阪市が更新の同意を行わなかった場合などは、それぞれの自治体が事業者に対して損害賠償する規定が明記されています。更新申請を行わない場合には、将来の市長がカジノ、IR は本市に不要と考える場合や、市議会がやはりそうした政策判断をするケースも含まれます。

そのような将来の政策判断を自治体による損害賠償をあらかじめ約束することで縛ってしまう、このような規定について市長はどう考えるでしょうか。…

区域整備計画の申請は IR 整備法によって議会議決を必須条件としています。その申請について、何にせよあらかじめ定めることは、将来の議会の政策判断まで拘束することとなります。そのような検討は議会無視であり、地方自治に反すると思われませんか。

林文子（市長）

山下ふ頭の土地の処分方法についてですが、山下ふ頭は現在、事業者公募に向け処分方法を検討しています。山下ふ頭は横浜市にとって大変重要な場所であることから、他都市と同様に貸し付けの方向で検討しています。また、土地価格については、RFCで提案する際の参考価格として、貸し付けの場合、月額平米 860 円、売却の場合平米 34 万円をお示ししています。土地の売却総額については事業者にお示ししておりませんが、約 1600 億円になります。なお、事業者公募での土地価格については、財産評価審議会での答申価格をもとに決定していきます。

事業期間が長期間になることによる本市のリスクについてですが、RFCコンセプト提案では、事業計画を作成するための条件の一つとして事業期間を 40 年と設定したもので、IR の正式な事業期間は現在検討中です。IR は非常に大規模な投資が行われるため、一定程度長期間の事業期間が求められています。また、事業期間が長いほうが大規模な投資を引き出せるため、より魅力的な IR 施設を整備できると考えられます。仮に事業期間が 40 年であっても、公益上必要と認める場合、区域整備計画の認定の更新の申請を行わないこと、認定の取り消しの申請をすることができるということが定められています。今後、実施協定を策定する中

で、リスクやその対応について検討していきます。

損害賠償規定についてどう考えるかについてですが、日本型 IR は、IR 整備法に基づき、自治体と民間事業者が協働で実施する枠組みになっています。国の基本方針案においても、IR 事業者の責任の履行確保の方法や、IR 事業におけるリスク及びその分担のあり方等を示すことが求められるとされています。…

議会議決を必要とする区域整備計画の更新についての定めに関する警戒（原文ママ）についてですが、大阪府市の区域整備計画の継続判断基準については、大阪府市が責任を負わずに区域整備計画の継続を行わない判断をする場合の基準を定めたものであり、議会の政策判断を拘束するものではないと考えます。

国の基本方針案においても、IR 事業者の責任の履行確保の方法や、IR 事業におけるリスク及びその分担のあり方等を示すことが求められるとされています。

井上さくら 再質問

まず初めに、山下ふ頭の土地についてです。全体 47 ヘクタールでは 1600 億円とのお答えがありました。私も路線価を調べてみましたが、山下ふ頭の直近、そして現状の路線価で約 100 万円です。これで計算すると…先ほど平米単価 34 万円とおっしゃっていましたが、今の路線価で計算しますと 47 ヘクタール約 4700 億円。路線価ですから地価はもっと高いはずですが、そうすると、横浜市が今事業者に示している山下ふ頭の価格は地価の 3 割以下ではないでしょうか。なぜこんなに安い価格を前提にした対話を継続しようとしているのか。…

価格がなぜ地価の 3 分の 1 以下なのかということと、それから、議会を拘束しないというお話がありました。議会を拘束しないという規定を果たして入れられるのでしょうか。大阪府市による募集要項を見ましたが、要するに、府市が議会の議決を経て出す申請が行えなかったとき、事業者側に重大な契約違反がある場合は別だということですが、それが証明できない場合は自治体側が損害賠償すると書いてあります。それは当然ですが、議会が議決をしなかった場合…大もとの政策判断としてカジノはもうやめようという判断をした場合、果たして免責されるのでしょうか。

林文子（市長）

参考価格で提示した価格の妥当性についてですが、山下ふ頭は IR の整備に際し、現在の埠頭としての利用から、都市的土地利用への転換が見込まれます。このため、R F C の参考価格は先行事例である新港ふ頭の土地価格をもとに算出し、お示しをしています。事業者公募での土地価格については、財産評価審議会での答申価格をもとに決定していきます。

議会を拘束しないという項目を入れられるかという御質問についてですが、現在実施している R F C 等を参考に条件を整理して、国での検討や他都市の状況を踏まえて検討して、実施方針に盛り込んでまいります。

安西英俊（公明党）

2月13日

設置される委員会審議では IR に伴う懸念事項に関する検討についてどのように反映していくのか、お伺いいたします。

林文子（市長）

委員会での検討の反映方法ですが、依存症対策などの有識者にも委員就任を御依頼いたしまして、事業者の公募、選定の前提となる実施方針等の内容について専門的な見地から御審議いただきます。あわせて、事業者選定の段階においても懸念事項対策の内容や実効性などについて審査を行うことで、最も適切な事業者を選定してまいります。

宇佐美さやか（日本共産党）

2月13日

カジノ誘致で先行している大阪府市は、昨年12月24日に事業者公募を始めました。これに先立って実施方針と公募要項を定めるため、本市と同様に企業者からコンセプト提案を公募していました。大阪と本市との違いは、公募の時点でコンセプト提案や企業名は必要によって公表しますと堂々と示し、公募していることです。…本市は、提案者の名称及び企業のノウハウにかかわる内容において提案者が希望しない限り情報等は公表しませんと、どこまでも事業者に配慮し、公表しないことを売りにしているかのように公募をしています。本市は、コンセプト提案の参加登録数を明らかにしているだけです。…市民からすれば、大阪で公表できることがなぜ横浜では公表できないのかと疑問に思います。事業者は自分たちの売りを披露するだけのことであって、何の不利益にもならないことだと思いますが、なぜそこまでして事業者に対して配慮する必要があるのか理解に苦しみます。

林文子（市長）

情報の公開についてですが、行政文書の情報公開については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の規定に従い対応しています。個人に関する情報や法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものなどについては非公開としています。

事業者名の公表についてですが、現在実施している R F C は、公募前の段階で事業者の任意の御協力により対話を行っているものです。事業者名の公表によって、事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する可能性があるため、事業者の意向を踏まえて対応しています。今後についても、他都市の状況や事業者の意向を踏まえながら取り扱いを検討してまいります。

6 事業者との接触禁止規定

宇佐美さやか（日本共産党） 2月13日

本市職員の事業者との接触にはしっかりとした決まりが必要だと考えます。
I R推進室の職員以外の職員と市長、副市長はI R事業者との接触を禁止する決まりを定めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。…

I R担当職員の対応規定を定めたI R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱いだけでなく、全ての職員がつけ込まれることのないようにしていただきたいと考えます。職員のI R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱いでは、公正性、公平性の確保を強調しています。一体誰がその判断をするのでしょうか。市民が事業者とのやりとりを情報公開請求したところ、ほとんどが黒塗りだったと聞いています。…市長の認識を伺います。

林文子（市長）

I R事業者との接触についてですが、本市では、I R事業の推進に当たり、公平性、公正性を確保するためI R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱いを定め、I R担当部署において適正にI R事業者への対応を行っています。今後、国の基本方針において行政と事業者の接触の際のルールを盛り込むことが検討されていますが、本市においては、公正な事業推進のために早急に規定を見直します。

竹内康洋（公明党） 2月21日

現在、国においては、I Rに関する汚職事件を受け、基本方針の中に民間事業者との接触に関する規定を盛り込む方向で検討が進められていると聞いております。本市では平成30年8月にI R事業者との接触に関する取り扱いを定め、公平、公正に事業を推進しているものと思われませんが、より透明性を高めるため、規定の見直しについても検討すべきと考えております。

林文子（市長）

公平、公正な事業の進め方ですが、平成30年8月に定めたI Rに関する事業者対応の取扱いの内容を、I R事業の公平性、公正性をより確保するために見直します。具体的には、まず、適用対象をこれまでのI R担当部署の職員に加えまして、市長、副市長、都市整備局長を加える見直しを3月1日から行います。さらに、国の基本方針等を踏まえて適宜見直しを図ってまいります。

井上さくら 2月26日

先日の本会議で市長は、市が定めた接触ルールについて、市長、副市長、都市整備局長を来月から対象に加えるとしました。しかし、それでもこのルールは穴だらけです。I R事業では、都市計画や港湾計画の変更、環境アセスや建築規制

など、多岐にわたる業務が予定され、それら規制や許認可に多くの局や部署がかかわります。しかし、不正防止の接触ルールが適用されるのは都市整備局の I R 推進室の職員のみとされ、関与する職員の大多数はルールの対象外です。また、昨年 11 月に新たに採用された I R 推進室参与という方は対象外と聞いております。さらに、今まさにカジノ事業者と今後の開発条件などを水面下でやりとりしているコンセプト提案、いわゆる R F C での接触や、議員からの働きかけも全て対象外とされています。これで果たして意味をなすのでしょうか。

これらを接触ルールから除外する理由を伺います。

林文子（市長）

I R 推進室以外を対象外としている理由についてですが、I R 事業者の対応については、I R に関する事業者対応の取り扱いのもと、I R 推進室で一元的に行っています。今後も、事業者対応の窓口は I R 推進室が行い、しっかりと面談の記録を残すことによって、公正性、透明性を確保していきます。

7 E Y 新日本有限責任監査法人について

宇佐美さやか（日本共産党） 2月13日

I R に関するアドバイザー業務委託契約事業者、E Y 新日本有限責任監査法人について伺いますが、同監査法人は事業をグローバル展開しています。E Y は 150 を超える国々、地域に約 25 万人の構成員を有する世界を代表する会計監査のグローバルネットワーク事業体であり、多くの国際企業を担当しています。E Y が仮に本市と接触のある諸外国の I R 事業者の監査を担当していたら、そこに仕事を出すこと自体、公正、公平に反し、あってはならないことです。当該法人との委託契約を結ぶに当たって、当該法人とのグループが I R 事業者の監査業務受託の有無について確認されているのかどうか、伺います。

林文子（市長）

アドバイザー契約先の監査法人についてですが、…公募型プロポーザルにより E Y 新日本有限責任監査法人とアドバイザー業務委託契約を締結いたしました。本監査法人の業務担当者については、特定の I R 事業者とのかかわりがないことを確認しています。

荒木由美子（日本共産党） 2月21日

昨年の補正予算でアドバイザー契約した E Y 新日本有限責任監査法人と I R 事業者との関係についてです。I R 事業者であるウィン・リゾーツとメルコの 2019 年の年次報告書には、E Y が監査をしたと載っています。このように特定の海外の I R 事業者の監査法人となっているのが E Y 海外法人です。…E Y 新日本有限責任監査法人は全世界の E Y のメンバーファームと互いに連携してい

ると、ホームページに載っています。市が選定したアドバイザー事業者であるE Y新日本有限責任監査法人が今後予算案にある市の事業者を選定していくための実施方針や募集要項の策定にかかわることはこれらの事実から透明性、公平性、公正性の点から担保できると言えるのか、その根拠について明快にお答えください。

林文子（市長）

委託先の監査法人についてですが、各国のE Yグループ各法人は法的に独立した組織でありまして、親会社、子会社という関係もなく、互いの業務に関して情報共有しないことを確認しています。そのため、他国のE Yが特定のI R事業者とつながりがあっても、E Y新日本有限責任監査法人から本市の検討状況等が漏えいするといったことはありません。また、アドバイザー業務に当たっては、委託先に本市の利益に反する行為の制限や守秘義務を課しています。このため、本監査法人がI Rに関連して民間事業者の支援を行うことはありません。

荒木由美子（日本共産党） 再質問

I R事業者の問題で再度伺います。特定な関係があるとは言っていない、独立した組織のE Y新日本有限責任監査法人だとおっしゃいました。しかし、E Y新日本有限責任監査法人は、全世界のE Yメンバーファームと互いに連携しているとホームページに載っています。このことからすれば、当然、そのアドバイスを受けていると見るのが普通です。そうでないと言える根拠があるなら再度伺います。

林文子（市長）

E Y監査法人についてですが、これはメンバーズカードがあるとかということではなくて、本当に実際的に、こういう監査法人というのは各国で独立した組織でありますので、今議員としては疑念を持たれていると思いますけれども、特定のI R事業者とつながって、それを情報交換するようなことはございませんし、本市もそういうことはE Y新日本有限責任監査法人とは話し合った上でこういう委託先を決めておりますので、そこのところは守秘義務を守るし、御信頼いただきたい。

8 市民の声の反映

荒木由美子（日本共産党） 2月21日

市長は21日現在まででI Rの説明会を12区で行ってきました。18区全ての説明会が終わらない段階で新たに4億円もの予算を組み、さらに誘致を進めようとしている市長の姿勢は市民の気持ちを逆なでしていると思いますが、見解

を伺います。

林文子（市長）

市民の皆様には事業の進捗に合わせ、本市の取り組みの状況を説明会や広報よこはま特別号の配布など、丁寧に説明してまいります。市民説明会については、コロナウイルス対策のために今回の予定を延期させていただきましたけれども、状況に応じて、しっかりとまた再開をさせていただきます。

平田いくよ（神奈川ネットワーク運動） 2月26日

I R事業について伺ってまいります。市長はI R市民説明会では、時にはこれまで説明が不足していたと反省の弁を述べられ、まずは18区で説明をしてと繰り返してこられました。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、残り6区の市民説明会の開催は当面延期されましたが、いたし方ないと思います。これは状況を見つつ、必ず再開することのお約束ですね。念のために御答弁ください。

そんなさなか、3月6日からは横浜I Rの方向性素案についてパブリックコメントを実施すること、これはいかがなものでしょうか。国においても、カジノ管理委員会の設置がおくれ、I R汚職も発覚し、さらに新型コロナウイルス対策も必要となっている状況で、必ずしも想定していたプロセスどおり進捗していないのです。…市長、立ちどまりませんか。

横浜I Rの方向性素案のパブリックコメントはせめて18区の市民が公平に説明を聞く機会を保障された上で実施するべきではないでしょうか、見解を伺います。

市のホームページでは、12月に開催された中区、神奈川区、西区の市民説明会における質問と回答が公表されましたが、今後明らかにしていきます、検討していきますといった回答が散見されます。…どれだけの負けを想定しているのかという問いですが、12月26日に開催された磯子区の説明会において小林副市長は以下のように答えています。

わかっていることを申し上げますと、一般的にカジノの売り上げで見込んだ額の逆計算をするとですね、いろいろな計算をしますけれども、当然今私ども800億から約1200億という数字を出してございますけれども、これだけの数字を出すのであれば、5000億以上の負けというんですかね、ギャンブルの方が負けないとこのお金が出てこない、というふうに言われてございます。これがわかっていることだそうです。

ところが、こうした質問に対してホームページ上では、各事業者のノウハウとなっているためお示しできませんと相変わらず木で鼻をくくったような回答をしています。経済波及効果や増収効果は事業者ごとに施設構成や規模が異なるという注釈のもと、かなり幅広い数値を出しているのですから、同様に幅広く

カジノ売上高も公表できるのではないですか。市民の問いに答えるべきです。

林文子（市長）

横浜 I R の方向性素案のパブリックコメントは 18 区での説明が保障されてから実施すべきとのことですが、市民説明会は残り 6 区の状況でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今回は延期という判断をさせていただきました。今委員からも言及していただきました。感染症はまだ予断を許さない状況ですが、しっかりと対応し、説明会についても状況を見て再開したいと考えています。国のスケジュールを見据え、横浜 I R の方向性素案のパブリックコメントも、市民の皆様丁寧に情報発信し、御意見を伺ってまいります。

I R に設置されるカジノの売り上げについてですが、I R 区域内全体での消費額は年間で 4500 億円から 7400 億円と見込まれています。この算定に当たっては、事業者ごとに施設構成や規模、I R 全体の売り上げなどの異なった情報が提供された中で、この数値を本市と監査法人で確認したものです。…内訳については、各事業者のノウハウとなっているためお示しできませんが、シンガポールでは、I R のうちの 70% 程度がカジノの売り上げとなっています。

井上さくら 2月26日

今月の市長会見で、3月から新たに行うこととしたパブリックコメントについて、仮に反対が多くても I R はやめないという発言をしています。…市民の声に初めから向き合う気もないとすれば、今回のパブコメは何のために行うのでしょうか。

昨年、国は I R 整備のための基本的な方針案として公表し、全国で 3 カ所の I R 区域認定のための評価基準を示しました。その項目として、地域における十分な合意形成がなされており、I R 事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な、地域における良好な関係が構築されていることと明記されています。…

そこで伺いますが、これまで予定になかったパブコメをすることとした理由、そして、横浜市において、国の基本方針案にある地域での十分な合意形成、地域における良好な関係は得られていると考えるか、お答えください。

林文子（市長）

横浜 I R の方向性のパブリックコメントを行う理由ですが、ことし 6 月に想定している実施方針や、募集要項の公表にあわせて、横浜の I R のコンセプトなどの方向性を示す必要があります。このため、横浜市が目指す I R の方向性や考え方について、市民の皆様幅広く周知御意見を伺うため、パブリックコメントを実施いたします。

横浜市区 IR カジノ関係議事録（市長答弁）

【令和2年 令和2年度予算第一特別委員会 03月19日】

1. 望月高徳（立憲・国民フォーラム）

望月高徳（立憲・国民フォーラム）

この案件は横浜の将来に大きくかかわるので、賛成の方であろうと、反対の方であろうと、一人の市長、あるいはいつかの議会が軽々に判断するのではなくて、市民にしっかり自分の考えを伝えて、そして決めていくべきだということをお願いしたのです。そのことに対する回答をいただければと思います。

林市長

今ここで、議会できちんと議論していただいているのだと思います。私自身はIRについて、きょうもるる副市長、局長等が御説明申し上げて、いろいろな会派の委員が御意見を言われているわけですから、しっかり議会制民主主義の中で議論が行われているということだと思います。

望月〔高〕委員

これは問題の認識が私と違うということがわかりました。…

パブコメを今月6日から開始しておりますけれども、これは報道によりますと、反対があってもかわりなく事業自体は推進していくとおっしゃったとお聞きしておりますが、それが事実だとすると、曲がりなりにも行われてきた説明会が中断し、パブコメも参考にしないということになると、これはどういう意味合いがある市民説明会であり、パブコメなのか、御説明をお願いします。

林市長

市民説明会につきましては、IRについて丁寧な説明がないと。いきなり白紙から意見を聞かずに決めてしまったのではないかというふうに、いろいろな御批判、そういう御要請もございました。それについて、しっかりと改めて御説明するというところでやってきました。

それから、今委員が2つ目とおっしゃった…パブリックコメントにつきましては、パブリックコメントは賛否を問うのではなくて、市民の皆様いろいろな御意見を伺うということをやらせていただいているということでございます。…国のスケジュール…に沿っている中で、ここで横浜イノベーションIRについての御説明…をしっかりとお知らせして、それに対して御意見をいただくパブリックコメントという位置づけでございます。

望月〔高〕委員

今回のIRの進め方というのは、一つに進め方自体の問題があると私は捉えているのです。やはり今のような肝心な、重要な数値が示されないと本当に議

論ができなくて、要は信じてくださいということなのですね。…これはすばらしいと言ったって、わからないというか、議論できない。…

私はカジノになぜ反対かという、2つの理由があるのです。人によってちよつと違うかもしれませんが、1つは、短期的にはともかく、中長期的に見たときに本市にとってペイする話なのか。本当にまちづくりに寄与する話なのか。…算出根拠を示していただけないので検証のしようがありません。

反対理由のもう一つなのですが、…そもそものこととして、カジノ収益に頼るのがいいのかという点なのです。…域内におけるIRの売り上げ、もうけはどこから取ってくるのか。大半はカジノということは、これは当局だって認めているはずなのです。

そのことを申し上げた上でお聞きしたいのですけれども、…カジノ施設では、これはギャンブル依存症患者を生み出す、…ふやすことに働く要素でしかないと私は考えますが、市長の見解をお伺いします。

林市長

私はカジノ依存症、ギャンブル依存症をさらにふやすというふうには思っておりません。要するに、そういう依存症対策を国が…既存の公営ギャンブルに対してもしっかりした対策がやってなかった中で、今回こういうカジノを法的に認めるというところで、依存症に対してもしっかりとした対策を立てることなので、私はこれはむしろ抑え込めるという考え方でございます。

望月〔高〕委員

IR以外の山下ふ頭の活用をお考えにならないのはなぜかということなのです。国が言うIRはカジノ施設やMICE施設が必須だというのは、それはわかっています。本市独自の道を探ればいいではないですか。なぜカジノを含むIRではない山下ふ頭の活用を検討しないのか、理由をお答えください。

林市長

…横浜として、山下ふ頭の開発、つまりウオーターフロントの、海外にあるような魅力的な開発をするのは、今のIRが一番予算的にも横浜市として可能なレベルだと考えています。私はこれは一つは、国がこの政策を出したときに、どうしたら臨海部、フロントラインを改善して、とても魅力的な港にするのかという意味ではチャンスだと考えました。

望月〔高〕委員

山下ふ頭というのはIRの話が出てくる前からあったわけで、そのときどういう将来図を描いていたかということがよくわからないということ…

新型コロナウイルスの感染拡大は終息は見通せません。それで、世界経済のゆくえもわからないわけですね。…いつの時点の経済状況、いつの時点でのインバウンド需要などを見込んでいるのかよくわからないのです。

これは当然、一旦中断するなり、カジノを含むIRそのものの再検討なり、説明会で使っている数値なども見直しを図らなければいけないのではないかと
思うのですが、市長の見解をお伺いします。

林市長

今新型コロナウイルスの感染症の拡大については本当に大変な危機でございます。…今国のスケジュールが変わっておりませんので、それに沿って、市民の皆様に丁寧に情報発信して、また検討、研究を続けていくということでございます。

望月〔高〕委員

カジノを含むIRについて、市長はよく国家プロジェクトとか、成長の切り札という言葉をおっしゃっているかと思えます。…私は国家プロジェクトであることも大切ですが、それ以上に、横浜市民にとって将来世代、また、我々、今現在の市民にとってどうか優先されるべきだと考えています。カジノの収益部分を除いては考えられないとするこのIR事業がなぜ成長の切り札なのか、そういう収益を期待して切り札などと言うのは、私には全くわかりません。

林市長

統合型リゾートでございますから、まず必ず置かなければいけないのは国際会議場です。…このIRというのは非常に政策的にどうか、機能的にぴったり合っているということがあるので、IRを非常に大事にしている。それから、国も観光先進国というような考え方を、本当に日本的な魅力のあるものは海外の方は大変喜ばれるのですけれども、それがしっかり売り込めていなかったということもございます。そういうことで、成長の切り札とする意味というのはあると私は思います。

望月〔高〕委員

…普通事業者もボランティアではないので、当然回収可能性を計算し、それなりの算段なり意図を持って手を挙げてくると思うのですけれども、IR事業者が多額な資金投入を行うと見込む根拠、その事業者の意図なり、狙いは何だとお考えですか。

林市長

統合型リゾートのスケール感とか、魅力とか、そういう先行事例、または現実には経営している事業者さんがいらっしゃいますから、そういった経験知の中で、要するに資金投入をやるということをお考えだと考えております。

【令和2年 令和元年度決算第一特別委員会 09月25日】

1. 花上喜代志（立憲・国民フォーラム）

花上委員

今は、世界的にこのカジノ、IRについては逆風が吹いていると思います。今月に入ってから、9月に、日本経済新聞の編集委員が、カジノについては見直す時期、IRは見直す時期、こういう論文を掲載して主張しておりました。…今、カジノ、IRは本当に行き詰まった状況になっていて、先行き、見通しが立てられない、こういう状況になっていると思います。ですから、もうこのカジノについては、やはり今後の方針をしっかりと市として考えていかなければ、取り返しがつかないようなことがあっては困るという気持ちでいますけれども、世界の情勢が次々と変化しているような状況を捕まえて、市としてどう判断するのか。

林市長

今、委員から世界的な状況というお話を承りました。横浜市は、今、政府のほうから基本方針が出ていないということ。しかし、まだこのIRについては、例えば中止するだとか延期するだとかいうお話は全くございませんし、…横浜がIRに手を上げたということに対して、ぜひ参画したいという事業者がいらっしゃいます。…そういう関係性もあって、今ここで、この段階で、委員がおっしゃったような判断はまだ早いというふうに私は考えておりますので、そこは、今、国の動向をもう少し待ってから十分に考えられることではないかと思えます。

2. 望月康弘

望月〔康〕委員

コロナ終息後の横浜の観光や経済政策など、ポストコロナ期の横浜の姿をしっかりと考えていかなければならないときでもあると思います。…そこで、ポストコロナを見据えた今後のIRの進め方について市長の御見解を伺います。

林市長

世界中でコロナ終息にはまだ時間を要し、IR事業者には厳しい状況が続くと思われまます。しかし、コロナ禍を乗り越え、この経験を糧に、感染症の発生にも備えた新たなスタイルができると考えます。事業者の皆様には、コロナの影響などに関して、追加の対話、RFCをお願いすることを検討しています。そして、今後の事業者公募において、感染症や災害対策でより実効性が高く先進性のある提案を引き出します。このことによりまして、安全安心の面で世界において優位性が高いIRを実現できると考えています。

3. 古谷靖彦（共産党）

古谷委員

市長は、選挙の際にはカジノ推進だと言わずに当選を果たしています。当選してからカジノは推進だと市長が進めていることに対して、市民の怒りが出ています。大事な市政課題はやはり市民の意見を聞いてやるべきだというのが、住民投票条例制定の運動が起こっています。まず、この運動が起こっていることについての所感を伺います。

林市長

…市民の意見を聞いていないではないかというふうなお話でございますけれども、今回のIRについては、住民投票をして決めるということではない。国のほうでそういったあくまでも、私は何度も申し上げておりますが、ナショナルプロジェクトですから、国の方針の中で我々が手挙げ方式で、選択されるかどうかということでございますけれども、そういうことでもやらせていただいておりますので、そういう意味では市民の代表である市会において予算の議決をいただきながら、それに基づいて検討を進めているということです…

古谷委員

議論するのが必要だというのは同じです。ただ、その前に決めてしまったのは市長のほうなのです。そのことが問題だと言っていますし、そのことが市民意思を無視しているというふうに思われているのです。そのことをしっかり認識しないと、ずっとすれ違うと思いますし、国のほうばかり見ているということになります。

4. 井上さくら

井上委員

市長はIRがコロナ終息後の起爆剤になるという答弁をされていて、このフレーズは本会議でも何度もおっしゃっているのですけれども、この起爆剤になるとなぜ言えるのか、その根拠を伺います。市長をお願いします。

林市長

…本来的にはコロナが終息すれば、私は必ず大きな、横浜経済を回復されるところの引き金になっていくという大変いいツールであると考えて、起爆剤だというふうに申し上げました。

井上委員

引き金になるという、回復をすると、その程度とか、なぜそれがIRだと起爆剤になると言えるのかという根拠を伺っています。

林市長

このIRというのは、現実的に、今も横浜市の下ふ頭というのが非常にIRにとって最適な場所であるというふうに事業者がずっと希望して、手を下ろすことなく今も研究検討していただいているということでございます。そうい

うことも含めて、私は、ほかに観光的に多くの集客ができるという意味では大変IRが有力であるというふうに考えているわけです。

井上委員

ちっとも根拠というようなものが聞こえてこないのですけれども、少し分けてお聞きしますと、今、IRという中の中核部分であるカジノです。カジノに関しては、特に3密の典型ではないかとか、それから、世界的にもなかなかまだ復活できないという状況があると思いますけれども、この世界的なパンデミックを経験した後にもカジノの収益で大規模施設を支えなければいけない。その柱になるということは、その柱足り得るかと、このことについてはどういふふうに分析しているのでしょうか。

林市長

これはIRを持続させるということは、基本的にはカジノの収益で施設の維持であるとか、新しいコンテンツの導入であるとか、そういうことを必ずやっていかなければならないわけで、同じことを繰り返して施設内でやっていくことはできないわけです。…

コロナという未曾有のこういう状況があつて、当然ながら事業者もアフターコロナということでコロナ後にどういふふうにこういうエンターテインメント、統合型リゾートというものを持続させていくのかという新しい考え方の中で、また御提案もいただけるでしょうし、我々もそういうことを考えているということでございます。

井上委員

ちっとも起爆剤だと言ってきたことの根拠というものは聞こえてこないわけです。起爆剤だという評価だとか、それからその分析、そして、しかし一方で、事業者公募を2度にわたって遅らせている。こういうことの議論は、どこで議論をし、決定をされているのでしょうか。

林市長

こうやって議会でもお話をさせていただいておりますし、これからまた常にこうやって御質問いただき続けているということは、…議会でもこのようなお話し合いをさせていただいているのだと思います。

井上委員

議会ではなくて、行政としてですよ。横浜市という組織、市役所として、どこで議論をし、オーソライズしているのかということですよ。

林市長

横浜市の中で、この推進の部局を持って、今やっているところでございます。そして、状況的にちゃんと皆様のほうには、議員の先生方には御報告を逐次させていただいております。

井上委員

昨年の市長が I R 実現というのを突如打ち出した際の決定に関しても記録がないという、昨年私も指摘をしたし、最近報道もされているところです。それ以降、こうした新たな事態が生じている。新型コロナの事態が生じている。それから、いろいろな、事業者の撤退があつたりとか、国からの市の基本方針が示されない、こういう新たな事態についての議論なり、それから、公募を遅らせるとか決定しているわけです。これらについての記録はありますか。

小池技監兼都市整備局長

途中段階でのいろいろなスケジュール等の判断についての記録ということだと思いますが、…我々 I R を担当している関係部局のほうで整理をしまして、これを副市長であるとか市長に報告をして、判断をしていただいております。ですから、その段階で御説明した資料などは記録として残っております。

井上委員

資料じゃなくて、議論の記録です。ありますか。

小池技監兼都市整備局長

議事録として、形式で残しているものはございません。

井上委員

結局ないんですね。決裁文書はありますか。

小池技監兼都市整備局長

決裁もございません。

井上委員

決裁もないんですか。どうやって組織として決定していつているんですか。この事態が変化をして、公募を遅らせていつている、これらについては決裁もしていないと。どういう形で決めているんですか。…市長。

平原副市長

我々 I R チームを中心に、いろいろな情報収集をして、その都度その都度の状況を分析しています。それを副市長、市長と共有し、事務手続をどう進めていくかということについて議論をし決定をしています。…我々は日々の業務の中の事務手続をどう進めていくかということを議論して決めているということでございます。

井上委員

そのことについて一切記録を残さないということは正しいと思われませんか、市長。〔井上委員「そういうプロセスを一切残さないことは正しいと思いますかということをして市長に伺っているのです」と呼ぶ〕

林市長

すみません。先ほどちょっと局長のほうから、ない、ないというお話をしていましたけれども、そんなことはございません。きちんとした資料もあるし、途中で議論をしているわけです。ですから、そのところはちょっと、何か少し御説明が違うのではないかと。

平原副市長

先ほど局長も、そのときに使った資料はございますというお話をしています。その資料をもって我々は議論をしています。その資料の中に、どう対応するかということも記載されています。ですから、その資料のとおり対応方針を決めることについて了とすれば、その資料が記録でございます。

井上委員

資料は資料でしょう。その間でどういう議論をしたのかということの記録を私は求めていますけれども、出てきておりません。それから、決裁文書。昨年の8月にやるということを決めたというのだけは決裁文書がありますけれども、その後1つもないんですか。

平原副市長

昨年の8月に決裁文書を取ったのは、IRについて本格的に検討調査を開始しますということについて決裁を取っております。今はまだ調査検討中でございます。その中の事務手続、例えば実施方針の公表を2か月遅らせようということについて、一々決裁を取るものではないと私は思っています。

井上委員

横浜市行政文書管理規則、事案についての最終的な意思の決定は、行政文書によって行うものとする。ただ、特に急を要する事案とかについて、口頭により処理することができるが、遅滞なく、行政文書を作成しておかなければならない。これ、違うんですか。

平原副市長

ですから、例えば、今回、実施方針の公表を遅らせるということを決めているわけですがけれども、実施方針をこれで固めますよ、これで公表しますよというときには当然決裁を取ります。その間の事務手続のことです。それは我々日常の業務の中でいろいろ相談して決めていることの一つの事例でございます。

井上委員

この横浜市行政文書管理規則に書かれている行政文書を遅滞なく、口頭でやった場合でもですよ、行政文書を作成しておかなければならない。決裁文書をつくらなければいけないということを書いてあるのだけれども、それに反していませんか。

小池技監兼都市整備局長

行政文書管理規則では、事案についての最終的な意思の決定は行政文書によって行うものとするという記載でございます。IRにつきましては、…昨年8月に推進していくと。それについては決裁を取っておりまして、スケジュールも2020年代後半を目指していくというような形で今進めているところでございます。今回、今、副市長からも答弁申し上げましたように、実施方針の決定であるとか、そういう事案の決定ということではございませんので、決裁を取っていないということでございます。

井上委員

これはこの規則にも、例外が書かれていますよ。それは、極めて軽易な事案に係る決裁については口頭によって処理して文書をつくらない。極めて軽易な事案ですよ。RFPをもう一回やるとか、それから、これだけ遅らせるとかいうことは、極めて軽易な事案なのですか、市長。市長、お願いします。

林市長

今御説明したとおりで、決裁する必要はないものだというふうに考えます。

井上委員

市長に、今のは規則だし、…この横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱というのでは、政策決定プロセスにおける市政に関する情報を積極的に公表及び提供することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、市の政策決定プロセスへの市民参加を推進し、市民との協働による市政の実現を図ると書いてあるのです。そのことに、市長、そもそもこの積極的な情報の公表と提供に関する要綱を御存じですか。そして、この書かれていることに、今行われていることは合致しているとお考えですか。

林市長

はい。知っておりますし、合致していると思います。

横浜市会（令和3年1月臨時会）

- * 市会の議事録から、質問者ごとに、市長発言に関する個々の質問（Q）と回答（A）を対応する形に整理した上で、主要な質疑を抜粋した。
- * 質問（Q）番号と回答（A）番号は、巻末資料として全ての質疑をまとめた資料の番号に対応している。
- * 巻末資料の質疑内容は、ごく簡単にまとめているものであるもので、詳細には横浜市会の議事録で確認ください。

藤代哲夫（自由民主党・無所属の会）：

Q1：聞くところによれば、条例制定の直接請求が行われたのは昭和55年以来実に40年ぶりとのこと。…それらの課題に対し議会と市長が建設的な議論を重ね進むべき方向性を見いだしてきた歴史があるからこそ、40年もの長い間条例制定の直接請求がなされなかったのかと感じました。しかし、今回19万筆を超える署名が集まったことは横浜市会としても真摯に受け止める必要があります。…そこで、今回40年ぶりに条例の制定を求める直接請求が行われたことについて市長はどのように受け止めているのか、伺います。

A1：このたび地方自治法の法定数を上回る署名数を集まったことは、IRに関する市民の皆様のご関心の表れとして受け止めております。また、横浜の様々な課題に関し議会と市長が建設的な議論を行い解決してきた歴史については私も全く同じ認識です。今後ますます議会と活発な議論を行っていきたいと考えております。

Q10：我が会派として住民投票を一律に否定するものではありません。…住民投票のメリット、デメリットについて林市長に伺います。

A10：…住民投票のメリットとしては、住民が直接的に意思を表明できること、長と議会の対立等によりその機能を発揮できない場合にはこれを補完できることなどとされております。一方、デメリットとしては、二者択一式の結論になってしまい、議会の決定のように様々な意見を反映した柔軟な解決が困難になること、長や議会の権限と責任体制を侵害するおそれがあることなどとされています。

Q18：代表民主制を補完する役割として直接請求の手続は重要であります。一方で、IR整備法においては議会制民主主義を前提とし、公聴会などの手続を経て区域整備計画案が作成され、市会に議案として提出されます。この段階で市民から選ばれた我々市会議員と市長がしっかりと議論を尽くすことが法律によって求められています。

そこで、IRの実現に向けては、市民意見を尊重しつつ二元代表制に基づき決定していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

A18：…これまでも国における動向を注視しながら検討、調査を進め、その状況を都度市会に御報告し御意見をいただきながら、議員の皆様と丁寧に議論を積み重ねてまいりました。

た。今後、市民の皆様にも節目節目で事業説明会などを開催し、丁寧に情報発信していきます。そして、その状況を含めて市会にも御報告し、最終的には区域整備計画を御審議いただきます。

Q19：そして最後に改めて、この条例案に対する市長の御意見を市長自身の言葉でお聞かせください。

A19：市民説明会、残念ながら18回すべきところを12回で終わっておりまして、コロナ禍で感染防止対策のために断念をいたしまして、代替の動画を同じような形式でお手元にお送りしたり御覧いただきました…今やはり対面でできませんから、今度はオンラインで私どもの担当のほうで直接的に御参加いただいた方とやり取りをして、さらに分かりやすく御報告をしていく。…それぞれ分かりやすい広報の情報等でお伝えしていこうというふうに思っております。

萩原隆宏（立憲民主党・無所属フォーラム）：

Q3：同じく10月の記者会見では、仮に住民投票が行われた場合、結果のとおりになると答えておられました。その言葉は今回の意見に見当たりません。仮に行われた場合、結果のとおりになるとの言葉に変わりはないのかどうか、伺います。

A3：住民投票の結果への対応についてですが、条例案を提出し、御審議いただいている現段階では、お答えは差し控えさせていただきます。

Q15：…当初、市長が定例記者会見で結果のとおりになるとお答えになったことは、市長の政治姿勢がそのまま素直に表れていたと思います。意見にある投票の結果は、長及び議会が判断する際の考慮要素の一つと、住民投票があたかも行政判断の一つの材料にしかすぎないかのような言及であり、民主主義の観点から到底看過できません。あまりにも住民投票の民主主義における価値を矮小化しています。撤回して修正していただきたいと思いますが、見解を伺います。

A15：市長意見が住民投票の民主主義における価値を矮小化しており、撤回修正すべきとのことですが、IR整備法に定められた地域における合意形成手続を進めることが重要と考えておりまして、撤回、修正の考えはありません。

Q16：その実施のためのコストなどのことも十分考えなければならぬとありますが、市民の中で反対の意見が世論調査においても常に多数を占める状況で、市民全員で決定する民主主義上最も敬意を払われるべき、尊重されるべき民主的手続が金銭と引換えにその価値をしなければならぬとするその意見は、およそ民主主義を守ろうとする政治家の発言とは思えません。民主主義は金銭では買えません。人間の人間を守り尊重する崇高な理念によって初めて手に入るものです。住民投票の持つ価値の議論を金銭価値の議論にすり替

えているこの意見は撤回修正していただきたいと思いますが、お考えを伺います。…

A 1 6：実施のためのコスト等のことも十分考えなければならないとの意見を撤回修正すべきとのことですが、御指摘の点については I R 整備法に地域における合意形成手続が定められていることも十分考慮すべきであるとの趣旨であり、撤回、修正の考えはありません。

Q 1 9：林市長と横浜市会の代表民主制が健全に機能していないから、これほど市民が立ち上がったのであります。…市長はその事実から逃げてはなりません。その事実から逃げているのかどうか、市長お答えください。

A 1 9：代表民主制が健全に機能していないとのことですが、住民の代表により構成される議会において、議員の皆様と議論を行っていることが代表民主制が機能している表れだと私は認識しています。

Q 3 0：意義を見いだしがたいとの言葉は、横浜の未来を案じて直接請求を行った市民の思いを木っ端みじんに打ち砕くあまりに冷酷な、かつ粗暴な意見と断ぜざるを得ません。…意義を見いだしがたいとの言葉は民主主義を破壊する言葉と考えます。市長の見解を伺います。

A 3 0：意義を見いだしがたいとは民主主義を破壊する言葉であるとのことですが、I R 整備法が地域における様々な合意形成手続を定めていること等を踏まえると、加えて住民投票を実施することについては意義を見いだしがたいとの考えでございます。民主主義を破壊する言葉とは考えておりません。

Q 3 3：地域の合意形成に必要な事柄に住民投票は入らないと考える理由は一体何でしょうか、お答えください。

A 3 3：I R 整備法における合意形成の手法についてですが、法には「区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定されていますが、住民投票についての記載はありません。

Q 5 8：…国家的プロジェクトだということを理由に市長は I R、カジノを推進してきました。国がやるからということとは全く理由になりません。まして I R 整備は地方が手を挙げなければ何も始まらないものです。政権が変われば国に同調して市政も変わるのでしょうか。それでは一体何のための地方自治なのか分らなくなります。何のための地方自治なのか、市長の思うことを述べていただきたいと思います。

A 5 8：国に同調して I R を推進することにしたとの御意見についてですが、市民の皆様や経済界、そして市会の皆様からも様々な御意見をいただくとともに、国の動向、他都市の状況なども踏まえて、横浜の将来に責任を持つ市長として総合的に判断しました。

みわ智恵美（日本共産党）：

Q1：今回横浜市民は19万3193筆の署名を集め、住民投票条例制定の直接請求を行いました。これに基づき住民投票条例案を議会に提出する際につけられた市長意見は、住民投票を実施することは意義を見いだしがたいと住民投票を否定するものとなっています。拒否の理由を4つ挙げていますが、いずれも市民の納得を得られるものではありません。…

第1は、一般的な制度化がなされていないことをもって住民投票の位置づけが難しいとしていることです。これは住民投票制度を矮小化しおとしめる誤った考えです。今から20年も前である2000年に地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財政の充実確保に関する答申が地方制度調査会から出され、住民自治のさらなる充実方策として住民投票制度が挙げられています。市長はそこで、一般的な住民投票の制度化については、その成案を得るには至らなかったとしていることを挙げて、一般的な制度化が現在でもなされていないことから住民投票の位置づけの難しさがうかがえるなどと結論づけ、この答申の内容をねじ曲げて引用しています。実際答申は、多様な住民ニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるために、代表民主制を補完する意味で直接民主的な手法を導入することも必要であり、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から重要な課題であるとしているのが本旨です。そして、全国でも地方の重要な課題に関する重要争点型の住民投票が直接請求方式の条例化で、昨年8月9日までで総務省の調査などを基に45件確認されています。もともとこの直接請求による条例制定は地方自治法第12条と74条で法定化されているものです。

…市長が住民投票について一般的な制度化がなされていないことをもって位置づけが難しいとして、住民投票の仕組み自体を懐疑視するのは、全国の45の住民投票実施自治体及び73の住民投票条例を常設している自治体の首長、議会、住民を愚弄するだけでなく、地方自治法をないがしろにして住民自治そのものを否定することとなります。市長の見解を求めます。

A1：…今回の意見においては住民自治そのものや住民投票条例を一律に否定するものではなく、地方制度調査会の答申について述べさせていただきました。地域における合意形成の手續がIR整備法に定められていることやこれまで様々な観点から議論が積み重ねられていることを踏まえ、議会における議論を基本として、法定の手續を着実に進めていくというのが私の思いです。

Q2：第2は、コスト等のことも考えなければならないとして、住民投票を否定する重要な理由にコストを挙げていることです。

住民が投票するという民主主義と地方自治についてかかるコストをこれを否定するための理由であるとするならば、憲法と地方自治法を否定する考え方です。…コストがかかるとして住民投票に否定的であるのは、民主主義と住民自治を理解していない姿勢を示すものと考えます。見解を伺います。

A 2：…意見では、コストがかかるとして住民投票に否定的であるということではなく、I R整備法においては地域における合意形成手続が定められているということを申し上げたものです。

Q 3：第3は、I R整備法で民意を反映させる制度が整っているとして住民投票不要論を展開していることについてです。…市長が住民投票制定にここまで否定的なのは、住民投票ではI R誘致に賛同を得られないとの判断なのではないでしょうか、どうか伺います。

A 3：実施結果を想定して投票条例に否定的なのではないかとのことですが、意見では、政府の地方制度調査会における議論の経緯やI R整備法との位置づけ、市会での議論の過程などを記載したものです。否定的との御指摘ですが、市としてはI R事業に関する住民投票の実施における課題について、事実に基づき意見を述べさせていただいたものです。

Q 8：住民投票直接請求者は、「選挙において横浜市民は、カジノを含む統合型リゾート（I R）誘致について明確な意思表示をする機会がなかったのである。かかる状況のもとでI R誘致に関わる事務執行を進めることは、日本国憲法に由来する民主主義と住民自治の原則をないがしろにすると言わざるを得ない。」「住民投票が実施されれば、賛成、反対にかかわらず多様な意見、情報が市民に提供され、市民的な議論のもとに市民ひとりひとりが熟慮の上、賛否を判断し、その意思を表明することができる。市民の多数の意思を明らかにした上で『方向性を決定する』ことは市長の公約であり、民主主義と住民自治の原理に適うものである。」として、住民投票の実施を求めています。市長、19万3193筆の市民の署名数について、その重みをどう受け止めているのでしょうか。自治体の長として住民自治を尊重する立場から見解を伺います。

市長は、記者会見での住民投票への姿勢がいろいろ次々と大きく変わってきているのではないのでしょうか。カジノの是非を決める住民投票の署名運動が中盤を迎えた頃、法定署名数を超えたことが明らかになりました。その10月16日の記者会見では、手続どおり議会に提出し議会でお諮りいただきとし、住民投票がもし行われ、その結果、I R誘致が反対多数であれば、それは当然尊重したいと思えますと述べられています。また、10月28日、署名運動も終盤を迎えたころですが、住民投票条例を市長が議会に提出するときに付する意見について、住民投票をしてくださいという条例制定の提案がありましたということを丁寧に状況を説明し提案しますと述べておられます。そこでは、I Rについては今までどおりやる方向で考えていますとも述べられていますが、市長の住民投票の結果、反対が多かった場合、やはり遵守すべきと考えていますとの発言に対して、記者からのすなわち誘致を撤回すると捉えてもよろしいですかの問いに、私個人としてはそうです。結果はそういうこととなりますとまで述べられています。ところが、今回議会に提出された市長意見は、完全に住民投票を否定するものとなっています。市長、一体何があったのですか。住民投票の結果を受け止める覚悟があるのであれば、議会にも住民投票を実施するべく意見を付するべきで

はなかったのでしょうか。この間で市長の考えが大きく変化していると考えますが、その点についての見解を伺い、1回目の質問とします。

A 8：… I R 整備法には、公聴会の実施や議会の議決など地域における合意形成の手続が定められています。I R に関して市民の皆様の御意見をしっかりと伺いながら事業を進めるという考え方や市会における議論を基本とするという姿勢はこれまで同様変わることはありません。…

住民投票の結果への対応については、条例案を提出し、御審議いただいている現段階ではお答えは差し控えさせていただきます。

みわ智恵美（再質問）：

Q 2’：…市民の声に応えるというのが当然の判断で、コスト云々は理由にならないと思います。それとも、市民の声を聞かずに市長自身が決めたことについて、改めて市民に問うことでコストがかかって申し訳ないということでしょうか。それとも、市民の声を聞く気持ちはないから住民投票は無駄だということでしょうか。改めてこのどちらなのか、どちらなのか、伺います。

A 2’：コストについてでございますが、I R 整備法で手続が定められていること、それに加えて住民投票をすることでコストの点については課題があるというふうに申し上げました。

Q 8’：先ほどの答弁で、新しい市長は、今の行政が進めていることに拘束されないということが確認できました。最後に、市長の考えが大きく変わった点について、私は何も変わっていないというふうに言われましたけれども、また、投票の結果については差し控えるとも言われましたけれども、年が明けた神奈川新聞社のインタビューに市長は、I R 法では住民投票をやる必要はないと決まっていますとまで言われています。これはどう見ても法を超えた判断です。そのようなことはどこにも示されていません。国からそう判断できると助言でもあったのですか。住民投票の結果を踏まえて進めるのだともこれまで言われてきました。市長は尊重する態度を貫かれればよかったです。なぜここで住民投票に対する態度が変わっているのか、先ほどの答弁ではお答えになっておりません。きちんとお答えいただきたいと思います。…

A 8’：答弁漏れ

みわ（再々質問）：

Q 7’：：弁漏れがありましたので改めて質問いたします。2点です。住民の条例制定権を否定するのですか、どうかと伺いました。この点について市長の考えを伺います。

A 7’：最初の御質問ですが、市民の権利として否定はしておりません。

Q8：“これまで市長が住民投票の結果を踏まえて進める、反対が多ければ I R 誘致を撤回するとまで言われてきたのに、今回の意見をつけられている住民投票に対する態度が変わっていると思います。この点について明確に伺いたいと思います。

A8：“それから、住民投票に対する考え方が変わったのかということについては、法の手続に従い直接請求の条例案を市会に提出させていただいた本市を代表する長としての考えは議案に記載した意見のとおりでございます。I R 整備法には、公聴会の実施や議会の議決など地域における合意形成の手続が定められています。I R に関して市民の皆様の御意見をしっかりと伺いながら事業を進めるという考え方や市会における議論を基本とするという姿勢はこれまで同様変わってございません。引き続き議員の皆様と議論を重ねながら、法の規定に基づき手続を進めてまいります。

太田正孝：

Q3：…あなたは選挙に出たときに住民の意見を聞くと言ったはずですが。どうしてそのように言葉を変える。二元代表制だからとかと言ってしまって。二元代表制だから住民の意見などは聞かなくてもいいのだと言わんばかりの話をします。では、なぜ最初の段階で住民の意見を聞くと言ったのです。お答えをいただきたいと思います。

A3：私としては、今まで市民の皆様の見聞も聞いている、そして経済界もそうですし、様々なところでやはり I R を横浜の将来のためにぜひやってほしいという意見もあるわけでございます。ですから、そういう意味で様々な方のお話も聞きましたし、結果的に、繰り返して恐縮でございますけれども、この議会で丁寧きちっと守って、法令に沿って粛々と議論させていただいているということでございます…

太田（再質問）：

Q1’：私としては市民の意見を聞いたつもりなのですが、それを独善と言うのです。あなたがそう思っているとしても市民の皆さんは、市民の意見を聞かないで勝手にやっていると言っているからこの条例をつくって市民の意見を聞けということになってしまった。…聞いたつもりだと言われたって、聞いていないと言っているのだから、やはりここは大きな気持ちになって、…議会の多数がどうも賛成らしいと、カジノに賛成らしいと思っているから、議会の多数に体を預けるようにして、二元制、二元制として逃げている。…それに対する御回答をいただきたいと思います。

A1’：全部議員さんに押しつけているというような言い方をなさったように聞こえてしまいましたけれども、そのようなことは全くございません。私も 12 年になろうとしておりますけれども、本当に議員の皆様といろいろな議論をさせていただきました…

太田（再々質問）：

Q1：“今市長の発言の中に議員とよく議論してなどという話があったけれども、私は、今

控室に5人の市会議員が1つの部屋に入っています。全員が市長とこのIRについて議論したことなどないです。…そういうことを言っただけだよ。横浜市議会に議案を提案したことはあるかもしれない。だけれども、議員の皆さんと議論した。1回も議論ないです、1回も議論ない。市民に説明しないのと同じように、横浜市会議員に対しても議論をしない。…市長、まずいではないですか、訂正してください。確かに私は、太田議員やほかの議員とIRについて議論したことはございませんとはっきり言ってください。

A1“：議論をしていないというふうにおっしゃっておりますけれども、この市会の定例会においてIRに関する御質問をいただき様々な議論を重ねてきたと私は認識しています。…皆さんかなりの回数この議会で御出席なさっていますので、そこで議論しているというふうに私は認識しておりましたので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

井上さくら：

Q1：民意の反映について伺います。今回出された市長の意見案では、民意を反映させる制度がIR法に規定されていることをもって住民投票実施に意義を見いだしがたいとしました。しかし、IR法に定められた手続と今回市民が直接請求によって求めている住民投票には決定的な違いがあります。法定の公聴会や議会議決などはカジノIR導入のための区域整備計画策定時に必要な手続であり、一方、今回求められている住民投票は、そうした手続に入る前に横浜市として貴重な税金や職員の労力を費やして既成事実を積み重ねる前に、その方向性自体について市民の賛否を聞くべきだというものです。この違いを市長は理解しているのか、見解を伺います。

A1：IR法に定められた手続と直接請求によって求められている住民投票の違いについては、IR整備法では、IR区域の整備の推進に当たり地域における十分な合意形成が必要とされています。そのため、都道府県等との協議や同意、公聴会の実施など個別に地域の合意形成を得る手続が定められています。…一方、住民投票についてですが、我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、行政運営に当たっては、選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことが大前提です。住民投票は代表民主制に代わるものではなく、それを補う意味において活用されるものだと考えております。

Q5：会において議論が重ねられていると言いますが、例えばIRが市長の言う経済起爆剤になるという根拠、何度聞いても示されません。新型コロナの世界的大流行という新たな事態がどう影響するのか、IR事業成立の見通しや経済効果のコロナによる再評価も全く示されません。そもそも事業のコストとリスクの基礎的な情報さえ議会に共有されていない、こうした状態でどう議論を積み重ねられるというのか、見解を伺います。

A5：独断専行で不誠実ではないかということですが、これまで私自身が御説明した市民説明会や横浜IRの方向性(素案)のパブリックコメント、シンポジウムや広

報よこはま特別号により市民の皆様へ周知するとともに多くの市民の皆様の御意見をいただけてきました。議会においても、令和元年8月の意思表明以後、議案の審議や進捗状況の報告をしております、本会議、委員会合わせて500問以上の質疑によりしっかりと御議論させていただきました。しかしながら、現時点においては事業者も選定されていない段階であり、…公正性や公平性を担保するために、募集を開始する前に皆様にお示しできない状況にございます。…

井上（再質問）：

Q2’：今お答えいただきましたが、答弁漏れがありましたので議事進行させていただきます。まず、市長の公約について伺ったところです。私が伺ったのは白紙の意味ではないのです。公約集に書かれていた市民の皆様、市議会の皆様の意見を踏まえた上で方向性を決定というふうに書いたこのことの意味を伺いました。先ほどから白紙にした、その後法整備等が整ったので方向性を決めたというお話がありましたけれども、この公約では、方向性を決める前に、議会の皆様の意見だけではなく、市民の皆様の意見も踏まえて方向性を決めると書いている。このことの意味、御説明が今ありませんでした。この点を改めて御説明ください。

A2’：…平成29年が選挙でございませうけれども、平成26年にもう既に検討し始めておりまして、その中で議会や市民の皆様から意見を伺っているということはやっております。…IRについて予算の議決をいただいて平成26年度から検討に着手して、継続して検討を進めてまいりました。その間に市民の皆様から横浜の将来の経済発展に期待を寄せる声、治安や依存症といった懸念事項を心配される声など様々御意見を伺いました。また、市会においてもIRに関する多くの御質問や御意見をいただき、市民の代表である議員の皆様と議論を重ねてきました結果、8月に進めていくと公表したということでございます。

Q3’：市長の公約をどう履行したのかについて、ここについても市民の意見をどう踏まえたのかということをお聞きしたのですが、お答えがありませんでした。お願いいたします。

A3’：答弁漏れ

井上（再々質問）：

Q3’：公約についてお答えいただきましたが、選挙の前に議会で検討していたというのは、公約はその後ですから、その後様々な御意見を市民からも議会からもいただいたと。そして一昨年8月にカジノIR実現というのを打ち出したわけです。そうすると、様々ないろいろな意見の中で、このIR推進、賛成が主流であるというふうに判断をしたから、おととしの推進、カジノ実現ということの決定を行ったのか、公約との関係であればそうでなければなりません。様々な市民の意見の中で賛成が主流であると判断をしたのか、そして判断したのであれば何をもって賛成が主流であると……判断をしたのか、伺います。

A3’：今申し上げていたのですが、平成29年の選挙ではそのように市民の皆様の御意見と

議会の御意見を伺って進めていくと申し上げているのですが、先ほど申し上げたように平成 26 年から検討を進めておりまして、そして令和元年には発表になったわけですが、その過程の中でいろいろな御意見を伺って、そして総合的に判断した結果が、…少しまた戻りますけれども、令和元年に発表させていただいたということでございます。

井上さくら君「ただいまの市長答弁に答弁漏れがありますので」と呼ぶ。

副議長（谷田部孝一君）：

本件については、先ほど答弁があったと思いますので御了承願いたいと思います。

【巻末資料】

<大文字の Q、A は市長あての質問と回答、小文字の q、a は副市長あての質問と回答>

藤代哲夫（自由民主党・無所属の会）

- | | | | |
|-----|----------------------|-----|---|
| Q1 | 40 年ぶりの直接請求どう受け止めるか | A1 | 法定数以上で市民の関心の表れ |
| q2 | 直接請求について地方制度調査会の議論 | a2 | 提言にいたらず、引き続き検討 |
| q3 | 検討すべきとされた論点は | a3 | 対象、拘束力、二元代表制との関係 |
| Q4 | 地方制度調査会の議論、答申の重み | A4 | 極めて重い意味があると認識 |
| Q5 | 住民投票が制度化されてないことの評価 | A5 | 代表民主制をベースに個別法で規定 |
| q6 | 住民投票制度の他都市での活用状況 | a6 | 神奈川、川崎条例あるが実績なし |
| q7 | 住民投票条例制定の直接請求の全国状況 | a7 | 請求 41 件で可決 1 件、修正可決 3 件 |
| Q8 | 大阪都構想の住民投票と較べての問題点 | A8 | 拘束力の有無、議会議論との関係 |
| Q9 | 住民投票実施費用からみた条例の問題点 | A9 | IR 整備法に加えて住民投票は問題 |
| Q10 | 住民投票のメリット、デメリット | A10 | (メ) 直接意思、長議会対決時の補完
(デ) 二者択一、二元代表制を侵害 |
| q11 | 議会で初めての IR の質疑の時期、内容 | a11 | 平成 25 年第 4 回定例会 経済効果等 |
| q12 | 平成 30 年以降の議会の質疑 | a12 | 法律の進捗に併せ、懸念事項、効果等 |
| Q13 | IR 事業を白紙と発言した真意 | A13 | 法成立前で判断できず白紙と発言 |
| q14 | 令和元年第 3 回定例会の質疑 | a14 | 183 問の質疑、69 件の資料請求など |
| Q15 | 令和元年 12 月からの説明会の受け止め | A15 | 12 説明会と代替動画で目的達成した |
| q16 | パブコメの反映と議会への報告 | a16 | 横浜 IR の方向性修正、委員会に報告
議会で議論 約 530 ページの公表 |
| Q17 | IR 整備法で示された民意の反映方法 | A17 | 協議会、公聴会と市民代表の議会で |
| Q18 | 市民意見尊重し二元代表制で決定すべき | A18 | 同様の考え方にに基づき議会で審議 |
| Q19 | 条例に付した意見について市長の言葉で | A19 | IR のイメージが湧くよう情報提供 |

萩原隆宏（立憲民主党・無所属フォーラム）

- | | | | |
|----|-------------|----|-------------|
| Q1 | 署名 19 万余の重み | A1 | 市民の皆様の関心の表れ |
|----|-------------|----|-------------|

Q2	住民投票への賛否の意思の表明は	A2	一言で無理 法定手続きを着実に
Q3	記者会見の「結果の通りに」は不変か	A3	お答えは差し控える
Q4	市民の反対の声は聞こえないのか	A4	賛成、反対、心配の声を聞いている
Q5	住民投票で反対が上回る可能性あるか	A5	お答えは差し控える
Q6	市長の地位は何によっているか	A6	主権者の横浜市民の支持
Q7	住民投票と直接選挙との相違	A7	ともに有権者の政治意思の直接表明
Q8	住民投票は民主主義の重要な手法では	A8	住民投票は代表民主制の補完
Q9	住民投票の制度化を国に働きかけるべき	A9	
Q10	常設型住民投票条例がないことについて	A10	住民投票は代表民主主義の補完
Q11	住民投票で IR の是非を問わない理由	A11	議会で議論、IR 整備法に手続あり
Q12	住民投票制度の望ましい整備方向は	A12	法整備による問題点の解決が前提
Q13	市民が直接政策決定することへの賛否	A13	一概に言えぬが、憲法改正の国民投票も
Q14	憲法における住民投票の位置づけ	A14	住民自治は承知、法整備が前提
Q15	住民投票の民主主義的価値の矮小化では	A15	IR 整備法の合意形成手続を進める
Q16	コスト等金銭価値の問題にすり替え	A16	IR 整備法の合意形成手続もあるので
Q17	市長の意思の変更は将来ないか	A17	議会の議論を基本に進める
Q18	林市政への市民の不信の原因は	A18	市民の意見、議会の議論を踏まえて
Q19	横浜の代表民主制が健全に機能してない	A19	議会で議論していることが証左
Q20	健全に機能していると考え根拠は	A20	議員と議論しているこの現状
Q21	議会制民主主義の可能性発揮してるか	A21	二元代表制は地方自治制度の根幹
Q22	市民、長、議会の意思のギャップは	A22	議会で議論し、市民に伝えていく
Q23	20万人の声を無視して影響ないか	A23	市民の関心の表れ、議会で議論を
Q24	代表民主制の足りないと思うところは	A24	二元代表制の下、議会で議論してきた
Q25	住民投票の意思尊重が健全な民主制では	A25	住民投票は代表民主制の補完
Q26	住民投票を求める声は議会の議論と連動	A26	私の考えは意見で述べている
Q27	市長意見は空虚で撤回すべし	A27	私の考えは意見で述べている
Q28	不適切なデータを訂正なくうやむやに	A28	傾向をつかむための資料
Q29	議会議論は賛成派議員の議論が基本か	A29	賛否に拘わらず議論できたと考える
Q30	住民投票の意義を見出しがたいの意味	A30	IR 整備法が合意形成手続を規定
Q31	住民投票条例と自治法 14 条の関係	A31	違法であるとは考えてない
Q32	条例で法の趣旨を深めることは	A32	一般論では Ok、IR 整備法があるので
Q33	合意形成手続に住民投票が入らぬ理由	A33	IR 整備法に住民投票の文言ない
Q34	法の最低基準で事足りりはおかしい	A34	議員の考えと私の考えは別
Q35	公聴会の形式は	A35	都市計画手続きの公聴会を参考に
Q36	IR 誘致についての民意	A36	市民の代表である議員と議論

Q37	市民への責任をどう認識しているか	A37	市民への責任は放棄できない
Q38	パブコメの市民の分析への見解	A38	複数意見も可能で分析適切でない
Q39	説明で将来の賛成は増えると思うか	A39	事業進捗に併せ丁寧に説明したい
Q40	現在、市民の賛意を得られているか	A40	引き続き分かりやすい情報提供する
Q41	市民の賛意、確認しなくいいと思うか	A41	丁寧に情報発信を行っていく
Q42	何をもって県の同意というか	A42	協議会での協議、文書照会など
Q43	IR 整備法で同意を要する地域の範囲	A43	IR 整備法の枠組みで合意形成
Q44	IR 整備法の必要な措置とは	A44	公聴会開催、案の公表、説明会実施等
Q45	その他の住民の意見を聞かない理由	A45	法に基づき必要な措置を講ずる
Q46	住民意思への市長の姿勢が変化した訳	A46	市民の声を聞き、議会で議論
Q47	市民の声を聞き、その結果で判断すべき	A47	議会で区域整備計画書の審議が重要
Q48	署名の法定ハードルについての見解	A48	緩和措置もあり、一定の合理性あり
Q49	署名の思いへの受け止めが軽すぎる	A49	市民の考え受け止めて、しっかり説明
Q50	可決の場合は再議に付するつもりか	A50	仮定の質問への答弁は差し控える
Q51	意見の中の「コスト等」の「等」は	A51	立会人の負担、事務職員の労力
Q52	ソーシャルコスト等事業計画も未熟	A52	区域整備計画作成の中で明らかに
Q53	市民、市長、議会のどれが民主的か	A53	一概には言えない
Q54	市民の声を聞くと意見を修正すべき	A54	事実に基づき意見を述べた
Q55	わが国の住民投票についての見解	A55	わが国では代表民主制の補完
Q56	常設型住民投票条例など改善する考えは	A56	引き続き国の動向などを注視
Q57	横浜における民主主義の在り方	A57	憲法、法令に基づき趣旨達成に努力
Q58	国の IR と逃げるが、地方自治はどこに	A58	様々な意見、国の動向等総合的に判断
Q59	請求者の意見を直接聞けない思い	A59	何らかの形でお聞きしたい
Q60	中継モニターライブでは	A60	中継ライブも含め何らかの形で
Q61	意見陳述後の記者会見はいかがか	Q61	法定手続き以外で意見適切でない
Q62	ニュートラルなら条例賛成したら	A62	意見は課題について事実を述べた
Q63	今の横浜は市民の声が本当に届かない	A63	代表民主主義が健全に機能している
Q64	横浜の未来を思う市民の願い感じるか	A64	直接請求は1つのお考えと認識
Q65	区画整備計画策定を決めた経緯は	A65	元年9月予算の議決後、事業進める
Q66	市長選の白紙が今回の直接請求の因では	A66	当時 IR の詳細が不明だったので白紙
Q67	住民投票がよりよい市政運営につながる	A67	代表民主制で議会で議論がよい市政
Q68	選挙を経ていない事業に疑問感ないか	A68	国家的プロジェクト議会で議論して
Q69	足早に否定しようとする姿勢はヘン	A69	早く議会で審議いただくことが重要
Q70	国のために条例でルール追加は不要か	A70	一概に言えない。本件は IR 整備法で
Q71	意見書の全部を見直して修正して	A71	議員の考え伺ったが私の考え意見で
Q72	国への阿諛でなく国政を監視すべし	A72	国と協力しながら課題解決に努める

- Q73 カジノ不要と国に再考を促すように A73 IRは経済再生の起爆剤、選定願う
 Q74 人間を思う気持ちがあれば意見撤回を A74 今後も市民に丁寧に説明していく
 c f 菜根譚を引用。市民の声に寄り添って c f 市民に寄り添っていくのが私の信念

中島光徳（公明党）

- Q1 代表民主制の根拠と意義 A1 憲法93条 代表者を選定し政治
 q2 地方制度調査会での住民投票の議論 a2 住民自治の機能強化の一環
 Q3 住民投票は代表民主制の補完か A3 根幹の代表民主制を補う
 q4 個別法の住民投票の例と理由 a4 大阪都構想関連法等 地域の自主性
 Q5 請求の条例案をそのまま提出する趣旨 A5 請求者の意図を諮るとの法律の趣旨
 Q6 投票率が低かった場合の見解 A6 本条例案の課題の1つ
 Q7 過半数の意思の尊重規定の解釈 A7 法的拘束力なく、考慮する要素の1つ
 Q8 広報活動、情報提供の内容 A8 正確な情報を期間中に提供

みわ智恵美（日本共産党）

- Q1 制度ないので位置づけ困難の意味 A1 IR整備法で民意、議会議論を基本に
 Q2 コストから住民投票を否定する理由 A2 コストでなく、IR整備法で民意聞く
 Q3 IR整備法で住民投票不要という理由 A3 住民投票の課題について意見述べた
 Q4 公約なかった議員の議論は機能不全 A4 IRの予算議決などしっかり議論
 Q5 申請準備を進めていくことは問題 A5 着実に取り組んでいく
 Q6 反対派市長は誘致判断に拘束されるか A6 新市長が経緯も含め適切に判断
 Q7 署名数の重みに対する見解 A7 関心の表れ
 Q8 記者会見の投票結果順守から変心か A8 議案意見の通り 順守かは答差控え
 <再質問>
 Q7' 住民の条例制定権を否定するのか A7' 直接請求が来たので、今議会に
 Q2' 住民の声聞く気なく、コスト無駄か A2' IR整備法に手続があり、コストは課題
 Q7' 市民の声を聞き、立ち止まるべきでは A7' IR整備法の手順で進めている
 Q8' 何故、順守から変心したのか (答弁漏れ)
 <再々質問>
 Q7" 住民の条例制定権を否定するのか A7" 市民の権利としては否定はしていない
 Q8" 何故、順守から変心したのか A8" 議案意見の通り、IR整備法に沿って

太田正孝

- Q1 住民の意見を聞いてみたくないのか A1 市民の意見を聞いていないと思わない
 Q2 自信ありなら住民投票条例を作れば A2 様々の方のお話も聞いている
 Q3 選挙で住民の意見聞くと言ったのに A3 議会で法令に沿って粛々と議論

<再質問>

Q1' 大きな気持ちで住民の意見を聞いて A1' 議員の皆様といろいろ議論もした

<再々質問>

Q1" 議員といろいろ議論したは嘘 A1" この定例会で議論している

井上さくら

Q1 既成事実作る前に住民の意見聞くべき A1 住民投票は代表民主制を補うもの

Q2 皆様の意見を踏まえの公約の意味 A2 様々な意見聞き、総合的に勘案して

Q3 パブコメ 53%反対その意見聞くべし A3 ご意見を踏まえ実施方針案を作成

Q4 選挙に勝てば何をしてもいいのか A4 議会議論が代表民主制の機能の表れ

Q5 情報公開がなく、どう議論つむのか A5 常任委員会で最新情報提供し議論

Q6 市民の信頼を住民投票条例で取り戻せ A6 事業計画等明らかになれば信頼戻る

<再質問>

Q2' 公約の「意見を踏まえ」の意味 A2' 様々な方の意見、議会で議論かさね

Q3' 公約をどう履行したのか (答弁漏れ)

Q4' 市民との信頼関係で制約あるのでは A4' 市民、議員と信頼関係を築きながら

<再々質問>

Q3" 様々な意見、賛成が主流と判断したか A3" 様々な意見を聞いて総合的に判断

豊田有希

Q1 コロナ禍に IR 誘致を進める問題意識 A1 アフターコロナを見据えた施策

Q2 任期末にお荷物置いていっては困る A2 中長期を見据え、議論して進める

市長定例記者会見（IR関係）令和2年1月～

令和2年4月8日

記者：市民説明会が6区でまだ開催出来ていません。もちろん国がまだ基本方針を決めておりませんので、募集期間も変わるかもしれませんが、6区での説明会を開催しないまま、市としての実施方針を示さなければいけない可能性も高いかと思います。例えばオンラインでの開催など、市民説明会開催の工夫を何か検討されたりしているのでしょうか。

市長：現在、国が基本方針を示されていないことで、当然、市の計画の進捗がずれる可能性はあります。国もコロナウイルス対策に注力されています。市民説明会については、12区で実施済みですが、残りの6区もこれまでと同様の形で実施したいです。コロナウイルス対策の状況を見ながら判断をしていきたいと思っています。

令和2年4月15日

記者：残り6区となった市民説明会の開催に強い意欲をお持ちだと思いますが、基本的には8月までに市民説明会を全て終えたいという意向はお持ちですか。

市長：そうです。ただし状況が見えません。本当に危険な状況の中で、市民の方に参加してもらい説明会を開催することはできないので、今は中止にしています。市民説明会に対する意欲ですが、今まで開催し、あと残りの6区を開催しないのは、とんでもなくまずいのではないかという意見も圧倒的に多いです。だから、公平に聞いていただかなくてはならないと思います。ただし、今は何よりも市民の皆様の安全が第一だと考えます。

令和2年5月20日

記者：事業者撤退のあとで市民団体の方がコロナ等を受けて、IRはもうやめるべきだとの要望書を出しているかと思いますが、その中でコロナによって、そもそも観光政策等にも大きな影響が出て市政の戦略を考え直すべきではないかといった意見が含まれていますが、コロナ後の観光 MICE エンターテイメントゾーンで、現状の流れの中で市の戦略を今後考え直すなどのお考えはあるのか。

市長：3つの団体から要請があったことは承知しています。…これはナショナルプロジェクトとして国が推進しており、その中で横浜市も進めてきましたから、引き続き、国がどのような方向で推進していくのか、…国や他都市の動向も注視しながら柔軟に対応していきたいと思います。

令和2年6月3日

記者：緊急事態宣言が解除されて、今後6区残っているIRの説明会についてはどのようにお考えですか。

市長：私は18区全てに説明に出向きたいとずっと話していましたが、ご承知のような状況

で非常に開催が難しくなっています。見通しが立たないです。ですから、今 DVD を作成しています。これまで 12 区で説明した内容と変わってしまうとよくないので、直接私が説明するところを映像に撮り、配信することを考えています。

記者：動画の質疑応答の部分ですが、想定される質問に市長が答えるという形なのか、あるいは何らかの形で同時進行ということも考えられるのでしょうか。

事務局：オンライン等も検討しているところですが、通信環境等難しい状況ですので、これまでいただいていた質問や皆様を知りたい内容を我々でピックアップし、そのような質問に市長が答えるといったことを想定しています。

令和 2 年 6 月 17 日

記者：IR の関連で、6 区で残っている市民説明会が開催できておらず、動画配信で代替開催するのお話がありました。残り 6 区の説明会はもう開催を断念するという考え方でよいのか、それとも引き続き開催を模索されるのか。

市長：私が 12 区で話した内容を、今回、ビデオで撮影して残りの 6 区の区民の皆様にお伝えするということです。やはり、今の状況の中では、多くの方に集まっていただいて説明会を開けないということから、今回、このような形にしました。

記者：残る 6 区での開催はあくまでも延期として、コロナの終息を待って直接説明、質疑の場を設けることもあり得たと思いますが、やはり 6 区については林市長が直接行かれる予定としてはないというお考えですか。

市長：残念ですが、今の収束が実質、見えないのです。例えば、参加者を集めることにしても、同じ人数一堂に入るのはできませんし、かなりの少人数で行っていくこととなりますし、場所や時間の問題も大変難しいため、これまで 12 区（で開催した説明会）の内容の中で多く寄せられた質問や同じような質問が出ているので、その中で検証して、最も多い質問等に答えるような形です。

記者：IR 説明会が行われていない 6 区の区民の方たちから、自分たちが直接市長に質問したり、考えを述べたりする機会が得られないことに反発の声が上がっていますが、このことについてはどのようにお考えですか。

市長：当然ながら、直接、質問をいただけないことは大変申し訳なく残念です。そのような声もあると思いますし、ただ、今の状況は本当にやむを得ないことなのでご理解いただきたいと思います。

記者：これまでの 12 回の IR 説明会でアンケートを実施した結果、以前としてまだ依存症や治安対策に対する不安があるようです。今後残りの 6 区で、説明会ではなく動画配信になった場合、市民に対しての説明責任を市長ご自身はどのように受け止められているのか。

市長：IR について、どのようなものかについてまず話したいです。…今回の DVD の中で説明しますが、内容的には 12 区と残りの 6 つの区への DVD が非常に異なっていたら困るので、内容的には、同じような説明になります。

令和2年7月3日

記者：IRに関して、先月、神奈川新聞とJX通信の方で市民意向調査を実施しましたが、…
昨年9月にも同じような形で調査を行っていますが、当時と比べて2.58ポイント反対が
増えたという結果ですが、これについて市長はどのように受け止めていますか。

市長：IRがどのようなものであるかということ、それから市民の皆様のご心配事項、依存症
や治安対策について、私も市民説明会で説明しましたが、まだしっかり伝わっていないので
はと思いました。

記者：IRの申請時期、受付期間について国は自治体の意向も確認して判断したいという意
向を示していると思います。横浜市としてスケジュールは非常に厳しいということ。国の動
向を注視しているということは先ほど教えていただきましたが、横浜市の意向として来年
1月から7月という期間を延期してほしいと考えているのか、あるいは現状維持を望んで
いるのか。

市長：私たちは国と一緒に国家的プロジェクトという形で進めており、その姿勢を私は変え
ることはないという気持ちでやっています。…私としては、国が旗を振って最終的には国が
選ぶわけです。…結果的に最終的に選ばれていく立場なので、…

令和2年9月2日

記者：IRに関して、情報公開請求をさせていただきました。誘致の表明や、市長の説明に
至るまで、市の幹部の方々の間で話されていたことが記録として残っていないことが分か
りました。記録資料がないことについて、市長のお考えを教えてください。

市長：横浜市では、議事録が必要であるものと、そうでないものには決まりがあります。そ
の中で準拠して対応していますので、透明性に欠けるとか、疑念を抱かせるという指摘もあ
りましたが、このケースは全て開示が必要なところ、議事録をとらなくてはいけないところ
は取っていることだと思います。

記者：規則に則っていたとしても、市民の関心が高く、更に賛否のある事案という性質を鑑
みても、記録がなくても問題はないという認識ですか。

市長：今回の件は、規定通り行ったと思います。…必要なところは議事に残しますし、今度
の反省を踏まえて、広報していきます。やれることをしっかりと、様々な機会でお伝えして
いこうと考えています。

記者：特に具体的に、現場の事務方から市長説明を受けられる際には、今後も議事録を残す
ことは、今の段階では決められないということですか。

市長：規定通りにしっかりやっていくということです。今の規定で足りなければ、また判断
していかなければいけないと思います。

令和2年10月16日

記者：I Rについて、住民投票条例制定の直接請求に向けて、署名活動が行われており、すでに署名数が法定数を越えたと団体が発表しています。今後の手続きとして、市長が意見を付けて議会に付すことが見込まれますが、どのような意見を付けられるお考えですか。…
(住民投票に対して)、賛成の意見を付けられるのですか。

市長：賛成や反対ということではなく、規則に則って提出するということです。こういう住民投票が集まりましたということをお付けして提案します。

記者：手続きの中で、市長自身の意見を付けて議会に付すことになる可能性が高いのではないですか。

市長：法令に則り、議論、決議いただくということです。どのようにしてほしいとは申し上げません。

記者：賛成も反対も意見を付けないということですか

市長：手続き通りです。当然、(提案の) 必要数を突破されたので、それに基づいて、私は議会に提出するということです。

記者：手続き上で、市長の意見を付けるというところがあるのですが、その際には賛成も反対も意見はつけないということですか。

市長：議会でお諮りいただくことだと思います。

記者：議会の議決に任せるということですか。

市長：そうです。

記者：市が算出した試算では、I Rにおける経済波及効果が最大で9,700億円に上る試算が出ていますが、それに対する受け止めをどのようにお考えですか。

市長：(今回の試算は) コロナ禍が起きてからの試算ではないので、今後、R F Cを引き続き追加で行う中で、改めて数字が出てくるのではないかと思います。

記者：住民投票の法定数を越えた場合、条例案を市議会に提出する際、手続きとして市長が意見を付して提出することになっていますが、何の意見も付けずに議会に提出するということですか。

市長：これまでもI Rについては、議会で予算等を議決いただき、やってきています。今回の住民投票条例の実施を目指す署名が必要数に到達したので、その結果について、発言することは一切差し控えたいと思いますので、何もそういう意味では意見を付ける気持ちはありません。基本的には今までは、この方向を進めていくことで進めてきましたから、ただ市民の方々が、署名運動をやられているわけですから、そのことも一つの事象として、また、賛成の方はいると思います。そういう意味ではニュートラルな気持ちでお諮りしたいので、今のところ、私の特別な意見を出すつもりはありません。

記者：条例案を可決、否決のどちらの場合も尊重されるということですが、可決された場合は住民投票を実施するという理解でよろしいですか。

市長：そうです。

記者：市民の理解という点、市民説明会が中止になったままの状態が6区あるわけですが、

何か代替の形式で開催することは考えていますか。

市長：都市整備局 I R 推進室の室長を中心にトップで行っていますが、そのメンバーが説明会を開催し、直にお話し合いをすることを検討しています。私自身は、12 区で（開催し、残りの 6 区については、）残念ながら中止になってしまいましたが、（代替手段として、）DVD 動画を撮影し、その視聴者が 5 千 200 人を超えました。そして、残り 6 区の申込者の方に送りました。

令和 2 年 10 月 28 日

記者：I R について、前回の記者会見で、市長は住民投票の結果を尊重すると発言されました。その中で、市民団体の条例案に市長の意見を付さないで、議会に提案すると取れるような発言がありました。法令上、市長の意見を付すことになっていると思います。改めて趣旨を説明してください。また、住民投票条例には、これまで否定的な見解をお持ちだと思われていますが、市民団体の提案とは別に、横浜市として独自に住民投票条例を策定する考えはありますか。

市長：地方自治法第 74 条の規定で、市長は意見を付けて議会に付議をすることになっています。前回の記者会見では、住民投票条例に付す意見自体を、賛成反対といった直接的な表現とするつもりはないとの趣旨で申し上げました。しっかり伝わっていなかったとしたら申し訳ございません。賛成反対といった直接的な言い方はしません。

記者：I R の住民投票の件で確認です。住民投票条例を市長が議会に提出されるときに、意見を付されることが地方自治法の規定どおりにとのことですが、先ほど賛成反対といった直接的な言い方はしないと発言されましたが、その趣旨を詳しく教えてください。

市長：賛成や反対という付議ではなく、このような状況で提出され、住民投票をしてくださいという条例制定の提案がありましたということを、丁寧に状況を説明して提案します。ここでは、賛成反対という意見は言いません。（賛成反対を）付議しません。そのような形で表現したいということです。新聞で拝見しただけなので、詳しくは分かりませんが、I R をやらなくてもよいなど、市長の気持ちが変わったということはありません。私は今まで通りやる方向性で考えています。

令和 2 年 11 月 13 日

記者：市議会に署名が提出される際に、市長が意見を付すということについて、先の市長定例会見では、賛成反対といった直接的な表現をするものではないと発言されましたが、こちらで調べたら、地方自治法の制度上、意見については条例案に対する執行機関の立場から、賛否の意見と解されているようで、意見は必ず付さなければならず、少なくとも意見賛否を明確にすべきものであり、意見なしとすることはもとより、意見を付したものとみなされないとは解されるそうです。市長の考えは賛成なのか反対なのかどのようにお考えですか。

市長：この議案に付す意見は、賛成反対といった直接的な表現はしない予定です。どのよう

な内容にするかは今後の手続きの中で検討していきます。市民の皆様のご意見をしっかりと受けとめた上で、市長としての見解を分かりやすくお伝えできるようにしたいと考えています。

記者：現時点では賛成の意見にするのか、反対の意見にするのかはまだお考えではないという理解でよろしいですか。

市長：直接的な表現はしない予定です。今後の手続きの中で検討していきます。

記者：分かりました。

令和2年11月20日

記者：I Rについて、先日開催された横浜イノベーションI R協議会では、非公開部分が多かったのですが、どのような意見が出されたのですか。

市長：非公開ですので、説明が大変難しいところです。公開部分は、協議会の趣旨を知っていただき、（協議会の）様子をご覧いただくことも重要だと思い、横浜市の要綱に準じて、前半40分程度を公開しました。そして、事業者の実施方針や募集要項については、事業者の公募などに関わる情報が含まれているため、公開で協議した結果、公正で中立な事業者公募に支障を及ぼすおそれがあるということで、協議会で判断し、非公開としました。協議内容によっては、非公開にせざるを得ないことがあります。ご理解いただきたいと思います。市民の皆様に対しては、別途説明会などで情報発信をしていきます。

記者：傍聴者を募集し、20名の傍聴枠があったのに、結局、最終的には非公開になったところで（傍聴人は会場から）出されてしまいました。傍聴された方たちからは何か不満の声が上がっていましたが、これについてはどのようにお考えですか。

市長：本協議会は、非公開部分が一部あっても良いという性質の協議会です。事業者の方もいるので、どうしても公開できないこともあります。ご理解いただきたいと思います。

令和2年12月2日

記者：先月開かれたI R事業者選定等委員会の会合で、2回目以降の会合は非公開になることが決まりました。先月のI Rイノベーション協議会でも同じような状況で、市民の方が会議を傍聴できない状況になっています。非公開にすることに対して、市長の考えを教えてください。

市長：非公開にすることは、民間事業者の募集、そして選定に関する審議をいただく場合は、非公開にしないと、審議内容が事業者公募に影響を及ぼしてしまいます。そのようなことについては、委員会の中で判断いただき、非公開とするところについては、私どもも非公開にするようにしています。I Rは市民の皆様のご関心が非常に高いので、事業者選定後は速やかに、透明性・公平性の確保のために、事業に支障をきたす恐れがないと判断したものは、審議内容を公開するということですが、非公開部分は公募に関する事なので、公開はできないということです。

記者：設置の趣旨の中に、透明性を確保するとありますが、先程おっしゃったように終わった後に公開することで、透明性が確保できるという認識ですか。

市長：公平な選出をしないといけないので、事前に公募に関わる事業者の様々なことが公開されることは、非常に公平性を欠いてしまうので、当然非公開になると思います。その後、公開できる場所は、間違いなく議事録が全部残るので、審議内容は公開させていただきます。

令和3年3月4日

記者：3月1日からIRの広報ポスターが掲出などされていて、間もなく広報よこはまも配られるのかと思っています。引き続きオンライン説明会を行われていますが、このタイミングで広報を強化される狙いを改めて伺いたいと思います。

市長：IRについては、ご承知のように、反対の皆さんや、ご理解を示す、また関心がある等とか、色々いらっしゃいます。実際、やはり全然周知をされていないというのは、全然という言い方は変ですが、事実だと思います。説明会も開催してきましたし、先日以来、オンラインでの説明会も開催しましたが、どうしても参加者も少ない状況の中で、全体にそのIRに対して関心を持っていただく事が、難しい状況なので、まず、イメージとして、横浜イノベーションIR（のポスター）を駅に貼り、デジタルサイネージも行います。バナー的なイメージポスターを2月26日に発表しましたが、そのようなことを行い、IRに関心を持っていただきたいです。

令和3年3月17日

記者：IRに関して、先日事業説明会が一段落というか終了し、延べ666人が参加および視聴されたという経過がありました。市長は常々、横浜が目指すIRの形についての理解が市民の間で進んでいないという問題意識を持たれていたと思います。今の肌感覚として、理解は進んできているとお考えですか。

市長：理解というか、IRについて関心を持たれている方は増えていると思います。私は、基本的に、IRのことをお分かりになっていなかった方が相当多かったと思います。理解が進んでいるというか、やはり関心を持たれてきて、どのようなものかをもっと知りたいという意味で、そのような機運が出てきたのではないかと思います。ですから、今、広報をしているのも（一人でも多くの方にも）どういうものかを知っていただきたいという気持ちですから、関心は非常に高まったという事が妥当な答えだと思います。

記者：今のアンケートは関心がある方に対するアンケートで、まさに理解に関するアンケートかと思いますが、関心の高まりという観点からすれば666人という参加者は多いのか、少ないのか、市長は率直にどのようにお考えですか。

市長：判断は難しいです。やはり、参加者はある程度関心を持って理解をしている方です。そうではない方々が、あまりまだ関心がそれほどない方もいるかもしれないと思います。こ

れは返事できないです。…ともかく I Rは、最終的に住民投票条例の制定についての提出もいただき、さらにそこで議論し、結果的には住民投票をしないということになりました。I Rについては、二元代表制の中で、研究を進めていく結論をいただいているので、それに向かってやっています。… I Rについては、もう少し中身が濃い情報提供が、というご意見もあると伺っています。現段階でまず事業者側との話が、皆様に完全に公表できる状態ではないので、当然ながら内容が進まない。もっと早く分かれば良いとのご意見もあると思いますが、それに向かって私どもはスケジュールをしながら、良いご提案のある事業者を選びたいと思います。

令和3年6月9日

記者：I Rについて、(資格審査通過の)事業者が2者ということが公表されましたが、それについてどう思われていますか。

市長：2グループが資格審査を通過しました。…提案審査書類の受付が6月11日までなので、もうじき期限ですが素晴らしい提案をいただけることを期待しています。

記者：海外のカジノ、ゲンティンやメルコを中心としたグループではないかという報道もあります。事業者名や具体的な提案内容について、公表されるご予定などがありますでしょうか。

市長：今のところは正式な事業者公募を行っている最中です。申し訳ありませんが、詳細についてコメントは差し控えさせていただきます。事業予定者が決定して、その公表時には全ての提案審査参加者を構成する企業の名称はしっかり公表させていただきます。

第4号様式 (第5条第3号)

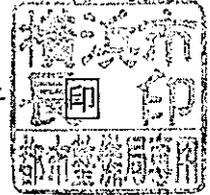
非 開 示 決 定 通 知 書

都 I 第 1950 号

令和3年4月13日

真城 愛弓 様

横浜市長 林 文子



令和3年2月5日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	<p>I Rもしくはカジノに関し、都市整備局長・I R推進課長が市長・副市長に対して行った説明（直接の説明でなくても、市長・副市長に渡した資料含め）の結果（市長・副市長の意見・質問などの反応）、及びこれに対する都市整備局長・I R推進課長の回答内容に関する文書</p> <p>※市長・副市長に対して行った説明については、次の2つを対象とする。 ①令和元年8月22日のI R誘致表明に係るもの（方針決裁文書を含む） ②令和3年1月21日に公表した実施方針の決定に係るもの（方針決裁文書を含む）</p>
2 行政文書の概要	
3 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項
4 根拠規定を適用する理由	市長・副市長に対して行った説明の結果及びこれらに対する都市整備局長・I R推進課長の回答内容に関する記録等は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書は作成・取得しておらず、保有していないため
5 担当課	都市整備局 I R推進室 I R推進部 I R推進課 電話 045 (671) 4135
6 備考	

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

非 開 示 決 定 通 知 書

都 I 第 1950 号
令和 3 年 4 月 13 日

真城 愛弓 様

横浜市長 林 文子



令和3年2月5日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	令和2年12月10日 副市長説明資料
2 行政文書の概要	令和2年12月14日に開催した、第2回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会に係る副市長への説明資料一式。
3 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第6号
4 根拠規定を適用する理由	本市の事業に関する情報であって、開示することにより当該事業の性質上、公平・公正な競争の担保や他都市との競争における本市の地位の確保などの当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(第6号)
5 担当課	都市整備局 I R 推進室 I R 推進部 I R 推進課 電話 045 (671) 4135
6 備考	

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

参加者の概要

(平成 30 年 9 月現在)

事業者名	セガサミーホールディングス株式会社		
所在地	〒141-0033 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産 大崎ガーデンタワー	電話番号	■■■■■■■■■■
代表者	代表取締役社長グループ COO 里見 治紀	F a x	■■■■■■■■■■
設立年月日	2004年10月1日		
沿革	<p>2004年 セガサミーホールディングス(株)設立</p> <p>2006年 株式会社サンリオとの戦略的業務提携</p> <p>2008年 株式会社サンリオとの新キャラクターの共同開発について合意</p> <p>2009年 セガサミービジュアル・エンタテインメント(株)(現マーザ・アニメーションプラネット(株))設立</p> <p>2010年 (株)サミーネットワークス、(株)セガトイズ及び(株)トムス・エンタテインメントを完全子会社化 1,700万株の自己株式の消却を実施</p> <p>2011年 タイヨーエレクト(株)を完全子会社化</p> <p>2012年 フェニックスリゾート(株)を完全子会社化 韓国 Paradise Group と合併会社の設立で合意</p> <p>2013年 PARADISE SEGASAMMY を通じてカジノ施設 Paradise Casino Incheon を取得 カジノ機器の開発・製造・販売を行うセガサミークリエイション(株)を設立</p> <p>2014年 PARADISE SEGASAMMY が、統合型リゾート施設「パラダイスシティ」の建設に着工</p> <p>2017年 PARADISE SEGASAMMY が、韓国初の統合型リゾート施設「パラダイスシティ」を開業</p> <p>2018年 PARADISE SEGASAMMY が、「パラダイスシティ」において商業施設、クラブ、スパなどを含む第1フェーズ第2次開発の施設を開業</p>		
業務内容	総合エンタテインメント企業グループの持株会社として、グループの経営管理及びそれに附帯する業務		

IR（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼項目（調査票）

※記載欄が不足する場合は、A4判もしくはA3判で別途添付されても構いません。添付資料の様式は自由ですが、添付する資料の合計は、A4判で数えて20ページ（A3判で数えて10ページ）までをお願いします。

I. IRの経済的・社会的効果について

【項目1】貴社が、横浜市でIRを設置する場合、横浜市（及び広域）に与える直接的・間接的な経済波及効果等を可能な限りお示してください。（経済波及効果等の例としては、IR設置に伴う、想定訪問客数（観光客数、滞在者数、宿泊者数、ターゲットとする顧客層等（いずれも国内外別に）、観光消費額等の増加、税収効果、MICE開催件数・参加者数・内容等、雇用創出の人数、地元調達割合等をご教示ください）

[Redacted content]

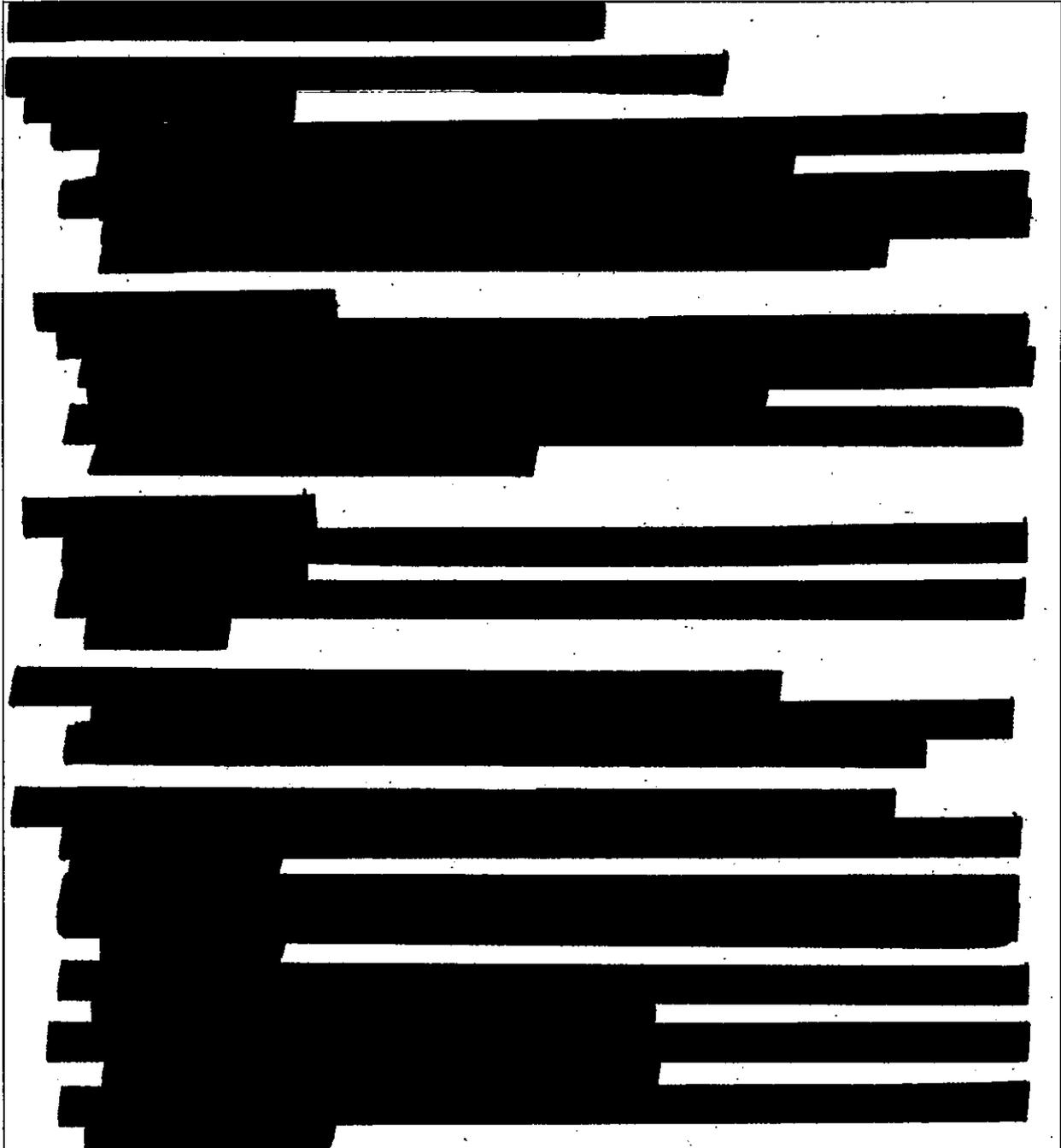
Ⅱ. IRで想定される懸念事項などとその対応策について

【項目2】貴社が、横浜市でIRを設置する場合、横浜市において想定される懸念事項などとその対応策について、お示してください。また国内外で既に実施している対策があればお示してください。その他、行政との役割分担もお考えであれば、合わせてお答えください。
(想定される懸念事項として、ギャンブル等依存症対策、青少年への悪影響対策、治安対策、マネー・ローンダリング防止対策、反社会的勢力の排除に係る対策については、必須の回答をお願いします。)

[Redacted content]

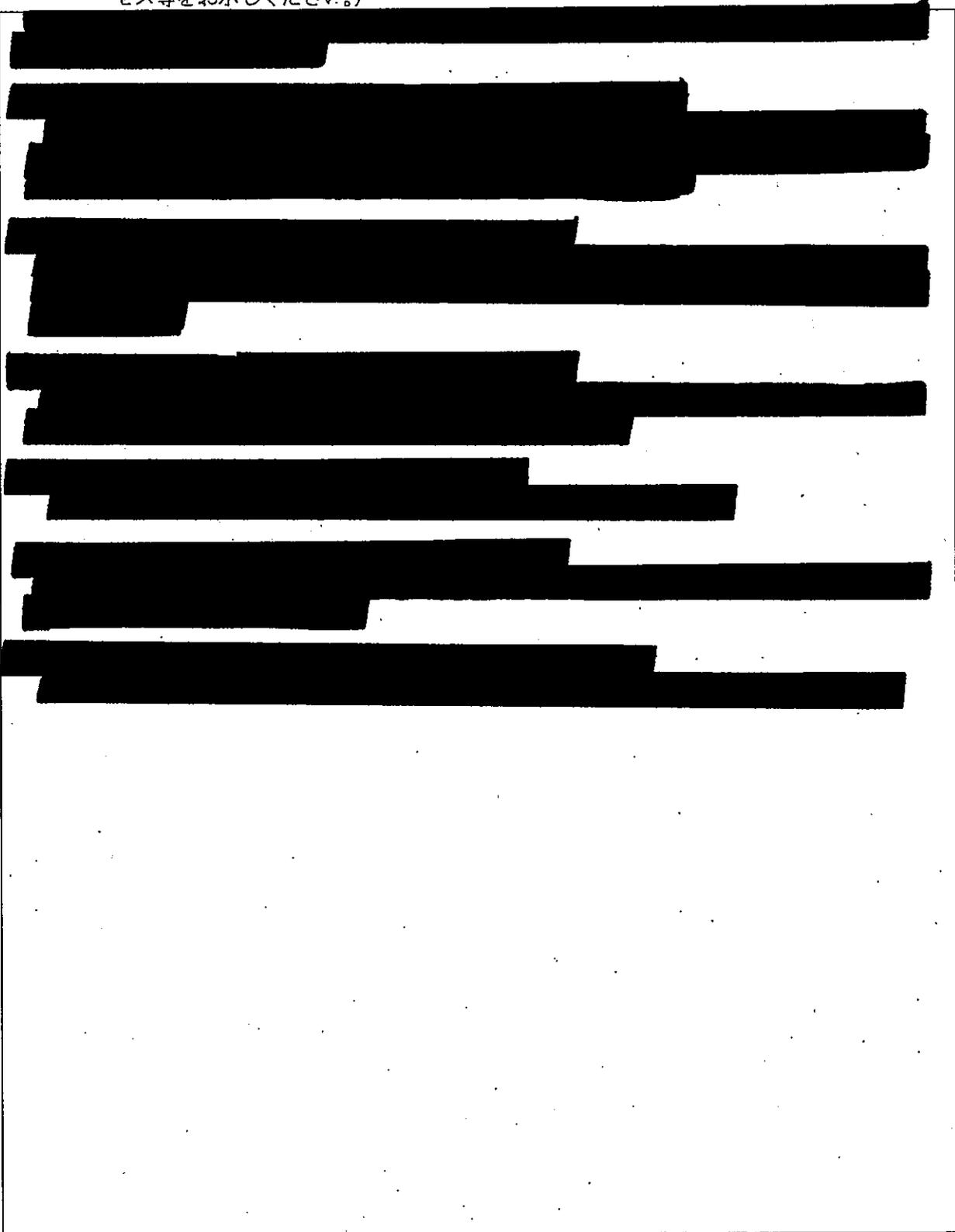
Ⅲ. 想定するIRのイメージについて

【項目3】貴社が、横浜市でIRを設置する場合、想定している立地場所について理由を含めてお示しください。合わせてイメージ図、開発コンセプト、ゾーニング、土地利用計画図等もお示しください。また、IR整備法第二条第一項に記載されている施設について、それぞれ横浜市にふさわしいと思われる施設コンセプトをお示しください。
その他、開発条件（立地、面積等）に対する要望があればお示しください。



【項目4】貴社が、横浜市でIRを設置する場合、地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出についてお示しください。

(まちの魅力向上や賑わいの創出の例としては、文化芸術・観光施策等(日本伝統の文化・芸術を活かした施策等、周辺地域、県内・国内観光地との連携等)、周辺地域との交通アクセス等をお示しください。)



【項目5】貴社が、横浜市でIRを設置する場合、IRの事業性（投資見込・収支計画、売上等）についてお示しください。

前提条件を、次のとおりとしてお考えください。

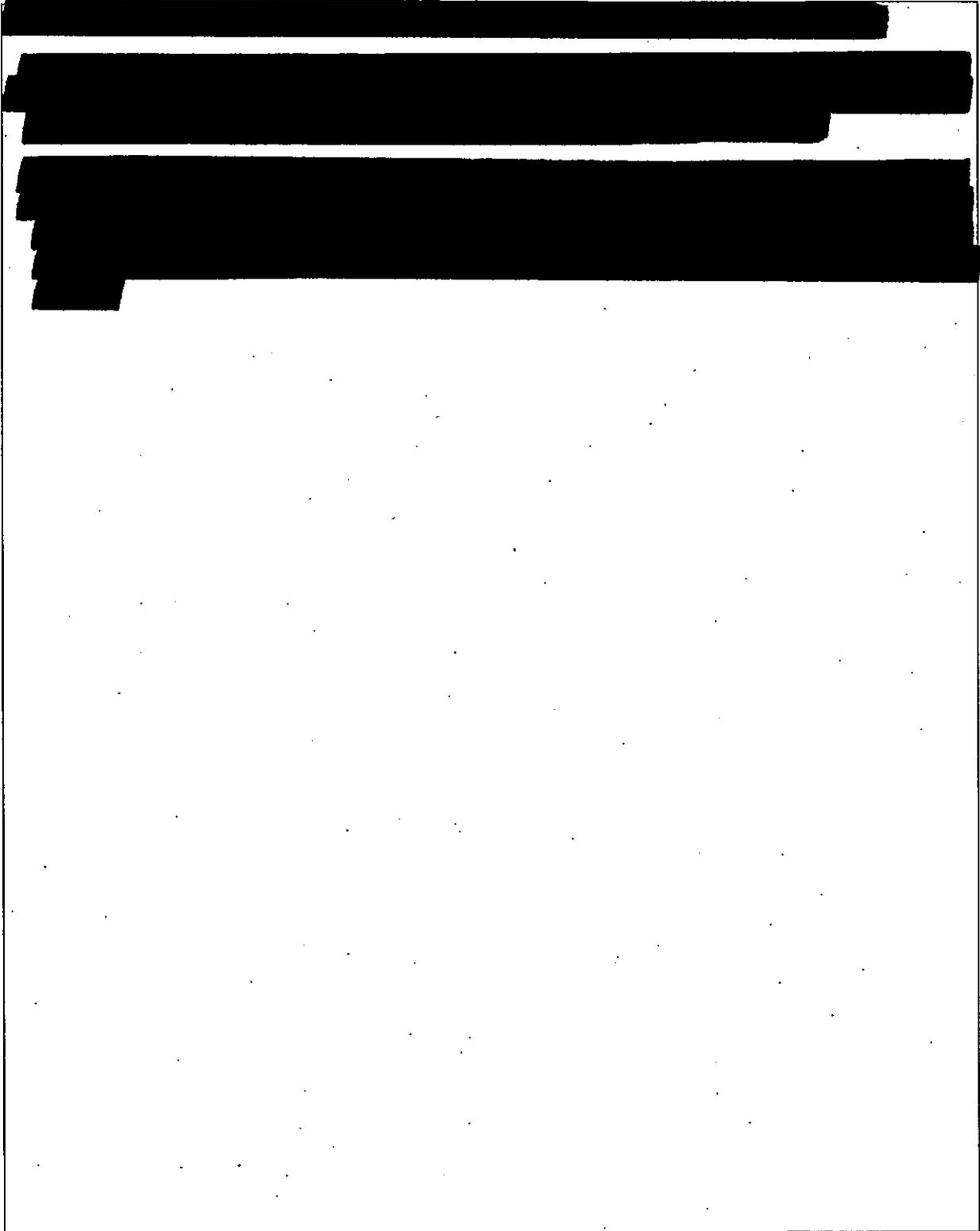
- ・ IR整備法に基づき、入場料・認定都道府県等入場料：それぞれ3千円/回、国庫納付金、認定都道府県等納付金：それぞれカジノ行為粗収益（GGR）の15%
- ・ 行政側でのインフラ投資は無とします。
- ・ 土地の扱いについては購入又は借地のいずれかをお示しいただき、借地の場合、貸付期間もお示しください。また、購入又は借地の価格算出にあたっては、想定している立地場所付近の公示価格や固定資産税路線価等を参考に、想定している用途や土地利用計画を踏まえ、算出してください。なお、実際の価格については、この限りではありません。

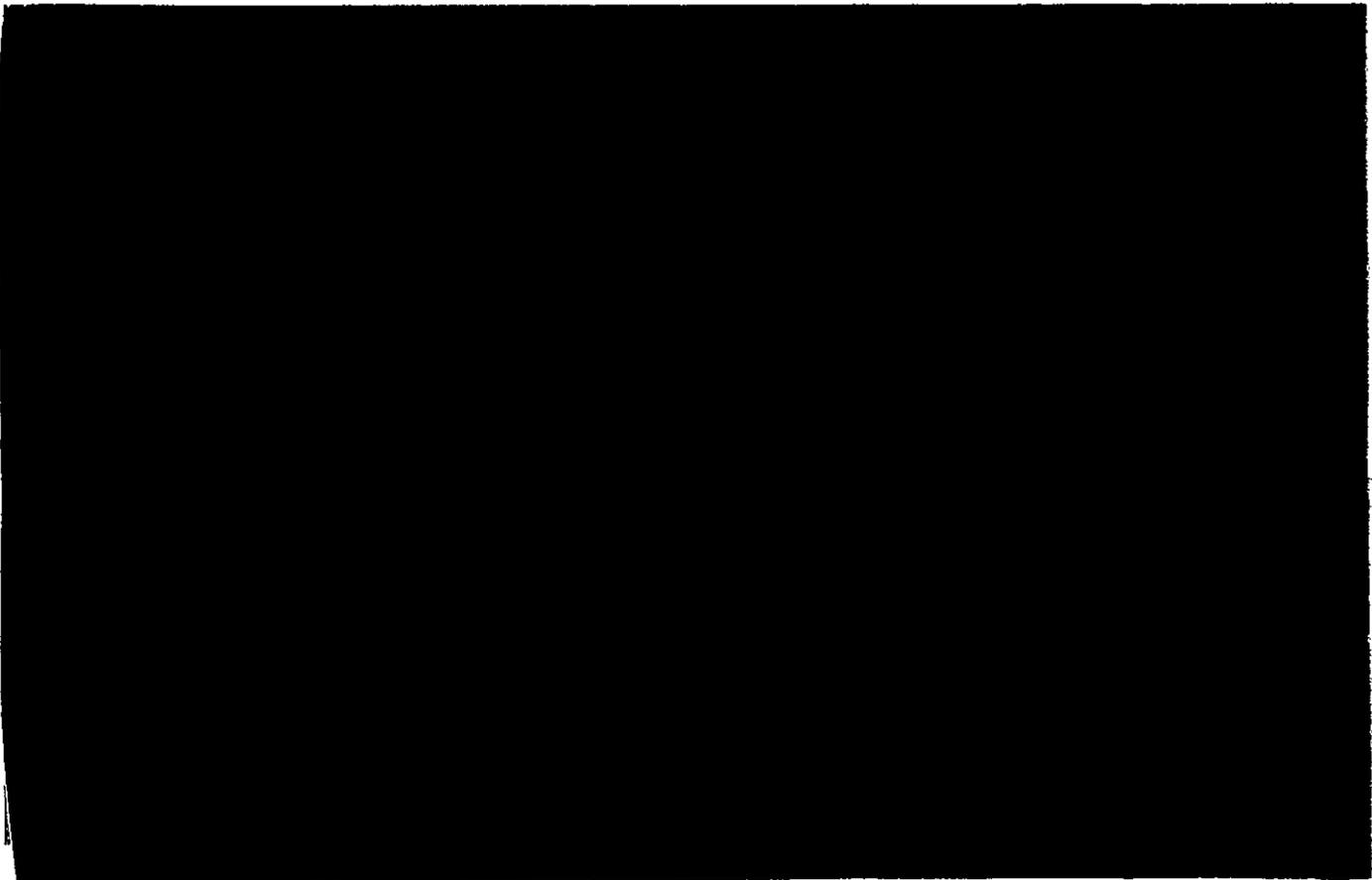
【参考】よこはまの土地と地価

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/chika/>

IV. その他

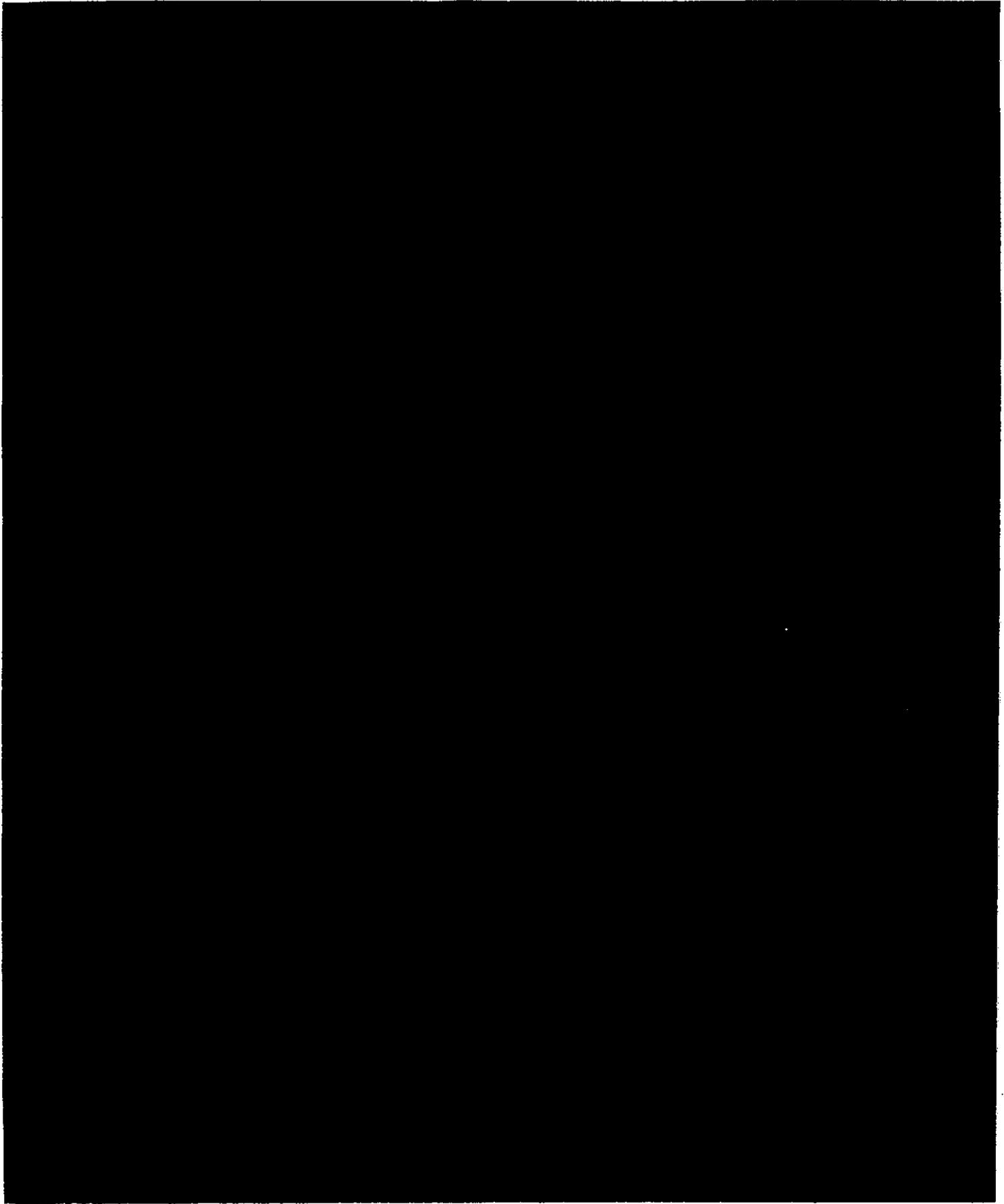
【項目 6】 その他の意見・提案などがあればご記載ください。

The content of this section is redacted with black bars. There are three main horizontal bars of varying lengths, with some smaller bars below them, completely obscuring any text that might have been present.

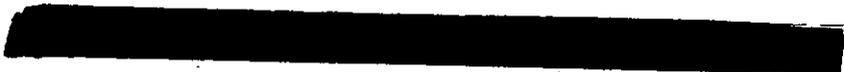
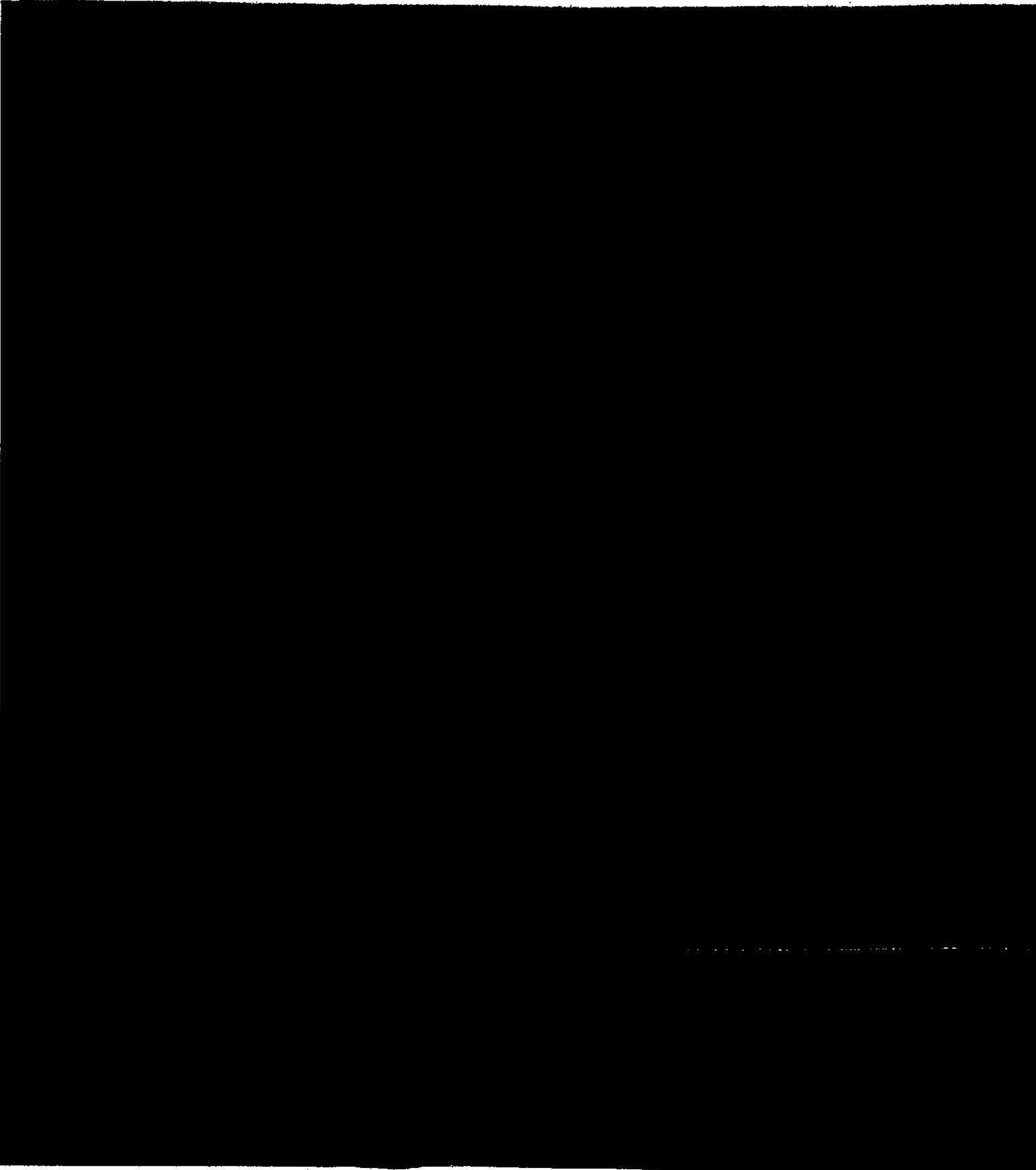


セガサミーホールディングス株式会社

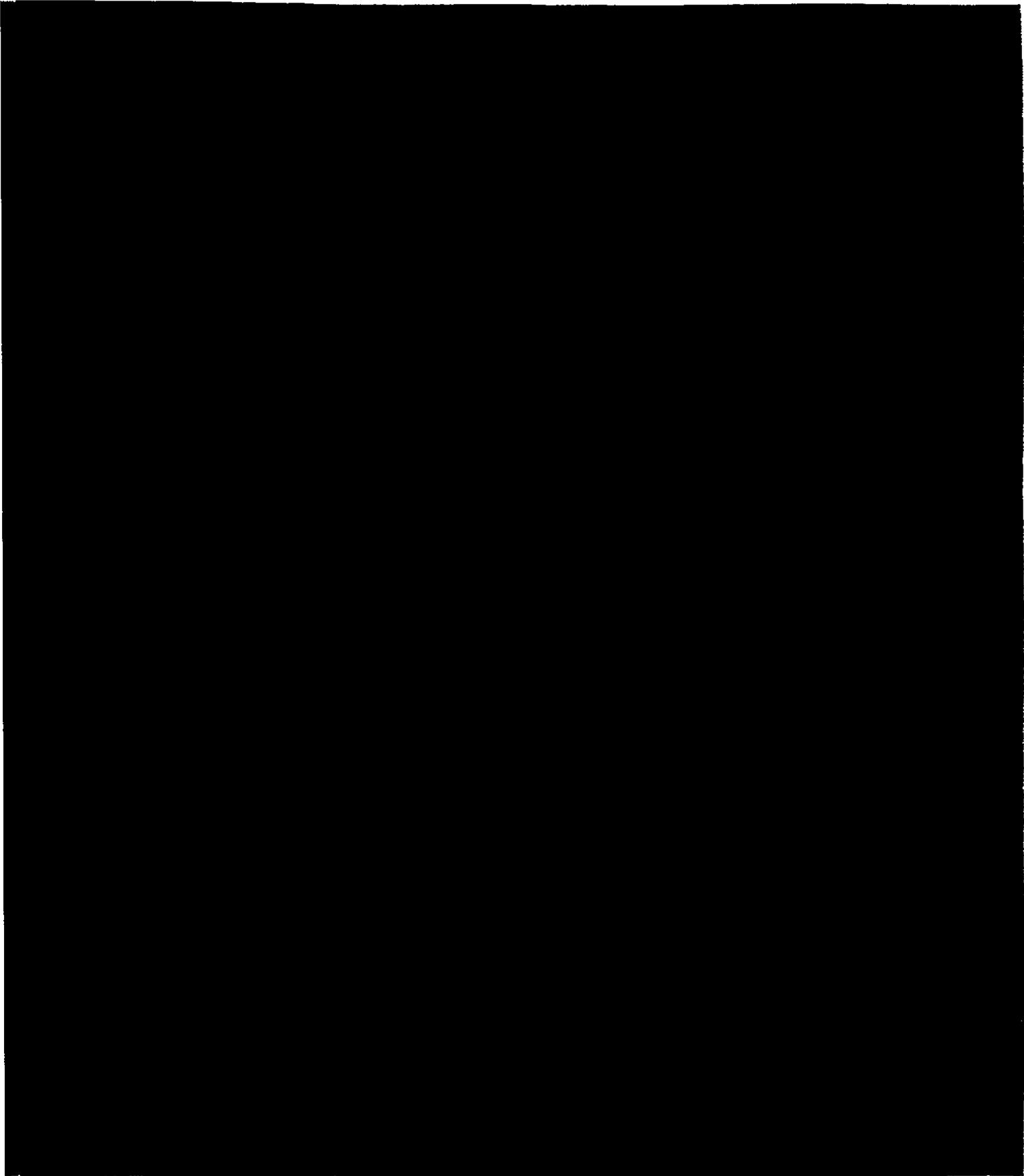
[REDACTED]

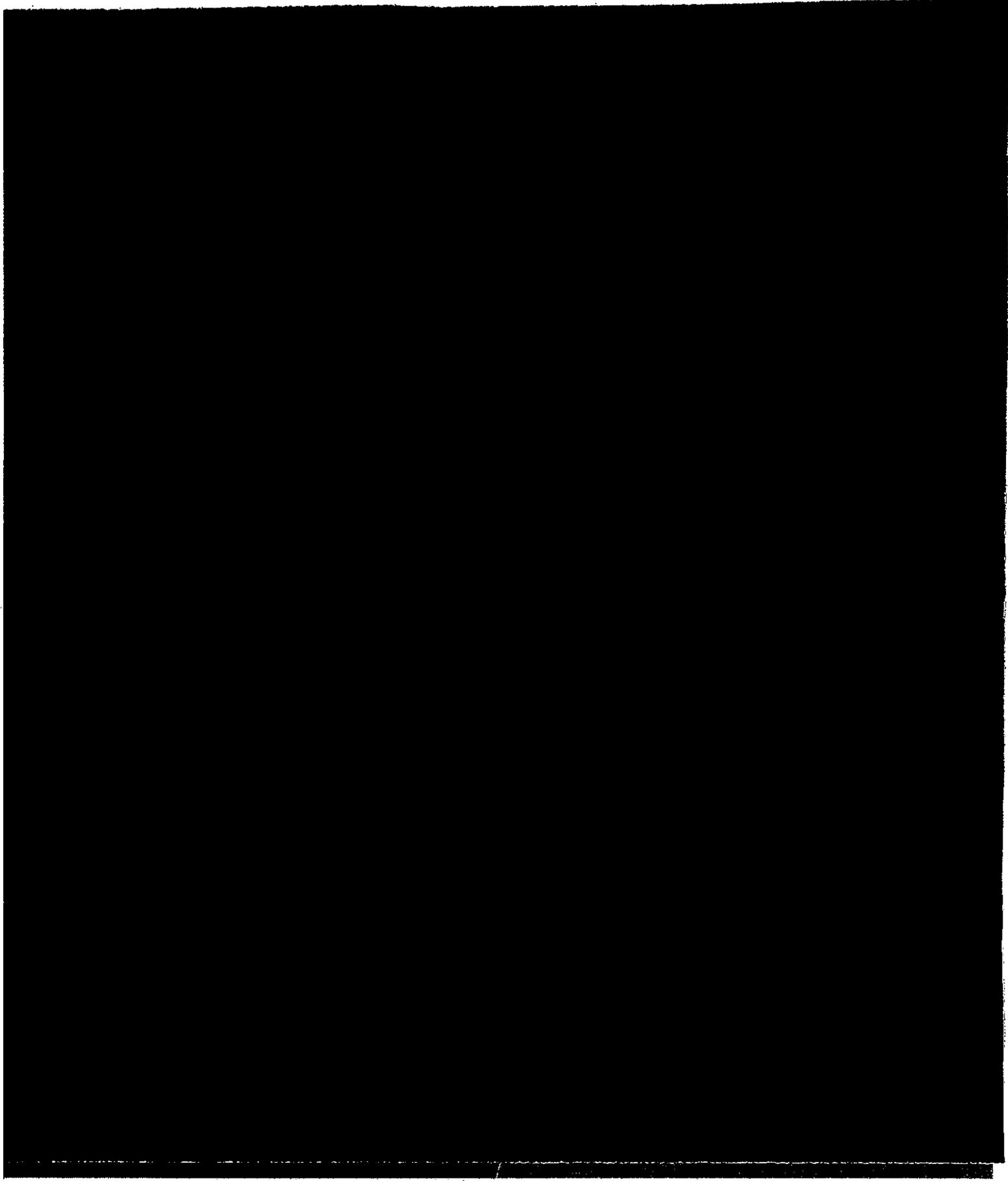


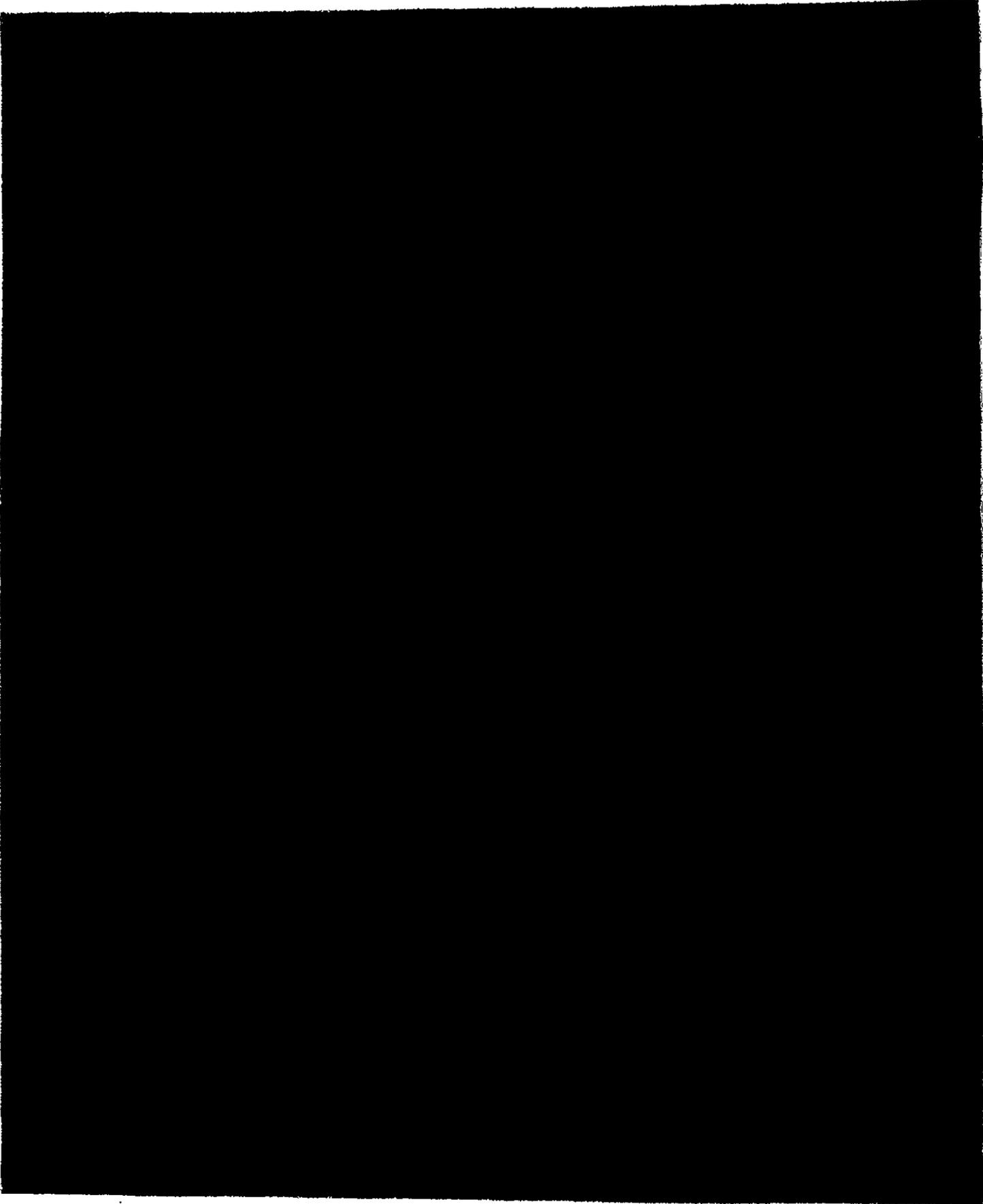


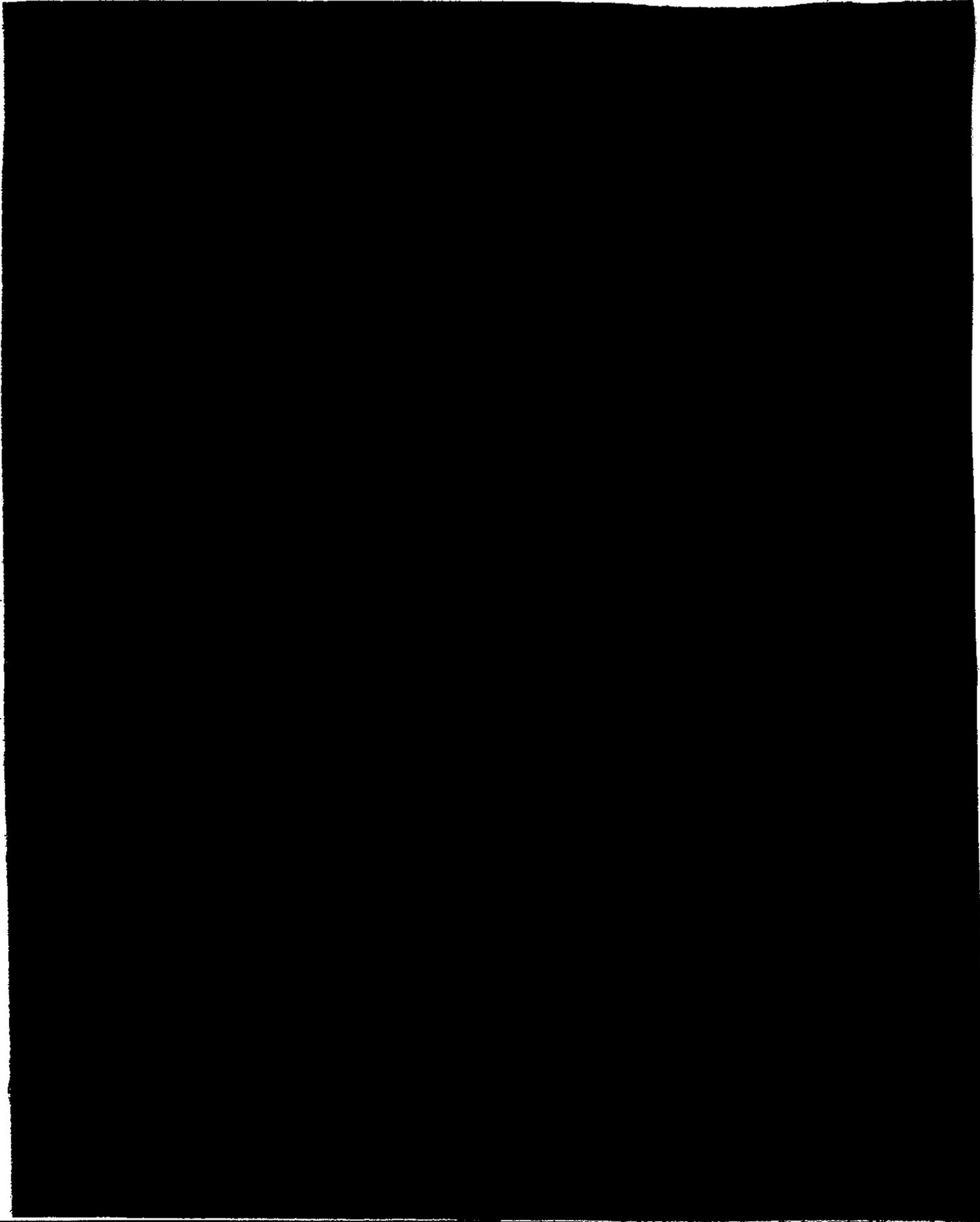


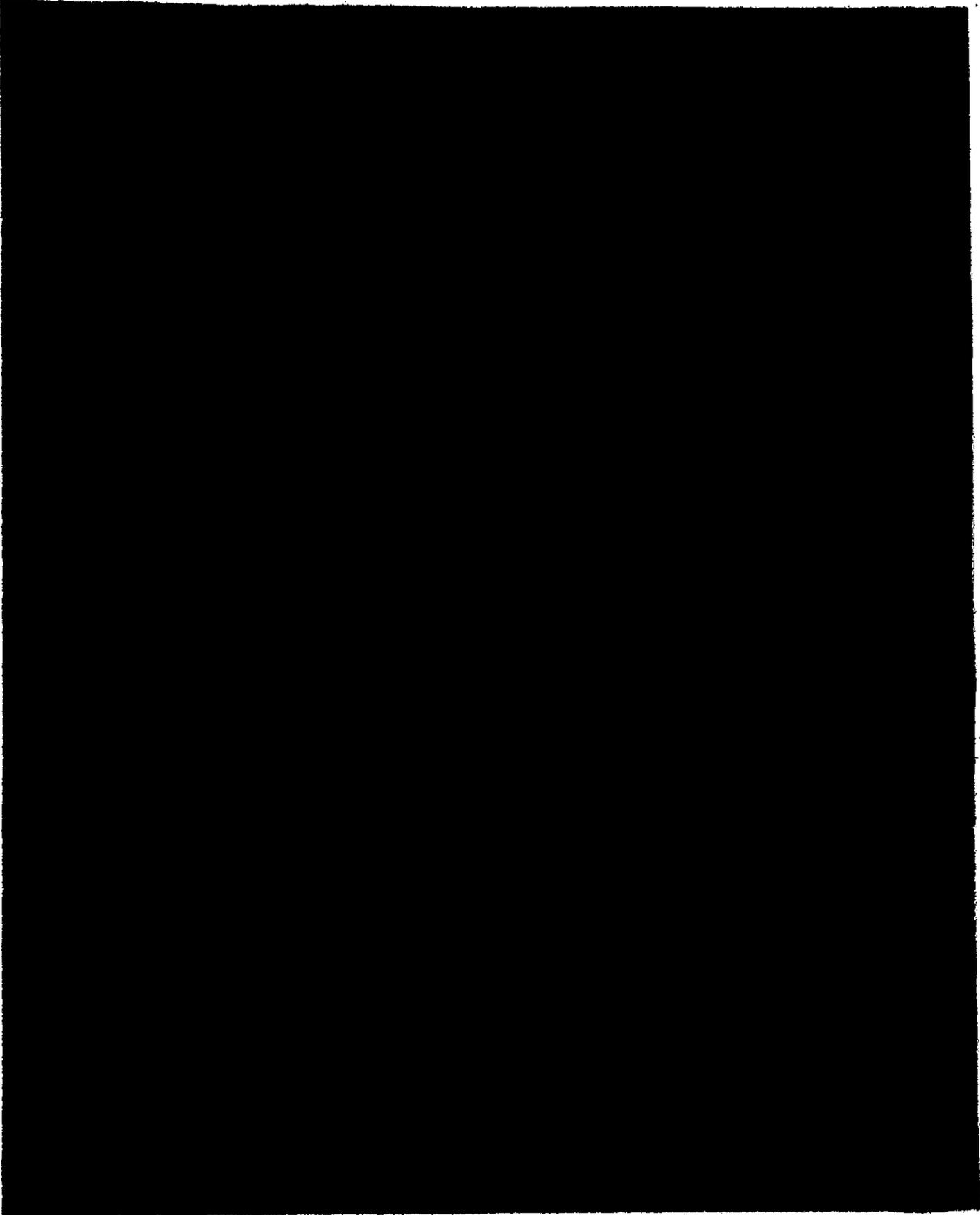
SEGASammy
HOLDINGS

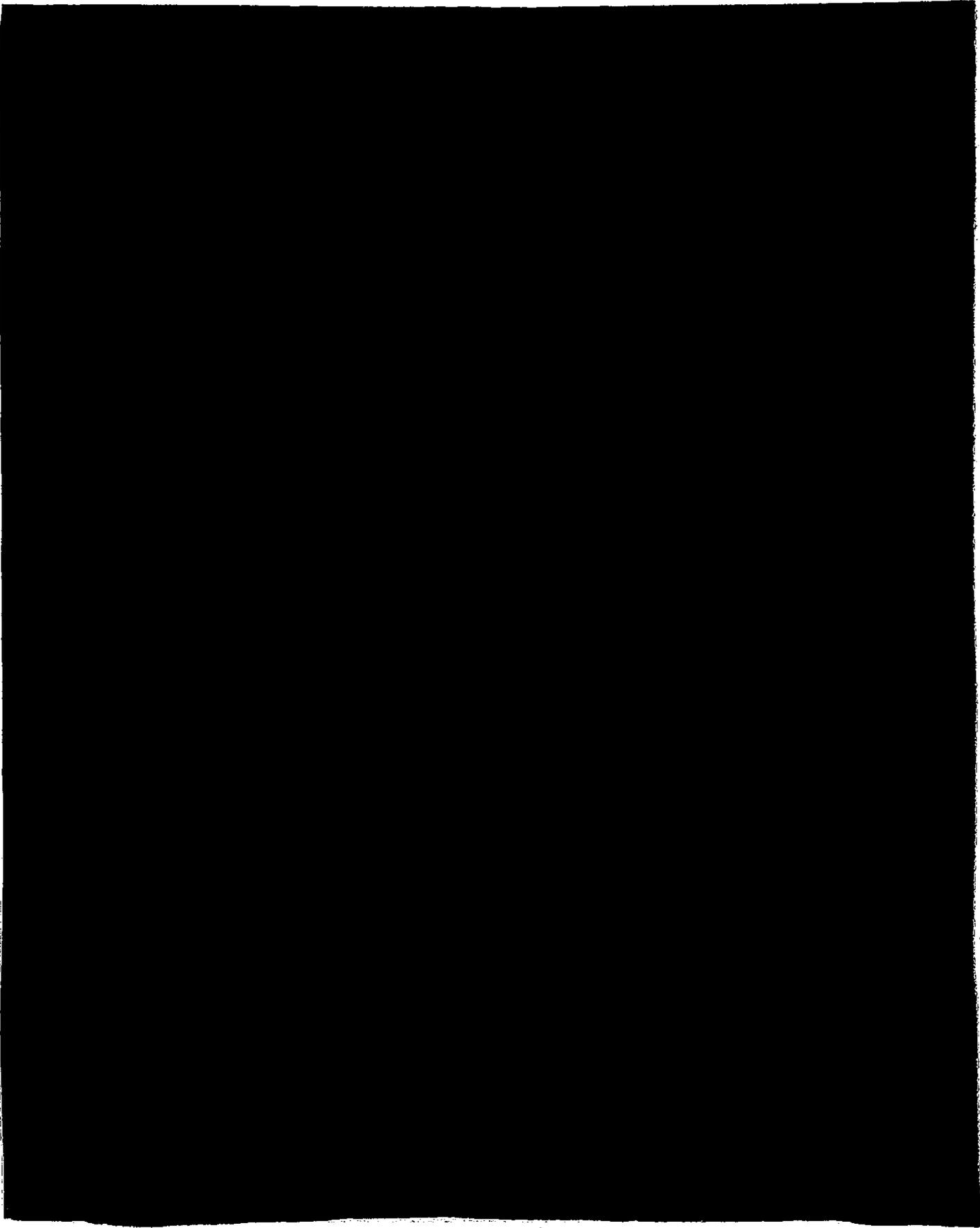


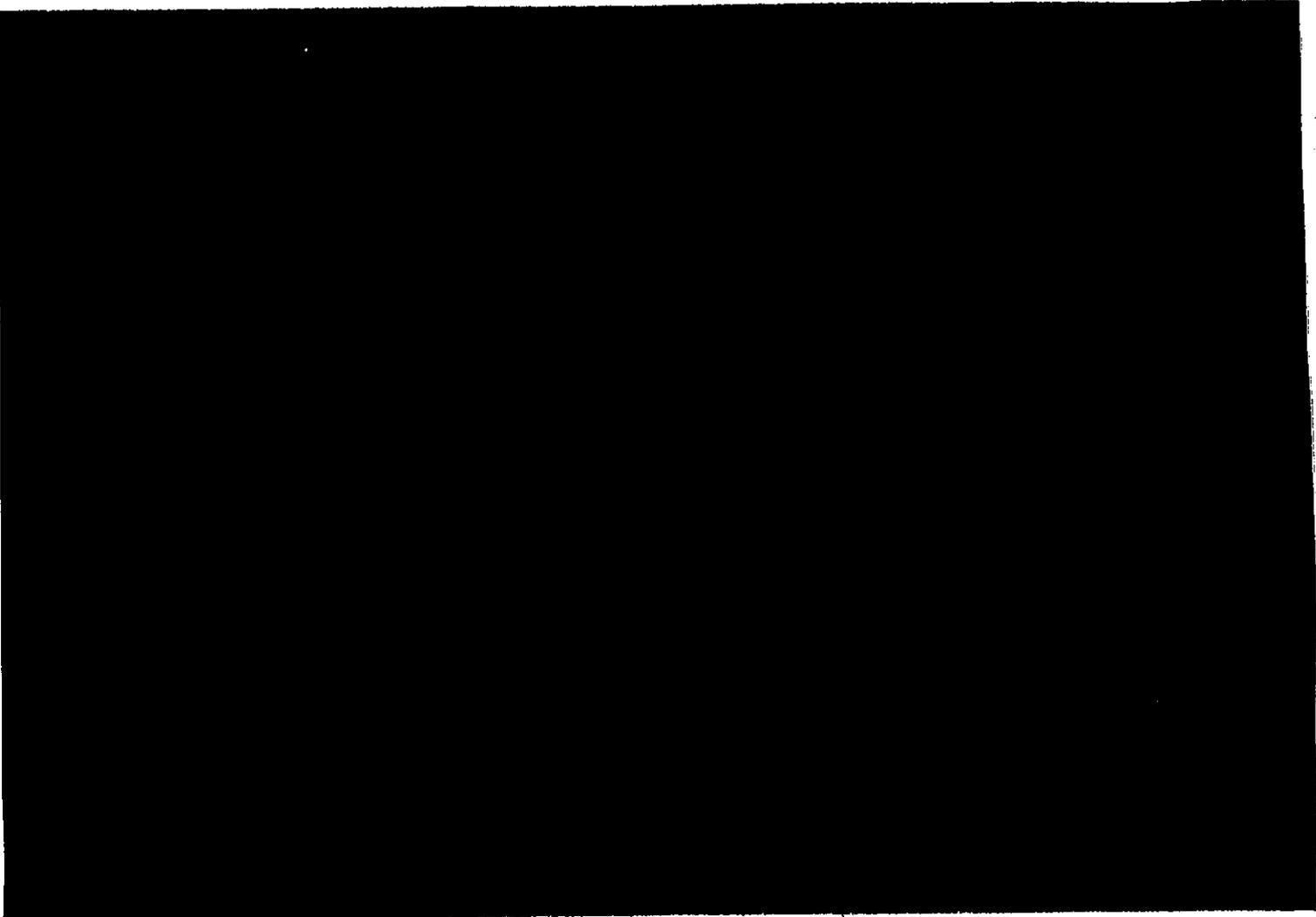


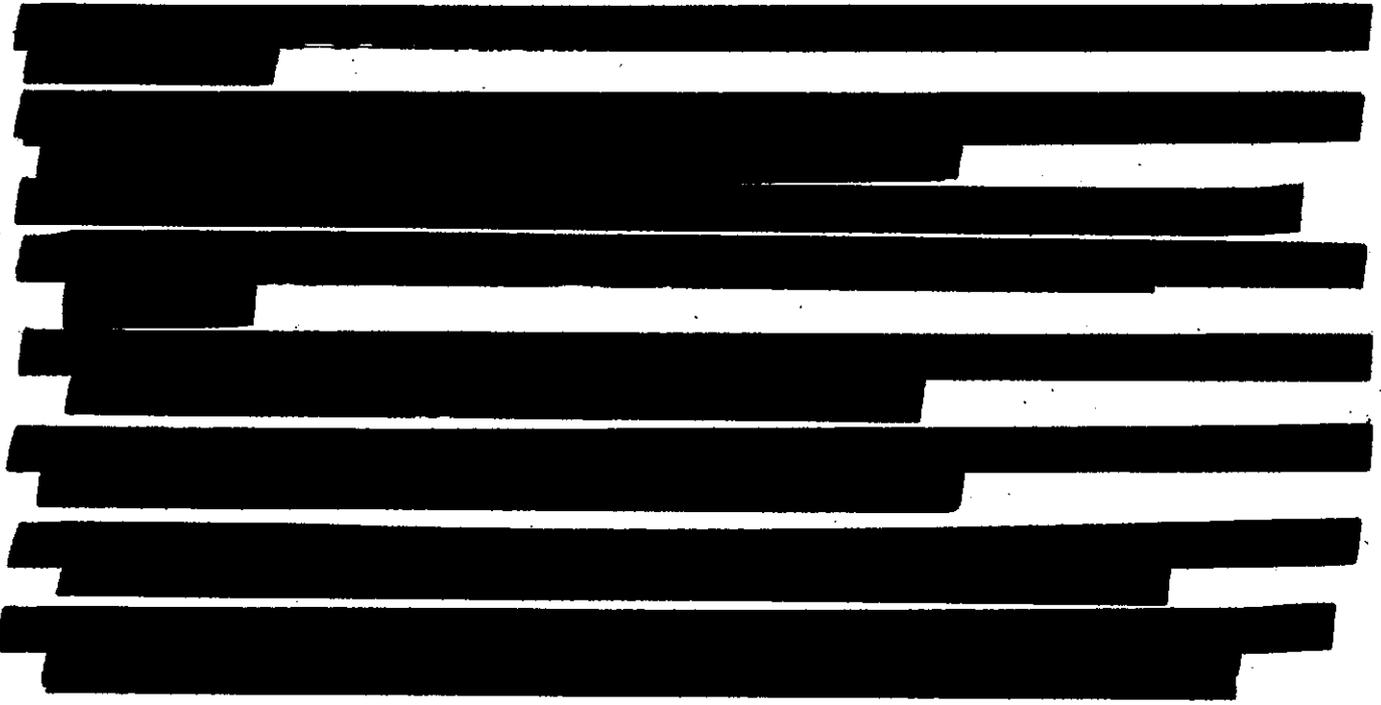






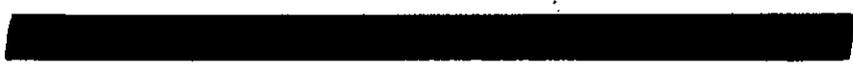
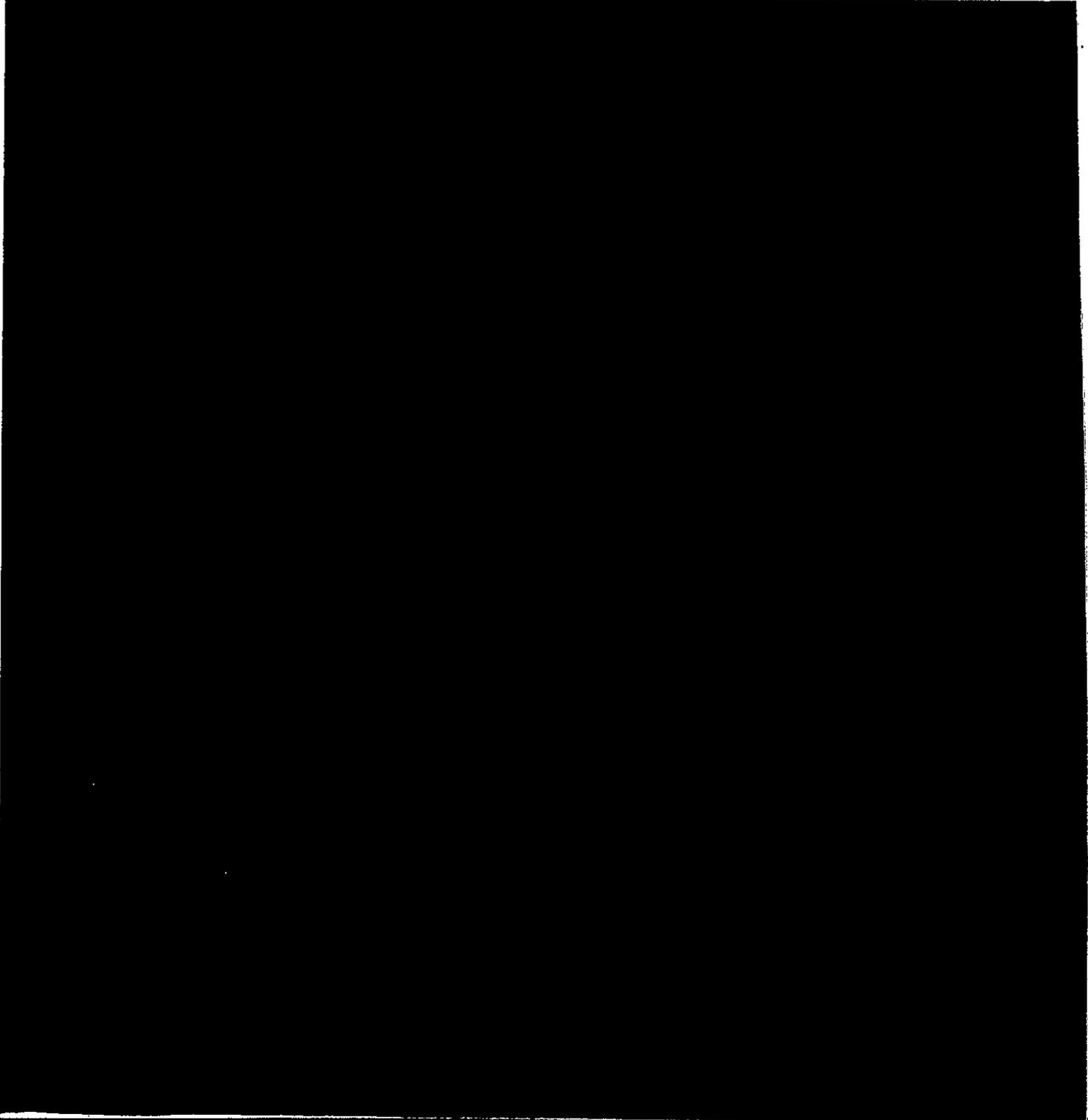
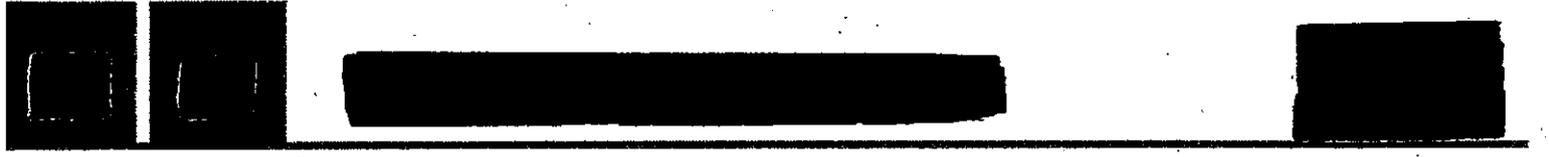






[REDACTED]

SEGASammy
HOLDINGS



SEGASammy

HOLDINGS

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

SEGASammy
HOLDINGS

講師・報告者略歴

◆ 講師

- 佐々木 一彰（東洋大学国際観光学部教授）

【略歴】

博士（地域政策学）。ホスピタリティ産業の研究を主に行っている。
17th international conference on Gambling & Risk Taking 等海外の学会でも報告を行っている。現在、科研、基盤（C）「カジノを核とする IR（統合型リゾート）の経済的効果と社会的コスト」の研究を遂行中。

◆ 講師

- 鳥畑 与一（静岡大学人文社会科学部経済学科教授）

【略歴】

1958年石川県七尾市生まれ、1977年石川県立七尾高校卒業、同年大阪市立大学商学部入学、1989年大阪市立大学経営学研究科後期博士課程修了、1989年静岡大学人文学部助教授就任、現在に至る。

◆ 報告者

- 菅野 隆雄（カジノ誘致反対横浜連絡会事務局長）

【略歴】

2014年2月市民の市長をつくる会事務局長、横浜市民団体連絡会事務局次長、2014年6月カジノ誘致反対横浜連絡会事務局長、「住民と自治」「学習の友」「消費者法ニュース」などに寄稿。

◆ 報告者

- 田中 紀子（公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表）

【略歴】

祖父、父、夫がギャンブル依存症者という三代目ギャンブラーの妻であり自身もギャンブル依存症から回復。2018年ローマ教皇主催「依存症問題の国際会議」に招聘され、我が国のギャンブル依存症問題を報告。著書に「三代目ギャン妻（高文研）」「ギャンブル依存症（角川新書）」。

パネリスト略歴

◆ パネリスト

- 金井 利之（東京大学法学部教授）

【略 歴】

1989年、東京大学法学部卒業。2006年から現職（都市行政学）。現在、自治体学会理事長。主な著書に、『コロナ対策禍の国と自治体』『自治体議会の取扱説明書』『縮減社会の合意形成』『原発被災地の復興シナリオ・プランニング』『地方創生の正体』『原発と自治体』など。

- 星野 泉（明治大学政治経済学部教授）

【略 歴】

立教大学大学院を経て2002年から現職（財政学・地方財政論）。現在、日本地方自治研究学会副会長。2005 - 06年、スウェーデンヨーテボリ大学客員研究員。主な著書に『改訂版 自治体財政がよくわかる本』、『税のかたちは国のかたち～財政再建のための24のポイント～』など。

- 大川 千寿（神奈川大学法学部教授）

【略 歴】

2007年、東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻修士課程修了。同研究科助教、熊本大学特任准教授等を経て、2013年より神奈川大学法学部にて勤務。2021年より同学部教授。専攻は政治過程論・現代日本政治。著書に『つながるつなげる日本政治』（編著、弘文堂）。

- 真城 愛弓（東洋経済新報社編集局統括編集部）

【略 歴】2013年、上智大学法学部国際関係法学科卒業。通信社勤務を経て2016年に東洋経済新報社入社。建設、不動産、流通などの業界取材を経験。2021年4月から現職。

◆ コーディネーター

- 幸田 雅治（神奈川大学法学部教授）

【略 歴】

1979年、自治省（総務省）入省。内閣官房内閣審議官，総務省自治行政局行政課長，総務省消防庁国民保護・防災部長等。現在は神奈川大学法学

部教授。2013年6月，弁護士登録。主な著書に、『行政不服審査法の使いかた』（法律文化社）『地方自治論』（同）など。